

第Ⅰ編 震災編

第1編 震災編 目次

第1部 震災に強いあきる野市を目指して.....	1
第1章 震災編の概要.....	2
第1節 計画の目的及び前提.....	2
第2節 計画の構成.....	4
第3節 計画の習熟.....	5
第4節 計画の修正.....	5
第5節 地区防災計画.....	5
第6節 あきる野市国土強靱化地域計画との関係.....	5
第2章 あきる野市の概況と被害想定.....	6
第1節 あきる野市の概況.....	6
第2節 被害想定.....	10
第3章 減災目標.....	19
目標1 死傷者を減少させる.....	19
目標2 避難者を減少させる.....	23
目標3 帰宅困難者の安全確保.....	23
第2部 施策ごとの具体的計画.....	25
第1章 あきる野市等の基本的責務と役割.....	26
第1節 基本理念及び基本的責務.....	26
第2節 あきる野市、都及び防災機関の役割.....	28
第3節 初動態勢.....	33
第2章 市民と地域の防災力向上.....	46
【予防対策】.....	46
第1節 自助による市民の防災力向上.....	46
第2節 地域による共助の推進.....	52
第3節 消防団活性化対策.....	55
第4節 事業者による自助・共助の強化.....	56
第5節 ボランティアとの連携.....	58
第6節 市民・行政・事業者等の連携.....	59
【応急対策】.....	60
第1節 自助による応急対策の実施.....	60
第2節 地域による応急対策の実施.....	60
第3節 消防団による応急対策の実施.....	61
第4節 事業者による応急対策の実施.....	62
第5節 ボランティアとの連携.....	62
第3章 安全なまちづくりの実現.....	64
【予防対策】.....	64
第1節 災害に強いまちづくり.....	64

第2節 液状化、長周期地震動への対策の強化	73
第3節 出火、延焼等の防止	74
【応急対策】	80
第1節 消火・救助・救急活動	80
第2節 河川施設等の応急対策による二次被害防止	80
第3節 危険物等の応急措置による危険防止	86
【復旧対策】	94
第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	94
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	95
【予防対策】	95
第1節 道路・橋りょう	95
第2節 鉄道施設	96
第3節 河川等	96
第4節 緊急輸送ネットワークの整備	97
第5節 水道	97
第6節 下水道	97
第7節 電気・ガス・通信等	98
第8節 ライフラインの復旧活動拠点の確保	99
第9節 エネルギーの確保	99
【応急対策】	100
第1節 道路・橋りょう	100
第2節 鉄道施設	101
第3節 河川等	102
第4節 水道	103
第5節 下水道	104
第6節 電気・ガス・通信等	105
【復旧対策】	111
第1節 道路・橋りょう	111
第2節 鉄道施設	111
第3節 河川等	111
第4節 水道	112
第5節 下水道	113
第6節 電気・ガス・通信等	113
第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化	116
【予防対策】	116
第1節 初動対応体制の整備	116
第2節 業務継続体制の確保	116
第3節 消火・救助・救急活動体制の整備	117
第4節 広域連携体制の構築	118
第5節 応急活動拠点の整備	119

【応急対策】	120
第1節 消火・救助・救急活動	120
第2節 応援協力・派遣要請	133
第3節 応急活動拠点の調整	147
第6章 情報通信の確保	148
【予防対策】	148
第1節 防災通信体制整備	148
第2節 市民相互の情報連絡等の環境整備	148
【応急対策】	149
第1節 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）	150
第2節 被害状況等報告及び災害地調査報告	155
第3節 災害広報・広聴活動の充実	160
第4節 市民相互の情報連絡等	165
第7章 医療救護・保健等対策	166
【予防対策】	166
第1節 救助体制の強化	166
第2節 医療体制の強化	166
第3節 医薬品等の確保	169
第4節 防疫体制の整備	173
第5節 遺体の取扱体制の整備	173
【応急対策】	174
第1節 救助・救急活動	175
第2節 医療救護等対策	176
第3節 保健衛生	183
第4節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等	184
【復旧対策】	190
第1節 防疫体制の確立	190
第2節 火葬等	194
第8章 帰宅困難者対策	196
【予防対策】	196
第1節 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底	196
第2節 帰宅困難者への情報通信体制整備	200
第3節 一時滞在施設の確保	201
第4節 徒歩帰宅支援のための体制整備	203
【応急対策】	206
第1節 駅周辺での混乱防止	207
第2節 事業者等における帰宅困難者対策	208
【復旧対策】	209
第1節 帰宅支援	209

第9章 避難者対策	211
【予防対策】	211
第1節 避難体制の整備（避難行動要支援者の支援対策を含む）	211
第2節 避難場所及び避難所の指定・安全化	220
第3節 避難所の管理運営体制の整備等	225
第4節 避難所等以外への避難	227
【応急対策】	228
第1節 避難誘導	229
第2節 避難所の開設・運営	232
第3節 ボランティアの受入れ	237
第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進	238
【予防対策】	238
第1節 水、食料、生活必需品等の備蓄	238
第2節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	239
第3節 輸送体制の整備	240
第4節 輸送車両等の確保	240
【応急対策】	241
第1節 生活必需品等の供給	242
第2節 食料の供給	246
第3節 飲料水の供給	252
第4節 支援・義援物資の取扱い	253
第5節 輸送車両の確保	254
【復旧対策】	259
第1節 多様なニーズへの対応	259
第2節 炊き出し	259
第3節 水の安全確保	259
第4節 生活用水の確保	260
第5節 物資の輸送	261
第11章 市民の生活の早期再建	262
【予防対策】	262
第1節 生活再建のための事前準備	262
第2節 トイレの確保及びし尿処理	262
第3節 ごみ処理	263
第4節 がれき処理	263
第5節 災害救助法等	264
【応急対策】	265
第1節 被災建築物の応急危険度判定	266
第2節 被災宅地の危険度判定	266
第3節 家屋被害状況調査等	267
第4節 リ災証明書の交付準備	267

第5節 義援金の募集・受付	268
第6節 トイレの確保及びし尿処理	269
第7節 ごみ処理	271
第8節 がれき処理	272
第9節 災害救助法の適用	273
第10節 激甚災害の指定	276
第11節 応急教育	284
第12節 労働力の確保	289
【復旧対策】	291
第1節 り災証明書の交付	291
第2節 被災住宅の応急修理	295
第3節 応急仮設住宅等の供与	297
第4節 被災者の生活確保	301
第5節 義援金の募集・受付・配分	305
第6節 中小企業への融資	307
第7節 農林業関係者への融資	307
第8節 がれき処理の実施	307
第9節 災害救助法の運用等	308
第3部 災害復興計画	325
第1章 復興本部	326
第1節 復興本部の設置	326
第2章 震災復興計画の策定	327
第1節 復興計画	327
第2節 特定分野計画の策定	328
第3節 被災者総合相談所の設置	329
第4部 南海トラフ地震等防災対策	331
第1章 対策の方針	333
第1節 対策の目的	333
第2節 南海トラフ地震等防災対策の基本的な考え方	333
第2章 南海トラフ巨大地震等による被害想定	334
第1節 地震動（地震のゆれ）	334
第2節 液状化	334
第3節 被害	334
第3章 南海トラフ地震等防災対策	336
第1節 対策の考え方	336
第2節 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件	336
第4章 東海地震事前対策	338
第1節 対策の考え方	338
第2節 防災関係機関の業務大綱	339
第3節 事前の備え	339

第4節 東海地震に関連する調査情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置	344
第5節 警戒宣言時の対応措置	347
第6節 市民・事業者等のとるべき措置	382

第1部 震災に強い あきる野市を目指して

第1部

第1編
震災編

第2部

第3部

第4部

第2編
風水害編

第1部

第2部

第3部

第3編
雪害編

第4編
火山編

第5編
その他編

資料編

第1章 震災編の概要

あきる野市(以下「あきる野市」又は「市」という。)は、市民と協働のまちづくりを進める中で、災害に強いまちづくりと地域防災力の強化に努めるため、あきる野市地域防災計画(震災編)(以下、「本計画」という。)を定め、防災・安心地域委員会などと連携し、国土強靱化の基本理念を踏まえ、防災対策に取り組む。

第1節 計画の目的及び前提

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、あきる野市防災会議が作成する計画で、市の総合的な災害対策の基本となるものである。その目的は、市、防災関係機関、市民組織等が所持する全機能を効率的に発揮して、市の地震災害に対する防災体制の強化を図り、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策が迅速かつ適切に実施される災害に強い安全な地域社会づくりと市域並びに市民の生命・身体及び財産を災害から保護することにある。

2 計画の前提

本計画は、首都直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月25日東京都防災会議公表)、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの大規模地震から得た教訓、近年の社会経済情勢の変化及び市民、市議会等の各種意見を可能な限り反映し、策定する。

防災対策については、減災に向けた事前防災の充実と被災者の視点に立って対策を推進することが重要である。とりわけ、高齢者、障がい者、女性、乳幼児、外国人等に対しては、きめ細かい配慮が必要となる。災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえ、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、男女双方の視点や性的マイノリティに配慮した防災対策を推進していく。

本計画の推進においては、第2次あきる野市総合計画に位置付けられた施策とSDGsとの関連性を踏まえ、持続可能な災害への強靱性を確保し、そして誰一人取り残さない、総合的な対策の実施に向け取り組むこととする。

また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進していく。

これら対策の推進に合わせ、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。

3 計画の目標

本計画の目標は、起こりうる災害による被害を可能な限り減少させる事前防災を基本とし、都市整備を進めるとともに、災害発生時や発生のおそれがあるときに、迅速かつ適切な行動がとれるようにするため、(1)災害に強い都市整備、(2)災害に強い市民の育成、(3)市及び関係機関・団体等の災害対応力の向上により、災害に強いまちとすることである。

(1) 災害に強い都市整備

災害に対する万全の備えを維持するため、国土強靱化地域計画の基本目標などに基づき、事前防災を適切に進める。このことにより、被害を減少させるための機能の確保、被害の拡大を防止する機能の確保及び安全な都市空間の確保を図る。

また、公共施設における災害対応力の更なる強化についても推進する。

(2) 災害に強い市民の育成

災害に対する強い関心と深い理解をもって、普段から必要な備えを行うとともに、災害時には冷静沈着に行動することができる市民を育成する。

(3) 市及び関係機関・団体等の災害対応力の向上

災害対策における連携と役割の明確化、連絡体制の整備・充実及び実践的な防災訓練の実施による検証と改善により、災害対応力の継続的な向上を図るなど、災害に強い防災体制の整備を進めることで、被害の減少と2次被害の防止を図る。

4 他の法令に基づく計画との関係

本計画は、国の防災基本計画、東京都地域防災計画及び防災関係機関が作成する防災業務計画に整合するよう定める。

第1部	第1編	震災編
第2部	第2編	風水害編
第3部	第3編	雪害編
第4部	第4編	火山編
第5部	第5編	その他編
資料編		

第2節 計画の構成

本計画は、第1節の目的を達成するための基本的な計画であり、恒久性を有し、法令等に特別な規定がある場合のほか、市の地域防災に関しては本計画によるものとし、次の性格及び災害の範囲を有するものとする。

- (1) 本計画は、震災対策に関する市の処理すべき事務や業務をはじめ、東京都（以下「東京都」又は「都」という。）その他の防災関係機関が処理する事務や業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。
- (2) 本計画は、市、都その他の防災関係機関の役割や責任を明確にすることで、その事務や業務が能動的に取り組まれる計画である。
- (3) 本計画は、総合的な防災対策の基本となるもので、災害に強い安全なまちづくり、震災時の迅速かつ適確な応急対策、防災行政の基本姿勢、震災に対する市民の心がまえ、防災施策の大綱等について、策定するものである。
- (4) 災害予防対策については、事前防災計画である国土強靱化の基本理念や災害応急対策を踏まえたハード及びソフト対策のほか、国土保全事業を含めるとともに、国や他の公共団体の事業を活用し策定するものとする。
- (5) 災害応急対策においては、活動体制の確立、情報の収集・伝達、避難指示等、避難所の感染対策等二次災害防止について、具体的かつ実践可能な基準、方法等を定めるものとする。その中で市民等に対して、地域の災害危険性（リスク）や避難場所、避難所を周知するとともに、防災意識、知識、行動力の向上を図る。また、避難行動要支援者名簿の整備のほか、福祉避難所等の確保や体制整備などを定める。

第3節 計画の習熟

各防災関係機関は、日頃から危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通じて本計画の習熟に努め、地震災害への対応能力を高めるものとする。

第4節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年度検討を加え、必要があると認めるときは修正する。したがって、必要に応じて各防災関係機関は、関係のある事項について、計画の修正案をあきる野市防災会議に提出するものとする。

第5節 地区防災計画

一定の地区内の市民及び事業者等が、協働して行う防災活動、訓練、備蓄等を定めた防災活動計画を地区防災計画として、あきる野市防災会議に提案した場合、防災会議において盛り込みの可否を判断した上で地域防災計画に定めることができる。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画が定められる場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう支援する。

また、策定地区においては、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第6節 あきる野市国土強靱化地域計画との関係

市域で発生しうる自然災害において、起きてはならない最悪の事態を想定し、そうならないために事前に備える取組を示したものが、国土強靱化地域計画である。あきる野市では令和4年3月に策定した第2次総合計画の中に、あきる野市国土強靱化地域計画を含めている。

あきる野市国土強靱化地域計画は、市の総合計画とともに、市で定める計画の上位に位置するもので、本計画については、あきる野市国土強靱化地域計画の基本理念や方針に則した内容でなければならない。このことから、本計画においては、起こりうる被害を可能な限り減少させる事前防災に重点を置いて構成している(第2編～第5編も同様)。

第1部	第1編	震災編
第2部	第2編	風水害編
第3部	第3編	雪害編
第4部	第4編	火山編
第5部	第5編	その他編
資料編		

第2章 あきる野市の概況と被害想定

第1節 あきる野市の概況

あきる野市の自然環境及び社会的環境等の地域特性は、おおむね次に示すとおりである。市の防災対策を推進するに当たっては、これら環境の変化や地域特性の特徴を踏まえるものとする。

I 自然的環境

(1) 位置及び面積

あきる野市は、都心から西へ約40～50km圏に位置し、東は福生市、羽村市、西は檜原村、奥多摩町、南は八王子市、北は日の出町、青梅市に接している。広がり、東西に18.0km、南北に12.7kmで、面積は73.47km²であり、地目別(平成28年1月1日現在、土地概要調書)にみると、宅地が11.2%、田が0.7%、畑が6.7%、山林が25.3%、その他が56.1%である。

(2) 地勢及び地形

市の地形は、山地、丘陵地、台地、低地によって構成されている。標高は、西から東に向かって低くなっており、養沢の約1,040mから二宮神社付近の約135mまで約900mの標高差がある。

山地は、市域の西部に大きく広がっており、秋川・養沢川・盆堀川などが流れ、渓谷を形成している。

丘陵地は、市域の南に秋川丘陵、北に羽村草花丘陵などが広がっている。

台地は、古くから秋留台地と呼ばれ、市街地は主にこの地域に形成されている。

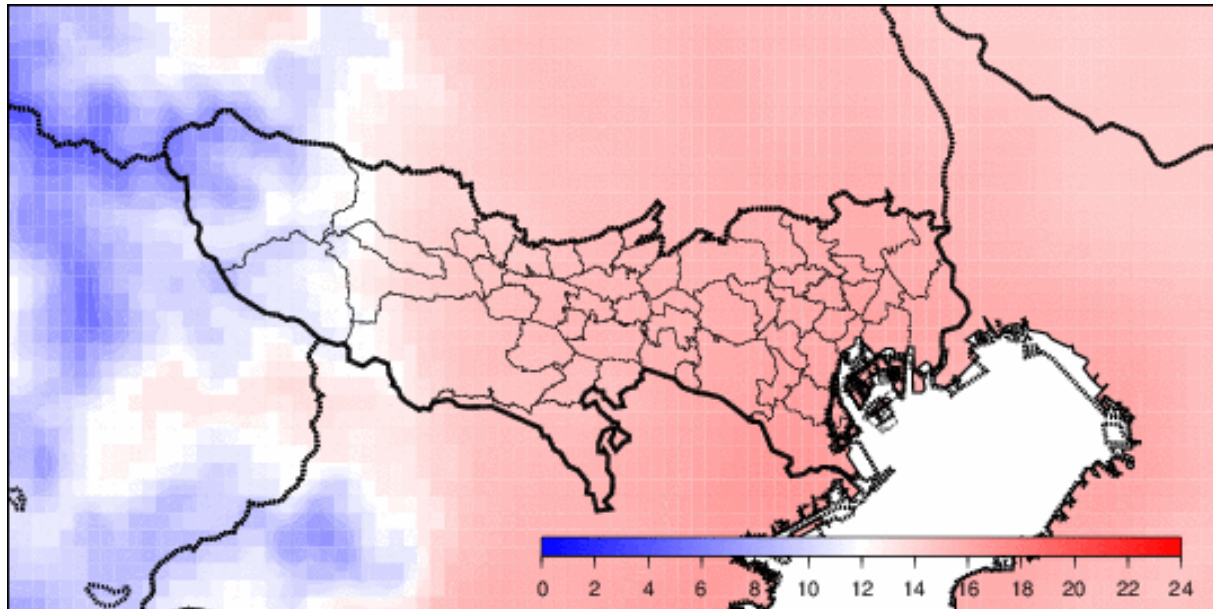
低地は、東部の秋川・平井川沿い及び多摩川沿いに広がっている。

(3) 気象

年間の平均気温は10年間で1度上昇し、12～14℃前後（西部の山地の一部を除く）で都心部と比較すると2～3℃程度低い。年間の降水量も100mm増加し、約1,600mmで、都心部を若干上回る。

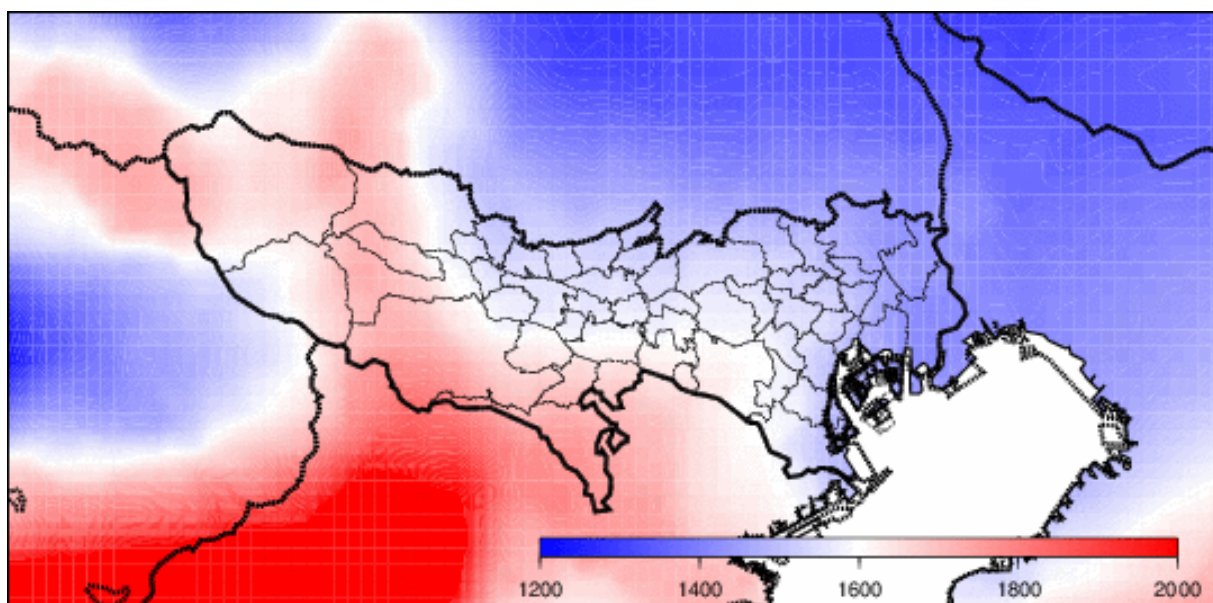
〈年間平均気温の分布図〉（1991年～2020年の平年値）

データ提供：東京管区気象台



〈年間降水量の分布図〉（1991年～2020年の平均値）

データ提供：東京管区気象台



第1部	第1編	震災編
第2部	第2編	風水害編
第3部	第3編	雪害編
第4部	第4編	火山編
第5部	第5編	その他編
資料編		

第2章 あきる野市の概況と被害想定

第1節 あきる野市の概況

2 社会的環境

(1) 人口・世帯数

市の総人口は、令和4年4月1日現在の住民基本台帳によると 79,931 人で、世帯数は 36,555 世帯である。

また、1世帯当たり 2.19 人、人口密度は 1.088 人/㎢である。平成25年から令和4年まで、年齢構成別の、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）でみると次のとおりである。

〈年齢構成別人口〉（平成25年～令和4年）

	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年/ 令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
年少人口	11,319	11,214	10,975	10,755	10,536	10,368	10,205	9,982	9,722	9,470
生産年齢人口	49,723	49,143	48,381	47,881	47,482	46,967	46,710	46,480	46,242	46,224
老年人口	20,762	21,543	22,263	22,807	23,297	23,590	23,816	24,113	24,213	24,237
総人口	81,804	81,900	81,619	81,443	81,315	80,925	80,731	80,575	80,177	79,931

(注)単位:人

(2) 昼夜間人口

市の昼夜間人口(平成27年国勢調査)は、昼間人口が 69,906 人に対し、夜間人口は 80,954 人となっており、昼間人口は夜間人口の 86.4%である。また、市外へ通勤・通学している人は 22,304 人で、市外から通勤・通学して来る人は 11,256 人である。

(3) 土地利用

土地利用の現況をみると、「その他」を除くと山林面積が最も多く、その次が宅地となっている。

〈土地利用の現況〉(平成28年1月1日、固定資産概要調書より)

	合計	宅地	田	畑	山林	その他
面積 (ha)	7,347.0	822.4	54.3	492.9	1,858.6	4,118.8
構成比 (%)	100.0	11.2	0.7	6.7	25.3	56.1

(注)非課税地は、その他に含まれています。

(4) 産業の動向

第1次産業人口は、平成27年調査と比べ令和2年は若干減少している。第2次産業人口は、平成12年から減少傾向にあったが、平成27年調査と比べ令和2年は増加している。第3次産業人口についても、平成27年調査と比べ令和2年は増加している。

〈産業別従業人口の推移〉(昭和50年～平成27年、国勢調査より)

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第1次産業	1,138	983	823	832	908	751	773	613	628	607
第2次産業	4,922	5,984	6,912	8,188	8,490	12,223	10,706	8,577	7,906	8,146
第3次産業	7,519	9,023	10,244	11,802	14,610	24,843	25,748	25,748	23,449	25,119

(注)単位:人

東京都の「都市計画区域の整備・開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」(令和3年3月改定)の中で、秋多都市計画区域の将来像として、「職住が近接した自立都市を目指し、土地区画整理事業などの計画的な市街地整備により、自然と開発を調和させた産業施設の立地、農業や自然環境と調和した住宅地の形成及び鉄道駅等を中心に日常生活を支える商業施設、生活利便施設等の集積を図る。」とされている。

第1部	第1編	震災編
第2部	第2編	風水害編
第3部	第3編	雪害編
第4部	第4編	火山編
第5部	第5編	その他編
資料編		

第2節 被害想定

発生しうる地震規模や市域内で発生する被害について、最悪の事態を想定し、そうならないよう事前防災として取り組むことは、震災による被害を最大限減少させることを目的とした震災対策を推進する上で極めて重要である。

都は、東日本大震災を踏まえ、平成24年に「首都直下地震等による東京の被害想定」、平成25年に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を策定し、これらの想定に基づき、これまで様々な防災対策を推進してきた。

前回被害想定から約10年が経過するが、この間、住宅の耐震化や不燃化など、安全・安心な東京を実現するための取組が着実に進展する一方、高齢化の進行や単身世帯の増加など都内の人口構造や世帯構成が変化している。

また、平成28年熊本地震など全国各地で大規模な地震が頻発する中で、最新の知見等が蓄積されるとともに、南海トラフ巨大地震の発生確率も上昇している。

そこで今回、この10年間の様々な変化や最新の科学的知見を踏まえ、首都直下地震等発生時の被害の全体像を明確化するとともに、今後の都の防災対策の立案の基礎とするため、東京都防災会議の基に地震部会を設置し、被害想定を見直し、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(以下「被害想定報告書」という)を公表した。

市は、震災対策を推進するに当たって、被害想定報告書で想定されたモデルを確認すると、本市において大きな被害の発生が予測されるのは立川断層帯地震と多摩東部直下地震となる。そこで、本地域防災計画では、最も被害が大きくなる立川断層帯地震を計画の前提としての想定地震とする。

I 前提条件

(1) 想定地震

項目	内容	
種類	立川断層帯地震	多摩東部直下地震
震源	東京都多摩地域	東京都多摩地域
規模	マグニチュード7.4	マグニチュード7.3
発生確率	0.5～2%	70%

(2) 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される被害
冬の夕方 18 時 風速 4m/秒 8m/秒	○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 ○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ○ ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 ○ 鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で、人的被害や交通機能支障による影響が大きい。
冬の昼 12 時 風速 4m/秒 8m/秒	○ オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。 ○ 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ○ 住宅内滞留者数は 1 日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は、朝夕と比較して少ない。
冬の朝 5 時 風速 4m/秒 8m/秒	○ 兵庫県南部地震と同じ発生時間帯 ○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。

2 想定結果の概要

本市で最も地震の揺れが大きいと予測されるのが立川断層帯の地震で、冬の夜 18 時、風速 8m/s という条件下でこの地震が発生した場合、建物被害(全壊・全焼)は約 1,700 棟、死者は約 50 人発生すると想定されており、その他にも、建物の倒壊や急傾斜地崩壊、上下水道を初めとするライフライン施設の被害、帰宅困難者の発生など、様々な被害、混乱が生じると考えられる。

しかし、東京都防災会議による本被害想定は、大都市東京の実情を反映するとともに近年の大規模災害も踏まえた最新の知見に基づいて実施しているが、定量化した被害についてはいくつかの仮定を積み重ねて算定したものである。また、地震による被害の発生メカニズムの解明や被害を想定する手法等には課題が残されている部分もある。

そのため、交通やライフラインの被害などにおいては、定量化可能な被害が限定的なことや、定量化した被害が相互に影響を及ぼした場合の被害までは、定量的に想定することが困難であるため、下記に記載する被害量や被害率が、発災時に想定される全ての被害状況等を表しているわけではない点には十分留意する必要がある。

上記を踏まえ、この結果のみにとらわれることなく、いかなる条件下においても被害を最小限にとどめられるよう、耐震化・不燃化及び家具類の転倒・落下防止などの予防対策や、災害状況に応じて機動的に対応できるような応急対策の構築を図ることが重要である。

第1部	第1編	地震編
第2部	第2編	風水害編
第3部	第3編	雪害編
第4部	第4編	火山編
第5部	第5編	その他編
資料編		

第2章 あきる野市の概況と被害想定

第2節 被害想定

(1) 地震動（東京都全体）

ア 東京都全体（2,194km²）

区分		6強以上の面積	備考
立川断層帯地震	M7.4	199km ²	うち震度7は8km ²
多摩東部直下地震	M7.3	485km ²	うち震度7はごくわずか

イ あきる野市全域（73km²）

区分		6強以上の面積	備考
立川断層帯地震	M7.4	8.7km ²	うち震度6弱は21km ²
多摩東部直下地震	M7.3	0.2km ²	うち震度6弱は60km ²

(2) 道路・鉄道被害（多摩地域）

区分		高速道路		一般国道	
		大被害	中小被害	大被害	中小被害
立川断層帯地震	M7.4	0.0%	3.8%	0.0%	5.1%
多摩東部直下地震	M7.3	0.0%	7.8%	0.0%	4.2%

区分		都道		区市町村道	
		大被害	中小被害	大被害	中小被害
立川断層帯地震	M7.4	0.1%	0.7%	0.0%	0.3%
多摩東部直下地震	M7.3	0.1%	0.8%	0.1%	0.5%

区分		鉄道(新幹線)		鉄道(在来線・私鉄)	
		大被害	中小被害	大被害	中小被害
立川断層帯地震	M7.4	0箇所	0箇所	0.0%	0.6%
多摩東部直下地震	M7.3	0箇所	0箇所	0.0%	1.5%

(3) ライフライン被害（あきる野市）

区分			電力 停電率	通信 不通率	ガス供給 停止率	上水道 断水率	下水道 管きよ 被害率
立川断層帯地震	M7.4	冬18時	5.6%	3.7%	0.0%	11.5%	4.2%
		冬12時	4.3%	2.3%	0.0%	11.5%	4.2%
		冬5時	4.0%	2.0%	0.0%	11.5%	4.2%
多摩東部直下地震	M7.3	冬18時	3.9%	2.3%	0.0%	8.7%	3.1%
		冬12時	3.1%	1.5%	0.0%	8.7%	3.1%
		冬5時	2.9%	1.3%	0.0%	8.7%	3.1%

第1部	第1編 震災編	第2部	第3部	第4部
第2編 風水害編	第1部	第2部	第3部	
第3編 雪害編				
第4編 火山編				
第5編 その他編				
資料編				

第2章 あきる野市の概況と被害想定

第2節 被害想定

(4) 総括

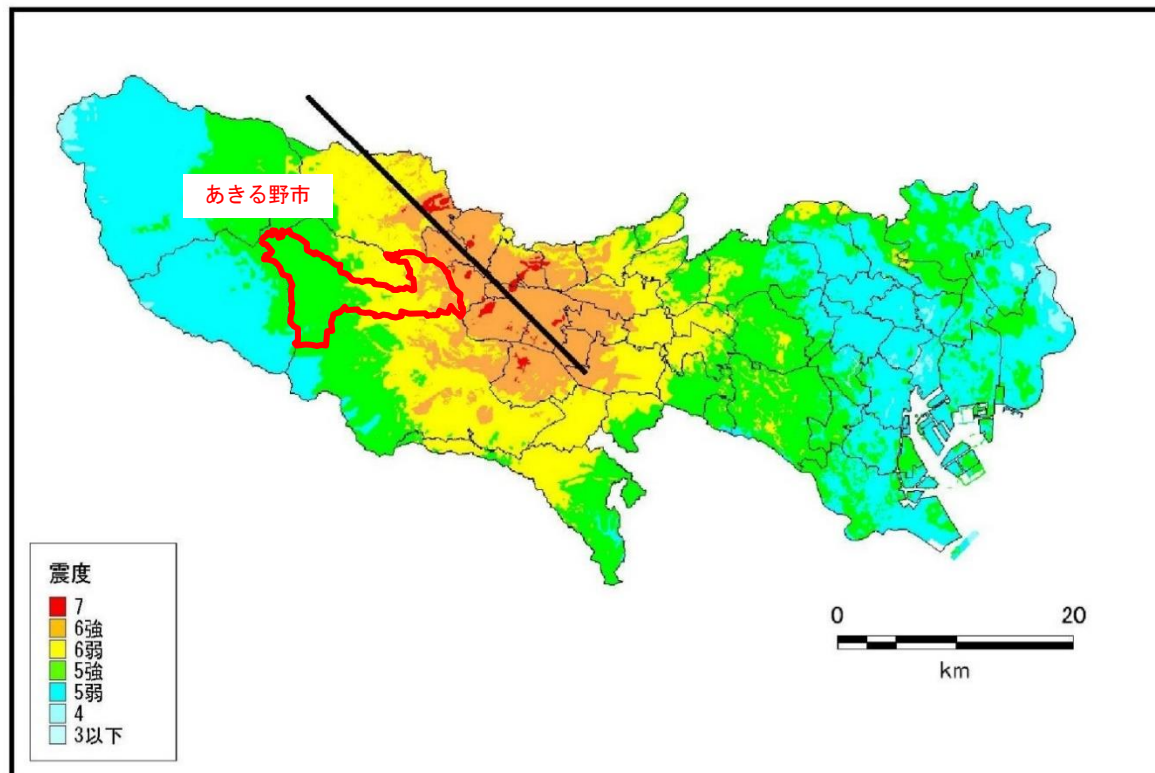
地震モデル			立川断層帯地震M7.4		多摩東部直下地震M7.3	
規模			あきる野市	東京都	あきる野市	東京都
条件	時期及び時刻		冬の夕方 18 時			
	風速		8m/秒			
人的被害	死者（全体）		46 人	1,490 人	32 人	4,986 人
	死者（要配慮者）		28 人	924 人	19 人	3,299 人
	原因別	ゆれ建物被害	12 人	593 人	7 人	2,593 人
		屋内収容物	1 人	54 人	1 人	216 人
		急傾斜地崩壊	3 人	22 人	5 人	32 人
		火災	29 人	775 人	18 人	1,918 人
		ブロック塀等	0 人	47 人	0 人	224 人
		屋外落下物	0 人	0 人	0 人	3 人
		負傷者（うち重傷者）		347 人（51 人）	19,229 人（2,898 人）	266 人（29 人）
	原因別	ゆれ建物被害	220 人	13,559 人	189 人	60,608 人
		屋内収容物	22 人	1,465 人	22 人	5,721 人
		急傾斜地崩壊	4 人	27 人	6 人	40 人
		火災	87 人	2,556 人	38 人	7,269 人
		ブロック塀等	14 人	1,617 人	11 人	7,720 人
		屋外落下物	0 人	4 人	0 人	252 人
物的被害	建物被害（全壊・全焼）		1,705 棟	51,928 棟	1,118 棟	161,516 棟
	原因別	ゆれ液状化	296 棟	15,733 棟	181 棟	69,640 棟
		急傾斜地崩壊	50 棟	332 棟	77 棟	469 棟
		火災（倒壊建物を含む）	1,372 棟	36,941 棟	868 棟	94,425 棟
	ライフライン	電力（停電率）	5.6%	2.2%	3.9%	9.3%
		通信（不通率）	3.7%	0.9%	2.3%	2.9%
		ガス（供給停止率）	0.0%	2.8%	0.0%	12.5%
		上水道（断水率）	11.5%	4.7%	8.7%	25.8%
		下水道（被害率）	4.2%	2.0%	3.1%	4.3%
社会的影響	避難者数（最大）		8,540 人	590,149 人	7,073 人	2,755,568 人
	帰宅困難者数（最大）		7,987 人	4,151,327 人	7,987 人	4,151,327 人
	閉じ込めにつながりうるエレベーター停止台数		18 台	5,309 台	16 台	19,808 台
	自力脱出困難者数		73 人	5,829 人	43 人	24,056 人
	災害廃棄物		11 万 t	636 万 t	9 万 t	2,699 万 t

※ 建物棟数は総務省「令和2年度固定資産の価格等の概要調書」、夜間人口は総務省「令和2年国勢調査」、昼間人口は総務省「平成27年国勢調査」により作成。

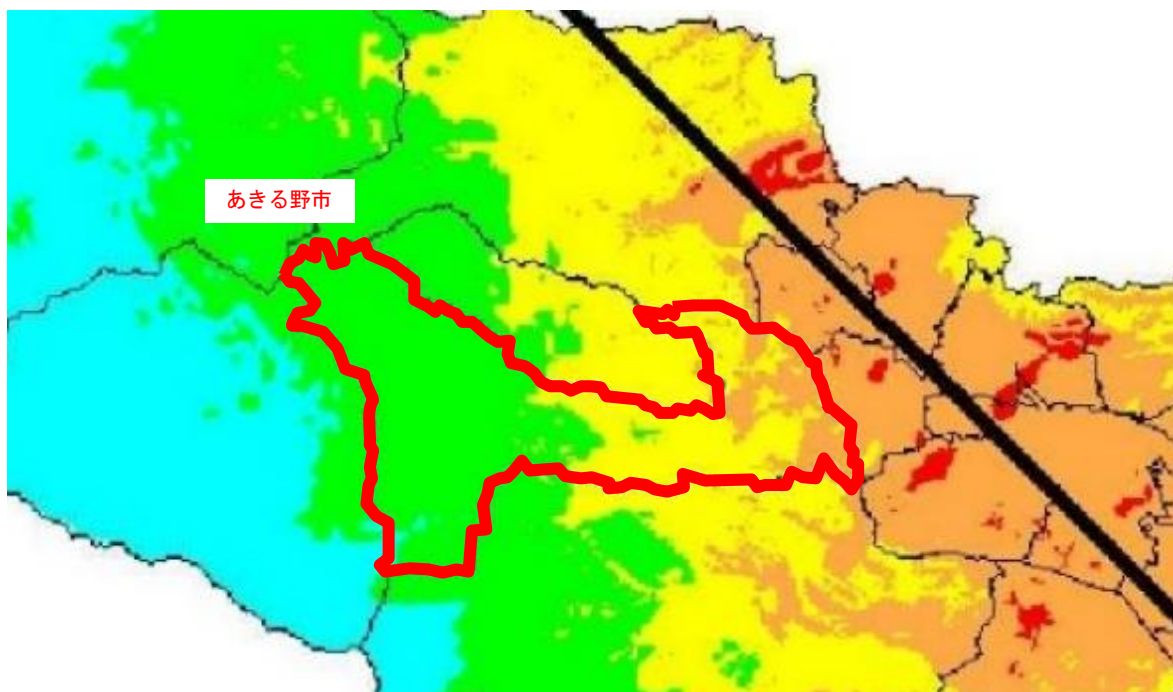
※ 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

※ 要配慮者は複数の属性を対象にしているが、属性間の重複は除去していない。

〈立川断層帯地震（M7.4）の震度分布〉（図の黒太線が断層位置）



〈立川断層帯地震（M7.4）の震度分布の拡大図〉（図の黒太線が断層位置）



第1部	第1編
第2部	第2編
第3部	第3編
第4部	第4編
第1部	第5編
第2部	第6編
第3部	第7編

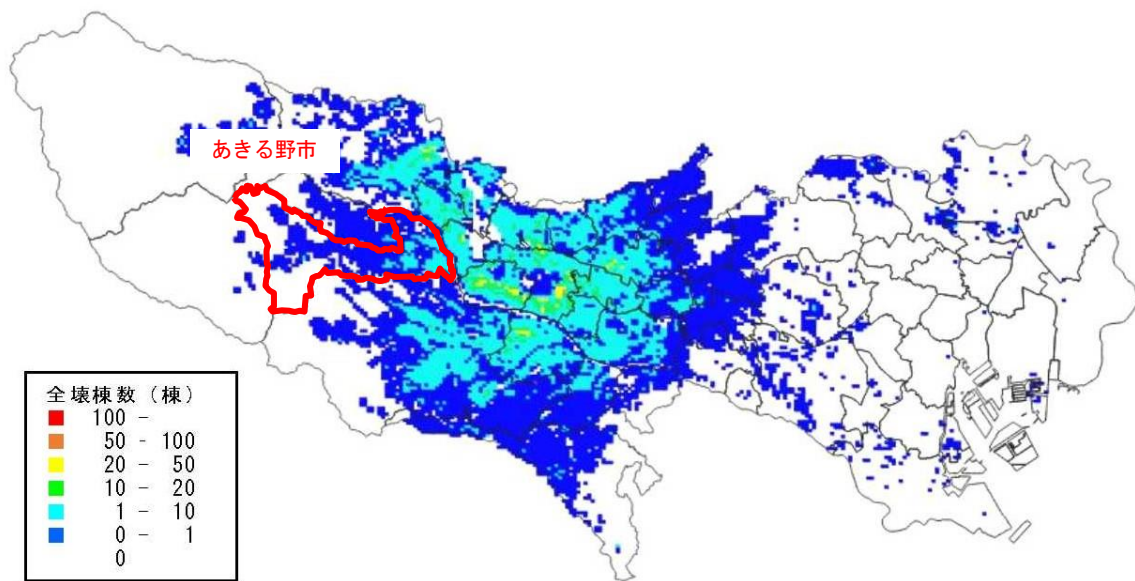
第3編
雪害編

第4編
火山編

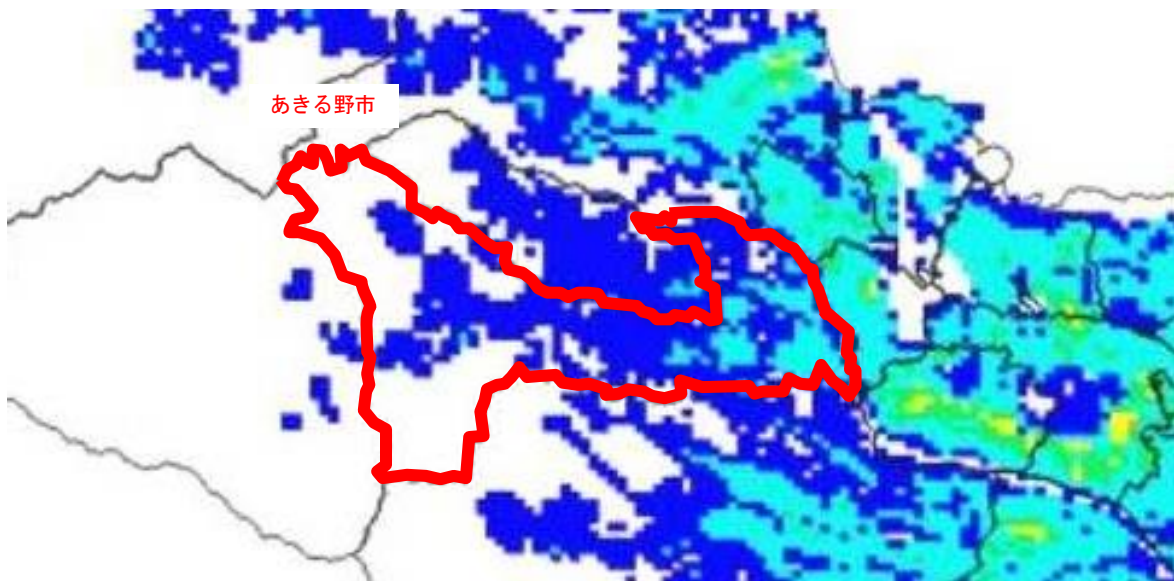
第5編
その他編

資料編

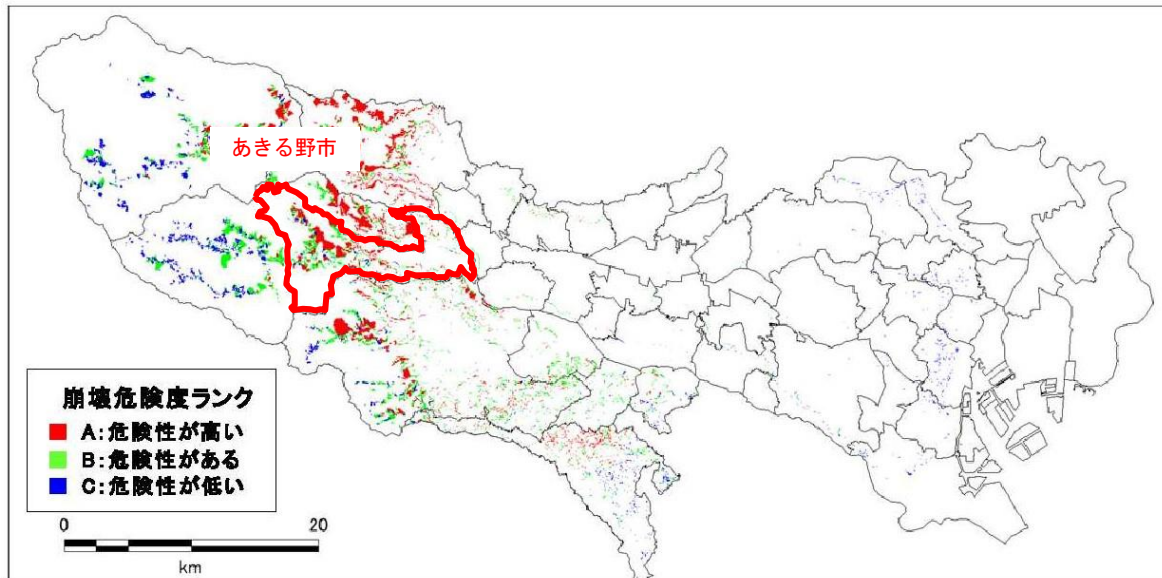
〈全壊棟数分布〉（立川断層帯地震）



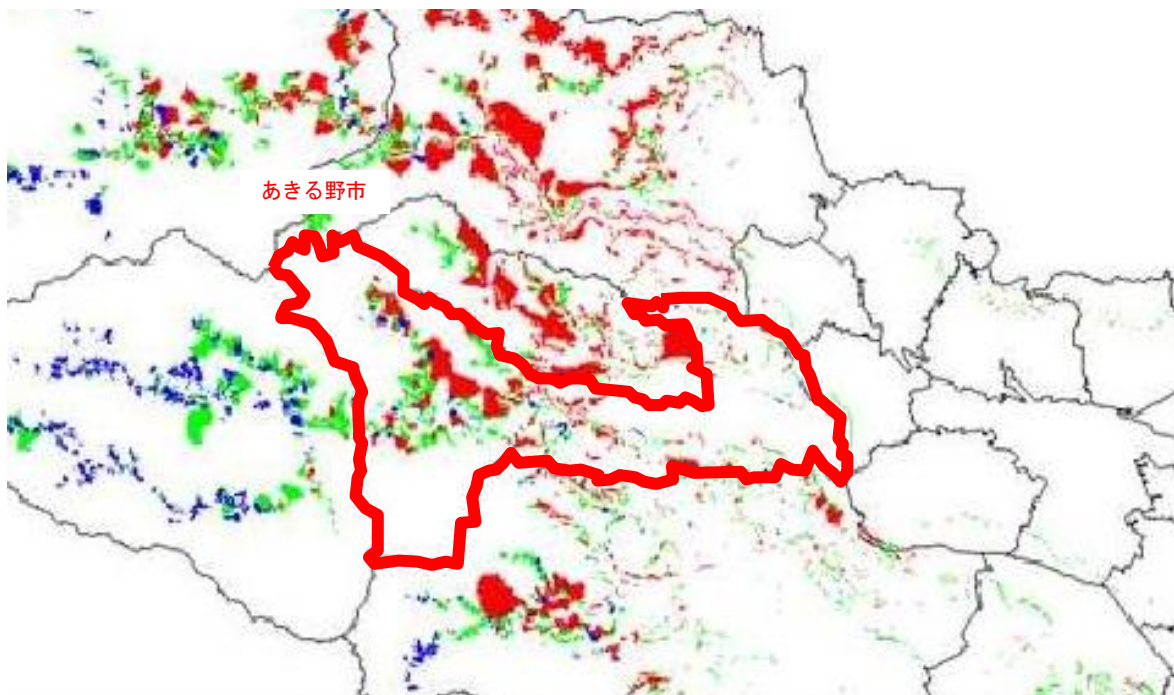
〈全壊棟数分布の拡大図〉（立川断層帯地震）



〈地震時の急傾斜地崩壊危険度ランク〉（立川断層帯地震）

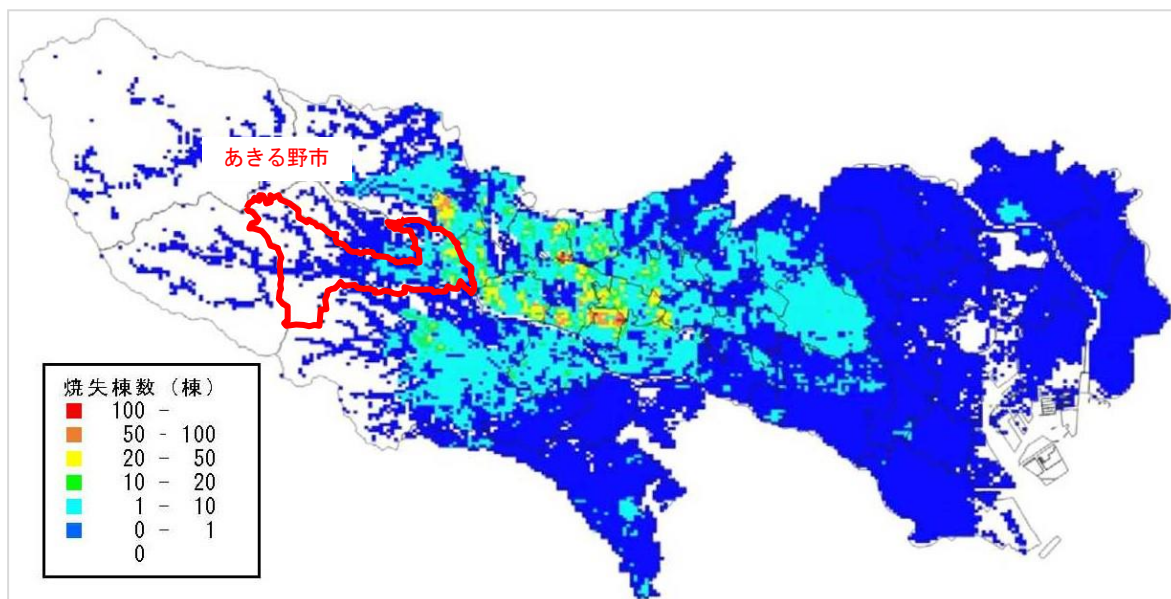


〈地震時の急傾斜地崩壊危険度ランクの拡大図〉（立川断層帯地震）

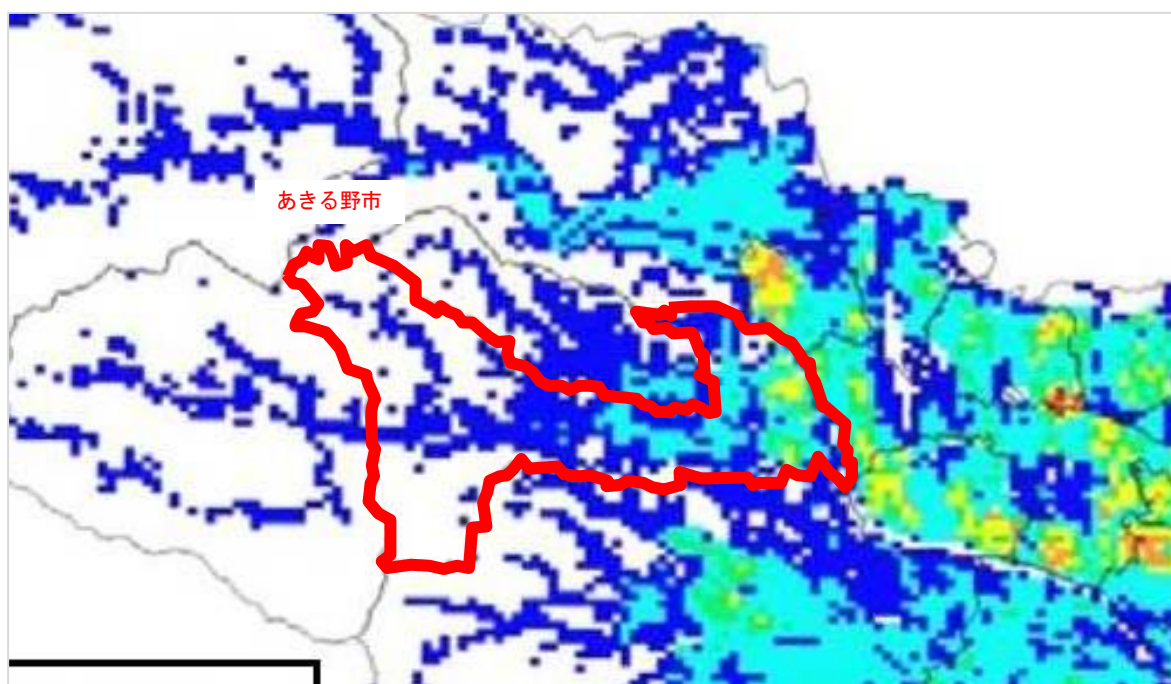


第1部	第1編	震災編
第2部	第2編	風水害編
第3部	第3編	雪害編
第4部	第4編	火山編
第5部	第5編	その他編
資料編		

〈地震火災時の焼失棟数分布〉



〈地震火災時の焼失棟数分布の拡大図〉



3 ハザードマップの作成

市は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を示したハザードマップを作成し、市内の危険箇所の情報を提供している。このハザードマップは必要に応じて修正を行い、市民の防災知識及び防災意識の向上を図る。

第3章 減災目標

市は、東京都地域防災計画と整合を図り、次のとおり減災目標を定め、都及び防災・安心地域委員会、消防団、市民、事業者と協力し、減災対策を迅速に推進する。

（注）減災目標とは、地震防災対策特別措置法に基づく「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」のことをいう。

目標1 死傷者を減少させる

1 住宅の倒壊による死傷者を減少させる

【減災目標】

立川断層帯地震M7.4、冬の夕方18時の想定で、市において住宅倒壊や家具類の転倒等を原因とする死傷者想定数393人を半減させる。

※ 死傷者総定数393人の内訳

死者：46人を約23人にする。

負傷者：347人（うち住宅倒壊人、家具類の転倒等人）を約173人にする。

【対策】

（1）建物の耐震化

対策の方向

- 耐震化が不十分な住宅（令和元年度末耐震化率86％）を令和7年度までにおおむね解消させる。（耐震改修促進計画）
- ブロック塀等の転倒・落下・移動防止を進める。
- 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化を図る。

主な対策

- 住宅の耐震化は、助成制度の利用促進を図る。
- 市所有の公共建築物を100％耐震化する。
- 民間特定建築物等の所有者に対し、耐震化の必要性や建物所有者の務め等について啓発を行うとともに、関係機関と連携しながら耐震化を促進する。
- ブロック塀の補強や生け垣化への誘導を進める。
- 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化を促進する。

第1部	第2部	第3部	第4部
第1編 震災編	第2編 風水害編	第3編 雪害編	第4編 火山編
		第5編 その他編	
			資料編

第3章 減災目標

目標1 死傷者を減少させる

(2) 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進

対策の方向

- 家具類の転倒・落下・移動防止対策を進める。

主な対策

- 市民に対し、家具類の転倒・落下・移動防止対策の必要性について周知する。
- 事業所等でのオフィス家具の転倒・落下・移動防止対策の促進を図る。

(3) 救出・救護体制の強化

ア 地域防災力の向上

対策の方向

- 市民の防災意識や行動力の向上や自主防災組織の充実など、自助・共助による地域防災力を高める。

主な対策

- 市民が主体的に震災から自らの身を守ることを意識し、災害リスクの把握、家庭内備蓄の実施、住まいの安全対策、避難先や避難路の把握などに努めるよう、様々な機会を捉えて周知・啓発を行う。
- 防災・安心地域委員会と連携し、自主防災組織の活動を支援するとともに、地域の災害対策で活躍する地域防災リーダーを育成する。
- 総合防災訓練の実施や地域で行われる防災訓練の支援など、より実践的な訓練を積み重ねることで、市域全体の防災行動力を高める。

イ 避難所・避難場所の防災機能向上

対策の方向

- 防災機能を備えた公園等のオープンスペースを整備する。
- 避難所となる学校施設等の防災機能を充実させる。備蓄スペースの確保。
- 避難所のバリアフリー化を図る。
- 車両避難者に対し、避難所避難者同様の支援を実施する。

主な対策

- オープンスペースや避難所となる学校等に、災害用備蓄倉庫やマンホールトイレなどを設置し防災機能を充実させる。
- 避難所に指定している施設の段差解消やバリアフリースペースを設置する。
- エコノミー症候群や関連死が発生しないよう、適度な運動やコミュニケーションがはかれる場の提供や避難所運営への参加を促す。

2 火災による負傷者を出さない

【減災目標】

立川断層帯地震M7.4、冬の夕方18時、風速8m/秒の想定で、火災を原因とする負傷者想定数87人を半減させる。

【対策】

(1) 建物等の不燃化

ア 住宅・建築物の不燃化

対策の方向

- 住宅・建築物の不燃化を進める。

主な対策

- 用途地域の指定と連動した防火地域や準防火地域の指定を進める。

イ 延焼防止と安全に避難できる場所の確保

対策の方向

- 延焼遮断帯等を形成する。

主な対策

- 延焼防止効果のある公園緑地など、オープンスペースを確保する。
- 幹線道路の整備と併せ街路樹の設置を促進することにより、火災による延焼を防止する。

(2) 消防力の充実・強化

対策の方向

- 消防団員の定員確保、活動の充実・強化を図る。
- 消防水利不足地域の解消を目指すとともに、消防車両や装備を充実する。

主な対策

- 消防団員確保に向け、処遇改善や福利厚生の実施を図るなど、様々な取組を実践し、消防団への入団促進を図り、活動を強化する。
- 事業者等と連携しながら、防火水槽等の整備を進め、消防水利の確保を図る。
- 消防車両や資機材等を充実する。
- 震災時においても消防力が低下することのないよう、秋川消防署と平時から密接に連携し、消防力の充実・強化に努める。

第1部

第1編
震災編

第2部

第3部

第4部

第2編
風水害編

第1部

第2部

第3部

第3編
雪害編第4編
火山編

第5編

その他編

資料編

第3章 減災目標

目標1 死傷者を減少させる

(3) 市民や事業者の火災対応力の強化

ア 出火防止対策の推進

対策の方向

- 家具転倒や建物倒壊による出火や通電火災など電気器具等からの出火を防止する。

主な対策

- 建物の耐震化を推進する。
- 家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。
- 火気使用設備・器具の安全化の促進及び停電復旧に伴う出火防止対策を推進する。

イ 初期消火力の強化

対策の方向

- 住宅用消火器の設置啓発と使用方法を周知する。
- 自主防災組織自衛消防隊の初期消火力を強化する。
- 防災訓練の参加者を増やす。
- 住宅用火災警報器が全ての住宅に設置される。

主な対策

- 事業者と地域との応援協定等の締結促進を図る。
- 自主防災組織の訓練や総合防災訓練で家庭用消火器や立管消火栓を活用した初期消火訓練を実施する。
- 住宅用火災警報器の設置促進を強化する。

(4) 救出・救護体制の強化

ア 救助・救急体制の整備

対策の方向

- 自主防災組織の充実を図るとともに、自助・共助による救出・救護体制の充実を図る。
- 個人で避難が困難な要支援者への支援体制を構築する。

主な対策

- 自主防災組織で防災訓練や応急救護訓練を実施し、「自助」と地域や事業者等が互いに協力し合う「共助」による救出・救護体制の充実を図る。
- 個人で避難が困難な要支援者が逃げ遅れることのないように、対象者名簿の作成、避難（支援）計画の策定及び避難訓練の実施など、要支援者の救出・救護体制の充実を図る。

目標2 避難者を減少させる

【減災目標】

立川断層帯地震M7.4、冬の夕方18時、風速8m/秒の想定で、住宅の倒壊や火災による避難者想定数8,540人を半減させる。

【対策】

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 建物の耐震化 | (目標1、1、(1)の再掲) |
| (2) 建物等の不燃化 | (目標1、2、(1)の再掲) |
| (3) 消防力の充実・強化 | (目標1、2、(2)の再掲) |
| (4) 市民や事業者の火災対応力の強化 | (目標1、2、(3)の再掲) |

目標3 帰宅困難者の安全確保

【減災目標】

立川断層帯地震M7.4、冬の夕方18時、風速8m/秒の想定で、7,987人と想定される帰宅困難者の安全を確保するため、一斉帰宅の抑制や一時滞在施設を確保するとともに、混乱収拾後における帰宅支援体制を整備する。

【対策】

(1) 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

対策の方向

- 条例の内容を、市民及び事業者に周知していく。

主な対策

- 企業における従業員の帰宅抑制、3日分の水・食料等の備蓄を促進する。
- 駅・大規模集客施設の利用者を保護する。
- 学校等における児童・生徒等の安全を確保する。

(2) 一時滞在施設の確保

対策の方向

- 帰宅困難者となった観光客等、行き場のない市外からの来訪者等を受け入れる一時滞在施設を確保する。

主な対策

- 帰宅困難者となった観光客等を一時的に受け入れるため、市が所管する施設を一時滞在施設として指定し、周知するとともに、事業者に対して協力を求める。

第1部

第1編
第2部震災編
第3部

第4部

第2編
第1部風水害編
第2部

第3部

第3編
第1部

雪害編

第4編
第2部

火山編

第5編
第3部

その他編

資料編

(3) 帰宅支援のための体制整備

対策の方向

- 交通機関の復旧や混乱収拾後に、帰宅困難者が安全に帰宅できるようにする。

主な対策

- 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化を促進する。
- 事業者等への協力要請により、災害時帰宅支援ステーションを整備する。
- J R五日市線等の被害情報や運転再開情報等を迅速に収集し、帰宅困難者等へ提供する。
- 圏央道や橋梁・トンネル等の被害状況や通行の可否について、情報を収集し、帰宅困難者等へ提供する。

第2部 施策ごとの具体的計画

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第1章 あきる野市等の基本的責務と役割

第1節 基本理念及び基本的責務

1 市長の責務

市長は、震災対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命・身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

市長は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資機材の整備に努めなければならない。

市長は、震災により重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときは、あきる野市震災復興本部を設置する。

2 市民及び事業者の基本的責務

自らの身の安全は自らが守ることが防災の基本となる。市民はこの観点に立って、日頃から自主的に地震災害に備えるとともに、行政が行う防災活動と連携・協力するものとする。

また、事業者は、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域貢献といった役割を認識し、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるとともに、震災により帰宅困難となることが予測される従業員等を保護するため、非常食等の備蓄やその他必要な対策を講ずるなど、防災対策の推進を図るものとする。

市民及び事業者が震災対策を進める上で果たすべき基本的責務は、次のとおりとする。

区分	基本的責務
市民	- 市民は、震災による被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。 - 市民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。 ○ 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 ○ 家具類の転倒等防止 ○ 出火の防止 ○ 初期消火に必要な用具の準備 ○ 食料や飲料水及び日用品などの家庭内備蓄 ○ 災害リスク、避難経路、避難場所及び方法の確認 ○ 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保 - 市民は、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員として責任を自覚し、相互に協力するとともに、事業者、ボランティア及び市やその他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。 - 市民は、市やその他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に、震災対策活動に参加する等、震災対策に寄与するよう努めなければならない。
事業者	- 事業者は、市やその他の行政機関が実施する震災対策事業及び市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。 - 事業者は、その事業活動において震災被害を防止及び減少させるため、事業所への来所者、従業員等及び事業所周辺地域の市民（以下「周辺住民」という。）並びに管理する施設及び設備について、安全の確保に努めなければならない。 - 事業者は、事業所周辺地域の震災被害を最小限にとどめるため、震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。 - 事業者は、その事業活動への震災被害を防止及び減少させるため、東京都震災対策条例に基づき、市及び東京都が作成する防災計画を参照し、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。 - 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成25年4月施行）に基づき、震災時には、施設の安全を確保した上で、従業員等を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。また、あらかじめ従業員等の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。 - 事業者は、あらかじめ従業員等との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員等に対して、家族等との連絡手段の確保すること、避難場所や経路及び避難方法の確認、徒歩による帰宅経路の確保等、普段から準備しておくことの周知・徹底に努めなければならない。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第2節 あきる野市、都及び防災機関の役割

市の防災対策を推進するに当たり、市、都及び各防災関係機関等は、おおむね次に示す防災業務の大綱を踏まえ、防災対策に関する業務に取り組む。

Ⅰ あきる野市

名称	事務又は業務の大綱
あきる野市	1 あきる野市防災会議に関すること。 2 防災に係る組織及び施設に関すること。 3 減災・事前防災に関すること。 4 災害情報の収集及び伝達に関すること。 5 緊急搬送の確保に関すること。 6 避難指示等及び誘導等に関すること。 7 被災者の救出、救護及び支援に関すること。 8 消防及び水防に関すること。 9 医療、防疫及び保健衛生に関すること。 10 外出者（帰宅困難者）の支援に関すること。 11 災害弱者の支援に関すること。 12 救助物資の備蓄及び調達に関すること。 13 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。 14 ボランティアの支援に関すること。 15 公共施設の応急復旧に関すること。 16 災害復興に関すること。 17 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。 18 自主防災組織の育成に関すること。 19 事業所防災に関すること。 20 防災訓練に関すること。 21 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

2 東京都

名称	事務又は業務の大綱
総合防災部	1 都下被害状況の情報収集に関すること（DIS システムの運用）。 2 区市町村との連絡調整と支援に関すること（リエゾンの派遣）。 3 協定の運用に関すること。 4 災害救助法の認定等に関すること。
福祉保健局	1 災害時医療体制に関すること。 2 防災備蓄に関すること。
環境局 資源循環推進部	1 災害廃棄物の処理に関すること。 2 災害時に事業所等から発生する産業廃棄物に関すること。
環境局 環境改善部	1 アスベストの飛散防止に関すること。 2 解体工事における騒音、振動及び悪臭等に関すること。 3 環境モニタリングに関すること。
西多摩建設事務所	1 管理施設及び管理河川の事前防災に関すること。 2 管理道路及び橋りょうの復旧に関すること。 3 管理河川の復旧に関すること。 4 水防に関すること。 5 管理道路及び管理河川等における障害物の除去に関すること。
森林事務所 秋川林務出張所	1 治山に関すること。 2 林道に関すること。
西多摩保健所	1 医療に関する情報提供・連絡調整に関すること。 2 防疫に関すること。 3 保健衛生に関すること。
下水道局流域下水道本部	1 流域下水道施設の保全に関すること。 2 流域下水道施設の応急対策に関すること。 3 し尿の受入れに関すること。
五日市警察署 福生警察署	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 3 行方不明者の捜索及び調査に関すること。 4 遺体の調査等及び検視に関すること。 5 交通規制に関すること。 6 公共の安全と秩序の維持に関すること。
東京消防庁 第九消防方面本部 秋川消防署	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 救急及び救助に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。
多摩環境事務所	1 高圧ガス製造施設の保安に関すること。 2 高圧ガス販売・消費施設の保安に関すること。
西多摩農業改良普及 センター	1 農業施設等の保全に関すること。 2 作付品種改良及び営農指導に関すること。
西部公園緑地事務所	1 公園の保全及び震災時の利用に関すること。

3 指定公共機関

名称	事務又は業務の大綱
国土交通省 京浜河川事務所 多摩川上流出張所	1 事前防災を踏まえた管轄区域河川の改修工事、維持修繕その他の管理に関すること。 2 管轄区域河川の雨量、水位、流量、洪水予報、水防警報等水防に関すること。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	

第1章 あきる野市等の基本的責務と役割
第2節 あきる野市、都及び防災機関の役割

名称	事務又は業務の大綱
農林水産省東京農政事務所防災倉庫	1 主要食糧の需給に関すること。
財務省関東財務局立川出張所	1 地方公共団体に対する資金融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置の指示等を含む。）に関すること。 2 国有普通財産の管理及び処分に关すること。
環境省 関東地方環境事務所	1 災害時に発生する災害廃棄物への適正処理指導及び広域処理における事務支援に関すること。 2 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）に関すること。 3 災害廃棄物処理支援ネットワークに関すること。

4 指定地方行政機関

名称	事務又は事業の大綱
日本郵便株式会社	1 郵便業務及び窓口業務の確保に関すること。 2 郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること。 3 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
東日本旅客鉄道(株)	1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。 3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること
東京電力 パワーグリッド(株)	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 災害時における電力の需給に関すること。
N T T 東日本	1 電信及び電話設備の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。 3 気象予警報の伝達に関すること。
N T T コミュニケーションズ	1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保及び通信設備の復旧に関すること。
N T T ドコモ	1 携帯電話等の移動通信施設の建設及びこれらの施設の保全に関すること。 2 災害時における移動通信の疎通確保及び通信設備の復旧に関すること。
K D D I	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通確保及び通信設備の復旧に関すること。
日本赤十字社 東京都支部	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関すること。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 3 こころのケア活動に関すること。 4 赤十字ボランティアの活動に関すること。 5 輸血用血液の確保及び供給に関すること。 6 義援金の受付・配分及び募金に関すること。 7 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置及び運営に関すること。 8 災害救援品の支給に関すること。 9 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 10 外国人安否調査に関すること。 11 遺体の検案協力に関すること。 12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に關す

名称	事務又は事業の大綱
	ること。
日本通運(株)	1 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送に関すること。
東日本高速道路(株) 中日本高速道路(株)	1 道路及び施設の建設並びに維持管理に関すること。 2 災害時の緊急交通路の確保に関すること。 3 道路及び施設の災害復旧工事に関すること。

5 指定地方公共機関

名称	事務又は業務の大綱
TBSテレビ 文化放送 ニッポン放送 ラジオ日本 エフエム東京 J-WAVE 日経ラジオ社 InterFM 日本テレビ テレビ東京 フジテレビジョン テレビ朝日 TOKYO MX TBSラジオ	1 災害時における広報活動、被害状況等の速報に関すること。 2 放送施設の保全に関すること。
東京都トラック協会	1 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
東京都医師会	1 医療に関すること。 2 防疫の協力に関すること。 3 遺体の検案の協力に関すること。
東京都歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること。
東京都薬剤師会	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。
献血供給事業団	1 血液製剤の供給に関すること。
東京都獣医師会	1 動物の医療保護活動に関すること。
東京バス協会	1 バスによる輸送の確保に関すること。
東京ハイヤー・タクシー協会	1 タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関すること。 2 発災時の災害情報の収集・伝達に関すること。
東京都個人タクシー協会	1 タクシーによる輸送の確保に関すること。

6 協力機関

名称	事務又は業務の大綱
町内会・自治会 防災・安心地域委員会	1 避難誘導及び避難所内の運営に対する業務の協力に関すること。 2 被災者に対する炊き出し、援助物資の配分等に関すること。 3 その他被災状況調査等、災害対策業務全般についての協力に関すること。 4 防災意識の普及、防災行動力の向上、防災事業の協力等に関すること。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第1章 あきる野市等の基本的責務と役割
第2節 あきる野市、都及び防災機関の役割

名称	事務又は業務の大綱
公立阿伎留医療センター	1 医療施設の保全に関すること。 2 医療及び助産救護に関すること。 3 医療救護所に関すること
あきる野市医師会	1 医療及び助産の協力に関すること。 2 防疫の協力に関すること。
秋川歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること。
あきる野薬剤師会	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。
あきる野市社会福祉協議会	1 災害時におけるボランティア活動の支援・協力に関すること。
あきる野市赤十字奉仕団	1 災害時における応急救助に関すること。 2 被災者の更正援護等の労力に関すること。 3 被災者等に対する炊き出しに関すること。
西秋川衛生組合 秋川衛生組合	1 災害時における清掃活動の協力に関すること。
あきる野商工会	1 災害時における物資及び資材の調達並び協力に関すること。 2 災害時における建設、復旧及び除去活動の協力に関すること。
秋川農業協同組合	1 被災営農に関する指導協力に関すること。 2 農業振興資金等の貸出協力に関すること。
あきる野市管工事組合	1 水道被災施設の復旧工事の協力に関すること。 2 被災地の緊急給水の協力に関すること。 3 下水道被災施設の復旧工事の協力に関すること。
西東京バス(株) 五日市営業所	1 災害時における路線バスの保全に関すること。 2 災害時における人員、物資等の輸送のための車両の供給に関すること。
武陽ガス(株)	1 ガス施設（装置、供給設備を含む。）の建設及び安全保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。
東京水道株式会社 あきる野水道事務所	1 水道施設設備の管理運営等に関すること。 2 応急給水の実施に関すること。

7 自衛隊

名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第1施設大隊	1 災害派遣の計画及び準備 （1）防災関係資料の基礎調査 （2）災害派遣計画の作成 2 災害派遣の実施 （1）人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 （2）災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

第3節 初動態勢

大規模地震発生時には、あきる野市災害対策本部(以下「市本部」という)を設置し、市民の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア等に配慮し、市民の生命を確保するとともに、災害時の生活を支援する。また、地域住民、学校、行政との協働により、災害対策を実施する。

本活動に関する責任調整機関は、市の地域防災課(本部班)とする。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
配備指示、本部体制設置決定	災害対策本部設置、 配備体制決定				
活動環境確保、改善	各班に配備体制通知				
本部会議設置準備、開催		災害対策本部会議開催	災害対策本部会議開催継続		
広域応援(受援)体制確立		広域応援要請、 自衛隊派遣等			
各部主管課	自主参集、配備状況確認、報告(車両、燃料確保、災害対策予算、特命事項調整等)				

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1 日	2～3 日	4～7 日	8 日～
地域防災課 (本部班)	災害対策本部 設置、 配備体制決定	災害対策本部会議 開催、応援要請	災害対策本部会議開催継続		
総務課 (総務班)	各班に配備体制 通知、 庁舎の安全確認	本部と各班間の情報連絡確保（車両、燃料確保等）、 職員の安否と参集状況の把握及び集約			
企画政策課 (調整受援班)		本部と各班間の情報連絡確保（特命事項調整）			
財政課 (財政班)		本部と各班間の情報連絡確保（災害対策関係予算）			
各部主管課	自主参集、配備状況確認、報告				

I あきる野市災害対策本部の組織・運営

市本部の組織及び運営は、災害対策基本法、あきる野市災害対策本部条例、同施行規則等の定めるところによる。

(1) 市本部の設置及び廃止

市長は、市の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、災害対策活動の推進を図るため市本部を設置するものとする。

市本部を構成する部長の職にある者は、市本部を設置する必要があると認めたときは、総務部長に市本部の設置を要請する。総務部長は、市本部設置の要請があった場合、又はその他市本部を設置する必要があると認めた場合は、市本部の設置を市長に要請する。

〈市本部の設置基準〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 市の震度が5強以上の地震が観測されたとき。② 震度にかかわらず、市内に大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれがあるとき。 |
|--|

ア 市本部設置の通知等

(ア) 総務部長は、市本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認めた者に、市本部の設置を通知しなければならない。

- a 本部員
- b 都知事（総務局総合防災部）、西多摩建設事務所長
- c 五日市警察署長、福生警察署長
- d 秋川消防署長
- e 近隣市町村長
- f 関係防災機関の長
- g その他市長（本部長）が必要と認めた者

(イ) 本部員である各部長は、上記アの通知を受けたときは所属職員に対し周知徹底しなければならない。

イ 市本部の標示

(ア) 市本部が設置されたときは、市役所防災センター玄関（市役所防災センターが被災の場合は、本部を設置した建物の見やすい所）に「あきる野市災害対策本部」の標示を掲出する。

(イ) 標示の大きさは、おおむね幅25cm、長さ1.2mとし、白の地色、黒の文字とする。

ウ 市本部の廃止

- (ア) 市長（本部長）は、市の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。
- (イ) 本部廃止の通知は、上記1) に準じて処理する。

(2) 市本部の組織

ア 市本部の組織

- (ア) 本部長（市長）
本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- (イ) 副本部長（副市長、教育長）
本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (ウ) 本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- (エ) 部長
本部長の命及び本部長室の決定事項を受け、部の事務を掌理する。
- (オ) その他本部の職員
部長の命を受け、部の事務に従事する。

イ 本部長室の構成及び所掌事務

- (ア) 本部長室は、次の者をもって構成する。
- 災害対策本部長（市長）
 - 災害対策副本部長（副市長、教育長）
 - 災害対策本部長（企画政策部長、公共施設担当部長、総務部長、市民部長、環境農林部長、商工観光部長、健康福祉部長、こども家庭部長、都市整備部長、区画整理・生活排水担当部長、議会事務局、教育部長、指導担当部長、生涯学習担当部長、消防団長、消防団副団長、東京消防庁秋川消防署長又はその指名する消防吏員、その他本部長が必要と認めた者）
- (イ) 本部長室の所掌事務は、次のとおりとする。
- 本部の非常配備態勢の発令及び解除に関する事。
 - 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。
 - 避難の指示など市民への避難情報の伝達及び誘導に関する事。
 - 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく救助の実施等に関する事。
 - 都機関、他市町村、関係防災機関に対する応援の要請に関する事。
 - 自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事。
 - 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。
 - 部長会議の招集に関する事。
 - 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関する事。
- (ウ) 庶務
本部長室の庶務は、災対総務部本部班（地域防災課）が行う。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第1章 あきる野市等の基本的責務と役割

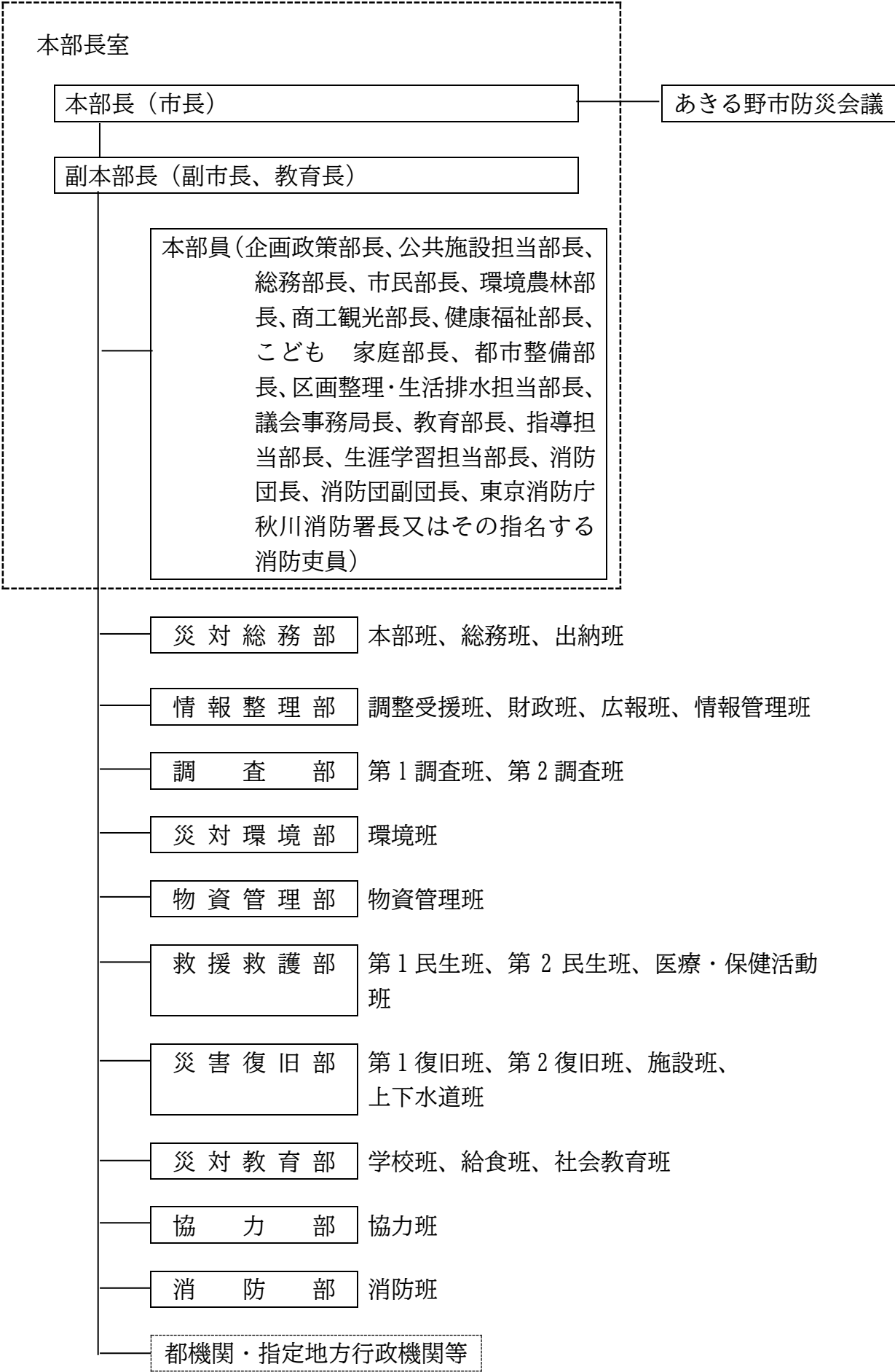
第3節 初動態勢

ウ 各部班の事務分掌

各部班の事務分掌は、「各部班の事務分掌」（P.38）のとおりとする。

各部を統括するのは、事務分掌に明記する部長職とする。

〈あきる野市災害対策本部組織図〉



第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第1章 あきる野市等の基本的責務と役割
第3節 初動態勢

〈各部班の事務分掌〉

部	部長	副部長	班	班長	副班長	事務分掌
災対総務部	総務部長		本部班	防災担当課長	地域防災課長 危機管理担当課長	1 本部長室の庶務及び各部との連絡調整に関すること。 2 本部活動の把握及び統括統制に関すること。 3 各種命令、要請及び通信の統括に関すること。 4 被害状況の統括に関すること。 5 都及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 6 消防団に関すること。 7 自衛隊派遣要請に関すること。 8 他の部に属さないこと。
			総務班	総務課長	職員課長 契約管財課長	1 職員の動員、服務及び給与に関すること。 2 安全管理（公務災害等）に関すること。 3 車両の調達、配車、人員及び物資の輸送に関すること。 4 民間団体との連絡、住民協力活動の要請及び労務の供給に関すること。 5 庁舎の防災に関すること。 6 災害対策従事者の給食に関すること。 7 義援金の受領及び配分に関すること。 8 応援職員の勤怠管理に関すること。
			出納班	会計管理者		1 災害時における一時借入金の調達及び現金の保管出納に関すること。 2 災害救助物品の保管出納に関すること。 3 その他災害時における経理に関すること。
情報整理部	企画政策部長	公共施設担当部長	調整受援班	企画政策課長		1 防災の総合的な計画調整に関すること。 2 特命事項の調査に関すること。 3 都及び他自治体等からの受援に関すること。
			財政班	財政課長		1 災害対策関係予算に関すること。 2 その他財務一般に関すること。
			広報班	市長公室長	移住・定住担当課長	1 災害に関する広報及び広聴に関すること。 2 報道機関との連絡調整に関すること。 3 災害情報等の伝達及び市民の避難誘導等に関すること。
			情報管理班	情報政策課長		1 情報資産の管理に関すること。 2 情報連携に関すること。 3 情報機器の維持管理に関すること。
調査部	市民部長		第1調査班	課税課長	徴税課長	1 土地及び家屋の被害状況の調査及び報告に関すること。 2 被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること。

部	部長	副部長	班	班長	副班長	事務分掌
			第2調査班	市民課長	五日市出張所長 保険年金課長	1 り災証明の発行に関する事 2 死体埋（火）葬許可証の発行に関する事
災対環境部	環境農林部長		環境班	生活環境課長	環境政策課長 農林課長	1 災害地の防疫に関する事 2 防疫活動の状況報告活動に関する事 3 ペット、家畜、野生動物の死体処理に関する事 4 し尿処理に関する事 5 災害地の清掃作業及びがれき処理等に関する事 6 清掃活動の状況報告活動に関する事 7 アスベストの露出状況調査、飛散・ばく露の防止及び市民への周知に関する事 8 農業の被害状況調査に関する事 9 農業関係者に対する資金融資に関する事
物資管理部	商工観光部長		物資管理班	商工振興課長	観光まちづくり推進課長	1 災害救助物資等の調整及び管理に関する事 2 商工業の被害状況調査に関する事 3 中小企業に対する資金融資に関する事 4 帰宅困難者となった観光客等への受入避難所開設情報等の周知に関する事
救援救護部	健康福祉部長	こども家庭部長	第1民生班	福祉総務課長	生活福祉課長 障がい者支援課長 高齢者支援課長	1 避難所の設営及び被災者の収容保護に関する事 2 災害時における被服寝具等生活必需品の確保に関する事 3 避難所の災害支援物資等の受入及び配布に関する事 4 個別避難計画等に基づく要配慮者等に対する避難及び救護に関する事 5 社会福祉施設、障がい者団体・施設等との連絡調整に関する事 6 福祉避難所に関する事 7 災害時におけるボランティアセンター（社会福祉協議会設置）との連絡調整その他ボランティアに関する事

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第1章 あきる野市等の基本的責務と役割

第3節 初動態勢

部	部長	副部長	班	班長	副班長	事務分掌
災害復旧部	都市整備部長	区画整理・生活排水担当部長	第2民生班	保育課長	こども政策課長	1 幼稚園、保育園、児童館等との連絡調整に関すること。 2 市立保育園児等の避難及び救護に関すること。 3 応急復旧従事者等の子の保護・保育に関すること。
			医療・保健活動班	健康課長	こども家庭センター所長	1 負傷者の救護等に関すること。 2 医療機関の協力要請に関すること。 3 災害医療コーディネーターに関すること。 4 災害医療に関すること。 5 災害関連死の防止に関すること。 6 保健衛生に関すること。
			第1復旧班	建設課長	交通政策課長	1 河川の巡視警戒及び状況報告に関すること。 2 所管施設の保全管理及び資材の確保並びに供給に関すること。 3 災害対策に必要な人材、資機材等の調達、確保及び供給に関すること。 4 水防活動の技術的指導に関すること。 5 河川の流木対策並びに堤防、道路、橋りょう等の点検整備及び復旧に関すること。 6 被災者のための応急仮設住宅の建設に関すること。 7 公共土木施設の点検、応急復旧及び障害物除去に関すること。 8 公共土木施設の被害状況の調査及び報告に関すること。 9 公共施設の点検、応急修理等に関すること。
			第2復旧班	都市政策課長	区画整理推進室長	1 都市計画事業に係る用地、施設等の点検整備及び復旧並びに指導に関すること。 2 都市計画施設の被害状況の調査及び報告に関すること。 3 被災宅地危険度判定に関すること。 4 災害復旧部の庶務に関すること。
			施設班	施設営繕課長	住宅政策課長	1 応急危険度判定に関すること。 2 被災建物の応急修理等に関すること。 3 被災者のための応急仮設住宅の建設に関すること。 4 住宅の供与に関すること。

部	部長	副部長	班	班長	副班長	事務分掌
			上下水道班	生活排水対策課長		1 応急給水の協力体制に関する事 2 下水道施設の点検整備及び復旧に関する事 3 下水道施設の被害状況の調査及び報告に関する事 4 上下水道の関係機関との連絡調整に関する事 5 応急仮設トイレ（マンホールトイレ）に関する事
災対教育部	教育部長	指導担当部長 生涯学習担当部長	学校班	教育総務課長	教育施設担当課長 指導担当課長	1 学校施設の被害調査及び報告に関する事 2 教職員の非常配備等に関する事 3 児童及び生徒の避難並びに救護に関する事 4 児童及び生徒の応急救護教育に関する事 5 学校施設の応急修理及び災害復旧に関する事 6 学校施設の避難所利用に関する事（設営、運営等の協力） 7 教育活動の再開に関する事
			給食班	学校給食課長	学校給食センター建設準備担当課長	1 避難者等の応急炊き出し及び運搬に関する事
			社会教育班	生涯学習推進課長	スポーツ推進課長 図書館長	1 社会教育施設の点検、整備及び復旧に関する事 2 社会教育施設利用者の避難及び救護に関する事 3 文化財の被害状況及び保護に関する事 4 社会教育施設を避難所として利用する際の設営等の協力に関する事
協力部	議会事務局長		協力班	選挙管理委員会事務局長	議会事務局次長 監査委員事務局長	1 市議会等との連絡調整に関する事 2 他の部への協力に関する事

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第1章 あきる野市等の基本的責務と役割

第3節 初動態勢

部	部長	副部長	班	班長	副班長	事務分掌
消防部	消防団長	消防団副団長	消防班	分団長		1 水火災その他の災害の救助救急情報に関すること。 2 水火災その他の災害の予防警戒及び防御に関すること。 3 人命の救助及び救急に関すること。

2 災害対策本部の非常配備計画

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、市本部を設置したときは、次の区分に基づき非常配備態勢を発令し、部長及び本部職員を配備する。

(1) 非常配備態勢の種別

配備態勢	時期	態勢	参集者
第1非常配備態勢	災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたとき	1 災害の発生を防御するための措置を強化 2 救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備 3 通信情報活動	課長級の職にある職員
第2非常配備態勢	1 局地災害が発生した場合 2 その他の状況により本部長が必要と認めたとき	1 第1非常配備態勢を強化 2 局地災害に直ちに対処できる態勢	同上のほか、課長補佐及び係長・主査の職にある職員
第3非常配備態勢	1 災害が拡大し、第2非常配備態勢では対処できない場合 2 その他の状況により本部長が必要と認めたとき	本部の事務分掌の全力をもって対処する態勢	全職員（再任用含む）
特別非常配備態勢	夜間、休日等の勤務時間外に市域において震度5強以上又はこれに準ずる地震が観測され、これにより災害が発生したとき	1 指定された職員は、地域の避難場所、避難所及び周辺の災害状況を報告し、本部からの指示により順次活動に従事する。その他の職員は、自発的に参集し発災初期の災害応急対策に従事する。 2 参集者は道中確認した災害状況を報告するとともに、順次指示された活動に従事する。 3 災害状況及び参集人員の状況を集約し、市本部や都へ報告する。 4 災害状況及び参集人員の状況により必要な態勢に移行する。	全職員（再任用含む）

(2) 非常配備態勢時における各部の編成

- ア 第1非常配備態勢 課長級の職にある職員
- イ 第2非常配備態勢 同上のほか、課長補佐及び係長・主査の職にある職員
- ウ 第3非常配備態勢 全職員（再任用含む）
- エ 特別非常配備態勢 全職員（再任用含む）

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

(3) 非常配備態勢の特例

市本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができるほか、特定の者のみ配備することができる。

(4) 非常配備態勢に基づく措置

ア 各部長は、あらかじめ非常配備態勢に応じて措置すべき要領を定め、所属職員に対し周知徹底させておかねばならない。

イ 各部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、上記(1)の要領に基づき、所属職員に対し必要な指示をしなければならない。

(5) 防災従事者の災害補償

災害時において、応急措置の業務に従事した者の災害補償については、それぞれ次によるものとする。

ア 本部職員

本部職員として防災業務に従事する地方公務員については、「地方公務員災害補償法」(昭和42年法律第121号)による。

イ 消防団員

消防団員については、「あきる野市消防団に関する条例」(平成7年条例第130号)による。

ウ その他の災害業務従事者

(ア) 災害時において応急措置の業務に従事した市民等については、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年東京都条例第38号)による。

(イ) 「東京都震災対策条例」(平成12年条例第202号)に基づく防災訓練に参加した者は、同条例及び施行規則による。

(6) 防災従事者の活動環境の改善、ローテーションの確立等

平成7年阪神・淡路大震災、平成16年新潟県中越地震、平成23年東日本大震災など、過去の大規模地震災害の事例や教訓から、大規模災害時には、次のとおり、市の災害対策本部及び職員の活動環境の改善・充実に配慮し、災害対応に当たるものとする。

ア 市の職員が被災したり、周辺状況から参集不能となり、上記配備計画どおりの本部活動に従事できないことも予想されることから、災害対策本部や職員の配備体制については、参集した職員を順次配備につかせたり、出先の支所や参集途上の災害現場での災害対応に従事するなど、弾力的な運用を図るものとする。

イ 市職員や消防団員だけで大規模地震災害に対応するには限界があるため、市民の自助・共助による防災活動を喚起するとともに、事業者、業者団体、防災関係機関、災害ボランティア等と緊密な連携の下で災害対応に当たるものとする。

ウ 災害対策が長期化するにつれ災害対策本部職員も疲弊することから、市本部体制を維持するため、職員をローテーション体制で従事させるなど、必要な休息を取らせることが重要である。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第2章 市民と地域の防災力向上

【予防対策】

地震災害時に実効性のある防災活動を実施できるよう、市は、防災関係機関等相互間の連携を強化し、町内会・自治会、防災・安心地域委員会、事業者等の自主防災組織を育成し、防災訓練、防災意識啓発活動を通じて防災活動を強化する。

また、消防団の活性化、要配慮者対策、ボランティア対策及びBCP対策を通じ、それぞれの対象に応じた防災活動の強化に努める。

第1節 自助による市民の防災力向上

市は、市民等の防災意識の向上の促進のため、ハザードマップを作成するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、市民等の日頃からの備えが基本となることを踏まえ、啓発活動を市民等に対して行う。

1 市民による自助の備え

市民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

- 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 日頃からの出火の防止
- 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- 水(1日一人3ℓ目安)、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備
- 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
- 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施(最低3日間分、推奨1週間分)
- 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- 市や地域が行う自主防災訓練や防災事業への積極的な参加
- 町内会・自治会などが行う、地域の相互協力体制への参加
- 避難行動要支援者がいる家庭における、「避難行動要支援者名簿」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え
- 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検

- 過去の災害から得られた教訓の伝承
- 自動車へのこまめな満タン給油

2 防災活動の強化

防災対策の総合的かつ効率的な実施を図るため、防災関係機関等相互間の連携を強化するとともに、町内会・自治会、防災・安心地域委員会、事業者・施設等の自主防災組織の整備・育成を進めるなかで、より実効性のある防災訓練を実施するなど、防災意識の高揚と防災活動の強化を図るものとする。

3 防災意識の高揚

地震や台風などの自然災害の発生を未然に防止することは不可能である。そのため、起こりうる最悪の事態を想定し、そうならないよう事前防災に取り組み、災害時には迅速かつ適切な応急対策によって、被害を最小限に食い止めることは可能である。そのために市をはじめ防災関係機関は、その所属職員や市民及び事業者に対する防災知識の普及及び防災意識の高揚に努めなければならない。なお、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

(1) 市民等に対する防災知識の普及

ア 広報媒体を通じての普及

市をはじめ各防災関係機関は、機会を捉えて市民に対し、防災行政無線、広報あきる野、ホームページ、パンフレット、チラシ、安心メール、緊急速報メール、立看板、ポスター、防災用映画ソフト、広報車等を通じて、防災知識の普及、防災意識の高揚を図るものとする。

イ 講習会、講演会等による普及

防災・安心地域委員会、消防団等と連携し、防災関係者及び市民を対象とする講習会、講演会等を開催し、防災知識の普及徹底を図る。

ウ 防災用具、災害写真等の展示

防災用具、災害写真等を機会を捉えて適当な場所に展示し、防災意識の高揚を図る。

エ 防災知識の普及内容

- (ア) 防災に関する一般的知識
- (イ) 気象、災害発生原因等に関する知識
- (ウ) 防災計画及びこれに伴う防災体制の概要
- (エ) 災害予防措置（「地震に対する10の備え」など）
- (オ) 災害時の心得（「地震その時10のポイント」など）
 - a 災害の態様に応じてとるべき手段、方法
 - b 避難の方法、場所、時期、携行品、家庭内備蓄

第1部	第1編	震災編
第2部	第2編	風水害編
第3部	第3編	雪害編
第4部	第4編	火山編
第5部	第5編	その他編
資料編		

第2章 市民と地域の防災力向上【予防対策】

第1節 自助による市民の防災力向上

- 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識
- 正常性バイアス等の克服、避難行動を取るべきタイミングを逸することのない適切な行動
- 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ローリングストックによる家庭内備蓄
- c 被災したときに備え心得ておくべき事項
 - 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動 等
- (カ) 要配慮者への対応等に関する知識
- (キ) 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発
- (ク) 災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底

(2) 職員の防災教育

市をはじめ各防災関係機関は、職員に対し、本計画の概要、活動体制その他防災に関し、講習会、研究会等により、その内容、運用等の知識徹底を図るものとする。

(3) 地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進

- ア 市は、都教育委員会が定めた「安全教育プログラム」による災害安全教育を推進するとともに、地域住民や消防・警察等防災機関と連携した避難訓練、防災訓練を実施する際には、実践的な内容となるよう留意する。
- イ 市は、児童・生徒の学年に応じた防災ボランティア活動について普及・啓発を図る。
- ウ 市は、都民防災教育センター等を拠点とし、地域の防災教育を広める。
- エ 教育委員会は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

4 防災訓練

市は、災害発生時に予想される様々な事態に、市民等が適切に対処できるようにするため、秋川消防署と協力して、市民及び事業者等を対象とした初期消火、避難、救助、通信等の基本的防災訓練を行うとともに、これらの成果を総合的に発揮するため、総合防災訓練を行うものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

市民は、地域で行われる訓練に、積極的に参加するものとする。

(1) 基本的防災訓練

ア 気象警報等伝達訓練

気象予報及び警報の伝達を正確かつ迅速に行うため、常時訓練を実施する。

イ 非常無線通信訓練

災害時における有線通信の途絶等の事態に備え、防災行政無線等非常無線通信の円滑な運営を図るため、通信手続き、無線機の操作等、非常無線通信に関する訓練を実施する。

ウ 避難訓練

市は防災関係機関等の協力の下に、地域や学校、事業者、団体等に対し、自主防災の必要性、自覚の高揚を図るため、図上訓練による地域のハザードを認識するための取組や避難を主体とした防災訓練の実施を促進するものとする。庁舎では庁舎内の災害発生を想定した避難訓練を来庁者とともにを行う。

エ 救助救急訓練

大規模な地震時においては、建物の倒壊や電車の脱線等による多数の死傷者が発生することが予想される。このため、市は市民をはじめ関係機関と協力体制を確立し、震災時の迅速かつ的確な救助・救急活動の確保に努める。

(ア) 各種救助事象による救出訓練

(イ) 仮救護所の設置・運営訓練

(ウ) 現場救護所の設置訓練

(エ) 疾病者の緊急度に応じた分類（トリアージ）及び救急処置並びに搬送訓練

(オ) 救急救助資機材の活用訓練

オ 応急医療訓練

震災等による負傷者の救助を迅速かつ適切に実施するため、各防災機関と市民が一体となった訓練を行い、有機的活動体制の整備を図る。

(ア) 医療救護班の動員集結

(イ) 医療救護所の設置

(ウ) 患者の疾病の緊急度や程度に応じて適切な搬送・治療を行うためのトリアージ

(エ) 後方医療施設への収容

(オ) 医療品、血液等の補給

(カ) 防疫活動

カ 防疫訓練

(ア) 職員の訓練

保健所の指導の下に防疫作業の習得を図るとともに、防疫訓練を行い、二次被害の軽減に努めることとする。

(イ) 器材・器具等の整備

災害時に備えて最低限常備すべき器材・器具等は日頃から備蓄し、いつでも使用できるよ

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第2章 市民と地域の防災力向上【予防対策】

第1節 自助による市民の防災力向上

う努めるものとする。

キ 消防訓練

地震火災等地震時の各種災害に対処するため、秋川消防署において、消防団、災害時支援ボランティア、事業者、市民等を対象として基本的防災訓練を個別に行うとともに、市はその成果を踏まえて総合訓練を実施する。

(ア) 消防団の訓練

a 情報活動訓練

- 参集(情報収集)及び初動措置(災害対応)訓練
- 情報整理及び通信運用訓練

b 部隊編成訓練

c 火災現場活動及び救出・救護訓練

d 山林火災訓練

(イ) 災害時支援ボランティアの訓練

a 応急救護訓練

b 災害情報提供訓練

c 消火活動の支援訓練

d 救助・救出活動支援訓練

e その他の訓練

(ウ) 市民の訓練

a 出火防止訓練

b 初期消火訓練

c 救出訓練

d 応急救護訓練

e 通報連絡訓練

f 身体防護訓練

g 避難訓練

h その他の訓練

(エ) 事業者の訓練

a 出火防止訓練

b 防護訓練

c 消火訓練

d 救出救護訓練

e 避難訓練

f 情報収集訓練

ク 地域単位の実践的訓練

自主防災組織を主体とした、地域特性を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を実施する。
また、地域における災害弱者対応を強化するため、要配慮者やその支援者の参加について

も検討していく。

(2) 総合防災訓練

市は、震度5強以上の大地震を想定し、市、市民、都及び関係機関が一体となって実効性のある総合的、有機的な訓練を実施する。訓練では、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、避難者自らが参加する避難所運営など地域防災計画に基づく応急対応の習熟と防災意識の高揚を図る。

ア 参加機関

- (ア) 市
- (イ) 市民、町内会・自治会の自主防災組織、防災・安心地域委員会等
- (ウ) 秋川消防署、五日市警察署、福生警察署、あきる野市消防団、陸上自衛隊第1施設大隊
- (エ) 京浜河川事務所、西多摩建設事務所、西多摩保健所、多摩水道改革推進本部、東京都公園協会、あきる野市社会福祉協議会、あきる野市赤十字奉仕団
- (オ) その他関係機関
- (カ) 施設（社会福祉施設、学校等）
- (キ) 応援協定締結機関・事業者等

イ 実施時期

防災の日、防災週間中（8月30日～9月5日）又はその他の日に実施する。

ウ 実施内容

関係機関等と協議によりその都度実施要綱を定める。

エ 総合防災訓練重点事項

- (ア) 災害警備及び情報通信連絡
- (イ) 災害対策本部運営、関係職員等の非常招集
- (ウ) 避難及び救出、救護
- (エ) 消防及び水防
- (オ) 救援物資の調達輸送
- (カ) 防疫（感染対策）、給水及び炊出し
- (キ) 災害応急復旧
- (ク) その他

第1部	第2部	第3部	第4部
第1編 震災編	第2編 風水害編	第3編 雪害編	第4編 火山編
第5編 その他編	資料編		

第2節 地域による共助の推進

Ⅰ 自主防災組織の必要性

大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、市、都、国の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合も考えられるため、自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、町内会・自治会等の地域住民等が互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要である。そして、「自助」「共助」「公助」がその役割を十分に発揮し、有機的に繋がることにより被害の軽減を図ることができる。したがって、市民との協働のまちづくりを進める中で、平常時から町内会・自治会単位若しくは防災・安心地域委員会単位又は事業者、病院、老人ホーム、保育所等の施設の単位ごとに、それぞれの特性に合った自主的な防災組織の整備・育成を図る必要がある。

そのため、市は、町内会・自治会等の自主防災組織等の育成指導に力を入れ、自主防災組織の結成や市民の参加を推進する。また、災害時に自ら行動し、地域住民等をけん引することのできる地域防災リーダーを育成していく。

2 町内会・自治会等の自主防災組織

（１）組織

町内会・自治会、事業者等の組織において、防災担当者を設けるなど、防災活動が効果的に実施できる組織を整備する。

組織は、災害時に有効に機能するものが望ましく、具体的には総括班、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等を置くものとする。

（２）活動

ア 平常時の活動

- 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底
- 初期消火、救出救護、避難所開設等各種訓練の実施
- 消火、救助、炊き出し用資機材の整備、保守管理及び非常食の備蓄
- 地域内の危険箇所（がけ、ブロック等）や要配慮者の把握
- 組織の役割分担の明確化、情報連絡体制の確立

イ 災害発生時の活動

- 情報の収集・伝達
- 出火防止
- 初期消火
- 負傷者の救出・救護
- 市民の避難誘導
- 給食・給水
- その他

ウ 自主防災組織の役割例

活動の 考え方 班構成	平常時の活動	災害時の活動
	各班の役割は、これを分担するそれぞれの班が中心となり、これに他の班が協力して実施する。この活動により地域内の市民の防災に対する関心を維持し、災害時における活動力を養う。	災害の実態に応じた活動体制をとる。例えば火災の心配のない場合には、消火班は他の班の活動を支援する。 このような方法で全班が協力して災害に対処する。
総括班	○ 組織の総括及び渉外 ○ 防災計画、訓練計画の樹立 ○ 組織の運営指導	○ 防災関係機関との連絡調整 ○ 各班の調整指導
情報班	○ 防災知識の普及 ○ 情報の収集、伝達用器材の準備と管理 ○ 情報の収集、伝達訓練の実施	○ 情報の収集、伝達 ○ 避難指示等の伝達 ○ 防災関係機関に対する災害状況の通報
消火班	○ 火気使用設備器具等の点検 ○ 消火用器材の準備と管理 ○ 石油類の管理状況の点検 ○ 初期消火訓練の実施	○ 初期消火活動 ○ 地震時における出火防止の呼びかけ
救出・救護班	○ 応急手当の知識の普及 ○ 応急手当等の訓練の実施 ○ 負傷者等の救出と応急手当用器材の準備	○ 負傷者等の救出活動と応急手当等の救護活動
避難誘導班	○ 避難路、避難所の周知と現状の把握 ○ 要配慮者の把握 ○ 避難訓練の実施 ○ 避難誘導用器材の準備と管理	○ 安全な避難所の指示 ○ 要配慮者の避難と手助け ○ 避難誘導
給食・給水班	○ 炊き出し訓練の実施 ○ 給水訓練の実施	○ 炊き出し等の給食活動 ○ 給水活動
その他地域の 実情に応じ必 要とされる班	例えば、水害のおそれのある地域では水防班、がけ崩れ危険地域では巡視班等を設け、その役割を果たすために必要な平常時の活動及び災害時の活動を定める。	

3 広域的な自主防災組織の防災・安心地域委員会

防災・安心地域委員会は、市の旧町村単位である7地区で組織される自主防災組織であり、地域特性に合った防災に関する取組や体制の構築、市内の町内会・自治会、自主防災組織の防災力のレベルアップや均一化などを主たる活動内容としている。市との協働のまちづくりの中で、市民が安全で安心できる暮らしを守るため、災害に強いまちづくりの推進と地域コミュニティの活性化を図る主たる担い手であることから、市は、その活動を支援する。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第2章 市民と地域の防災力向上【予防対策】

第2節 地域による共助の推進

(1) 防災・安心地域委員会の構成

- 町内会・自治会
- 民生児童委員協議会
- ふれあい福祉委員会
- P T A
- 青少年健全育成地区委員会
- 消防団
- 消防団O B
- 交通安全協会
- 防犯協会
- 地域防災リーダー等

(2) 平常時の取組

- 避難計画
- 市指定避難所の体制づくり
- 防災訓練の計画と実施
- 危険箇所の確認
- 地域防災マップの作成
- 要配慮者の把握と情報の共有化
- 事業者、N P O法人等との協力体制の確立
- 地域資源の登録と活用
- 消防団員の確保への協力等
- 防災意識の高揚等普及啓発活動の実施

(3) 災害時の取組

- 被災者及び要配慮者の救助活動への協力及び支援
- 避難所の管理運営
- 被災状況等の情報発信等

4 事業所及び施設等の自主防災組織

学校、工場、集客施設、銀行等多数の人が出入りする事業所や、病院、老人ホーム、保育所等の施設においては、防火・防災管理者を主体とした自主防災組織の育成・指導を図り、次のような対策を図っておくものとする。

- (1) 建物内外の安全化、防災計画や非常用マニュアルの整備等事業活動の継続対策
- (2) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員、顧客の安全確保対策
- (3) 地域活動への参加や町内会・自治会の自主防災組織との協力関係の確立など、地域社会における安全確保対策組織や活動等については、おおむね町内会・自治会の自主防災組織に準じて整備するものとする。

第3節 消防団活性化対策

1 消防体制の現状

本市における消防体制は、都へ消防事務委託している秋川消防署の常備消防と、非常備消防のあきる野市消防団が緊密な連携をもって運営されている。

消防団は、地域防災の中核として、消火活動をはじめ、地域社会に密着した各種防災活動を行っているが、大規模災害時においても情報の収集伝達、避難誘導、災害防御活動に重要な役割が期待されている。

〈あきる野市消防団の編成及び配備体制〉

	団本部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	第7分団	機能別	合計
団員定数	15	63	63	43	103	113	23	23	60	506 人
指令車	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2 台
ポンプ車	0	3	3	2	2	1	1	1	0	13 台
可搬ポンプ積載車	0	0	0	0	4	6	1	1	0	12 台

2 消防団の活性化

近年、消防団は社会情勢や就労形態の変容、高齢化に伴う対象年齢層の減少、市民の認識の希薄化等により団員数が大きく減少傾向にある。わがまちを自ら守る消防団への市民の理解と協力や団員の志気高揚を図るとともに、多様化する活動を踏まえ、処遇改善や装備を充実させることで消防団員として活動しやすい環境整備を進め、消防団員の確保をはじめ、消防団活動の活性化を図る。

3 消防団体制の強化

- (1) 消防団員が生業において使用する資格や技能を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備するとともに、救助資機材や携帯通信機器を整備するよう努め、震災時の消防団活動体制の充実強化を図る。
- (2) 市は国や都からの支援を有効に活用して、消防団員の活動体制の充実に努める。

第4節 事業者による自助・共助の強化

事業者は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。

また、災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、必要とされる都市機能を確保するため、市は、市政の事業継続計画(BCP)を策定するとともに、事業者もBCPの策定に努める。

1 事業者による取組内容

- (1) 事業者は、帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画(BCP)等の計画に反映(その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記)する。
- (2) 事業者は、社屋内外の安全化、防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄(従業員の3日分が目安)等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制を整備する。
- (3) 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- (4) 事業者は、組織力を活用した地域活動への参加、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策を取る。
- (5) 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。
- (6) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。
- (7) 商工会議所や経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献を促進する。

2 BCP(Business Continuity Plan)の役割

- (1) BCPとは、Business Continuity Planの略であり、大規模災害発生時に優先的に取り組むべき重要業務(以下、「非常時優先業務」という。)をあらかじめ特定し、業務を実施するために必要な執行体制や執行環境、継続に必要な資源を確保すること等、大規模災害発生時においても適切な業務遂行を確保するための対応方針を計画として作成するものである。
- (2) 内容は、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。
- (3) 事業継続の取組は、以下の特徴を持っている。
 - ア 事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
 - イ 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
 - ウ 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
 - エ 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素を洗い出し、重点的に対処すること。

- オ 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
- カ 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。
- (4) BCPの策定に当たっては、同計画に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を平時から実施することが重要である。

3 事業者のBCPの策定

- (1) 事業活動に対する被害の最小化と事業活動の継続を図るため、事業者はBCPを策定する必要がある。
- (2) 事業者がBCPを策定し、災害に備えることにより、震災時の災害が発生しても事業の継続と迅速な復旧が図られるとともに、顧客や従業員の安全が確保される。
- (3) BCPの策定は、地域貢献・地域との共生を通じて事業所の所在する地域の早期復興にもつながる。

第1部	第1編	震災編
第2部	第2編	風水害編
第3部	第3編	雪害編
第4部	第4編	火山編
第5部	第5編	その他編
資料編		

第5節 ボランティアとの連携

災害時におけるボランティア活動は被災地の人びとの生活の安定と再建を図る上で重要な役割を担うものである。発災時に、ボランティアの協力を広く求めるには、ボランティア意識の高い社会づくりに努めるとともに平常時から行政との間に信頼関係を確立し、連携協力の仕組みを構築しておかなければならない。

1 ボランティア意識の醸成

市、民間等で行う様々な研修の場や広報あきる野を活用し、平常時からボランティアの社会的意義等についての啓発を行う。

2 ボランティアの受入体制

市は、防災ボランティアの活動環境として、あきる野市社会福祉協議会と連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。また、社会福祉協議会等との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。加えて、地域住民やボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

3 東京消防庁災害時支援ボランティア

所管	登録資格者	業務活動内容
東京消防庁	原則として、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 （1）応急救護に関する知識を有する者 （2）過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 （3）元東京消防庁職員 （4）震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格、技術等を有する者	○ 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施。 ○ 平常時には、消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。 ○ チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」、「震災時消防活動支援特別講習」を実施。

秋川消防署は地震時における消防隊の現場活動の支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識、技術を有するボランティア活動の協力を得るため、事前に登録した秋川消防ボランティアの受入体制を確立するとともに、育成指導を図る。

秋川消防ボランティアは、地震時、登録した消防署に自主的に参集し、消防署が実施する応急及び復旧活動の範囲内で次の活動を行う。

- (1) 応急救護活動
- (2) 災害情報提供活動
- (3) 消火及び救助、救急活動の支援
- (4) 消防用設備等の機能確保の支援
- (5) 危険物施設等の安全確保の支援
- (6) 火災調査の支援

4 あきる野市災害ボランティアセンター

あきる野市災害ボランティアセンター(以下「ボランティアセンター」という。)は、震度5強以上の地震等により市内で重大な災害が発生した場合、若しくは被災状況を考慮し、ボランティア支援が必要と認められる場合に、あきる野市社会福祉協議会により設置される。

ボランティアセンターは、地域住民が自主的に復旧・復興できない部分、行政が取り組むことができない部分の復旧・復興支援を行う。

5 赤十字ボランティア

- (1) 赤十字のボランティアは、各種活動を行う赤十字個人ボランティア登録者(災害救護ボランティアを含む。)、各種赤十字奉仕団、災害発生後に協力を申し出た市民、団体などにより構成される。
- (2) 活動は主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整の下に各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。

第6節 市民・行政・事業者等の連携

市民、地域コミュニティ、行政、事業者、ボランティア等は、平常時から相互に連携協力しあうネットワークの形成を推進していくものとする。

Ⅰ 対策内容

- (1) 地域、事業者、ボランティア間相互の連携体制の推進
- (2) 町内会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化促進
- (3) 地区防災計画の作成の推進

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	第3部
	第4部
第4編 火山編	第4部
	第5部
第5編 その他編	第5部
	第6部
資料編	

【応急対策】

第1節 自助による応急対策の実施

市民は、自助による応急対策として、以下のような対策を行うものとする。

- (1) 発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
- (2) 災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。
- (3) 地震発生後数日間、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。

第2節 地域による応急対策の実施

1 自主防災組織による応急対策

自主防災組織は、自助による応急対策として、以下のような対策を行うものとする。

- 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等）
- 安否や被害についての情報収集
- 初期消火活動
- 救出活動
- 負傷者の手当・搬送
- 市民の避難誘導活動
- 避難行動要支援者等の避難支援
- 避難所運営
- 市及び関係機関の情報伝達
- 炊出し等の給食・給水活動等（「自主防災組織の手引」）

2 詳細な取組内容

(1) 市民による消火隊等による活動

火災が発生した場合は、自主防災組織や近隣住民が協力して、自己所有や地域配備の消火器、立管消火栓等を活用した初期消火を実施する。

なお、地域で行う消火活動は、火災の拡大防止を目的に行う初期消火活動であり、できるだけ複数で対応し、必ず退路を確保するなど安全を確保しつつ、資機材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防団員や消防隊が到着後は、交代若くはその指示に従う。

(2) 避難所運営支援

市は、地域住民と連携し、防災・安心地域委員会や地域防災リーダーを中心に、女性や要配慮者等の視点を踏まえた避難所運営を行う。

第3節 消防団による応急対策の実施

1 消防団による応急対策

消防団は、震災時の応急対策として、以下のような対策を行うものとする。

- (1) 消防署と連携した消火活動
- (2) 地域住民との協働による救助活動、応急救護活動
- (3) 災害情報の収集・伝達活動
- (4) 市民指導、避難指示等の伝達、避難者の安全確保等

2 詳細な取組内容

- (1) 発災と同時に付近の市民に対して出火防止と初期消火の呼び掛けを行う。
- (2) 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- (3) 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。
- (4) 消防署の消火活動等の応援をするとともに、活動障害を排除する等の活動を行う。
- (5) 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- (6) 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡を取りながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第4節 事業者による応急対策の実施

1 事業者による応急対策

事業者は、自助による応急対策として、事業者相互間の協力体制及び自主防災組織等との連携による消火活動、救護活動等の支援を行うものとする。

2 詳細な取組内容

- (1) 来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、初期救護を行う。
- (2) 出火防止を実施する。
- (3) 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施する。
- (4) 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供する。
- (5) 施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。
- (6) 事業者での災害対策完了後、地域の消火活動、救出、救助活動を実施する。
- (7) 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

第5節 ボランティアとの連携

1 対策内容

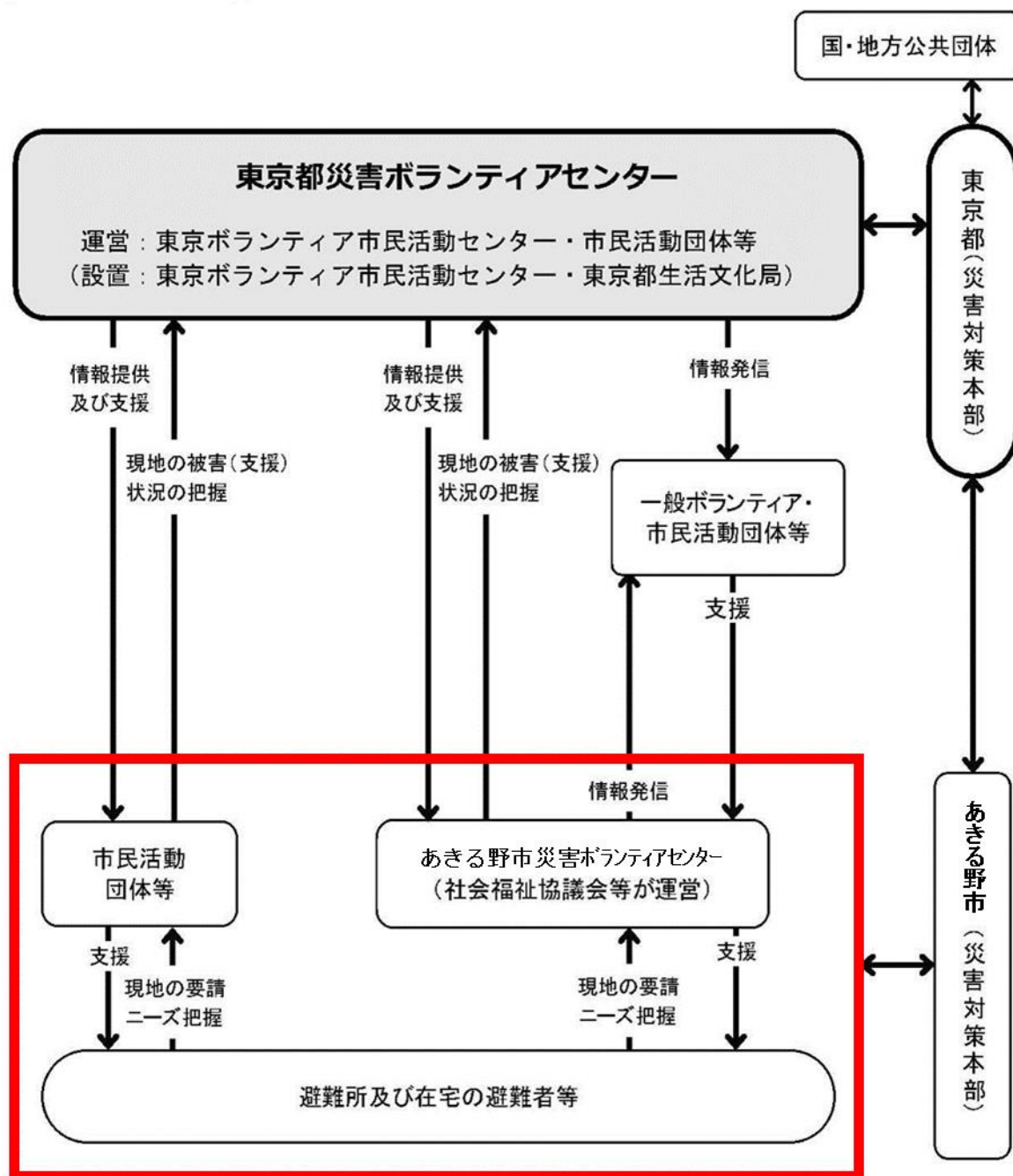
市は、ボランティアとの連携について、以下のような対策を行うものとする。

- (1) あきる野市社会福祉協議会等との協働によるあきる野市災害ボランティアセンターの設置・運営
- (2) ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通したあきる野市災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資機材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援

2 業務手順

市は、ボランティアとの連携の業務手順として、以下のように対応する。

〈一般ボランティア〉



第3章 安全なまちづくりの実現

【予防対策】

第1節 災害に強いまちづくり

地震による災害から市民の生命及び貴重な財産を守るとともに、震災時の市の機能を維持するためには、国土強靱化計画の基本理念やあきる野市国土強靱化地域計画に基づき、事前防災を充実させ、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要である。

そのため、地震に強い都市づくりの実現に向けて、防災都市づくりの推進や安全な市街地の整備、公園などのオープンスペースの確保、建物の安全化、落下物・家具等の転倒防止、交通施設・ライフライン施設の防災対策、土砂災害対策など災害予防施設の整備に関する取組を推進する。

1 災害に強いまちづくりの推進

防災の第1目標は、“災害による被害を未然に防止し、人命を守ること”である。このことから、災害予防対策を防災行政の重点とし、公共施設や一般家屋の不燃化・耐震化等を進めるとともに、浸水のおそれのある地区の改善、避難路の整備、オープンスペースの確保、崖、擁壁、ブロック塀等の崩壊防止、広告物や看板、ガラス等落下物の防止等都市構造そのものの防災性を高め、安全で快適に暮らせる防災都市づくりを推進することを基本とする。

東京都の地震被害想定によると、本市では、立川断層帯地震により1,372棟(倒壊建物の重複を除くと、1,358棟)の建物の焼失が想定されていることから、建物の出火・延焼防止対策が急務となっている。

地震による被害の発生を抑え、被害の拡大を防止するため、日頃からの備えの充実と発災を想定した都市整備に取り組むことにより、災害に強い安全なまちづくりを進めるものとする。

また、市の災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設を整備する。整備に当たっては、総合的な防災・減災対策を講ずることにより、災害に強いまちづくりを進める。

(1) 市の地域特性に応じた防災まちづくりの目標設定

防災都市づくりを推進するため、まず本市の緊急輸送道路沿道建築物等の分布を勘案し、耐震・耐火建築物等による不燃化、転倒・落下物の解消による安全化促進、公園整備・緑地保全によるオープンスペース確保、防災空間及び延焼遮断帯形成、防災拠点施設の整備、出火・延焼等の防止(「第2部第3章【予防対策】第3節 出火、延焼等の防止」参照)、避難路・避難所の指定(「第2部第9章【予防対策】第2節 避難場所及び避難所の指定等」参照)などそれぞれの課題に応じた防災まちづくりの目標を設定する。この際、地域の特性や市民のニーズを踏まえ、状況に合った個別施策を展開する。

(2) 災害備蓄施設の整備

これまでの市の備蓄については、旧秋川図書館を主に、防災センター、五日市出張所等、複数の公共施設に分散し、保管・管理を行ってきた。しかし、新たな被害想定や感染症対策に対応し得る備蓄を整備・保管できるだけのスペースを有していないことに加え、施設の老朽化や構造が備蓄施設としては不十分という課題がある。このようなことから、まずは現状の施設を最大限活用し、備蓄を進めるとともに、今後建設する市施設においては、災害備蓄能力を備えた施設とすることを検討する。また、将来の備蓄方法については、市の公共施設管理計画などを参考にしつつ、拠点備蓄から分散備蓄へスライドさせるなど、より有効で実践的な備蓄方法を検討し計画的に進める必要がある。

(3) 防災機能を有する公園等の整備

公園や緑地は、本来防災機能を有しており、その多くが市指定の避難場所や地域の一時集合場所等に指定されている。これらの施設のうち、都市部に位置する公園等については、多くの地域住民が避難・滞留することが想定されるため、とりわけ高い防災機能を有していることが望ましいといえる。このようなことから、市街地に位置し、鉄道駅施設や市指定避難所（五日市ファインプラザ）と隣接する森の下公園周辺を、防災機能を有する広場として整備した。

今後も、避難場所・避難所としても機能するよう、マンホールトイレや備蓄倉庫等の整備を計画的に行う。

(4) 大規模救出救助活動拠点の確保

都は、自衛隊、警察、消防、その他の広域支援・救助部隊等が活用するオープンスペース（大規模救出救助活動拠点）として秋留台公園を指定している。市は、この大規模救出救助活動拠点となる秋留台公園について、都と災害時応援協定を締結し、災害時は避難場所として活用するなど、都及び秋留台公園と連携を図っている。

2 建物等の安全化

(1) 防火地域等の指定

都市型火災に対する体質強化を図るため、従来から都市計画法による地域地区制度の一環として、市街化区域1,198.8haのうち、防火地域6.3ha、準防火地域544.8haの指定を行っている（令和2年12月24日公示）。

今後も、必要に応じて防火地域等の指定の拡大に努める。

(2) 耐震改修促進計画の推進

平成18年度に策定（令和3年3月一部改定）した東京都耐震改修促進計画及び平成21年度に策定（令和4年3月改定）したあきる野市耐震改修促進計画に基づき、公共建築物及び民間建築物で多数の人が利用する建築物等（特定建築物）の耐震化を促進する。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編	
雪害編	
第4編	
火山編	
第5編	
その他編	
資料編	

第3章 安全なまちづくりの実現【予防対策】

第1節 災害に強いまちづくり

(3) 公共建築物等の耐震化及び不燃化

地域の公共施設としての機能を維持、発揮して防災活動に寄与するためには、各種の災害から建造物を保護することが必要である。震災対策においては、一部の建替が予定される施設以外は、耐震化が行われており、避難所となる市立小・中学校の体育館については、非構造部材の耐震化も一部実施済みである。なお、不燃化については、施設の構造に基づき必要に応じて対応していく。

(4) 一般建築物の耐震化及び不燃化

本市における住宅総戸数は31,400棟で、耐震住宅26,900棟(85.7%)、未耐震住宅4,500棟(14.3%)である(令和元年度末時点)。

(令和4年3月・あきる野市耐震改修促進計画)

都及び秋川消防署は、防火、防災上の見地から建築基準法等関係法令、消防関係法令に基づき、定められた技術上の基準に適合するよう建築物の構造、設備等について指導を行っている。また、法令に基づく立入検査を実施して災害予防についての指導に当たり、消防用設備及び防火避難用設備の設置、維持管理について、防火、防災上必要な指導に努める。

〈耐震診断・改修助成制度の概要〉

	事業概要	対象建築物
耐震診断	診断機関が行った耐震診断に要する費用の2分の1以内で50,000円を限度として助成	昭和56年5月31日以前に建てられた市内にある木造2階建て以下の戸建て、所有者が自ら利用するために延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供している住宅
耐震改修	耐震改修又は建て替え工事に要する費用の5分の4以内で1,100,000円を限度として助成	耐震診断の結果、倒壊する可能性が高い又は倒壊する可能性があるとして診断された住宅

(5) 空き家対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

3 交通施設の防災対策

(1) 道路施設の防災対策

道路の構造物については、設置者が「橋、高架の道路等の技術基準について」(国土交通省道路局長、都市・地域整備局長通達：平成29年7月)及び「道路土工」(社団法人日本道路協会)に従い、地質・構造などの状況に応じ、安全性を強化する対策を実施するものとする。

(2) 鉄道施設の防災対策

JR東日本は、地震計を始め、雨量計、水位計、風速計等沿線に設置した各種センサーと中央情報処理装置を組み合わせ、防災情報システムの活用により、リアルタイムに情報を感知し列車運行の安全を確保するための体制をとっている。

駅舎等建築物については、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災等の教訓を踏まえ、耐震診断の結果、補強工事をするものは計画的に進めており、トンネル、橋りょう

等の構造物については、「運輸省鉄道施設耐震構造検討委員会」の答申を踏まえ、耐震補強が必要な施設等について、補強工事を実施している。

運転士・指令間の情報連絡設備の整備 列車の緊急停止装置の整備と並行して、停止後の運転再開の指示、列車の被害状況の報告等を的確、迅速に行うため、運転士・指令間の無線による情報連絡設備の整備を図っている。

4 ライフライン施設の防災対策

水道、下水道、電気、ガス、電話等、市民の日常生活に直結した施設は、いずれも長大な配管・配線等の施設を有し、都市型災害の被害を受けやすい条件下にある。また、被害の状況により異なるが、復旧には長時間を要することもあり、市民生活に大きな混乱を招くこととなる。各施設の管理者は、想定する最悪の被害を最小限に防止するための予防対策、災害復旧作業従事者の非常招集体制及びその訓練に万全を期し、日常作業を通じてその周知徹底を図るものとする。

(1) 水道施設

震災時の被害を最小限にとどめ、給水をできるだけ確保するよう、次のような安全対策を推進する。

ア 浄水・取水施設等

浄水・取水施設等は、耐震性の劣るものについては、耐震補強工事を実施する。また、停電に備え自家用発電設備を整備する。

イ 導水・送水・配水管等

耐震性の劣るものを、耐震性の優れた材質・継手構造のダクタイル鋳鉄管等に取り替える。また、二系統化等により水道システムの耐震性の向上を図る。

ウ 応急給水設備

万が一給水施設や設備が被災した場合を想定し、応急給水設備を整備するとともに、災害下応急給水が適切に実施できるよう従事者を確保し資機材活用の練度を高めておく。

東京都水道局と連携し、応急給水拠点の有効活用を検討する。特に被災により運搬資材を失った住民に対して、給水拠点において簡易水の提供ができるように拠点備蓄の実施について検討する。また、拠点遠方地については、給水タンクを積載した車両により、巡回給水を実施する。

(2) 下水道施設

ア 耐震対策

管きよの新設時には、地震に強い下水道施設を建設する。

避難所、災害拠点病院、避難場所からの排水を受ける管きよについては、マンホールと管きよの接合部分を可とう化するなど、耐震性の向上に努める。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第3章 安全なまちづくりの実現【予防対策】

第1節 災害に強いまちづくり

イ 下水道施設の活用

避難所などの敷地やその周辺に、仮設トイレが設置可能なマンホールの整備を促進し、トイレ機能の確保を図る。(マンホールトイレ設置状況 草花市営住宅敷地内5基)

ウ 下水道計画及び事業認可等の状況(令和3年度末現在)

区分	全体計画	都市計画決定	事業認可
計画面積	約 2,182ha	約 1,659ha	約 1,411ha
排水区域	20	18	18
計画人口	74,800 人	—	58,490 人
計画汚水量	37,080 m ³ /日最大	—	28,250 m ³ /日最大
下水排除方式	分流式	分流式	分流式

エ 下水道整備状況(令和3年度末現在)

全体計画		事業認可		整備面積等			
A 面積 (ha)	人口 (人)	B 面積 (ha)	人口 (人)	管きよ 延長 (m)	C 面積 (ha)	人口 (人)	整備率 C/B (%)
2,182	74,800	1,411	58,490	317,308	1,361	75,908	96.45

(3) 電気施設

電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても系統の切替等により、早期に停電が解消できるように系統連携の強化に努める。

※ 地震火災の発生防止に向け、耐震ブレーカーの設置普及を進める。

(4) ガス施設

ア 災害時の被害を最小限にとどめるため、重要度の高い設備の耐震性を向上させて安全性を確保するとともに、防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次被害の防止を図る。

イ 早期復旧を進めるための導網管のブロック化、最適な材料・継手構造等の採用により耐震性の向上を図る。

ウ 二次災害を防止するため、地震時にガスを遮断する安全システム(マイコンと遮断装置組み込みのガスメーター等)の普及促進に努める。

エ LPガスの安全対策については、LPガス容器が転倒防止のため鎖で固定されているなどの日常点検や、地震が発生したときの処置について、ガス使用者に対する周知徹底を図る。また、マイコンメーターやヒューズガス栓等の安全機器の普及に努める。

(5) 通信施設

通信設備及び付帯施設の防災設計(耐震・耐火・耐水設計等)を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

(6) 架空線地中化の推進

道路上の電線類を地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の充実等、都市防災の一層の向上を図るとともに、高度情報化社会において欠かせない電力の安定供給と通信の信頼性の向上を図る。

5 防災行政無線の整備

災害時等に市民に迅速かつ適切な情報を伝達することは、円滑な避難や二次災害防止など災害対策上非常に重要である。日頃から防災行政無線の適正な維持管理に努めるとともに、メール配信など防災行政無線以外の情報伝達手段の確保に努める。

6 エレベーター対策

災害時におけるエレベーター閉じ込め防止及び早期救出の体制を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行うための体制を構築するため、以下の対策を実施する。

(1) エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

ア 市施設

市は、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を推進し、安全性を向上させる。

イ 民間施設

市は、都が促進するエレベーターの閉じ込め防止対策の実施に関して、所有者への普及啓発を図る。

〈エレベーター閉じ込め防止装置〉

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、エレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置
P波感知型 地震時管制運転装置	主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

7 落下物、家具類の転倒等の防止

(1) 窓ガラス等落下物の安全化

都都市整備局は、都内建築物について、落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。

市は都から依頼があった場合は、必要に応じて協力するものとする。

第3章 安全なまちづくりの実現【予防対策】

第1節 災害に強いまちづくり

(2) 屋外広告物に対する規制

地震の際、看板等の屋外広告物が落下し、被害をもたらすことがないように、市と都で連携し、適正な維持管理を行うよう啓発等に努める。

(3) 自動販売機の転倒防止

市は、都及び業界団体を通じ、自動販売機の転倒防止対策の強化を図る。

関東経済産業局は、自動販売機の管理責任を明確にするため、自動販売機に管理者の名称、所在地、電話番号等を記した統一ステッカーの貼付を指導する。また、「JIS B 8562 自動販売機の据置基準」の普及・啓発のため、毎年10月を自販機月間として、パンフレット、ポスター等の作成、説明会・講習会の開催等により、同基準の業界への周知徹底を図る。

(4) 家具類の転倒等防止対策

市施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、その結果を公表するなど、家具類転倒・落下・移動防止対策を推進する。

市民の安全確保を図るため、秋川消防署、自主防災組織等と連携し、各種調査結果を活用して、対策実施率の更なる向上を図るとともに、正しい家具類の転倒・落下・移動防止対策についての指導を推進する。

8 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊防止

(1) がけ・擁壁等の安全化

都都市整備局は、がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行っている。また、宅地造成工事規制区域内にあつては、都市計画法・宅地造成等規制法に基づき、がけ・擁壁の指導、監督を行っている。

(2) 急傾斜地崩壊対策

急傾斜地の崩壊など土砂災害は、自然災害の中でも死者発生の多い災害である。都が実施する急傾斜地崩壊防止事業は、地域住民等から申出があり、事業の実施対象となる急傾斜地に対して、急傾斜地の崩壊から生命を守るために実施される公共工事であり、崩壊危険のある区域の民有地を都が無償貸借し、崩壊防止工事を行っている。工事後は区域内の土地に対する利用制限があることから、工事の実施に当たっては、土地の所有者の理解や協力が不可欠である。

都建設局では、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、都が示す基準に適合し、影響区域の居住者やその土地の所有者全員の同意により依頼のあった箇所について、優先度の高いものから順次、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止工事を行っている。

〈急傾斜地崩壊危険区域指定箇所〉（令和4年3月末現在）

地区	所在地	指定年月日
あきる野市草花地区	あきる野市草花字花ノ岡	昭 60.3.30
あきる野市折立地区	あきる野市草花字下折立ほか	平 3.3.14
あきる野市折立(2)地区	あきる野市草花字下折立ほか	平 23.11.29
あきる野市山田地区	あきる野市山田字上分ほか	平 3.3.26
あきる野市山田地区(2)	あきる野市山田字下分	平 9.1.13
あきる野市山田地区(3)	あきる野市山田字下分ほか	平 24.1.19
あきる野市平沢地区	あきる野市平沢字瀧ノ上ほか	平 8.3.8
あきる野市平沢地区(2)	あきる野市平沢字西ノ前ほか	平 12.7.28
あきる野市伊奈地区	あきる野市伊奈字上宿ほか	平 10.5.28
あきる野市伊奈地区(2)	あきる野市伊奈	平 16.5.24
あきる野市館谷地区	あきる野市館谷字追原	平 23.7.28

（3）宅地造成工事規制区域の安全化

都は、宅地造成工事規制区域を指定し、法律に基づく規制を行っている。

〈宅地造成工事規制区域の内訳〉（令和4年5月10日現在）

所管	市	計(ha)	第1次指定	第2次指定	第3次指定
多摩建築指導 事務所 開発指導第一課	あきる野市	61.4	21.3 (雨間の一部)	—	40.1 (切欠の全域)
区域指定の効力発生年月日			昭 37.10.1	昭 38.11.10	昭 40.10.20

（4）ブロック塀等の安全化

市は都と連携し、ブロック塀の実態把握を進める。また、建築確認時等の機会を捉えて、生垣への転換等を誘導する。

都は、市の緑化対策や狹隘道路対策に併せて指導等を行う。

9 土砂災害、山地災害、農地・農業用施設災害等の防止

（1）地すべり対策

都は、地すべり等防止法に基づき、地すべり発生のおそれのある箇所を地すべり防止区域に指定し、地すべりを誘発する行為等を規制するとともに、優先度の高い箇所から、順次、地すべり防止工事を行う。

（2）山地災害危険地の安全化

都は、治山工事を計画的に推進するとともに、人命保護の立場からこれらの危険地区の周知を図り、警戒避難体制の確立等災害の軽減防止に努める。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第3編 雪害編

第4編 火山編

第5編 その他編

資料編

第3章 安全なまちづくりの実現【予防対策】
第1節 災害に強いまちづくり

〈山地災害危険地区〉（令和2年4月1日現在）

市	崩壊土砂流出危険地区		山腹崩壊危険地区		地すべり等発生危険地区	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
あきる野市	16	28.23	31	346.0	0	0

（注）

- 1 崩壊土砂流出危険地区：山腹崩壊地、地すべり等から多量の土砂が溪流を流下し、被害を与えるおそれのある地区
- 2 山腹崩壊危険地区：崩壊が発生又は崩壊の危険のある山腹及びそれに接続する地区
- 3 地すべり等発生危険地区：地すべり等防止法第3条の規定による地すべり防止区域に指定された地区

（3）土石流対策

都は、土砂災害が発生した箇所や土砂災害（特別）警戒区域のうち、避難施設や要配慮者利用施設などが設置される優先度の高い箇所から、順次、砂防指定を行い土砂災害対策工事を実施する。

（4）土砂災害防止法に基づくソフト対策

土砂災害防止法では、土砂災害防止対策の推進を図るため、土砂災害が発生するおそれがある土地の警戒区域等をあらかじめ明らかにし、当該地区における警戒避難体制の整備などソフト対策を推進することとしている。

市は、土砂災害に関する情報を掲載したハザードマップを作成し、市民の自主的な避難や危険回避行動を支援する。

〈土砂災害警戒区域〉（令和4年3月末現在）

地区	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	合計
養 沢	48	16	0	64
乙 津	21	3	0	24
青木平	16	5	0	21
落 合	24	4	0	28
軍 道	21	4	0	25
寺 岡	8	0	0	8
戸 倉	70	13	0	83
五日市	147	51	0	198
増 戸	110	7	0	117
西秋留	53	9	0	62
多 西	100	19	0	119
東秋留	27	2	0	29
計	645	133	0	778

（5）農地・農業用施設の安全対策

市及び都は、農地や農業用施設で周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所に対して改修や補強工事を実施する。

第2節 液状化、長周期地震動への対策の強化

1 液状化地域での建築物等の安全化

あきる野市では、液状化の可能性がある地域が点在している。

都では、民間建築物等について、建築確認審査等を通じて液状化対策の必要がある場合は、指導・強化を図っている。

2 高層建物の長周期地震動への安全対策

長周期地震動とは、大きな地震で発生する周期が長い大きな揺れのことを言います。この揺れは、高層ビルなど階層が高くなるにつれ影響が大きくなり、家具類が倒れたり、移動したりする危険があります。

このことから、地震火災や混乱などによる被害を防ぐため、建築基準法に基づく完了検査や特定建築物定期報告制度等を通じ、高層建築物の安全性の確保や避難誘導、救出救護体制の整備等を推進する。

第1部	第1編	第2部	第3部	第4部
	震災編			
第2部	第2編	第2部	第3部	
	風水害編			
第3編				
	雪害編			
第4編				
	火山編			
第5編				
	その他編			
	資料編			

第3節 出火、延焼等の防止

地震被害は、建物の倒壊など揺れによる直接的な被害と地震火災などの二次被害に分けられる。東京都地震被害想定によると、本市では、立川断層帯地震により1,372棟(倒壊建物の重複を除くと、1,358棟)が焼失する想定となっている。これは揺れや急傾斜地倒壊による家屋倒壊件数346棟の約4倍であり、このことから、地震火災、高圧ガス有毒物質等による二次災害の防止対策を行う必要がある。本節では、出火の防止、初期消火、火災の拡大防止、危険物・有毒物質等の漏えい防止について定める。

1 出火の防止

(1) 火気使用設備・器具の安全化

近年、様々な家庭用電気機器、暖房器具、調理機器などの地震に対する安全機能が向上しているが、過去の地震の被害状況や地震被害想定からみて、地震時に火気使用設備や器具等から出火する危険性は極めて高いと考えられる。

秋川消防署では、東京都火災予防条例に基づき、対震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底、火気使用設備・器具周囲の保有距離の離隔化及び火気使用設備の固定等、各種安全対策を図っており、今後も継続推進するとともに、適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備について指導を徹底する。

また、電気設備等の耐震化を指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及啓発を推進し、出火防止等の安全対策の強化を図る。あきる野市消防団においても、各地域で実施される防災訓練の場や火災予防週間などの機会を捉えて、家庭用暖房機器など火気使用機器の安全な使用と管理について、市民や事業者に対し周知徹底を図る。

(2) 石油等危険物施設の安全化

《秋川消防署等》

危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や危険物の流出防止対策の推進を図る。

製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所(営業用)及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。

東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

〈危険物貯蔵所等一覧〉(令和3年12月末現在)

製造所の別 市	製造所	貯蔵所	取扱所	合計
あきる野市	3	72	59	134

(注)単位:施設

(3) 液化石油ガス消費施設の安全化

都は、所管する液化石油ガス販売事業者等に対する立入検査等を行い、保安の確保に努めている。災害防止対策としては、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、学校等公共施設及び集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置及び料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁（ヒューズガス栓）の設置を義務づけている。

都は、震災対策の強化を図るため、平成9年度に「東京都高圧ガス施設安全基準」における「液化石油ガス供給・消費設備基準」を改定し、これに基づき、地震時における容器の転倒防止や配管の破損等の被害を最小限に抑えて、液化石油ガスの漏えい等による二次災害を未然に防止するよう指導している。

(4) 火薬類保管施設の安全化

火薬類は、火薬庫への貯蔵が義務づけられ、保管に関しては厳重な技術上の基準により規制されているほか、火薬庫の所（占）有者に定期自主検査が義務づけられている。これらの施設に対し、都は保安検査及び立入検査を実施して、保安の確保を図っている。また、火薬庫以外の場所に貯蔵することが認められている少量の火薬類についても構造及び設備等に関する技術上の基準が定められ、都は随時、立入検査を実施して保安に関する指導監督に努めている。

〈火薬類製造所一覧〉（平成28年11月末現在）

市	区分	けん銃実包製造所	警戒救命信号等製造所	合計
あきる野市		1	1	2

（注）単位：施設

(5) その他出火防止のための査察指導

消防署は、大地震が発生した場合、人命への影響が極めて大きい飲食店、病院、老人ホーム等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業所等に対して立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について指導する。

その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導を行う。

さらに、製造所、屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対して、立入検査を実施し、適正な危険物の貯蔵、取扱いや耐震基準への適合性についての指導を行うとともに、出火危険排除のための安全対策についての指導を強化する。

また、各事業者に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業者に対しては、計画の作成を指導する。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第3章 安全なまちづくりの実現【予防対策】

第3節 出火、延焼等の防止

(6) 防災意識の啓発及び防災教育・防災訓練の充実

各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、市民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進する。また、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及及び維持管理を促進する。

〈防災意識の啓発〉

- ア 住宅用火災警報器の普及及び維持管理
- イ 消火器の設置、風呂水のくみ置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
- ウ 対震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器、漏電遮断器など出火を防ぐための安全な機器の普及
- エ 家具類、家電製品等の転倒・落下・移動防止対策の徹底
- オ 火を使う場所の不燃化及び整理整とんの徹底
- カ カーテンなどへの防災品の普及
- キ 灯油など危険物の安全管理の徹底
- ク 防災訓練への参加

〈防災教育・防災訓練の充実〉

- ア VR 防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した「身体防護・出火防止体験訓練」の推進
- イ 小さな地震でも身の安全を図り、揺れがおさまったら、落ち着いて火の元や電化製品を確認する習慣の徹底
- ウ 防災訓練等で消火器の使用方法を体験するなど、市民による初期消火能力向上を図る。
- エ 地震時及び地震発生直後の行動における火を消す3度のチャンス
(小さなゆれを感じた時、大きなゆれがおさまった時、出火した時)の徹底
- オ 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓の遮断など出火防止の徹底
- カ ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止の徹底
- キ ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止の徹底

2 初期消火体制の強化

地震発生時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火対策が重要である。このため、消防用設備等の適正化並びに家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により市民の防災行動力を高めて、初期消火体制の確立を図る。

(1) 消防用設備等の適正化指導

防火対象物に設置される消防用設備等については、地震時にもその機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火することができるよう、耐震措置を指導する。特に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等が地震により破壊されないよう指導を強化する。

(2) 初期消火資機材の普及

家庭や事業所における初期消火を迅速、確実に行うため、消火器等の消火資機材の普及を図る。

(3) 市民、事業者の自主防災体制の強化

ア 市民の防災行動力の向上

1世帯に最低1人が自信を持って災害に対応できるよう、市民の防災意識や初期消火体制等の実態を把握して、初歩から実践に至る段階的な体験が可能な訓練を実施する。また、地域の協力体制づくりを進め、要配慮者を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。

イ 事業者の自主防災体制の強化

全ての事業者に対し、防災計画の作成を推進するとともに、各種の訓練や指導等を通じて防災行動力の向上、自主防災体制の強化を図る。また、事業者相互間の協力体制及び自主防災組織等との連携を強めるとともに、保有資機材を活用し、地域との共同体づくりを推進する。

3 火災の拡大防止

現在の都市構造では、出火防止や初期消火の徹底を図っても、なお相当数の火災が延焼拡大することが予想される。したがって、地震による火災被害が予想される地域については、可能な限り延焼防止措置を講じ、人命の安全確保を重点とした消防体制の確保を図ることが重要である。このため、以下の対策を推進する。

(1) 消防活動体制

ア 常備消防（東京消防庁）

東京消防庁は、消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の震災消防計画を樹立し、有事即応体制の確立を図っている。

〈秋川消防署の配備体制〉

	ポンプ車	化学車	はしご車	救急車	その他	合計
秋川消防署	2	0	1	1	9	13
秋留台出張所	2	0	0	1	1	4
檜原出張所	1	0	0	1	0	2
合計	5	0	1	3	10	19

(注)単位:台

第3章 安全なまちづくりの実現【予防対策】

第3節 出火、延焼等の防止

イ 非常備消防（消防団）

あきる野市消防団は、主たる業を持ちながら災害発生時には消防団員として活動する非常備消防である。このため、地震発生当初から組織的に即応体制を組むことは困難であるが、自治体消防の強みとして、市内各地域に団員がいることから、発災当初は日頃の訓練を活かして、地域住民と協力し局所的な防災活動が可能である。その後、順次消防団として組織的対応を展開する。

〈あきる野市消防団の体制は第3章 第5節 消防団の活性化対策に掲載〉

（2）装備資機（器）材の活用

地震時において、消防力を最大限に活用するため、震災の態様に応じた装備資機（器）材を活用するとともに、自主防災組織、地域住民等も簡易救助資機材を使用できるよう計画する。

（3）消防水利の整備促進

秋川消防署は、震災時の同時多発火災に対処するため、建築物の焼失危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に、民間の開発行為や市街地再開発事業の機会を活かした防火水槽の設置、消防水利不足地域における用地取得の推進、雨水貯留施設や河川等の自然水利等の活用、巨大水利の開発・確保等、多角的な方策による整備促進について、関係機関に意見提言していく。また、各事業者に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業者に対しては、計画の作成を指導する。

（4）消防活動路等の確保

震災時においては、建物、電柱等の倒壊により消防車両等が通行不能になることが予想される。市をはじめ道路管理者は道路啓開に努めることとする。また、秋川消防署は消防活動路を確保するため、民間から借り上げる特殊車両の確保、幹線的道路拡幅、U字溝等の暗きょ化、コーナー部分の隅きり整備、架空電線の埋設化などを関係機関と検討するとともに、震災消防活動が効果的に行えるよう交通規制等について警察署と協議するなど、消防活動路等の確保に努める。

（5）消防活動が困難な区域における対策

震災時には、道路の寸断に加え、道路周辺建物等の倒壊あるいは断水等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。このため、秋川消防署は消防隊用可搬ポンプ等の活用を図るとともに、道路の拡幅、防火水槽等の充実、消防団体制の充実等の施策の推進について関係機関に働きかけを行う。また、地域別延焼危険度の測定結果や地震時における焼け止まり効果の測定結果に基づき、消防活動が困難な区域の解消に向けて、消防活動の円滑化等を進める立場から、防災都市づくり事業等に対して提言及び要望を行う。

あきる野市消防団は団消防車両の進入が困難な火災現場においては、配備する小型動力ポンプや軽可搬ポンプなど人力で搬送可能な消防ポンプを最大限活用し消火活動を実施する。

（6）地域防災体制の確立

震災時には、火災や救助・救急事象が同時に多発し、また様々な障害の発生により円滑な消火活動が実施できなくなることが予想されることから、地域における防災体制を早期に確立し、火災の拡大防止を図る必要がある。このため、自主防災組織と事業者等との連携体制の整備、消防機関、災害時支援ボランティア、自主防災組織及び事業者の自衛消防組織等が協力して行う合同防災訓練の実施を推進する。

4 高圧ガス・有毒物質等の安全化

（1）高圧ガス保管施設

都は、施設を設置する際には法令に基づく基準への適合状況を厳しく審査するとともに、許可対象事業所については事業者が定める危害予防規程の届出の受理を行うほか、建設時の完成検査を実施するとともに定期的な保安検査を行っている。その他、随時に立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や安全性の確保に努めている。

（2）毒物・劇物取扱施設

都福祉保健局、健康安全研究センター及び西多摩保健所は、毒物・劇物による事故の未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。また、学校における毒物・劇物災害を防止するため、「学校の化学実験室等薬品保管場所の地震対策の強化について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知する。私立学校に対しては都生活文化スポーツ局が毒物・劇物災害を防止するため、化学実験室等の管理について必要な情報を提供する。

（3）放射線等使用施設

放射線等使用施設については、原子力規制委員会が、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、R I（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるような各種の安全予防策を講ずる。

（4）危険物等の輸送の安全化

危険物積載車両については、関係官庁により路上取締りを毎年定期的の実施するとともに、常置場所においても立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し保安意識の高揚に努める。

第1部	第1編	第2部	第3部	第4部
	震災編			
第2編	風水害編	第1部	第2部	第3部
第3編	雪害編			
第4編	火山編			
第5編	その他編			
	資料編			

【応急対策】

第1節 消火・救助・救急活動

災害発生後は、迅速・的確な消火活動を実施するとともに、被災者の救助・救急活動を実施する。

（第2部第2章【応急対策】第2節「地域による応急対策の実施」、第3節「消防団による応急対策の実施」、第4節「事業所による応急対策の実施」、第2部第5章【応急対策】第1節「消火・救助・救急活動」参照）

第2節 河川施設等の応急対策による二次被害防止

道路、橋りょう、河川等の公共施設は、道路交通等都市活動を営む上で極めて重要な役割を担っている。特に地震時に破損した場合は、消火や救急救助及びその他の応急活動等に重大な支障を及ぼすため、これら公共施設が被災した場合は、速やかに応急・復旧措置を講ずる必要がある。

そのため、道路、橋りょう、河川等の公共土木施設及びにその他の公共施設等の応急・復旧対策について、必要な諸活動を迅速に実施する。

加えて、市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の除却等について必要に応じた箇所の措置を講ずるものとする。

本活動に関する責任調整機関は、建設課（第1復旧班）である。

Ⅰ 公共土木施設等の応急復旧対策

地震が発生した場合、各公共土木施設等の施設管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急・復旧措置を講ずるものとする。

（1）河川

地震等により堤防等に被害を受けた場合には、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、その施設の応急・復旧に努めるとともに排水に全力を尽くす。

ア 市

水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに河川管理者に報告するとともに、必要な措置を実施するものとする。

第3章 安全なまちづくりの実現【応急対策】

第2節 河川施設等の応急対策による二次被害防止

(3) 治山施設

ア 治山施設

森林事務所は、治山施設（えん堤、谷止、床固、護岸又は山腹工事）の被害状況を把握するとともに、施設の応急対策を実施し復旧に努める。

イ 林道

森林事務所は、被害地域住民の積極的な協力を得て的確な情報を収集し、都産業労働局（農林水産部森林課）に報告し、被害住民に及ぼす生活上の不安を除去するための応急措置を速やかに実施する。

応急復旧については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、災害の程度が次の状況にあるときは、復旧工事を早急に施行するよう措置する。

- (ア) 食料の搬入が困難な場合
- (イ) 林道沿線住民の生計の維持に障害を及ぼすとき
- (ウ) 復旧資材及び林産物の搬出に著しい影響がある場合

2 社会公共施設等の応急復旧対策

病院、社会福祉施設、学校等の社会公共施設は、震災時において医療救護や避難施設として重要な役割を果たすものであり、被災した場合にはその応急・復旧措置を速やかに行う必要がある。

(1) 社会公共施設等の応急危険度判定

市は、地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

ア 市の公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施

イ 応急危険度判定技術者が不足する場合、他団体（他行政庁、民間団体）への協力要請

ウ 社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施

(2) 病院における復旧対策

ア 停電時の措置

自家発電装置に切り替え、手術等緊急に必要な電源を確保する。自家発電装置が被害により機能しない場合は、関係機関に連絡し、照明電源車の出動を要請する。

イ 給水不能時の措置

緊急時、給水槽の水を給水する。不足するときは、市本部災害復旧部（上下水道班）に連絡し、応援を要請する。

ウ

ボイラー使用不能時の措置

医療機関の蒸気消毒、暖房及び患者等の給食は、電気、LPG又は固形燃料等に切り替え、それぞれ処理する。

エ

患者の避難措置

常時、担架送者と独歩可能者を把握し、震災時において必要がある場合、担架送者を優先的に避難させるとともに、独歩可能者を安全な場所に誘導する。なお、あらかじめ病院近くの避難場所について把握しておく。

オ

応援要請

市本部をはじめ、被害のない施設に連絡して、人的・物的応援を要請する。

カ

重要器材等の保管措置

手術用器材その他緊急必要器材については、常時、安全保管及び緊急持出しの体制を確保する。

放射性同位元素（RI）使用施設については、災害の状況に応じて立入禁止等危険防止の措置を講ずる。

(3)

社会福祉施設等

社会福祉施設は入所者の安全を確保するため、震災時には事前に定めている防災計画に従い、次のとおり自主的に活動する。

ア

社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。

イ

施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

ウ

施設独自の復旧が困難である場合には、市本部救援救護部（第1民生班）に連絡し、援助を要請する。

エ

震災の被害を受けなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

(4)

市営住宅

市営住宅に居住する者は、できる限り自衛措置を講ずる。緊急の場合は、市へ通報する。なお応急修理等必要な処置は市の所管が行う。

(5)

学校施設

ア

応急対策

(ア)

各施設の責任者は、避難について特に綿密な計画を整備しておき、それに基づいて行動することとし、特に児童・生徒の安全確保に万全を期する。

(イ)

責任者は、自衛防災組織を編成して、分担に基づいて行動する。

(ウ)

緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。

第3章 安全なまちづくりの実現【応急対策】

第2節 河川施設等の応急対策による二次被害防止

- (エ) 避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、教育活動の早期再開を踏まえつつ、提供可能な施設については、極力提供する。また、所属職員についても、学校機能委維持と合わせ、避難所運営に可能な限り協力させる。その際、余震や火災予防について十分措置をとる。
- (オ) 学校の応急修理は、迅速に実施する。

イ 復旧計画

市立学校の施設が地震、火災等で被害を受けた場合には、市教育委員会は、被害状況を調査し、甚大な被害を受け、教育活動ができない状態にあると判断した場合には、緊急に学校長及び都教育委員会と連絡を密にして、授業再開計画等を作成する。また、児童・生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的不安や動揺を早急に解消するためにも、教育活動の中断がないように努める。

被害を受けた施設のうち緊急に復旧を必要とするものについては、計画を立て速やかに復旧を行う。

なお、甚大な被害を受けた場合、市教育委員会は都教育委員会と連絡を密にして、被害額等を調査し、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」による事務手続きを行い、国庫補助金の交付を受ける。

(6) 社会教育施設

ア 避難誘導

- (ア) 社会教育施設の利用者等は、不特定多数であり、利用者等の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確認に万全を期する。
- (イ) 災害状況に即した対応ができるように、市教育委員会等関係機関との緊急連絡体制を確立し、利用者の安全確保に努める。
- (ウ) 避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防について十分措置をとる。

イ 復旧計画

社会教育施設は、市民が日頃利用する施設であることを配慮し、震災後、直ちに被害状況を把握し、施設ごとに再開計画を策定し、早急に開館する。

なお、当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し、日常生活が平常に戻れば復旧計画を立てて本格的な復旧を行う。

(7) 文化財施設の対策

災対教育部は、郷土の歴史資料や美術工芸品など貴重な資料として指定している文化財を保護・保全して次代に引き継ぐため、火災、風水害、震災等の被害を受けないよう、防災対策を進める。

所有者又は管理者は、定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の防災訓練を実施するとともに、消防用設備及び防災設備等の点検・整備を行う。

ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防署又は消防団に

通報し、災害の拡大防止に努める。

イ 文化財に被害が発生した場合、その所有者又は管理者は、速やかに被害状況を調査し、その結果を市本部災対教育部（社会教育班）に報告する。

ウ 市本部災対教育部（社会教育班）は、都指定の文化財にあっては、都教育委員会に、国指定の文化財にあっては、都を経由して、文化庁に報告する。

エ 関係防災機関は、被災文化財の被災拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずるものとする。

オ 市本部災対教育部（社会教育班）は、火災、風水害、震災等に際し、これらの貴重な文化遺産が被害を受けることのないよう、必要な防災対策を進めるとともに、市民に対し、文化財への防災意識を高めるための普及・啓発を推進するものとする。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第3節 危険物等の応急措置による危険防止

現在、市内には、石油、火薬、高圧ガス等の危険物貯蔵所などがあり、地震時には振動、火災等により、危険物の漏えいやガス爆発等の事態の発生が考えられる。

これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程や東京都震災対策条例等に基づく防災計画の作成を義務づけているところであるが、発災した場合に被害を最小限に止めるための応急対策を確立しておく必要がある。本節では、石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物及び放射線に係る各施設の応急措置及び危険物等輸送車両に対する応急措置について定める。

なお、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散が懸念される場合は、市、都又は事業者は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

1 市が行う対応

市は、以下「2 危険物保安対策」～「9 危険動物の逸走時対策」について、必要に応じて次の対応を行う。

- (1) 市民に対する避難指示
- (2) 市民の避難誘導
- (3) 避難所の開設
- (4) 避難住民の保護
- (5) 情報提供
- (6) 関係機関との連絡

2 危険物保安対策

危険物等の保安施設については、地震火災及び大量流出から生命、身体及び財産を保護するため、これらの施設に立入検査を実施し、これらに従事するものに当該物件の取扱指導訓練等を実施することにより災害の予防を図る。

- (1) 法令に基づく立入検査を実施し、災害予防の指導に当たるとともに、危険物保安監督及び危険物取扱者等による自主的災害予防体制の確立を図る。
- (2) 各事業者に対し随時査察を実施し、危険物の貯蔵所、取扱所等の位置、構造、設備の適正と貯蔵、取扱いの保持に努め、災害の未然防止に努める。
- (3) 各事業主及び危険物取扱者による研究会等を行い、火災予防思想の普及と危険物の貯蔵、取扱い技術の習熟を図る。
- (4) 各事業者には、必ず危険物取扱者の有資格者に取扱わせるよう、有資格者の養成に努める。
- (5) 予防規程を定めなければならない製造所等については、規定に基づき有効に自主防火管理体制の確立を図るよう指導する。

3 石油类等危険物施設の応急措置

(1) 秋川消防署が行う対応

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。

- ア 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

4 火薬類保管施設の応急措置

(1) 東京都環境局（多摩環境事務所）が行う対応

火薬庫及び火薬庫外貯蔵施設の所（占）有者に対し、施設及び貯蔵火薬類に関する管理責任者を定め、施設が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合には、あらかじめ定めるところにより危険防止措置を講ずるよう指導しており、また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。

(2) 関東東北産業保安監督部が行う対応

火薬類製造事業所等の施設等が、災害の発生により危険な状態となった場合、又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより危険防止措置を講ずるよう十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。

5 高圧ガス保管施設の応急措置

(1) 東京都環境局（多摩環境保全事務所）が行う対応

- ア ガス漏れ等の事故が発生した場合、当該事業者は直ちに災害の拡大防止及び被害の軽減に努める。
- イ 災害が拡大するおそれがある場合、「高圧ガス震災時連絡応援体制」に基づき、東京都高圧ガス地域防災協議会がガスの種別により指定した防災事業所又は震災被害を受けていない協議会支部に対し出動を要請し、災害の拡大防止を指示する。

(2) 警視庁（五日市警察署、福生警察署）が行う対応

- ア 災害の進展等により、市民を避難させる必要がある場合、市に通報する。
- イ 人命危険が著しく切迫し、通報する余裕がない場合の関係機関と連携した避難指示及び市にその内容を通報する。
- ウ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。

第1編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編	第1部
	第2部
	第3部
第3編	
雪害編	
第4編	
火山編	
第5編	
その他編	

第3章 安全なまちづくりの実現【応急対策】

第3節 危険物等の応急措置による危険防止

エ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第2部第5章【応急対策】第1節 5の「消防活動」により対処する。

(3) 東京消防庁（秋川消防署）が行う対応

- ア 災害の進展等により、市民を避難させる必要がある場合、市に通報する。
- イ 人命危険が著しく切迫し、通報する余裕がない場合の関係機関と連携した避難指示及び市にその内容を通報する。
- ウ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- エ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第2部第5章【応急対策】第1節 5の「消防活動」により対処する。

(4) 関東東北産業保安監督部が行う対応

- ア 正確な情報把握のため、都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。
- イ 災害発生に伴い、市、都及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の施設者等に対して、施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被害の拡大防止を図る。

6 毒物・劇物取扱施設の応急措置

(1) 東京都福祉保健局（西多摩保健所、健康安全研究センター）が行う対応

- ア 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。
- イ 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。
- ウ 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。

(2) 東京消防庁（秋川消防署）が行う対応

- ア 災害の進展等により、市民を避難させる必要がある場合の市への通報
- イ 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫し、通報する余裕がない場合の関係機関と連携した避難指示及び市へのその内容の報告
- ウ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- エ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第2部第5章【応急対策】第1節 5の「消防活動」により対処する。
- オ 下水道に関する措置
 - （ア）事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは、事業者に下水道への排出を防止するための応急措置を講ずるよう指導する。
 - （イ）関係機関に流入の通報等を行う。

(3) 市教育委員会が行う対応

- 発生時の活動について、次の対策を樹立しておき、これに基づき行動するよう指導する。
 - ア 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知
 - イ 出火防止及び初期消火活動

- ウ 危険物等の漏えい、流出等による危険防止
- エ 実験中における薬品容器・実験容器の転倒・落下防止及び転倒・落下等による火災等の防止
- オ 児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底
- カ 被害状況の把握、情報収集及び伝達等
- キ 避難場所及び避難方法

7 危険物等輸送車両の応急対策

高圧ガス等輸送車両の応急対策は、次のとおりである。

(1) 東京都環境局（多摩環境事務所）が行う対応

- ア 正確な情報把握のため、関係機関との密接な情報連携を行う。
- イ 必要と認められる場合、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。
- ウ 災害が拡大するおそれがあるときは、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。

(2) 警視庁（五日市警察署、福生警察署）が行う対応

- ア 危険物による被害状況等情報収集に努めるとともに、市民及び関係機関と密接な情報連絡を行う。
- イ 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。

(3) 東京消防庁（秋川消防署）が行う対応

- ア 危険物等の輸送の安全化（第2部第2章第4節）に基づき、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- イ 災害応急対策は、第2部第5章【応急対策】第1節 5の「消防活動」により対処するものとする。

(4) 関東東北産業保安監督部が行う対応

- ア 正確な情報把握のため、市、都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。
- イ 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。
- ウ 災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ都又は隣接県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。

(5) 関東運輸局が行う対応

危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。

- ア 災害発生時の緊急連絡設備の整備
- イ 災害発生時の危険物輸送車両の停止箇所は、できるだけ橋りょう、ずい道等の危険箇所

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第3章 安全なまちづくりの実現【応急対策】

第3節 危険物等の応急措置による危険防止

を避けるよう対策を講ずる。

- ウ 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。

8 放射性物質対策

(1) 放射線使用施設の応急処置

地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づいて定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告する。文部科学大臣は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

〈放射線障害防止法の対象事業所数（使用事業所）（原子力規制委員会）〉

（平成30年3月31日現在）

教育機関	研究機関	医療機関	民間機関	その他	合計
0	0	1	1	0	2

ア 東京消防庁（秋川消防署）が行う対応

放射性物資の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。また、第2部第5章【応急対策】第1節 5の「消防活動」により災害応急活動を行うものとする。

（ア）施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置

（イ）放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

イ 東京都福祉保健局（西多摩保健所）が行う対応

R I（radioisotope. 放射能をもつ同位元素）使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるため、4人を1班とするR I管理測定班を編成して、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、市民の不安の除去に努める。

(2) 広域的な放射性物質への対応

都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても「原子力災害対策重点区域（※）」に市の範囲は含まれていない。このことから、国内の原子力施設において原子力緊急事態が発生した場合においても、市は、市民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかし、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約240km離れているあきる野市においても様々な影響を受けたことから、放射性物質等による影響について、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするよう、迅速・的確な情報提供等が必要である。

市は、関係機関との連携の下、市民への情報提供、保健医療活動、放射性物質への対応を行う。

※原子力災害対策重点区域

原子力災害対策重点区域とは、国の原子力規制委員会が平成24年10月に策定した「原子力災害対策指針」において重点的に原子力災害に特有な対策を講ずる区域として定められている区域。当該区域内においては、平時からの市民等への対策の周知、市民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知などが必要である。

原子力災害対策指針においては、実用発電用原子炉（発電の用に供する原子炉）に係る原子炉施設については、予防的防護措置を準備する区域及び緊急時防護措置を準備する区域を定めており、また、実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外の原子力災害対策重点区域についても定めている。

ア 情報連絡体制

放射性物質等による影響が生じた際に都に設置される放射能対策チーム等との連携を図る。

イ 市民への情報提供

関係機関との連携の下、市民への適切な情報提供を行う。

機関名	内容
都総務局、 都生活文化 スポーツ局	的確な情報提供、広報を行う。
都環境局	① 大気環境測定局で得られた気象データを提供する。 ② 都内区市町村と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集する。
都福祉保健局	被ばく線量の測定等に関する医療情報を提供する。 保健所において被ばく線量等の測定を行う。 空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表を行う。
都産業労働局	都内産農林水産物等の放射性物質検査を行う
都中央卸売市場	摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止する。
都水道局	① 浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供を行う。 ② 応急給水拠点を遠隔操作することで、清浄な水を確保する。
都下水道局	下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射能量の測定、情報提供を行う。
市	放射線量や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表を行う。

ウ 保健医療活動

市は原子力災害時における市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合に、東京都が実施する以下の保健医療活動と連携した対応を行う。

（ア）健康相談に関する窓口の設置等

（イ）保健所、公立病院において外部被ばく線量等の測定

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第3章 安全なまちづくりの実現【応急対策】

第3節 危険物等の応急措置による危険防止

エ 放射性物質への対応

市は放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や市内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要と認められた場合は都各局と連携して対応を行う。

また、関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、市民に対する避難の指示等の措置を実施する。

(3) 核燃料物質輸送車両の応急対策

事故時の対応措置は、次のとおりである。

ア 警視庁（五日市警察署、福生警察署）が行う対応

事故の状況把握、被害拡大の可能性の判断に努めるとともに、関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じ、警戒区域の設定、交通規制、救助活動等必要な措置をとる。

イ 東京消防庁（秋川消防署）が行う対応

事故の通報を受けた東京消防庁は、直ちにその旨を東京都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

ウ 東京都総務局が行う対応

事故の通報を受けた東京都総務局は、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請や市民の避難など必要な措置を講ずる。

エ その他（事業者等）が行う対応

（ア）事業者等（輸送事業者、事業者、現場責任者）は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。

（イ）警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

9 危険動物の逸走時対策

市民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

(1) 警視庁（五日市警察署、福生警察署）が行う対応

情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）

(2) 東京消防庁（秋川消防署）が行う対応

情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送

(3) 東京都総務局が行う対応

情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理

(4) 東京都福祉保健局が行う対応

情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局(庁)との連絡調整

(5) 東京都産業労働局が行う対応

産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導

(6) 東京都建設局が行う対応

都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

【復旧対策】

第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

Ⅰ 社会公共施設等の復旧

各施設管理者は、施設の被害状況を調査し、復旧を実施する。

河川管理施設については、氾濫水による被害の拡大を防止するため、速やかに施設の復旧に努める。

市は、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

第4章 安全な交通ネットワーク

及びライフライン等の確保

【予防対策】

第1節 道路・橋りょう

市、都、国、警察、消防は、道路整備事業の推進や、道路・橋りょうの安全確保とともに、非常時の情報収集体制の充実や障害物除去用資機材の確保等を進める。また、震災時に緊急通行車両等として使用を予定している車両について、適正に管理する。

1 対策内容（都）

- (1) 骨格幹線道路をはじめとした第四次事業化計画優先整備路線に位置付けられた都市計画道路の整備を推進
- (2) 東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施
- (3) 環状7号線の内側エリアの計画幅員で完成した都道や、多摩地域及び周辺区部の緊急輸送道路等において無電柱化を推進するとともに、市の無電柱化事業に対する支援を行う。
- (4) 緊急輸送道路等の橋りょうについて、必要な耐震化を推進
- (5) 情報収集用資機材や、障害物除去用資機材を確保
- (6) 分かりやすい標識整備等
- (7) 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進
- (8) 交通の安全と円滑に資する情報の提供

2 対策内容（国）

- (1) 緊急輸送道路等の橋りょうについて、必要な耐震化を推進
- (2) 首都近隣区域において防災資機材備蓄基地を計画的に整備

3 対策内容（五日市警察署、福生警察署）

- (1) 震災時の交通情報収集方策及び交通情報発信方策の検討
- (2) 緊急通行車両等の確認

4 対策内容（秋川消防署）

緊急通行車両等の確認

第1部	第1編	震災編	第1部	第2部	第3部	第4部
第2編	風水害編	第1部	第2部	第3部		
第3編	雪害編					
第4編	火山編					
第5編	その他編					
	資料編					

第2節 鉄道施設

都、鉄道事業者、秋川消防署は、耐震化をはじめとした鉄道の安全確保策や、早期復旧に向けた対策を検討する。

1 対策内容（JR 東日本）

- （1）鉄道駅や駅間施設の耐震化を促進
- （2）内部での情報連絡のほか、運行再開に当たって、国や各鉄道事業者等と再開時刻等必要な調整をするための通信手段を確保
- （3）気象庁から配信される「緊急地震速報」を活用し、大きな揺れが到達する前に列車無線で乗務員に通報し、列車を停止
- （4）エレベーターの安全対策の推進

2 対策内容（都都市整備局）

鉄道施設の耐震対策を支援

3 対策内容（秋川消防署）

東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導

第3節 河川等

市及び都は、資機材の備蓄、設備・施設の整備等により、災害を予防するとともに、発災時に対応できる体制を検討する。

1 対策内容（市）

- （1）管内における水防活動を十分に行うことができるよう、土のう等の水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保
- （2）管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等の確認

2 対策内容（都）

- （1）管理河川施設の整備
- （2）土のう等、水防資器材の備蓄

第4節 緊急輸送ネットワークの整備

市及び都は、震災時の緊急輸送を円滑に行うため、応急活動の中心となる施設（指定拠点）及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を検討する。

（第2部第10章【予防対策】第2節「備蓄倉庫及び輸送拠点の整備」参照）

第5節 水道

都は、水道施設の耐震化や管路の耐震継手化の推進を図るとともに、バックアップ機能強化対策等
を検討する。

Ⅰ 対策内容（都）

- （１）水道施設の耐震化の着実な推進
- （２）効果的な耐震継手化の推進
- （３）バックアップ機能の更なる強化（給水を止めない施策）
- （４）自家用発電設備の増強整備による電力の自立化

第6節 下水道

Ⅰ 対策内容（市）

- （１）下水道管とマンホール接続部の耐震化について、対象の拡大、対策の推進
- （２）マンホール浮上抑制対策について、対象の拡大、対策の推進
- （３）停電時などの非常時においても下水道機能の維持

Ⅱ 対策内容（都）

- （１）ネットワーク化の推進
- （２）市と連携した応急復旧体制の強化・充実
- （３）応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体との連携の推進

第1部	第1編	第2部
	震災編	第3部
		第4部
第2編	風水害編	第1部
		第2部
		第3部
第3編	雪害編	
第4編	火山編	
第5編	その他編	
資料編		

第7節 電気・ガス・通信等

市、都及び災害応急対策に係る機関は、公共施設や拠点施設の機能を維持するために必要な電力確保策を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努める。

1 対策内容（市）

避難所や災害対策本部が設置される庁舎の機能維持を図るため、非常用電源（自立・分散型電源）の維持補修や蓄電池の備蓄を実施する。

2 対策内容（都）

- （1）市の災害対策本部機能の充実強化を図るため、市の非常用電源の整備等の支援
- （2）ライフライン及び応急・復旧活動の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進
- （3）燃料の安定調達
- （4）東京都 LCP (Life Continuity Performance: 居住継続性能) 住宅の普及・推進

3 対策内容（五日市警察署、福生警察署）

信号機の減灯対策

4 対策内容（秋川消防署）

東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成指導

5 対策内容（東京電力パワーグリッド㈱）

「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施

6 対策内容（ガス事業者）

- （1）供給停止ブロックの細分化
- （2）移動式ガス発生設備による臨時供給の実施
- （3）プロパン転倒防止と感震機能付ガスメーターの普及と点検実施

7 対策内容（通信事業者）

人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策を実施

第8節 ライフラインの復旧活動拠点の確保

都は、ライフラインの早期復旧のため、広域応援を受け入れる活動拠点について検討する。

1 対策内容（都）

ライフラインの復旧活動の拠点を確保

※ ライフライン復旧のための活動拠点については、各事業者が自ら確保することを基本とするが、全国からの応援により人員・資機材の数が膨大になることが想定される場合。

第9節 エネルギーの確保

市、都及び災害応急対策に係る機関は、都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進するため、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立・分散型電源の整備などにより電力の確保を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努めるとともに、コージェネレーションの導入など、民間事業者との連携を検討する。

1 対策内容（市）

避難所や災害対策本部が設置される庁舎の機能維持を図るため、非常用電源（自立・分散型電源）の維持補修や蓄電池の備蓄を実施する。

2 対策内容（都）

- （1）市の災害対策本部機能の充実強化を図るため、市の非常用電源の整備等の支援
- （2）ライフライン及び応急・復旧活動の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進
- （3）燃料の安定調達
- （4）東京都LCP（Life Continuity Performance:居住継続性能）住宅の普及・推進
- （5）自家用発電設備の増強整備による電力の自立化（水道施設）
- （6）非常用発電設備の整備などによる停電や電力不足に対応する自己電源の増強（下水道施設）

3 対策内容（五日市警察署、福生警察署）

防災対応型信号機と信号機用非常用電源設備の整備推進

4 対策内容（ガス事業者）

移動式ガス発生設備による臨時供給の実施

第1部	第1編	震災編	第1部	第2部	第3部	第4部
第2編	風水害編	第1部	第2部	第3部		
第3編	雪害編					
第4編	火山編					
第5編	その他編					
資料編						

【応急対策】

上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設は、都市化の進展とともにますます複雑・高度化し、各施設の相互依存関係も著しく高まっている。発災時には、ライフライン施設の一部の被災が、しばしば他のライフラインの機能停止を招き、都市機能そのものに支障をもたらす場合がある。

このため、ライフライン関係機関では、発災後直ちに、専門技術をもつ人材の活用等を検討して、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課(本部班)である。

第1節 道路・橋りょう

市、都、及び災害応急対策に係る機関は、地震が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、あるいは迂回道路の選定等、通行者の安全策を講ずるとともに、パトロール等による広報を行う。被災した道路、橋りょうについては、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急物資等の輸送路を確保した上で、その後の本格的な復旧作業に着手するものとする。

1 対策内容(市)

市は、道路の被害状況を把握し、市道については、市民の避難路や生活道路の確保をはじめ、緊急車両や災害復旧車両の通行の支障となる道路上の障害物を撤去する啓開活動など状況に応じ直ちに応急・復旧を行い、交通路の確保に努める。また、都所管の道路については、被害状況を西多摩建設事務所に報告し、応急・復旧の要請を行う。

道路の破損及び欠損、その他の状況により通行の規制を要すると認めたときは、警察署等関係機関に連絡の上、交通規制を実施する。

2 対策内容(都)

職員が参集途上において収集した被害情報、点検班による現地調査結果、及び市や道路障害物除去協定業者からの道路、橋りょうに関する被害報告を基に、速やかに管内全域の被害状況を把握する。

応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき実施する。逐次道路の被災箇所、放置すると二次災害を生じることがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。

3 対策内容（国）

- （1）震災初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集
- （2）道路上の障害物の除去等を実施
- （3）パトロール等を兼ねた広報を実施
- （4）被災道路、橋りょうについての応急措置及び応急復旧対策を実施

4 対策内容（五日市警察署、福生警察署）

- （1）発災直後は道路交通法に基づく第一次交通規制を実施
- （2）その後、災害対策基本法に基づく第二次交通規制を実施
- （3）緊急通行車両等の確認
- （4）震災初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集
- （5）道路上の障害物の除去等を実施
- （6）発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置など、通行者の安全対策の実施
- （7）パトロール等を兼ねた広報を実施

第2節 鉄道施設

JR東日本は、初動措置として運転規制や乗客の避難誘導を行うほか、浸水事故発生対応や駅などでの各種情報提供等を行う。

I 対策内容（JR 東日本）

（1）災害時の活動体制

ア 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、JR東日本は、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

イ 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車、移動無線機を利用する。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保【応急対策】

第3節 河川等

(2) 発災時の初動措置

J R 東日本は、震災初動期に列車及び旅客の安全を確認するため、各社の規定に従い徐行等の運転規制を実施する。

機関名	運転規制の内容	乗務員の対応		その他の措置
		列車の運転	乗客への対応	
J R 東日本	地震が発生したときは、運転規制の定めに基づき運転規制を行う。	運転中に危険と認めたときは直ちに停止。最寄りの停車場の駅長又は指令室と連絡を取り、その指示を受ける。	災害の規模、被害状況及び運行の見通し等を把握し輸送指令の指示等により、適切な旅客案内を行う。	駅等の混乱防止、輸送力の確保を図るため報道機関に情報を提供する。

(3) 乗客の避難誘導

- ア 震災時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、各鉄道機関は各社の規定により速やかに避難誘導を実施する。
- イ 駅にいる乗客に対しては、混乱防止の案内放送を行い、あらかじめ定めた場所に誘導する。
- ウ 列車内の乗客に対しては、混乱防止の案内放送を行い、安全な場所又は最寄り駅まで、駅長（運転司令）と連絡の上、誘導する。

(4) 事故発生時の救護活動

- ア J R 東日本は、震災時に事故が発生した場合、災害対策本部と関係機関が協力し、負傷者の救護を優先に実施する。
- イ 併発、続発事故等の二次被害の防止に万全を講ずるとともに、引き続き旅客の安全確保を図り輸送力の確保に努め、必要に応じ関係機関の出動・救護の要請を行う。

第3節 河川等

市、都、国は、河川関係障害物除去等を行う。

1 対策内容（市）

市は、水防活動と並行して管内の河川管理施設を重点的に巡視し被害箇所については、直ちに都に報告するとともに必要な措置を実施する。

（第2部第3章【応急対策】第2節「河川施設等の応急対策による二次被害防止」参照）

2 対策内容（都）

河川管理施設、工事箇所等の被災の発見に努め、必要な応急措置を実施する。

3 対策内容（国）

堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。

第4節 水道

震災時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、東京水道株式会社あきる野水道事務所は必要な人員、車両及び資機材の確保、情報の収集連絡態勢等を確立する。

復旧に当たっては、給水区域の早期の拡大に向け、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進める。

Ⅰ 対策内容（都）

都水道局は、以下の対策を講ずるものとする。また、市は必要に応じて都に協力する。

（１）非常態勢の組織

都水道局は、地震の発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合など、一定の要件に該当する場合は、局内に局長を本部長とする給水対策本部を設置し、応急対策諸活動を組織的に進める。

（２）情報連絡活動

都水道局は、復旧活動、応急給水活動等を適時適切に行うため、あらかじめ情報活動の連絡系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集・伝達する。

（３）災害復旧用資機材の調達

震災時における材料の調達は、迅速・確実に確保する観点から、都水道局が直接民間事業者から調達して、復旧活動に従事する請負者に支給する方式で行う。

（４）施設の点検

地震発生後、速やかに水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

ア 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、速やかに各施設で行う。

イ 管路については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。

なお、次の管路については、優先的に点検する。

（ア）主要送・配水管路

（イ）給水拠点や避難所等に至る管路

（ウ）河川、鉄道等の横断箇所

（エ）首都中枢機関、災害拠点病院等への供給管路

第1部	第1編	震災編	第1部	第2部	第3部	第4部
第2部	第2編	風水害編	第1部	第2部	第3部	
第3編	雪害編					
第4編	火山編					
第5編	その他編					
資料編						

(5) 応急措置

被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

ア 取水、導水、浄水施設及び給水所

取水施設及び導水施設に亀裂・崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。

イ 送・配水管路

(ア) 漏水により道路陥没が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

(イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。

ウ 給水装置

倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

第5節 下水道

震災時における下水道施設の被害については、下水の疎通に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期する必要がある。

市は、下水道施設の被害に対し、迅速に応急措置活動を行う。

(1) 災害復旧用資機材等の確保

復旧活動に必要な資機材等については、協力要請をしている関係業者から確保して対処する。

(2) 応急措置

ア 各施設の点検を行い、緊急措置を講ずるとともに、管きよ等、施設の被害に対しては、箇所・程度に応じて応急復旧計画を迅速に策定し、対処する。

イ 工事施行中の箇所においては、請負者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の供給を行わせる。

第6節 電気・ガス・通信等

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ、施設の機能を維持する。

Ⅰ 電気（東京電力パワーグリッド㈱）

（１）震災時の活動態勢

ア 非常態勢の組織

地震が発生したとき、東京電力パワーグリッド㈱は非常災害対策本・支部を設置する。

立川支社では、非常災害対策支部を設置する。非常態勢の組織は、立川支社長による非常態勢の発令に基づき設置する。ただし、東京都で震度6弱以上の地震が発生した場合、あるいは隣接する首都圏（埼玉県、千葉県、神奈川県、ただし島嶼を除く。）内で震度6弱以上の地震が発生した場合については、自動的に非常態勢に入る。

区分	情勢
第1非常態勢	○ 災害の発生が予想される場合 ○ 災害が発生した場合
第2非常態勢	○ 大規模な災害の発生が予想される場合 ○ 大規模な災害が発生した場合 ○ 東海地震注意情報が発せられた場合
第3非常態勢	○ 大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ○ サービス区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○ 警戒宣言が発令された場合

イ 要員の確保

非常態勢の発令の伝達があった場合は、対策要員は速やかに所属する非常災害対策支部に参集する。

供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し、自動的に非常態勢に入る場合は、社員はあらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に参集する。

（２）応急対策

ア 資材の調達・輸送

（ア）資材の調達

予備品、貯蔵品等の在庫を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達や、支部相互流用等可及的速やかに確保する。

（イ）資機材の輸送

非常災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている業者の車両、ヘリコプター等により行う。なお、輸送力が不足する場合には、他の輸送会社等から車両等の調達を対策本部において行い、輸送力の確保を図る。

第1部	第1編	震災編	第1部	第2部	第3部	第4部
第2編	風水害編	第1部	第2部	第3部	第3編	雪害編
第4編	火山編	第5編	その他編	資料編		

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保【応急対策】

第6節 電気・ガス・通信等

イ 震災時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み震災時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合に、支部長は送電停止等の適切な予防措置を講ずる。

ウ 災害時における応援の組織・運営

本社本部及び店所本部は、災害対策支部の災害活動のみでは被害が多大で早期復旧が困難であると判断した場合は、他店所本部・支部及び協力会社に、被害・復旧状況を勘案した上、必要な応援要員を要請する。

エ 応急工事

応急工事の実施に当たっては、原則的に人命に関わる箇所、復旧対策の中核となる官公署、避難所等を優先する等、被害状況や各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上復旧効用の最も大きいものから行う。

電力設備の復旧作業者は所定の腕章を、また作業車・連絡車には所定の標識を掲示して、東京電力復旧隊であることを明示する。

オ 広報活動

東京電力パワーグリッド(株)立川支社は、市と打合せの上必要と認めたとき、広報車や窓口掲示等により、市民へ次の事項を広報する。

- (ア) 電力施設の被害状況と復旧見込み等についての的確な情報
- (イ) 感電事故防止のための周知
- (ウ) その他必要事項

2 ガス（ガス事業者）

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

（１）震災時の活動態勢

武陽ガス(株)の活動態勢は、地震等の非常災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、非常災害対策本部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

（２）応急対策

ア 震災時の初動措置

- (ア) 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報等の情報収集
- (イ) 事業所設備等の点検
- (ウ) 整圧設備における送出量の調整又は停止（都市ガス）
- (エ) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置（都市ガス）
- (オ) その他、状況に応じた措置

イ 応急措置

- (ア) 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業者は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。
- (イ) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- (ウ) その他現場の状況により適切な措置を行う。

3 通信等（通信事業者）

震災時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱のおそれを生じるなどその影響は大きい。このため、震災時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策の確立が必要である。

（１）日本郵便株式会社あきる野郵便局ほか、市内郵便局

ア 非常災害対策本部等の設置及び活動

- (ア) 業務運営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる災害等の緊急事態が発生した場合には、非常災害対策本部又はそれに準ずる対策機関を設けて、当該緊急事態に的確に対応する。
- (イ) 非常災害対策本部等においては、各機関内部、各機関相互間及び関係行政機関等又は関係事業者と密接な連絡及び協力を行い、迅速かつ的確に被災現地の状況を把握し、適切な災害応急対策及び災害復旧活動を行う。

イ 通信手段の確保

災害発生後は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

ウ 施設及び設備の応急復旧活動

災害発生後は、災害の種類及び被害状況に応じ、専門技術を持つ社員等を活用して施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活保護を最優先に、応急復旧を速やかに行う。

エ 窓口業務の維持

被災地域における支店、郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった支店、郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

オ その他

郵便業務の確保を図るため、社員の非常服務体制の確立、滞留郵便物の配送処理等のために必要な要員の確保、郵便物等の応急保全、郵便機械類の応急復旧、事業用品の応急調達及び緊急輸送等の災害応急対策に関する措置をとる。

第1部	第1編	震災編	第1部	第2部	第3部	第4部
	第2編	風水害編	第1部	第2部	第3部	
	第3編	雪害編				
	第4編	火山編				
	第5編	その他編				
		資料編				

(2) NTT東日本

ア 地震時の活動態勢

(ア) 災害対策本部の設置

大規模地震に関し警戒宣言が発せられた場合及び地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等情報収集を行い、重要通信を確保し、応急復旧対策、広報活動その他の事業を行う。また、市災害対策本部及び関係機関との連絡調整を行う。

(イ) 社員の動員計画

地震等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を行うため、次のとおり動員計画を定めている。

a 災害対策本部要員の非常招集

東京地方に「震度6弱」以上の地震が発生した場合、災害対策本部員は非常駆けつけを行い、被災情報を収集し、被災状況により社員の招集を行う。

b 社員の非常配置

災害時における応急復旧の内容により、社員の配置、担務、作業内容等の方法を定めている。

c 社員の非常招集方法

夜間・休日等に社員を非常招集する場合の連絡方法を定めている。

d 事業所相互間の応援

全国の支店、関係グループ会社、事業所等への応援要請方法を定めている。

(ウ) 情報連絡

a 地震等により災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。また、本社～事業部、事業部～西支店・関係グループ会社及び災害対策本部員、社員への周知等の連絡網を整備・確立している。

b 気象業務法に基づき、気象庁から伝達される各種警報については、速やかに市に通報する。

イ 応急対策

(ア) NTTの通信設備が被災した場合

電話をつなぐ交換機等が被災したときは、非常用交換機とそれに電力を供給する移動電源車で電話回線の復旧に当たる。

a 災害対策機器の配備

- 非常用交換機
- 移動電源車
- 非常用移動無線車
- 災害応急復旧用無線電話機
- 衛星通信車載車
- ポータブル衛星通信装置
- 応急ケーブル

- (イ) 応急対策及び応急復旧用資機材の確保
- a 災害対策用資機材確保のため、事業部ごとに前進基地、方面ごとに中間基地を設ける。
 - b 陸上輸送経路、ヘリポート等の輸送ルートを定めている。
- (ウ) 災害時に利用できる臨時電話
- 特別災害用公衆電話の設置
- 災害時には硬貨を使用せずに通話が可能な特別災害用公衆電話を設置する。
- (エ) 停電時における公衆電話の無料化
- 広域災害時における商用電源停止により、テレホンカードが使用できないこと及びコイン詰まりで使用できなくなることから、災害救助法が適用された地域等で停電中の公衆電話の無料化を交換所単位で実施する。
- (オ) 電気通信設備の点検
- 地震による災害等が発生するおそれがある場合及び発生とともに次の設備資機材の点検等を行う。
- a 電気通信設備の巡回・点検及び防護
 - b 災害対策用機器及び車両の点検・整備
 - c 応急対策及び応急復旧に必要な資材及び物資の点検、確認並びに輸送手段の確認と手段
 - d 災害時措置計画及び施設記録等の点検と確認
- (カ) 応急措置
- 災害により、通信施設が被災したとき、又は異常ふくそうの発生により、通信の疎通が困難又は途絶するような場合においても最低限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を実施する。
- a 臨時回線の作成
 - b 中継順路の変更
 - c 規制当疎通確保
 - d 災害応急復旧用無線電話機等の運用
 - e 特設公衆電話の設置
 - f その他必要な措置
- (キ) 広報活動
- 各営業所は、必要と認めたときは窓口に掲示、広報車の使用、印刷物の配布等により、一般市民に対し、次の事項を広報する。
- a 被災地域の回線疎通状況
 - b 利用制限の予告及び利用制限の状況
 - c 利用上の注意事項
 - d 非常災害対策措置及び通信サービスの復旧見込み状況
 - e その他必要事項

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

ウ 復旧順位

地震災害により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ定められた重要回線、重要加入復旧順位に従って実施する。

【復旧対策】

第1節 道路・橋りょう

市、都、国は、管理道路及び橋りょうの障害物除去及び搬出、応急復旧等を行う。

1 対策内容（市）

市道及び橋りょう上の障害物除去及び応急復旧の実施

2 対策内容（都）

- （1）管理道路及び橋りょうの被災箇所、被害がある箇所の復旧
- （2）管理道路の障害物除去作業

3 対策内容（国）

応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能を確保

第2節 鉄道施設

JR東日本は、施設の被害状況に応じた復旧を行う。

第3節 河川等

都、国は、河川管理施設の応急復旧、各機関が所管する施設の緊急工事等を行う。

1 対策内容（都）

- （1）河川管理施設が大規模な破損等の被害を受けた場合の復旧対策
- （2）区市町村の実施する応急措置を支援

2 対策内容（国）

- （1）河川管理施設が被災した場合の復旧対策
- （2）都及び区市町村からの要請に応じた支援

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第4節 水道

都は、施設の被害状況に応じた復旧を行う。

I 対策内容（都）

（1）取水・導水施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。

（2）浄水施設の復旧活動

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

（3）管路の復旧計画

ア 復旧計画

復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位を基に、被害の程度、被害箇所の重要度、浄水所・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

イ 送・配水管路における復旧の優先順位

- （ア）首都中枢機関等への供給管路
- （イ）第一次重要路線
- （ウ）第二次重要路線
- （エ）上記のほか、給水上、特に重要な路線

ウ 給水装置の復旧活動

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申込みがあったものについて行う。その際、緊急度の高い医療施設等は優先して行う。

なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急装置を実施する。

第5節 下水道

1 対策内容（市）

市は、施設の被害状況に応じた復旧を行う。復旧順序については、幹線管きよ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きよ、ます・取付管の復旧を行う。

2 対策内容（都）

下水道施設に破損や流下機能の低下等の被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。
東京都の下水道事業における災害時支援に関するルールに基づき、流域下水道本部との連携を強化する。

第6節 電気・ガス・通信等

各電気・ガス・通信事業者は、施設の被害状況に応じた復旧を行う。

1 電気（東京電力パワーグリッド㈱）

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速適切に実施する。各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、次に定める順位により実施する。

（1）送電設備

- ア 全回線送電不能の主要線路
- イ 全回線送電不能のその他の線路
- ウ 一部回線送電不能の重要線路
- エ 一部回線送電不能のその他の線路

（2）変電設備

- ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- イ 重要施設に送電する配電用変電所

（3）配電設備

- ア 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、避難場所、その他の重要施設への供給回線
- イ その他の回線

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

(4) 通信設備

- ア 給電指令回線並びに制御保護及び監視回線
- イ 災害復旧に使用する保守回線
- ウ その他保安回線

2 ガス（ガス事業者）

(1) 復旧対策

ア ガス施設の復旧活動

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、次の手順により慎重に進める。

(ア) 供給施設における復旧作業

ガスの供給を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検・補修を行い、各設備の安全性を確認の後、標準作業に基づいて、ガスの供給を再開する。

(イ) 整圧設備における復旧作業

ガスの送出を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検・補修を行い、各設備の安全性を確認の後、標準作業に基づいて、ガスの供給を再開する。

(ウ) 高・中圧導管の復旧作業

- a 区間遮断
- b 気密試験（漏えい箇所の発見）
- c 漏えい箇所の修理

(エ) 低圧導管と需要家設備の復旧作業

- a 閉栓確認作業
- b 被災地域の復旧ブロック化
- c 復旧ブロック内巡回点検作業
- d 復旧ブロック内の漏えい検査
- e 本支管・供内管漏えい箇所の修理
- f 本支管混入空気除去
- g 内管検査及び内管の修理
- h 点火・燃焼試験
- i 開栓

イ 再供給時事故防止装置

ガスの供給を停止した場合、問題となるのは再供給時の取扱いである。この作業を誤ると思わぬ事故に結びつくため、次のとおりの手順をもって慎重に行う。

(ア) 供給施設

ガス供給を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認の後、標準作業に基づいて、ガスの供給を再開する。

(イ) 供給設備（導管）

ガス再供給時のガス漏えい等による二次被害を防止するための点検措置を行う。

(ウ) 需要家施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

(2) LPガスの復旧対策

LPガス供給業者は、LPガス容器が転倒防止のため鎖で固定されているなどの日常点検や、地震が発生したときの処置について、ガス使用者に対し周知徹底を図る。また、マイコンメーターやヒューズガス栓等の安全機器の普及に努める。復旧作業については、各LPガス供給業者が実施する。

3 通信等（通信事業者）

重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、気象等の状況や電気通信設備等の被害状況などの情報を収集し、関係組織間相互の連絡を行う。

非常態勢が発令された場合は、速やかに対策本部等に出動する。

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。

応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

被災地における地域復興計画の作成・実行に当たっては、これに積極的に協力する。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

【予防対策】

地震時には、延焼火災、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがあり、市民の避難を要する場合が数多く出現するものと予想される。

そのため、市は、被災者の生命、身体等の安全を確保するため実施する応急対策実施体制を平常時から整備しておくものとする。

加えて、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、研修や訓練を実施し災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を育成・確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、市は、復興が長期化する場合には、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第1節 初動対応体制の整備

市は、地震発生時に職員を配備し、災害対策本部活動を迅速に実施できるよう、職員に参集配備方法や初動期の災害対策本部体制の仕組みを徹底するなど、防災体制の整備に努める。

また、防災センターのほかに、災害対策本部の代替設置場所を指定しておくなど、災害対策本部機能を停止させることがないよう整備に努める。

第2節 業務継続体制の確保

市においては、都政のBCPを踏まえ、その業務に関するBCPを策定し、迅速な災害対策体制を構築していく必要がある。

なお、都は、市におけるBCPの見直しや策定の推進に向けて、助言等を行うなど、市を支援していくものとする。

I 市政のBCPの策定

応急活動を行う一方で、市の通常の行政サービスについても、継続すべき重要なものは、一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が最短で提供できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。

このことから、災害時に市の各部署の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、市政のBCPを策定している。

第3節 消火・救助・救急活動体制の整備

1 五日市警察署・福生警察署

大地震発生時、建造物の倒壊や交通事故車両等によって道路が閉鎖され、救出・救護、避難誘導、消火、緊急物資輸送等の災害諸活動に多大の障害をきたすことが予想される。

このため、これらの障害物を除去して道路機能を確保するほか、各種災害活動用資機材を逐次整備して、救出・救護体制の充実強化を図る。

2 市民の自主救出活動能力の向上

(1) 救出活動技術の普及・啓発

震災時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、市民による地域ぐるみの救出活動も必要となる。

このため、防火管理者、自衛消防隊員をはじめ、自主防災組織の救出救護班員及び一般市民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。

(2) 応急救護知識及び技術の向上

震災時における多数の救急事象に対応するには、市民自らが適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。

市や秋川消防署は、市民に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、事業者における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

また、防災・安心地域委員会では、災害発生時の防御行動、通報、避難、救助・搬送等を想定した一連の活動を競技形態で習得できる防災コンクールを実施し、市民レベルの防災行動力の向上を図っている。

(3) 消防団の救出・救護活動能力の向上

消防団に応急救護資機材及び簡易救助器具等を配備し、東京消防庁職員からの指導や防災訓練等を通じて救出・救護知識及び技術の習得を図る。

第1部	第1編	第2部
第1編	震災編	第3部
		第4部
第2編	風水害編	第1部
		第2部
		第3部
第3編	雪害編	
第4編	火山編	
第5編	その他編	
資料編		

第4節 広域連携体制の構築

市は、平常時から関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努め、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

I 対策内容

- （１）災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、地方公共団体は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。
- （２）市の災害時受援計画等を策定する。
- （３）国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。
- （４）特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。
- （５）契約行為を含め速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。
- （６）災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- （７）非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。
- （８）訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第5節 応急活動拠点の整備

応急活動拠点の整備について、市は、以下のような対策を都関係局や施設関係者と協力して推進していく。

I 対策内容

- (1) オープンスペースの確保・整備
- (2) 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備
- (3) ヘリコプター活動拠点の確保
- (4) ヘリサインの整備

第1部	第1編	震災編
第2部	第2編	風水害編
第3部	第3編	雪害編
第4部	第4編	火山編
第5部	第5編	その他編
資料編		

【応急対策】

第1節 消火・救助・救急活動

震災時には、市民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

そのため、市及び都等は、国、警察署、土木・建設業者等と協力し、警備・交通規制について必要な措置をとるものとする。

警備・交通規制に関する責任調整機関は、建設課(第1復旧班)とする。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
警備活動	警備活動・交通規制の要否検討	交通確保（道路啓開、障害物除去、交通規制）、輸送体制確立、道路被害・交通規制情報を市HP等で広報			
交通規制	地震の規模に応じ、第一次交通規制	道路状況に応じ、第二次交通規制	緊急通行車両等の確認事務		
事業者等による道路啓開等	道路被害状況把握	重機、資機材活用による道路啓開			

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
建設課 (第1復旧班)	警備活動・交通規制の要否検討	交通確保（道路啓開、障害物除去、交通規制）、輸送体制確立			
市長公室 (広報班)	道路被害、交通規制情報を把握	道路・交通情報を市HP等で広報	交通渋滞緩和、迂回路情報等を市HP等で広報		
国、都、警察署	地震の規模に応じ、第一次交通規制	道路状況に応じ、第二次交通規制	緊急通行車両等の確認事務		
市内土木・建設業者等	道路被害状況把握	重機、資機材活用による道路啓開			

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【応急対策】
第1節 消火・救助・救急活動

震災時には、建物、施設構造物やブロック塀の倒壊をはじめ、看板・窓ガラス等の落下、火災等による多数の救急・救助を要する事態の発生が予想され、救助・救急活動の万全を期することが必要である。

そのため、市は、消防団(消防班)、消防署と連携・協力し、救助・救助体制の確保等について必要な措置をとるものとする。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課(本部班)とし、医師会等との調整は、健康課(医療・保健活動班)とする。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1 日	2～3 日	4～7 日	8 日～
救助・救急活動体制の確立	市内の救助・救急活動需要の把握	HP 等による広報	他市町村・消防等の支援活動 支援受入れ、現地活動調整		
救助活動の実施	救助活動着手	救助・救急活動を継続			
救急活動の実施	救急活動着手	医療救護所設置			

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1 日	2～3 日	4～7 日	8 日～
健康課 (医療 ・保健活動班)	市民の救助・救急 活動需要の把握	医師会等医療機関 の救護所派遣要請	医療ボランティア・医療支援 機関・団体都の活動調整		
地域防災課 (本部班)	市民の救助・救急 活動状況等把握	防災行政無線、 安心メール、HP 等 による広報	他市町村・消防等の支援活動 支援受入れ、現地活動調整		
あきる野市 消防団 秋川消防署	救助・救急体制 確立、初動活動着手	救助・救急活動を継続			
医師会等 医療機関・団体	救助・救急体制 確立、初動活動着手	医療救護所設置、救急活動を継続			

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	第3部
	第4部
第4編 火山編	第4部
	第5部
第5編 その他編	第5部
	第6部
資料編	資料編

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【応急対策】

第1節 消火・救助・救急活動

本市の地域内における地震火災が発生した場合、秋川消防署はあきる野市消防団との緊密な連携の下に、市民の生命・身体及び財産を保護するため、延焼の拡大防止や避難の安全確保に努め、応急対策の実施に当たるものとする。

そのため、市本部の組織、配備動員体制及び情報伝達系統と緊密な連携を保持しつつ、災害時の協力連携体制を確立し、必要に応じ外部機関の支援を仰ぐものとする。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課（本部班）とする。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
防災機関協力体制の確立	都との協力要請、応急措置の要請				
消防活動	火災発生状況及び初動対応状況把握	初動対応、緊急消防援助隊派遣要請	緊急消防援助隊等応援機関の受入れ、活動調整		
危険物・高圧ガス対策	危険物等施設被害及び初動対応把握	初動対応、緊急消防援助隊派遣要請	緊急消防援助隊等応援機関の受入れ、活動調整		
関係団体・事業者への協力要請	所管施設の防災活動	関係団体・事業者へ協力要請手続き	関係団体・事業者・各種支援機関等の現地活動調整		

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1 日	2～3 日	4～7 日	8 日～
地域防災課 （本部班）	都との協力要請、応 急措置の要請	初動対応、 緊急消防援助隊 派遣要請	緊急消防援助隊等応援機関の受入れ、活動調整		
あきる野消防団 秋川消防署	火災発生状況及び 初動対応状況把握	初動対応、 緊急消防援助隊 派遣要請	緊急消防援助隊等応援機関の受入れ、活動調整		
危険物・高圧ガス 事業所	所管施設の防災 活動	関係団体・事業者・各種支援機関等の現地活動調整			

I 警備活動

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、速やかに関係機関は、総力を上げて市民の生命の安全確保、各種犯罪の予防・取締り及びその他公共の安全と秩序の維持等を行う。

(1) 警視庁による警備本部等の設置

都内に大地震が発生した場合には、警視庁に最高警備本部、第9方面本部に方面警備本部、五日市警察署及び福生警察署には現場警備本部が設置され、指揮体制が確立される。

(2) 部隊運用等

- ア 警備要員は、東京都（島しょ部を除く）に震度6弱以上の地震が発生した場合には、自所属に参集する。
- イ 東京都（島しょ部を除く。）に震度5強の地震が発生した場合は、当務員以外の指定警備要員は自所属に参集し、警備本部等の設置、関係防災機関との連絡調整等に当たる。
- ウ 各警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救護、避難誘導等の措置をとる。

(3) 警備活動

建物倒壊、火災等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動を行う。

- ア 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。
- イ 交通規制に関すること。
- ウ 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。
- エ 行方不明者の捜索及び調査に関すること。
- オ 遺体の調査等及び検視に関すること。
- カ 公共の安全と秩序の維持

第1部	第1編	震災編
第2部	第2編	風水害編
第3部	第3編	雪害編
第4部	第4編	火山編
第5部	第5編	その他編
資料編		

2 交通規制

災害時における交通の確保は、消火活動をはじめ負傷者の搬送、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等応急対策活動を行う上で不可欠である。

本節では、交通の確保に必要な交通情報の収集及び交通規制その他必要な事項について定める。

(1) 交通規制の実施

ア 第一次交通規制（災害発生直後の交通規制）

大震災が発生した場合は、現場の警察官は速やかに次の規制措置をとる。

(ア) 環状7号線における都心方向への流入禁止

(イ) 環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。

(ウ) 環状8号線における都心方向への流入抑制

(エ) 環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。

(オ) 緊急自動車専用路における通行禁止

(カ) 首都高速道路・高速自動車国道及び一般道路6路線の合計7路線を緊急自動車及び道路点検車以外の車両の通行を禁止する道路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する。

(キ) 被害状況等による交通規制の変更

(ク) 被害状況並びに道路及び交通状況に応じて、前記(1)から(4)までの交通規制を拡大し、若しくは縮小し、又は別の路線を指定して交通規制を実施する。

イ 第二次交通規制

被害状況、道路交通状況等を勘案し、第一次交通規制から次の第二次交通規制に移行する。

(ア) 被災状況等に応じた交通規制

(イ) 緊急交通路の指定

第一次交通規制で指定した緊急自動車専用路を緊急交通路として指定するとともに、被害状況等に応じて、滝山街道を緊急交通路に指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

(2) 緊急交通路等の実態把握

緊急交通路等の交通情報の収集は、白バイ、交通パトカー等による緊急交通路等の視察及び東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況把握に努める。

(3) 緊急物資輸送路線の指定

避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線を指定する。

(4) 緊急通行車両等の確認事務等

警察署、隊本部、緊急交通路の起終点及び交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

(5) 広報活動

現場の警察官は、交通規制の実施について、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、次により運転者のとるべき措置について広報を行う。

- ア 原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと。
- イ 現に車両を運転中の運転者は、速やかに緊急自動車専用路又は緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動させ、目的地に到着後は車両を使用しないこと。
- ウ 首都高速道路等を通行している車両の運転者は、次の原則を守ること。ただし、高速道路を走行中の場合は、次の4大原則を守る。
 - (ア) 慌てずに減速した後、右車線を緊急自動車等又は緊急通行車両用通行路として空けるため左側に寄せて停車し（渋滞等で左側に寄せられない場合は、右側に寄せ、道路中央部分を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通行路として空けること。）エンジンを切る。
 - (イ) カーラジオ等で、地震情報・交通情報を聞いて状況を把握する。
 - (ウ) 危険が切迫している場合以外は、自分の判断でみだりに走行しない。
 - (エ) カーラジオ、交通情報板等による警察、首都高速道路株式会社等からの指示、案内又は誘導に従って行動する。
 - (オ) エ やむを得ず車両を道路上に置いて避難する場合は、次の原則を守ること。
 - (カ) 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
 - (キ) エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとする。
 - (ク) 窓は閉め、ドアはロックしない。
 - (ケ) 貴重品を車内に残さない。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

3 救助・救急活動体制等

関係機関の活動体制、活動内容は次のとおりとする。

(1) 秋川消防署

- ア 救助・救急活動は、消防隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。
- イ 救助・救急活動に必要な重機等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、実効性のある活動を行う。
- ウ 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署・出張所に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資機材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。
- エ 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージ（病気やケガの緊急度や重症度を判定して、治療や後方搬送の優先順位を決めること）に基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- オ 警察署、自衛隊、東京DMAT（Disaster Medical Assistance Teamの略。災害現場に出動し傷病者のトリアージ、治療及び現場から病院までの搬送中の医療を提供する特殊部隊）、消防団、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

(2) 五日市警察署・福生警察署

- ア 救出・救護活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。
- イ 救出した負傷者は、重傷者の順から速やかに現場救護班や医療機関に引き継ぐ。
- ウ 救出・救護活動に当たっては、重機類等装備資機材等を有効に活用する。
- エ 秋川消防署、自衛隊、消防団、自主防災組織等と連携協力し、救出・救護の万全を期する。

4 救助・救急体制の確立

(1) 五日市警察署・福生警察署

大地震発生時、建造物の倒壊、交通事故車両等によって道路が閉鎖されるため、救出・救護、避難誘導、消火、緊急物資輸送等の災害諸活動に多大の障害をきたすことが予想される。

このため、これらの障害物を除去して道路機能を確保するほか、各種災害活動用資機材を活用して、救出・救護体制を図る。

(2) 市民の自主救出活動

ア 救出活動技術の活用

震災時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、市民による地域ぐるみの救出活動も必要となる。

このため、防火・防災管理者、自衛消防隊員をはじめとして、自主防災組織の救出救護班員及び一般市民に対して行った救出活動に関する知識及び技術を積極的に活用した救助活動を行う。

イ 応急救護知識及び技術の活用

震災時における多数の救急事象に対応するには、市民自らが適切な応急救護処置が必要となる。

このため、市民に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、事業者における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

防災・安心地域委員会では、発災時の防御行動から通報、避難、救助、搬送など市民レベルの活動を一連の流れにまとめた、防災コンクールを実施し、協議を通じて防災行動力を高めている。

ウ 消防団の救出・救護活動

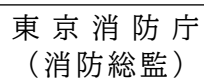
消防団の応急救護資機材及び簡易救助器具等を活用し救出・救護活動を実施する。

第1部	第2部	第3部	第4部
第1編	震災編		
第2編	風水害編	第1部	第2部
		第3部	
第3編	雪害編		
第4編	火山編		
第5編	その他編		
	資料編		

(1) 消防組織体制

ア 消防活動体制

〈秋川消防署・あきる野市消防団の消防活動体制〉



第九消防方面本部
本部長（方面隊長）

あきる野市災害対策本部

秋川消防署
署長（署隊長）

署	隊	本	部
副	署	隊	長

団本部

あきる野市消防団
(団 長)

副 団 長

秋川大隊
(大隊長)

秋川指揮隊

秋川中隊
(中隊長)

秋 留 台 中 隊
(中 隊 長)

第1分団 ～ 第7分団
(分団長) (分団長)

檜 原 中 隊
(中 隊 長)

イ 署隊本部等の運営

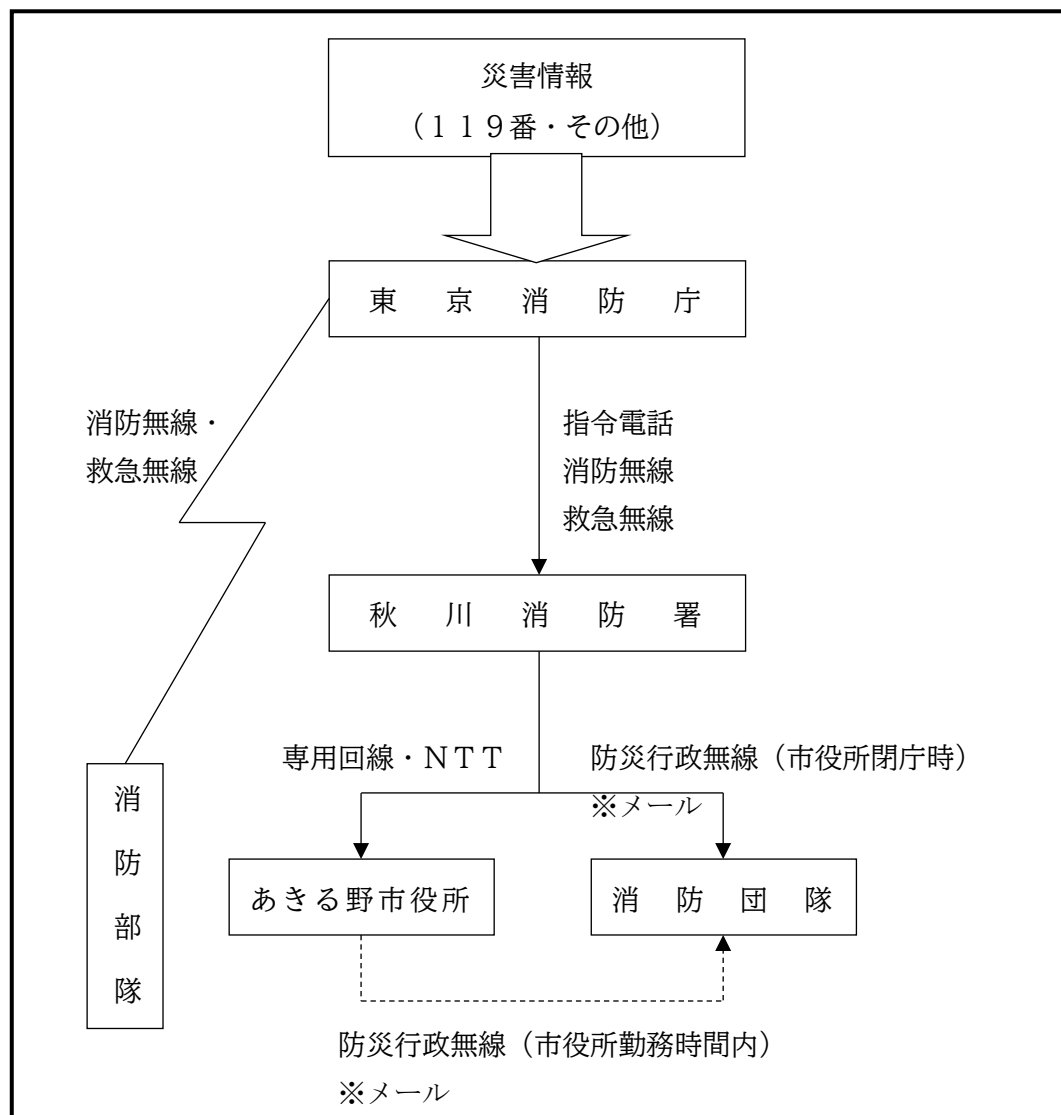
秋川消防署では、災害活動組織の総括として、署内に署隊本部を常設し、地震等の災害に即応できる体制を確保している。発災時には、本部の機能を強化し、消防活動体制の中核とする。

ウ 東京消防庁の配備動員態勢

項目	活動態勢
震災第一 非常配備態勢	次のいずれかによる。 1 気象庁の発表で、東京都 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 強の地震が発生したとき。 2 東京消防庁及び区市町村（島しょを除く。）の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度 5 強を示す地震が発生したとき。 3 1 の地域に地震が発生し、当該地震による被害状況等により警防本部長が必要と認めたとき。
震災第二 非常配備態勢	次のいずれかによる。 1 気象庁の発表で、東京都 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 6 弱以上の地震が発生したとき。 2 東京消防庁及び区市町村（島しょを除く）の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度 6 弱以上を示す地震が発生したとき。 3 1 の地域に震災が発生し、警防本部長が必要と認めたとき。
非常招集	震災第一非常配備態勢を発令した場合又は所要の人員が、震災第二非常配備態勢を発令した場合は、全消防職員が招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

工 災害時情報伝達系統



（２）消防活動体制

災害発生に伴う火災の発生、特に地震時における火災は同時多発が予想され、延焼拡大による人命の危険が予想される。本項では、延焼の拡大防止、避難の安全確保等消防活動要領について定める。

ア 震災消防活動

地震発生時には、同時多発の火災により、極めて大きな人命の危険が予想される。秋川消防署では、発災時において、市民や事業者に対し、出火防止と初期消火の徹底等について、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団を含めて、その全機能を挙げて人命の安全確保と、延焼の拡大防止に努め、災害事象に対応した防御活動を展開して、市民の生命、財産を保護する。

- (ア) 活動方針
- a 延焼火災が多発したときは、全消防力を挙げて消火活動を行う。
 - b 震災消防活動体制を早期に確立したときは、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
 - c 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
- (イ) 部隊の運用等
- 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。また、地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。
- (ウ) 情報収集
- a 署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職員情報による早期災害情報システム等を活用した情報等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。
 - b 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。
 - c 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。
- (エ) あきる野市消防団の活動
- a 出火防止
発災と同時に付近の市民に対して、出火防止と初期消火を呼びかける。
 - b 情報の収集
消防団員は、分団受持区域内の消火活動上必要な事象、道路障害状況、特異救助事象発生状況等の情報収集を行い、分団長を介して消防団本部に報告する。
 - c 消火活動
分団受持区域内に発生した火災に対する消火活動、あるいは避難道路確保のための消火活動は、消防団独自又は署隊と協力して行う。
 - d 署隊への応援
署隊の消防部隊要員として消火活動の応援をするとともに、道路障害の排除及び消防部隊の応援に当たる。
 - e 救出・救護
簡易救助器具を活用し、市民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
 - f 避難場所の防護等
避難命令、避難指示等が出された場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。
- イ 避難誘導體制
- 地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命に及ぼす危険性が著しいと予測される場合又はガス等の流出拡散により広域的に人命に危険が予測される場合及び市民の生命、身体を災害から保護するため必要と認められるとき、これら危険地域の市民を安全な場所へ避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止しなければならない。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【応急対策】

第1節 消火・救助・救急活動

(ア) 避難指示等

消防署長は、火災の拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認められ、通報する余裕がない場合は、関係機関と連携し避難指示を行う。この場合、直ちに市長（本部長）に通報する。

(イ) 避難誘導

- a 避難指示が出された場合には、災害の規模、道路・橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を市災害対策本部、警察機関等関係機関に通報する。
- b 避難が開始された場合は、消防団等の活動により避難誘導に当たる。
- c 避難指示等が出された時点以降の消火活動は、避難道路の安全確保に努める。

ウ 多数傷病者発生時の救助・救急活動

大規模火災その他の災害事故により、多数の傷病者等が発生したときは、消防機関の全力を挙げて救出・救急業務を実施するとともに、関係機関との密接な連携により、効果的な活動を図るものとする。

(ア) 多数傷病者事故

多数傷病者事故とは、原則として、同一事故で20人以上の傷病者が発生し、又は発生するおそれがあると認められるものをいう。

- a 地震、火災、水災等によるもの
- b がけ崩れ、地すべり等によるもの
- c 陸上交通機関、航空機等の事故によるもの
- d 都市ガスその他、ガス及び危険物、薬品等の爆発、流出、漏えい等によるもの
- e その他、これに類するもの

(イ) 活動体制、活動内容

地震時、多数傷病者発生事故に対する救助・救急活動を効率的に行うため、消防隊、救急隊等の消防部隊が、災害に対応した救助・救急資機材を活用して人命救助に当たるとともに、医師会、医療機関等と連携した救助・救急活動を行う。

(ウ) 防災関係機関等との連携

秋川消防署長は、災害、事故等の規模により、消防活動を行うための資器材及び医療救護等を必要とする場合で、緊急を要すると認めるときは、関係機関等に対して、本地域防災計画に定めるところにより要請を行うものとする。この場合、直ちに市長（本部長）に報告する。

- a あきる野市消防団の活動
- b 救助・救急活動の支援
- c 傷病者の現場救護所への搬送支援
- d 消防警戒区域の設定
- e 進入路確保、消防車両の誘導
- f その他の署隊指揮本部からの要請事項

第2節 応援協力・派遣要請

本市の地域内における、災害応急対策の円滑な実施を図るため、災害時には状況に応じ、管内防災関係機関と協力し、応急対策の実施に当たるものとする。

そのため、日頃から管内の防災関係機関と協力し、緊密な連携の保持に留意し、災害時における協力体制の確立を図り、必要に応じ外部機関の支援を仰ぐものとする。

また、大規模地震において、災害対策事務を市職員のみで実施するのは人的・物的に困難である。このことから、あらかじめ支援が必要な事務、支援の内容、支援の依頼先などを定める受援計画を策定する。

加えて、災害時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課(本部班)とする。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
防災機関 協力体制の確立	都との協定に 基づく協力要請、 応急措置の要請				
他市町村・消防 協力体制の確立	緊急消防援助隊 派遣要請	他市町村・消防等 への協力要請	他市町村・消防等の支援活動受入れ		
自衛隊災害派遣 要請実施	自衛隊災害派遣 要否検討	自衛隊災害派遣 要請手続き実施	自衛隊災害派遣受入れ		
防災機関・民間 団体協力要請		防災機関・民間 団体等へ協力要請	防災機関・各種公的団体・民間業者 ・ボランティア等の支援受入れ		

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1 日	2～3 日	4～7 日	8 日～
地域防災課 (本部班)	都との協力要請、応 急措置の要請	緊急消防援助隊、自 衛隊災害派遣	他市町村・消防等の支援活動、自衛隊災害派遣 受入れ、現地活動調整		
建設課 (第 1 復旧班)	防災機関等の 協力要請	防災機関・建設業者等の協力支援受入れ、現地活動調整			
福祉総務課 (第 1 民生班)		防災機関・各種公的団体・ボランティアの支援受入れ			

I 防災関係機関との協力体制の確立

(1) 防災関係機関との協力体制の確立

本市の地域内における、災害応急対策の円滑な実施を図るため、災害時には状況に応じ、管内防災関係機関と協力し、応急対策の実施に当たるものとする。

このためには、日頃から管内の防災関係機関と協力し、緊密な連携の保持に留意して、災害時における協力体制の確立を図るものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

(2) 都との協力

ア 都との協力

(ア) 市は、都と災害対策上必要な資料を交換する等、日頃から連絡を密にし、震災時には一層の強化に努めるとともに、協力して区域内の応急対策の円滑な実施を図るものとする。

(イ) 市長（本部長）は、市の能力では災害応急対策の万全を期しがたい場合、都又は他区市町村若しくは自衛隊等との協力について、必要に応じ2)の「応援の要請」の定める手続きにより、都知事に要請するものとする。

(ウ) 市は、災害救助法に基づく救助をはじめ、市の区域内で行われる都の災害応急対策について、積極的に協力するものとする。

(エ) 都知事から他の区市町村又は防災関係に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置の実施に支障のない限り協力するものとする。

イ 応援の要請

市が、都、他区市町村及びその他の機関に応援を求める場合には、別に定めるものを除き、本計画に定める手続きによるものとする。

(ア) 都に対する応援要請

市長は、都に対し応援のあつせんを求める場合には、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、まず口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。

- a 災害の状況及び応援を求める理由（又は応援のあつせんを求める理由）
- b 応援を希望する機関名
- c 応援を希望する人員、物資、資材、機材、器具等の品名及び数量
- d 応援を必要とする場所、期間
- e 適用を必要とする活動内容
- f その他必要な事項

(イ) 防災機関等への応援協力

防災機関の長又は代表者は、都に対し市外応急対策の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は区市町村若しくは他の防災機関等の応援のあつせんを依頼しよ

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【応急対策】
第2節 応援協力・派遣要請

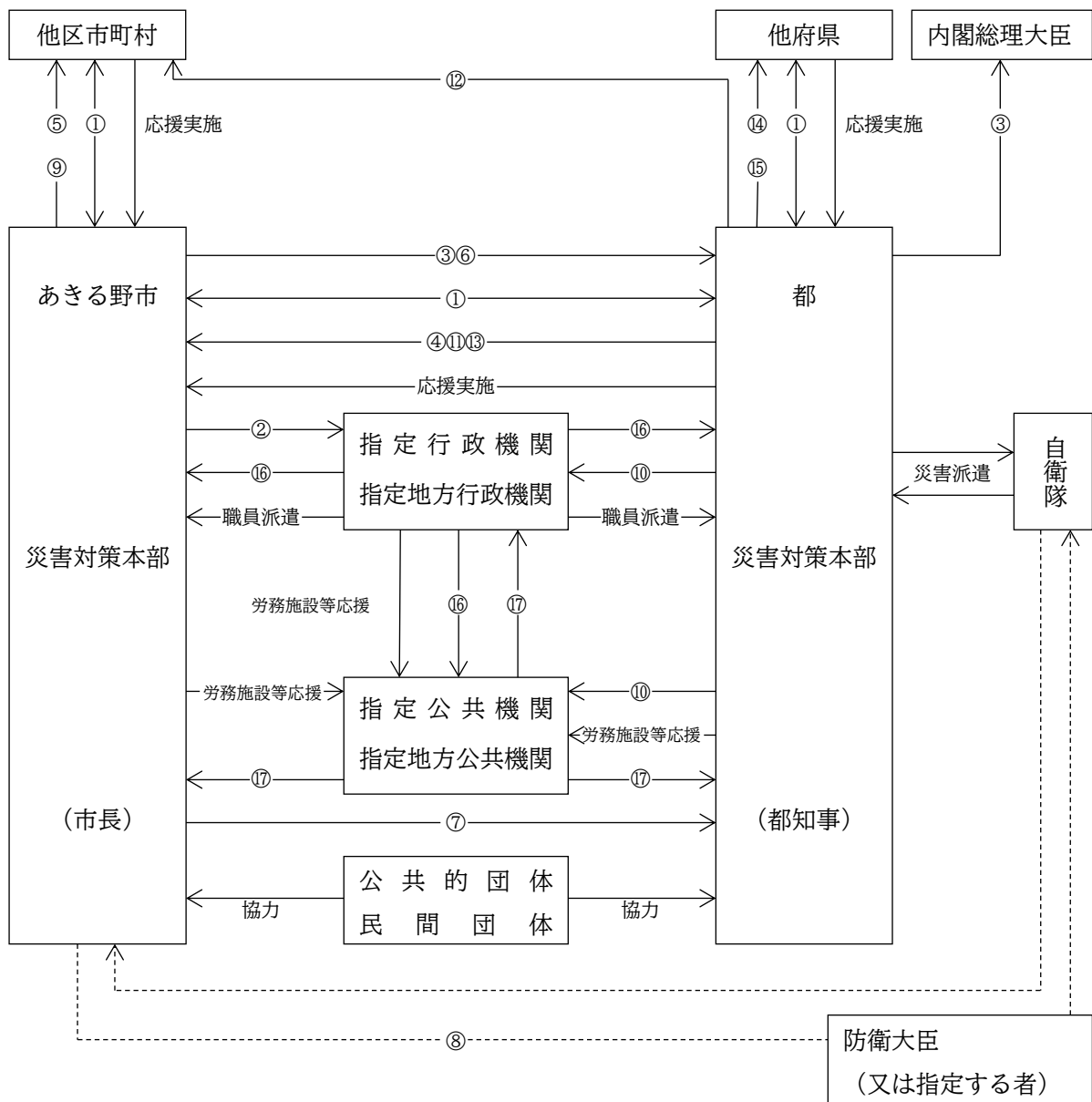
うとするときは、都総務局に対し、次に掲げる事項について、まず口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。

- a 災害の状況及び応援を求める理由（又は応援のあつせんを求める理由）
- b 応援を希望する機関名
- c 応援を希望する人員、物資、資材、機材、器具等の品名及び数量
- d 応援を必要とする場所、期間
- e 適用を必要とする活動内容
- f その他必要な事項

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【応急対策】
第2節 応援協力・派遣要請

〈震災時の応急対策協力関係図〉（災害対策基本法）



No.	災対法	内容	関連	No.	災対法	内容	関連
①	5条2	相互協力		⑩	70条	応援措置実施要求	
②	29条	職員派遣要請		⑪	72条	応援措置実施の指示	
③	30条	職員斡旋要求	自治 252-17	⑫	72条	応援指示	
④	31条	職員派遣	自治 252-17	⑬	73条	応援措置の代行	
⑤	67条	応援要求		⑭	74条	応援要求	
⑥	68条	応援要求・応急措置実施要請		⑮	75条	事務委託	
⑦	68条2	自衛隊派遣要請の要求		⑯	77条	応急措置要請・指示	
⑧	68条2	災害発生通知		⑰	80条	労務施設等応援要求	
⑨	69条	事務委託		—	—	—	—

(3) 民間団体との応援協力

市及び関係防災機関は、その所掌事務に係る民間団体に対し、災害時における協定等に基づき、応急対策等に関する積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努める。

(4) 隣接市町村消防団に対する要請

災害拡大の場合、市長（本部長）は、隣接市町村消防団に対し、応援を求めるものとする。このため、平常時より応援協定を締結している。

消防相互応援協定書

(目的)

第1条 青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町及び檜原村

(以下「関係市町村」という。)は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定により、消防団の相互応援を行い災害の防止、鎮圧及び被害の軽減を図ることを目的とする

(適用範囲)

第2条 前条の災害とは、火災・地震・その他(災害に伴う山間地域の孤立化を含む。)応援を要する非常災害とする。

(応援の要請)

第3条 関係市町村の一つの市町村内に、前条の災害が発生し、当該市町村の消防力をもってしては、これを災害防止することが困難であるとき、又はその恐れがあるときは、その他の関係市町村に対し、応援を要請するものとする。

2 前項の応援の要請を受けた関係市町村は、速やかにその要請に応じて必要な措置を講じ、これを応援するものとする。

(要請を行う者等)

第4条 前条の応援の要請を行う者は、当該市町村長又はその委任を受けた消防団長とし、これを受ける者もまた同様とする。

2 前項の要請は、口頭(電話及び伝令等)をもって、直接に又は所轄消防署を通じてこれを行うことができるものとする。

3 第1項の消防団長が、応援の要請及びその応援を行う場合は、同項の要請をしたとき及び応援を受けたときは、速やかに関係市町村長にこれを報告しなければならない。

(応援が行われた場合の消防団の指揮権)

第5条 第2条から前条までの規定により、関係市町村間に応援が行われた場合、消防団の指揮は当該災害発生地(市町村)の消防団長がその指揮を行うものとする。

2 応援を行う市町村の消防団長が、消防法又はその他の関係法令の規定により認められる処分の執行についても、前項の指揮によりこれを行うものとする。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【応急対策】
第2節 応援協力・派遣要請

(応援相互市町村の経費)

第6条 この協定によって応援を求め、又は応援をした関係市町村の消防団の当該災害の防止、鎮圧のために要した経費の負担はそれぞれの市町村の負担とする。

2 前項の区分によることが、著しく負担の均衡を欠き、協定の存立に不適当な場合においては、前項の規定にかかわらず、当該関係市町村長が協議してこれを定めるものとする。

(この協定実施に必要な措置)

第7条 この協定の実施について、関係市町村長又はこの委任を受けた消防団長は、それぞれの市町村の消防団に、この協定の目的及び運用について、充分徹底を図り、又は必要な措置を講じ、その目的を達成するよう努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し、協定の改正、その他、この協定に定めのない事項について必要が生じたときは、関係市町村長が協議しこれを定める。

附則

1 この協定は、平成17年7月1日から効力を生じる。

2 平成9年3月12日付けで、あきる野市長、日の出町長及び檜原村長が締結した消防相互応援協定は、この協定の締結をもって廃止する。

3 この協定の締結を証するため、市町村長記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

附則

この協定は、平成19年9月1日から施行する。

平成17年7月1日

青 梅 市 長

福 生 市 長

羽 村 市 長

あきる野市長

瑞 穂 町 長

日 の 出 町 長

奥多摩町長

檜 原 村 長

2 他の市町村との協力体制

多摩地区26市3町1村では、災害対策基本法第67条の規定に基づき「震災時等の相互応援に関する協定」を結んでいる。これは、各市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めたものである。

震災時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、東京都市長会を組織する市長と東京都町村会を組織する町村の長の協議により災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定に基づき、この協定を締結した東京都27市3町1村(島しょを除く。以下「市町村」という。)の地域に係る災害が発生し、市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、東京都市長会及び東京都町村長会とも密接な連絡を図るものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

(応援要請の手続き)

第4条 応援を求めようとする市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第5号に掲げる職員の職種別の人員
- (5) 前条第6号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- (6) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【応急対策】

第2節 応援協力・派遣要請

(7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実施)

第5条 応援を要請された市町村は、これに応じ、救援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第7条 第3条第5号の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成8年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

平成8年3月1日

3 東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定

相互協力に関する基本的な役割分担や実施手順の明確化を図り、災害発生時等において、被災区市町村等に対する協力を迅速かつ円滑に実施できるようにすることを目的として、令和3年12月に東京都と都内区市町村との間で新たに災害時等の相互協力に係る協定を締結した。

東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく災害時等(災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。)の地方公共団体相互間での協力に関し、東京都(以下「都」という。)及び都内の区市町村(以下「区市町村」という。)は、次のとおりこの協定を締結する。

(目的)

第1条

この協定は、都と区市町村が、災害時等において、被災し、又は被災するおそれのある区市町村(以下「被災区市町村等」という。)に対する災害対策基本法に基づく協力(以下「協力」という。)を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条

この協定に基づく協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援
 - (2) 居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん
 - (3) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - (4) 前各号に定めるもののほか、被災区市町村等の長から特に要求のあった事項
- (協力の要求等)

第3条

被災区市町村等の長は、東京都知事(以下「知事」という。)及び他の区市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力の要求又は協議(以下「要求等」という。)をできるものとする。

- (1) 災害時等の状況
- (2) 協力の内容
- (3) 協力の期間
- (4) 協力の場所
- (5) その他必要な事項

2 被災区市町村等の長は、前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは、知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において、知事は、特別区長会会長(特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第2条第1項に基づく特別区支援対策本

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【応急対策】

第2節 応援協力・派遣要請

部が設置されている場合にあつては、特別区支援対策本部長である区長)、東京都市長会会長及び東京都町村会会長と協議の上、速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し、要求等の内容を伝達するものとする。

3 前2項の規定による要求等は、電話等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第4条

前条第1項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

2 前条第2項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

3 知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知するものとする。

(自主協力)

第5条

知事及び区市町村の長は、災害時等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第3条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があったものとみなす。

(協力費用の負担区分)

第6条

第4条及び前条の規定により行われた協력에要した費用は、被災区市町村等が負担するものとする。ただし、法令並びに都又は区市町村が締結している他の協定に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

2 協力を行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。

3 第1項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村が一時繰替え支弁するものとする。

4 前3項の規定によりがたい場合は、被災区市町村等と協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。

(都の役割)

第7条

都は、被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするため、都及び区市町村相互間の災害時等の協力に係る総合調整を行うものとする。

2 都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協力のみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるときは、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければ

ならない。

(他の協定との関係)

第8条

この協定は、災害対策基本法、消防組織法(昭和22年法律第226号)等に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力協定を排除するものではない。

(その他)

第9条

この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。

(適用)

第10条

この協定は、令和3年12月27日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会長が記名して、本書4通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和3年12月27日

第1部

第1編 第2部

震災編 第3部

第4部

第2編 第1部

風水害編 第2部

第3部

第3編 雪害編

第4編 火山編

第5編 その他編

資料編

4 自衛隊災害派遣要請

(1) 自衛隊災害派遣要請

市は、災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合には、都知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

ア 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(ア) 都知事の要請による災害派遣

- a 災害が発生し、都知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊の派遣要請をした結果、派遣される場合
- b 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、都知事が予防のため自衛隊の派遣要請をした結果、派遣される場合
- c 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するために必要があると認めて、都知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

(イ) 都知事が要請する猶予がない場合における災害派遣

- a 災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、自衛隊が市長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- b 災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、自衛隊の部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- c 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- d 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- e 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、自衛隊が都知事からの災害派遣要請を待つひまがないと認められる場合
- f 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

イ 災害派遣要請の手続き等

自衛隊に対する災害派遣要請手続きは、次のとおりである。

(ア) 要請手続き

市長は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって都知事（総合防災部）に要請を依頼する。ただし、緊急を要する場合は、まずは電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送付する。

- a 災害の状況及び派遣を要請する事由
- b 派遣を希望する期間
- c 派遣を希望する区域及び活動内容

- d その他参考となるべき事項
- なお、市長は、市の地域に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接自衛隊に通報するものとし、事後所定の手続きを速やかに行うものとする。
- (イ) 災害派遣部隊の受入体制
- a 他の防災機関との競合重複の排除
- 他の防災機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。
- b 作業計画及び資機材の準備
- 市長は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）について、派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに、必要な資機材を準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を得る。
- c 活動拠点及びヘリポート等使用の通報
- 派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、その候補地を日頃から計画しておくとともに、災害時には、速やかにその施設等の被害状況、使用の可否を確認し、市及び関係機関と協議の上、使用調整を実施し部隊に通報する。
- (ウ) 災害派遣部隊の撤収要請
- 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各防災機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行う。
- (エ) 経費の負担
- 自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。
- a 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- b 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- c 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話・天幕料等
- d その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化【応急対策】

第2節 応援協力・派遣要請

ウ 災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
都の域内を担当する組織	1 陸上自衛隊第1師団司令部 なお、災害の規模が甚大で、第1師団のみでは対応できない場合には、東部方面総監部1担当する。 2 海上自衛隊横須賀地方総監部 3 航空自衛隊作戦システム運用隊本部
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索援助	行方不明者、負傷者等が、発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊及び法律相談等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は、譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	1 その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 2 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項及び第65条第3項に基づき、市長、警察官等がその場にいない場合に限り、自衛隊は市長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

工 緊急連絡先及び災害派遣部隊

部隊名等 (駐屯地・基地名)	連絡責任者	
	時間内	時間外
陸上自衛隊 第1師団司令部 (練馬) ※ 緊急連絡先	第3部長又は同部防衛班長 03(3933)1161 内線238・239 (都防災行政無線) 76611	司令部当直長 03(3933)1161 内線207・228 (都防災行政無線) 76615
陸上自衛隊 第1師団 第1施設大隊 (朝霞) ※ 災害派遣部隊	第3係主任又は運用訓練幹部 048(460)1711 内線4830・4832	部隊当直司令 048(460)1711 内線4898

第3節 応急活動拠点の調整

都本部は、オープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて、総合的に調整する。オープンスペースについての業務手順は次のとおりである。市は、状況に応じて、オープンスペースの使用について対応する。

Ⅰ 業務手順

- (1) 地震が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて、都本部で総合的に調整する。
- (2) 都本部は、地震発生後、オープンスペースの被害状況、使用の可否について、現地機動班、都各局、市、関係機関等から情報収集し、その状況について継続的に把握する。
- (3) 都各局及び市は、オープンスペースの利用要望を都本部に提出する。
- (4) 都本部は、都各局及び市の利用要望と、自衛隊、他県等の警察・消防の応援部隊の使用見込との調整を行う。
- (5) オープンスペースを使用する機関は、使用状況を定期的に都本部へ報告する。
- (6) 都本部、報告に基づき、時系列に応じたオープンスペースの有効活用を図る。
- (7) 都本部は、航空機使用について東京航空局等と連携・協力し、次の調整を行う。
 - ア 離発着場の指定
 - イ 応急対策に使用する航空機の需給調整

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	第3部
	第4部
第4編 火山編	第4部
	第5部
第5編 その他編	第5部
	その他編
資料編	

第6章 情報通信の確保

【予防対策】

第1節 防災通信体制整備

市は、地震発生時の各種情報を収集・伝達し、災害対策本部活動を効果的に実施できるよう、防災行政無線をはじめ、メール・広報車・HPなど保有する情報収集・伝達手段を活用し、防災通信体制の整備に努める。

また、災害の種類・程度に応じた広報案文等を作成しておくとともに、報道機関と連携した広報・広聴活動を円滑に行うため、災害時の記者会見室を指定しておき、報道機関が常時待機できる場所を提供する。

第2節 市民相互の情報連絡等の環境整備

Ⅰ 対策内容

都と協力して、市民相互に安否確認が取れる環境を整えとともに、市民が事前にその方法を熟知するように、周知する。また、災害情報などの入手方法も確認できる体制を整備していく。

【応急対策】

応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、災害情報の収集、伝達体制を確立し、必要な災害情報を適切に市民等へ伝達する。また、収集・集約した災害情報を都に報告する。

また、関係機関等と一体となり、適切かつ迅速な災害広報・広聴を行う。

本活動に関する責任調整機関は地域防災課(本部班)とし、広報・広聴に関しては市長公室(広報班)とする。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
情報収集、伝達体制の確立	防災無線運用、情報収集指示				
災害予報及び警報の伝達	災害予報及び警報を収集・伝達				
被害情報収集、集約、報告	重要情報収集指示、都へ被害報告	都へ被害報告(第二報以降)	災害調査実施、各所管での収集・整理を指示、都へ被害報告継続		
災害広報・広聴の実施	市HP、SNS等広報広聴体制起動	緊急記者会見実施(市長声明含む)	報道対応、広聴活動を継続		

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1 日	2～3 日	4～7 日	8 日～
地域防災課 （本部班）	防災無線起動、 重要情報収集指示	都への被害報告	災害調査実施、各課（班）、 各所管での収集・整理を指示		
市長公室 （広報班）	市 HP、SNS 等 広報広聴体制起動	緊急記者会見実施 （市長声明含む）	報道対応、広聴活動継続		
情報収集担当課		各課（班）、各所管で被害情報を収集・整理、本部への報告			
都・災害情報 関係機関		災害情報の収集・伝達、各機関相互に共有			
報道機関	災害報道・取材実施、市民への情報提供				

第1節 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）

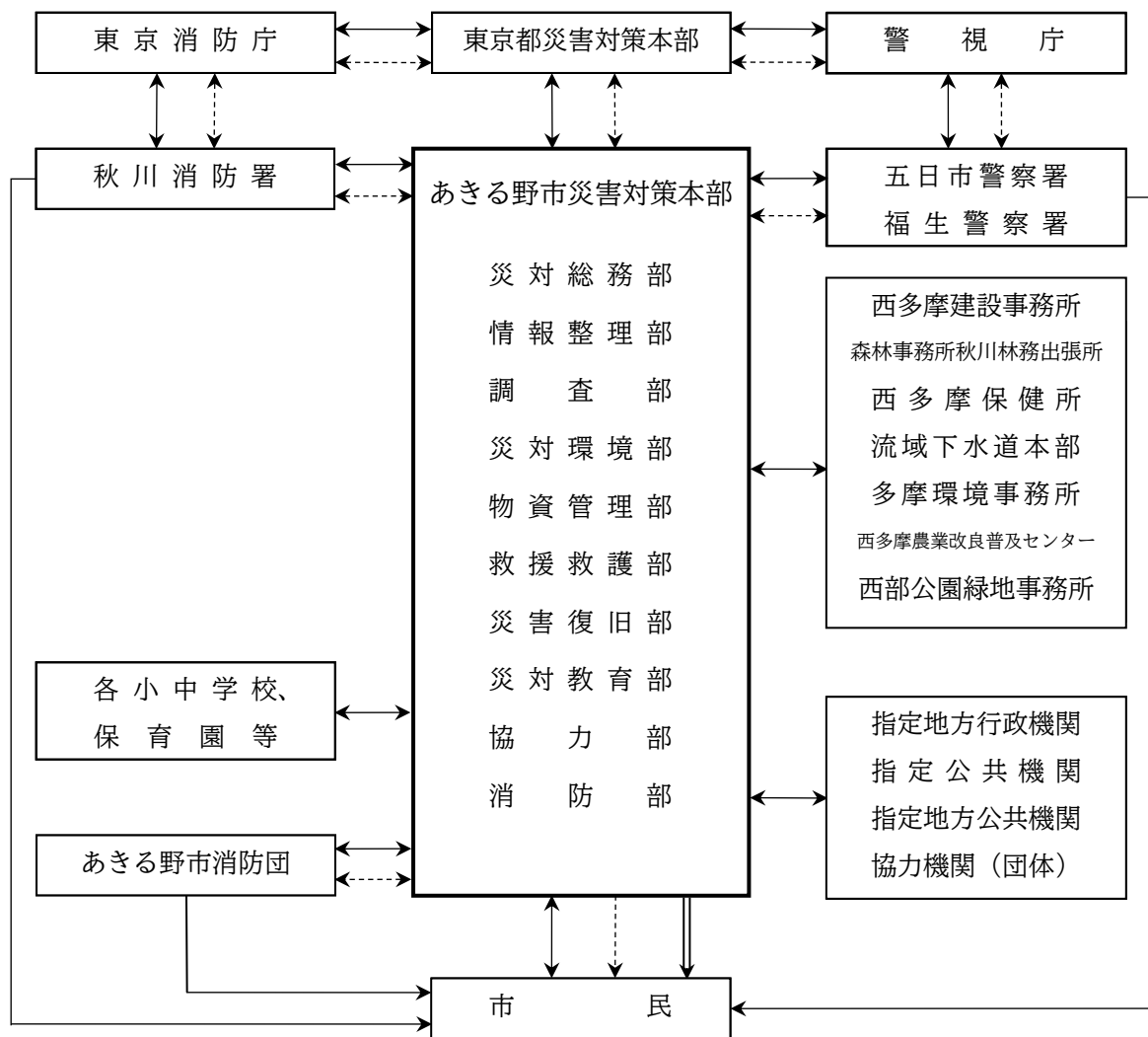
I 情報連絡体制

(1) 通信連絡体制

ア 通信連絡体制

東京都災害対策本部及び関係地方行政機関並びに協力団体間との通信連絡体制は、次のとおりである。

〈あきる野市災害対策本部通信連絡系統図〉



—— 有線又は口頭
 - - - 無線
 = = = メール・SNS

イ 通信連絡方法

(ア) 都との通信連絡

第1節 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）

原則として東京都防災行政無線の電話、FAX、システム端末及び画像端末を使用し
て行うものとする。この場合、極力システム端末で災害情報の入出力を行うものとする。

（イ）非常無線通信の利用

市は、市の施設において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、秋川消防署が
有する消防電話用通信設備のうち電話又はFAXを利用し、都との通信の確保を図るも
のとする。

（ウ）全国瞬時警報システムの利用

全国瞬時警報システム（J - A L E R T）を活用し、国からの災害等の緊急情報を、
市防災行政無線を自動起動させ、市民に伝達する。

（エ）緊急情報ネットワークシステムの利用

緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）から送信された国や都からの緊急事
態に係る情報を利用する。

（オ）防災関係機関等との通信連絡

有線通信、防災行政無線等により行う。

（カ）市内部との連絡

各部内であらかじめ複数の本部連絡員を定め、本部長室との連絡に当たるものとする。
また、必要に応じ災害現場等に伝令を派遣し、防災行政無線移動局設備等を活用して被
害状況等の通信連絡を行う。

（2）指定電話及び連絡責任者

ア 通信連絡の円滑な実施を期するため、本市の各部及び防災関係機関は、指定電話及び連
絡責任者を定め、窓口の統一を図るものとする。

イ 各機関は、災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限し、指定電話
に通信事務従事者を配置し、通信連絡責任者の統括の基に通信連絡に当たるものとする。

ウ 各機関の指定電話は、次のとおりとする。

第1部	第1編	震災編
第2部	第2編	風水害編
第3部	第3編	雪害編
第4部	第4編	火山編
第5部	第5編	その他編
資料編		

〈防災関係機関の指定電話等一覧表〉

区分	機関名	連絡責任者	電話番号	備考
あきる野市	災対総務部地域防災課	防災担当課長	042-558-1111 042-559-1224	都防災無線 82511 夜間休日 82511
東京都	総務局総合防災部	(正)防災対策課長 (副)運用係長	03-5388-2455 03-5388-2456	都防災無線 70221 夜間休日 70349
	西多摩建設事務所	所長	0428-22-7210	都防災無線 83011
	森林事務所秋川林務出張所	所長	042-519-9416	
	西多摩保健所	所長	0428-22-6141	都防災無線 85131
	福生警察署 五日市警察署	警備課長 交通警備課長	042-551-0110 042-595-0110	
	秋川消防署	警防課長	042-595-0119	
	流域下水道本部	市町村下水道担当 課長	042-527-4835	
	多摩環境事務所	所長	042-523-0237	
	西多摩農業改良普及センター		0428-31-2374	
	西部公園緑地事務所		0422-47-0111	
指定地方行政機関	関東地方整備局京浜河川事務所多摩川上流出張所	所長	042-552-0667	
	関東農政局東京都拠点		03-5144-5255	
	関東財務局立川出張所	所長	042-524-2195	
指定公共機関	日本郵便株式会社 あきる野郵便局	局長	042-550-9282	
	東日本旅客鉄道(株)武蔵五日市駅	駅長	042-595-1311	
	東京電力パワーグリッド(株) 立川支社青梅事務所	支社長	0120-995-007	
	(株)NTT東日本	設備部長	042-528-4605	
	日本赤十字社東京都支部	支部長	03-5273-6741	都防災無線 86721
	日本通運(株)多摩支店		042-523-0102	
協力機関	あきる野市町内会・自治会	会長	042-558-1111	市地域防災課
	公立阿伎留医療センター	院長	042-558-0321	都防災無線 87551
	あきる野市医師会	会長	042-558-1111	市健康課
	あきる野商工会		042-559-4511	
	あきる野市赤十字奉仕団	委員長	042-559-6711	社会福祉協議会
	秋川農業協同組合	総務課長	042-559-5111	
	西東京バス(株)五日市営業所	所長	042-596-1611	
	武陽ガス(株)	社長	042-551-1621	
	東京水道株式会社 あきる野水道事務所	所長	042-532-0535	

2 災害予報及び警報伝達

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは災害を軽減させるためには、防災関係機関や市民等に、災害に関する予報や警報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。

なお、特別警報、警報及び重要な注意報について、都、警察署又はN T Tからの通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織等に通報するとともに、警察、消防、東京都等の協力を得て、市民に周知する。

(1) 災害予報、警報の伝達

災害予報・警報の伝達は、第1非常配備態勢発令時において、次の順序により伝達するものとする。ただし、状況により必要でないと認めたものについては、伝達を省略することができる。

- ア 本部長
- イ 副本部長
- ウ 各部長
- エ 秋川消防署長
- オ 五日市警察署長、福生警察署長
- カ 消防団長
- キ その他必要と認めた機関

(2) 災害情報収集、伝達要領

ア 災害情報の収集

(ア) 大局的情報収集

都災害対策本部等、上部機関と絶えず連絡するとともに、各種報道機関の報道に留意し、警察署等関係機関からの情報収集に配慮しなければならない。

(イ) 局地的情報収集

消防団員、防災・安心地域委員会及び町内会長・自治会長を市域内各所に情報連絡責任者として配置して、異常現象の発生内容、災害の発生内容、経過状況等の情報収集に万全を期するとともに、震災に合わせて水害が予想される場合においては、都西多摩建設事務所と連絡を密にして、降水量、流量等の状況を把握することに努める。

無人航空機や監視カメラを活用し、危険箇所の状況把握や災害発生時の情報収集力の強化に努める。

イ 災害情報の伝達

(ア) 上部機関への報告

収集した情報は整理統合の上、その都度都災害対策本部（未設置の場合は総務局総合防災部）に報告するとともに、五日市警察署、福生警察署、秋川消防署等関係行政機関に通報するものとする。

第1部	第1編	震災編	第1部	第2部	第3部	第4部
第2部	第2編	風水害編	第1部	第2部	第3部	
第3部	第3編	雪害編				
第4部	第4編	火山編				
第5部	第5編	その他編				
資料編						

（イ）局地的伝達

地域住民に対しては、防災行政無線やメール等により、情報伝達に努めなければならない。

ウ その他

（ア）都災害対策本部との連絡のため緊急を要する場合を予想し、あらかじめN T T東日本に非常通話の承諾を受けておくものとする。

（3）通信途絶における措置

ア 通信途絶時の通信活動

災害により有線通信施設が被災し、不通になった場合若しくは有線通信の利用が困難になった場合は、無線施設を有する防災関係機関の協力により通信活動を行うものとする。

イ 無線の活用

（ア）市は、有線通信途絶時においても、東京都その他防災関係機関と密接な連絡をとる必要があるので、市の防災行政無線を中心に活用し、災害の状況によっては都災害対策本部に無線車の緊急配備を要請する。

（イ）市は防災行政無線を活用し、市民、関係機関、地域内団体、協力団体等へ必要な情報を伝達する。

ウ 伝令

機関や団体間で通信機能が途絶した場合は、伝令により情報の伝達・収集を行う。
市民等に対しては、消防車両などによる広報により情報を伝達する。

エ 東京都防災行政無線

都は、地震等災害時における被害情報の収集、伝達、その他の連絡のため、東京都防災センター、区市町村、警視庁、東京消防庁、気象庁、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事務所、都立病院、水道施設等の都の主要出先機関との間に、総合的な防災行政無線網を整備している。この防災行政無線は、電話、FAX機能のほか、データ通信、画像通信及び衛星通信を導入し、都全域における防災情報通信ネットワークを構成している。

第2節 被害状況等報告及び災害地調査報告

本節では、都に対する被害状況等の報告、要領及び災害現地の実態調査の調査事項等について定める。

1 調査報告体制の整備

被害状況の迅速かつ的確な把握を期するため、次によりあらかじめ調査報告体制を整備しておくものとする。

- (1) 地域別及び被害の種別等毎に、調査報告責任者をあらかじめ定めておくとともに、自主防災組織等の協力体制の確保等についても定めておく。
- (2) 調査用紙、報告用紙の事前配布及び調査要領の作成、周知、連絡方法などについて、あらかじめ定めておく。
- (3) 一定の被害を想定し、調査報告について関係者の実践的な訓練を行うなど、調査報告業務の習熟に努める。

2 被害調査

(1) 被害情報の内容

災害が発生したときに、直ちに収集する被害情報は、おおむね次のとおりである。

ア 人的被害

イ 物的被害

- (ア) 市庁舎、学校、社会教育施設など公共施設
- (イ) 保育所等、特別養護法人ホームなど民間福祉施設
- (ウ) 河川、崖、擁壁等
- (エ) 住家、商店、工場、田畑、危険物取扱施設等
- (オ) 道路、信号、橋梁、トンネルなど公共交通施設
- (カ) 下水道施設

ウ 機能被害

下水道、電力、ガス、交通、電話、通信等のライフライン施設

(2) 被害情報の取りまとめ

各部班長は、収集した被害情報を集約の上、その結果を本部班に報告する。なお、緊急性のある事案又は判断し難い事案については、とどめることなく、直接本部班に報告する。

第1部	第2部	第3部	第4部
第1編	震災編		
第2編	風水害編		
第3編	雪害編		
第4編	火山編		
第5編	その他編		
資料編			

3 市から都への被害状況等の報告

本部班は、各部から報告された被害状況及び措置状況を集約し、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づき被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

（1）報告すべき事項

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害状況（被害の程度は、都総務局が定める被害程度の認定基準に基づく）
- オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
- カ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- キ その他必要な事項

（2）報告の方法

原則として、災害情報システム（DIS）の入力による（ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAXなどあらゆる手段により報告）。

（3）報告の種類・期限等

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	被害第1報報告
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告
要請通知		即時	支援要請
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報 措置情報
災害年報		4月20日	災害総括

（4）災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第3章「災害救助法の適用」に定めるところによる。

のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

(8)「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないものとする。

(9)「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

(1)「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。

これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

(2)「公共建物」とは、例えば市役所庁舎、公民館、公立保育園等の公用又は公共の用に供する建物とする。

(3)「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(4)非住家被害とは、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

(1)「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

(2)「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

(3)「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取扱うものとする。

(4)「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

(5)「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

(6)「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

(7)「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

(8)「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な港湾交通施設とする。

(9)「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

(10)「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

(11)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

(12)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

(13)「電話」とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。

(14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

(15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

(16)「ガス」とは、一般ガス導管事業者又はガス小売事業者で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

第1編 震災編	第1部	(17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の個所数とする。
	第2部	(18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上没水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	第3部	(19)例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	第4部	(20)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
第2編 風水害編	第1部	5 火災発生 火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
		6 被害金額
		(1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
		(2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	第2部	(3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
		(4)「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
		(5)災害中間年報並びに災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
	第3部	(6)「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
		(7)「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
		(8)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
		(9)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
第3編 雪害編	第4部	(10)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具漁船等の被害とする。
		(11)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
		7 その他 備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	第3部
	第4部
第4編 火山編	第4部
	第5部
第5編 その他編	第5部
	第6部
資料編	第6部
	第7部

第3節 災害広報・広聴活動の充実

災害発生時には、被災地や隣接地域の市民に対し、災害や生活に関する様々な情報を提供することが必要である。

このため、市及び防災関係機関等は一体となって適切かつ迅速な広報活動を行う。

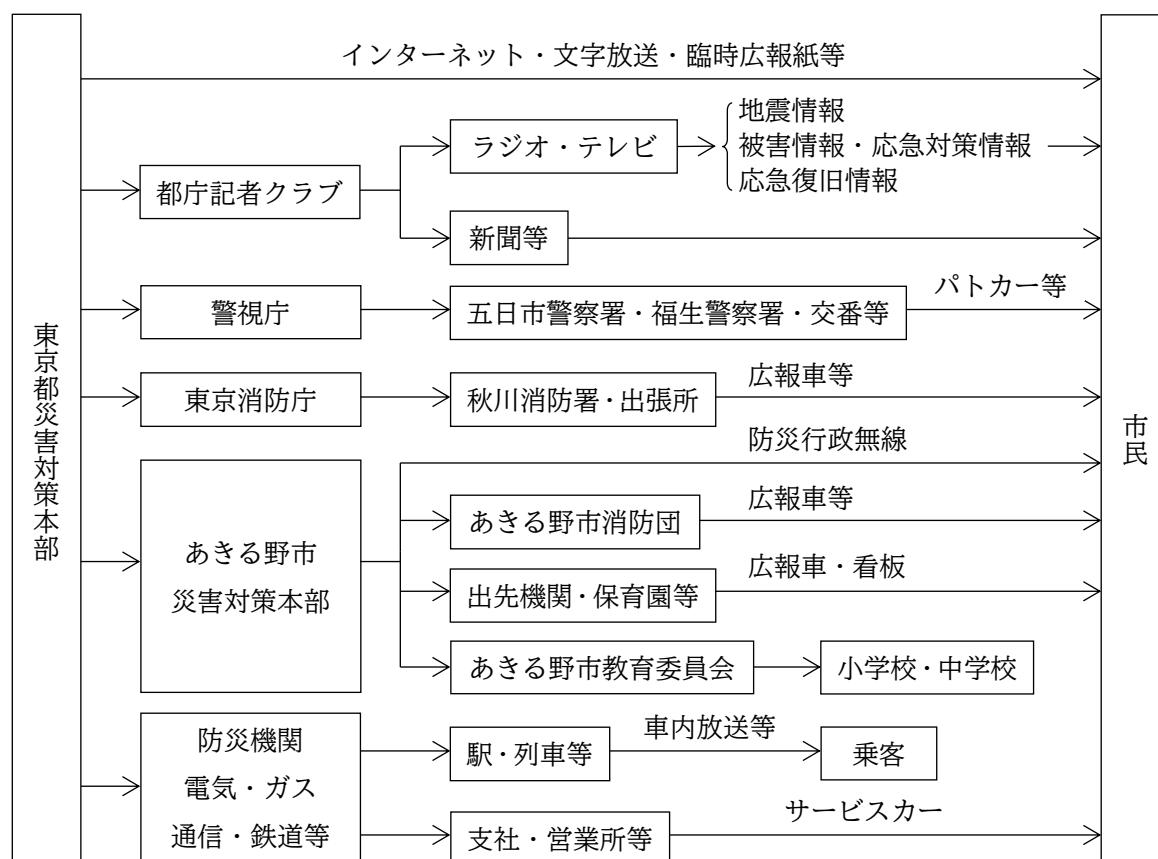
また、速やかな復旧を図るため、市及び防災関係機関において広聴活動を展開し、被災地の市民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

1 広報活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

震災時の広報活動における主な流れを示すと次のようになる。



(1) 市の広報活動

ア 広報の時期、内容については、本部長が指示するものとするが、おおむねの内容は次のとおりとする。

(ア) 災害発生直後に行う広報

- 避難の指示（避難方法、避難時期、避難先等）
- 電気、ガス、石油ストーブ等による火災の予防
- 地震の規模、気象の状況
- 道路状況と交通規制、交通機関の運行状況
- 学校や保育所等の措置状況
- 混乱防止の呼びかけ

(イ) 被災者に対する広報

- 被害の状況（被災地点、規模及び隣接地の状況）
- 避難所の開設状況
- 食料・物資等の配給状況
- 医療関係の診療状況
- 上下水道、電気、ガス等ライフラインの復旧状況
- 通信、交通機関等の復旧状況
- 防疫・保健衛生措置状況
- 学校や保育所等の休校・休園、再開等の措置状況
- 生活ごみ、被災により発生した片付けごみ及び災害廃棄物（がれき類）の処理に関する内容、仮置場の設置状況

イ 広報手段は防災行政無線、あきる野安心メール、チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車による広報など、多様な手段を活用して行う。

(2) 消防団の広報活動

災害時においては、消防車その他あらゆる手段により、地域の状況に応じて出火の防止、初期消火等の呼びかけを行うとともに、火災に関する情報、避難指示等の伝達及び民生の安定を図るための情報提供等、事態の推移に適応した広報活動を積極的に行う。

(3) 五日市警察署、福生警察署の広報活動

防災関係機関と緊密な連絡の下、広報体制を確立し、実状に即した現場広報を行い、混乱防止や治安維持及び人心の安定を図る。

ア 広報内容

(ア) 避難を必要とする情報

- 火災の発生及び延焼状況
- 高圧ガスの保管場所等の爆発及びそのおそれ
- 崖（山）崩れのおそれ
- その他避難を必要とする事象の発生及びおそれ

第1部	第1編	震災編
第2部	第2編	風水害編
第3部	第3編	雪害編
第4部	第4編	火山編
第5部	第5編	その他編
資料編		

第6章 情報通信の確保【応急対策】

第3節 災害広報・広聴活動の充実

- (イ) 混乱防止や治安維持及び人心の安定を図るための情報
 - 余震等の気象庁の情報
 - 地域の被害状況、被害の拡大予想及び復旧の見通し
 - 主要道路、高速道路及び橋梁の被害状況並びに復旧見通し
 - 交通機関の被害状況及び復旧の見通し
 - 交通規制や防犯活動の実施状況
 - 被災地域、避難場所等に対する警戒状況等
- (ウ) デマ・流言打ち消し情報

イ 広報手段

- (ア) トランジスターメガホン
- (イ) 交番（駐在所）備付マイク
- (ウ) パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー
- (エ) ヘリコプター等による広報
- (オ) 交通情報板、光ビーコン、ラジオ
- (カ) ホームページ、チラシ等

(4) 秋川消防署の広報活動

災害時において各方面本部、消防出張所から災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおいて、適時実情に即した広報活動を実施する。

ア 広報内容

- (ア) 出火防止、初期消火の呼びかけ
- (イ) 救出救護及び要配慮者（高齢者・身体障がい者等）への支援の呼びかけ
- (ウ) 火災及び水災に関する情報
- (エ) 避難指示等に関する情報
- (オ) 救急告示医療機関等の診療情報
- (カ) その他市民が必要としている情報

イ 広報手段

- (ア) 消防車両の拡声装置等
- (イ) 消防署及び町内会・自治会の掲示板等への掲示
- (ウ) テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供
- (エ) ホームページ・SNS・消防アプリ等を活用した情報提供
- (オ) 消防団員、東京消防庁災害ボランティア、自主防災組織等を介しての情報提供

(5) 日本郵便株式会社あきる野郵便局ほか、市内郵便局

災害時においては、業務に係る当該災害による被害、応急対策の措置状況等及び事業の運営状況並びにその見通し等について、適切かつ効果的な広報活動を行う。

(6) 陸上自衛隊の広報活動

震災時において陸上自衛隊朝霞駐屯地第1施設大隊は、関係機関と連絡を密にし、空及び地上から情報を収集するとともに、広報に優先する他の救援活動の遂行に支障のない範囲において、能力の許す限り広報活動を実施する。

ア 広報内容

- (ア) 人命財産の保護に影響する緊急情報の伝達
- (イ) 民心安定に寄与する自衛隊及び関係機関の活動状況
- (ウ) 市、都及び関係機関等の告示事項
- (エ) その他必要事項

イ 広報手段

- (ア) ヘリコプター、地上部隊車両等による呼びかけ
- (イ) 報道機関を介しての情報提供

(7) 東京電力パワーグリッドの広報活動

ア 広報内容

- (ア) 電気による二次被害等を防止するための方法
- (イ) 避難時の電気安全に関する心構えについての情報
- (ウ) 電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報

イ 広報手段

- (ア) テレビ、ラジオ（ラジオ・ライフラインネットワーク）、新聞等の報道機関及びホームページ等を通じた広報
- (イ) 市の防災行政無線の活用
- (ウ) 広報車等による直接当該地域への周知

(8) NTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモの広報活動

ア 通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板等、災害用伝言板（web171）の提供開始情報等の広報を行う。

イ 公式ホームページのほか、報道機関、自治体との協力により広報を実施する。

(9) 武陽ガス(株)の広報活動

災害時には、ガスによる二次災害事故の防止、市民の不安除去等のため、広報活動を行う。

ア 広報内容

- (ア) 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項
- (イ) ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し

第1部	第1編	震災編
第2部	第2編	風水害編
第3部	第3編	雪害編
第4部	第4編	火山編
第5部	第5編	その他編
資料編		

第6章 情報通信の確保【応急対策】

第3節 災害広報・広聴活動の充実

イ 広報手段

テレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体、広報車及びホームページ等とする。

(10) JR東日本の広報活動

ア 広報内容

(ア) 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況

(イ) 列車の不通線区や運行再開開通見込み等

イ 広報手段

(ア) 被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ、ラジオ、ホームページ等で情報提供に努める。

(イ) 乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転開始の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う。

2 広聴活動

市は、発災後、被災者からの相談及び被災者への支援に関することなどの案内窓口を設置し、ニーズを把握するとともに、担当部署に適切につなげることで、混乱防止を図るとともに、早期復旧を支援する。

(1) 市の広聴活動

市本部長は必要と認めるときは、被災地及び集団避難所等に臨時被災者相談所を設置する。

臨時被災者相談所の規模・構成は災害の規模及び現地の状況等を勘案して決定し、各種の相談、要望等を聴取する。広聴内容は、早急に各部、各機関に市本部長を經由して連絡し、早期解決に努めるものとする。

(2) 五日市警察署、福生警察署の広聴活動

警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たる。

(3) 秋川消防署の広聴活動

消防署と消防出張所のうち、災害の規模に応じて必要な場所に相談所を開設し、消防関係の相談に当たる。

3 報道機関への発表

(1) 市本部の発表

ア 市本部からの発表は、原則として記者室において行う。

イ 市本部の報道機関への窓口は、情報整理部（広報班）とする。

ウ 夜間又は勤務時間外に発災した場合、市本部が設置されるまでの間は、情報整理部長が関係部の部長と協議した上で、発表するものとする。

(2) 五日市警察署、福生警察署、秋川消防署の発表

各報道機関に公表する場合は、その時期と内容を選定し市に通報するとともに、報道の公正を期するため公表者は幹部を指定するものとする。

(3) 放送要請

市及び防災関係機関が、災害時のため、電気通信設備、有線電気通信設備又は無線設備により通信できない場合、若しくは通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条及び大規模地震対策特別措置法第20条による通知又は要請のため、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請する場合は、「災害時等における放送要請に関する協定」に基づいて行う。

放送要請は、原則として都を経由（都知事に要請依頼）するものとするが、都との通信途絶など特別の事情のある場合は、市は放送機関に対し直接要請することができるものとする。この場合、市は事後速やかに都に報告するものとする。

第4節 市民相互の情報連絡等

I 対策内容

市は、都及び通信事業者と連携して、市民、事業者及び帰宅困難者に対し、情報提供を行う。

市民等は、災害伝言ダイヤル、災害伝言板等を利用し、家族等の安否を確認する。

第1部	第2部	第3部	第4部
第1編 震災編			
第2編 風水害編	第1部	第2部	第3部
第3編 雪害編			
第4編 火山編			
第5編 その他編			
資料編			

第7章 医療救護・保健等対策

【予防対策】

第1節 救助体制の強化

1 救出用資機材の整備

市は、大規模な災害が発生した場合、自主防災組織、町内会・自治会、災害ボランティア、地域住民等が救出・救助活動を行えるよう、必要な資機材等を防災倉庫等に整備する。

また、消防機関は、防災訓練等を通じて、それらの資機材の正しい使用方法等の指導に努める。

2 救助に関する知識・技術の普及

大規模な災害により、多数の救助が必要となった場合、自主防災組織、町内会・自治会、災害ボランティア、地域住民等が救助を行う必要があるため、市及び消防機関は広報紙の配布や防災訓練等を通じて、救助に関する知識・技術及び連携活動要領の普及を図る。

第2節 医療体制の強化

1 初動医療体制の整備

(1) 医療救護所等の設置及び医療救護班の活動体制の整備

ア 医療救護班の編成

(ア) 医療救護班の活動体制の整備

医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成できるよう、市医師会、秋川歯科医師会及び西多摩薬剤師会あきる野支部あきる野薬剤師会と協定を締結し、救護所のスタッフの編成計画を定める。

(イ) 医療救護班の活動体制の強化

市は、医療救護所の運営マニュアルを作成するとともに、医療救護所の設置運営訓練を実施し、マニュアル内容の確認、検証を行う。

イ 医療救護所の選定及び施設の点検

市は、災害が発生した場合に備え、あらかじめ医療救護所を設置する施設を選定する。

医療救護所には、次の2種類がある。

(ア) 緊急医療救護所

(イ) 避難所医療救護所

災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され、医療救護活動が円滑に開始されるよう、設営や運営に必要な資機材を整備するとともに、平常時より医療救護施設予定地の設備等の点検を行う。

ウ 緊急医療救護所の選定

(ア) 緊急医療救護所の設置場所の確保

災害拠点病院等の近接地等、市があらかじめ指定する場所に、緊急医療救護所の設置場所を確保する。

(イ) 消防署等と連携した現場救護所の開設

消防署等が現場救護所を開設した場合、必要に応じ緊急医療救護所との連携を図る。

(ウ) 東京DMAT（災害派遣医療チーム）との連携

東京DMAT出動が要請されると、青梅市立総合病院では、医師、看護師等による東京DMATを編成・待機させる。秋川消防署は災害現場において、東京DMATと連携し、被災者に迅速な医療・救護を提供する。このため、秋川消防署は東京DMATとの連携訓練を実施する。

エ 避難所医療救護所の設置

市は、災害発生に備え、避難所医療救護所を設置する施設を選定する。

オ 医療救護活動拠点の整備

市は、市災害医療コーディネーターと共に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等ができるように体制を整備する。

名称	説明
緊急医療救護所	市が、発災後速やかに、災害拠点病院等の近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に設置する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
避難所医療救護所	市が、おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所（病院がない地域等は、おおむね超急性期までに設置）
医療救護活動拠点	市が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所

(2) 自主防災組織等による自主救護体制の整備

市は、災害時の初期医療をより円滑に執り行うために、地域の自主防災組織等が医療救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護を行う場合などに配慮した医療救護班の活動を支援するための計画を定める。

(3) 情報連絡体制の整備

市は、市域内の被災状況や医療機関の活動状況について迅速に把握するとともに、西多摩保健所や東京都地域災害医療コーディネーターと連携を図るため、市災害医療コーディネーターを設置する。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

2 搬送体制の整備

(1) 緊急車両等による搬送体制の整備

市は、緊急車両等を活用した医療救護所（緊急医療救護所を含む）の傷病者の搬送体制を構築する。

秋川消防署は、災害時には多くの負傷者の発生が予想されるため、救急車、人員輸送車等による救出・救助した負傷者の搬送体制の強化に努める。

(2) ヘリコプターによる搬送体制の整備

重症患者等緊急を要する場合の搬送については、ヘリコプターによる搬送を行う必要があることから、市は、ヘリコプターによる搬送の要請方法、ヘリコプター臨時着陸場所緊急離着陸場等、必要な事項を定めておく。あわせて、学校施設へのヘリサインの整備を進める。

3 後方医療体制の整備

市内の医療機関等に対応できない重症者等を、後方医療機関に搬送し、治療及び入院等の処置を行うため、災害時に迅速かつ円滑に搬送できるよう、東京都地域災害医療コーディネーター、西多摩医師会、医療関係機関と連携し、情報連絡体制、搬送体制等の整備に努める。

4 応援体制の整備

市は、大規模な災害等により、医師・医薬品等が不足して、市内の医療機関で対応できない場合、東京都地域災害医療コーディネーターに迅速かつ円滑に応援を要請するため、要請方法等の整備を図る。

5 応援体制の整備

大規模な災害が発生し、多数の負傷者が発生した場合又は道路等が被災して交通がまひした場合には、医療機関による十分な医療措置ができないおそれがあることから、自主防災組織・市民等による応急手当が重要となる。

そのため、市は、消防機関や医療機関と連携して止血・人工呼吸等の応急手当の講習会等を開催し、その普及に努める。また、AED（自動体外式除細動器）の設置場所について周知する。

6 保健衛生体制の整備

被災者の健康保持、感染症の予防や生活環境の向上、被災者の精神不安に対応するためのメンタルケアなどの保健予防活動のため、保健師、栄養士、その他必要な職種からなる保健活動に向けた体制の整備を図る。

第3節 医薬品等の確保

1 医薬品等の備蓄

市は、市医師会、秋川歯科医師会、西多摩薬剤師会あきる野支部あきる野薬剤師会等と協議の上、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。

備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。

2 西多摩薬剤師会あきる野支部あきる野薬剤師会等との連携・協力体制の構築

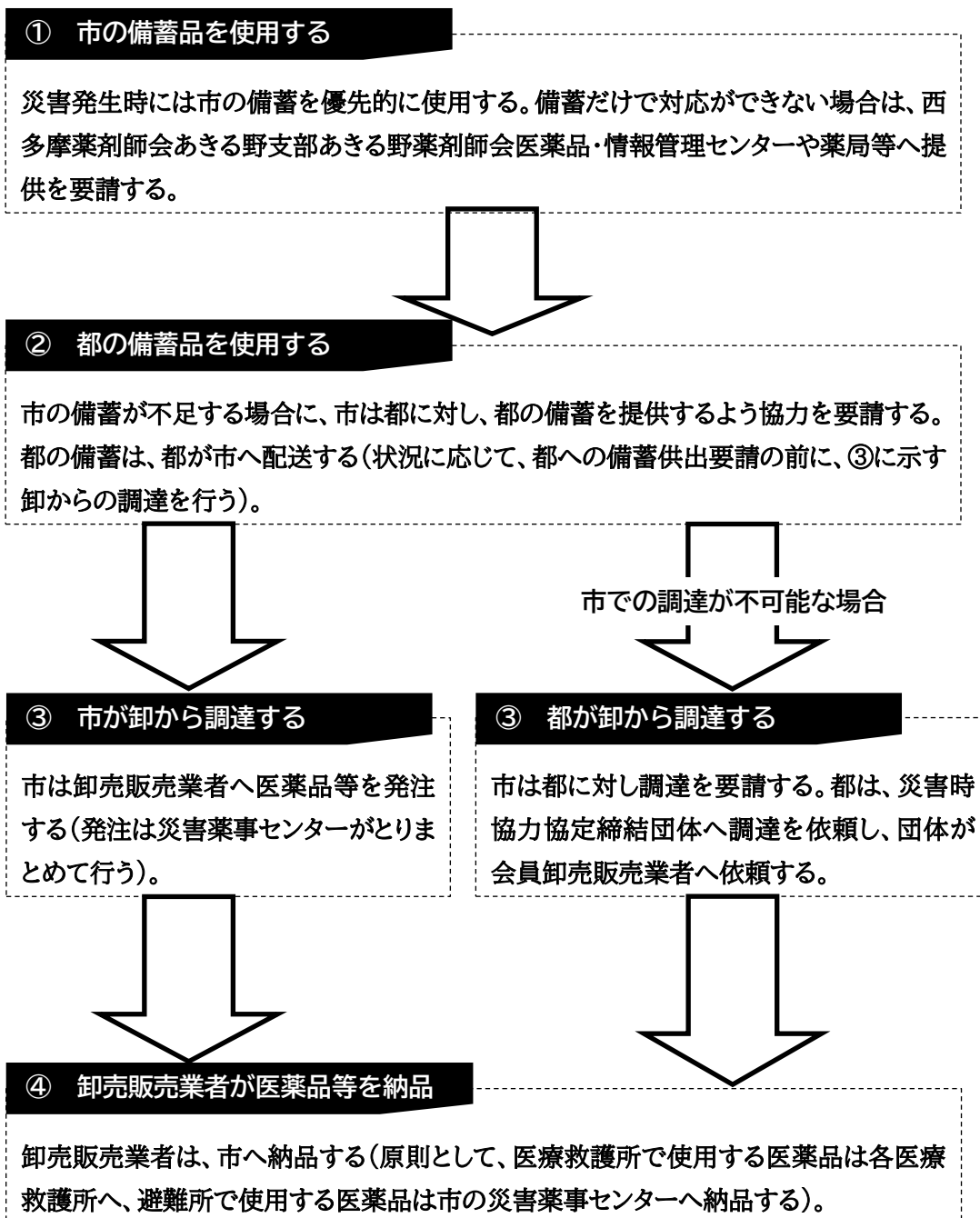
- (1) 西多摩薬剤師会あきる野支部あきる野薬剤師会等と災害時の協力協定を締結するなど、関係機関との連携・協力体制を整備しておく。
- (2) 西多摩薬剤師会あきる野支部あきる野薬剤師会と連携して、災害薬事センターの設置場所、センター長や運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく。
- (3) なお、卸売販売業者は、原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は市の災害薬事センターへ納品するものとする。
- (4) 市は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に西多摩薬剤師会あきる野支部あきる野薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。
- (5) なお、市は発災後に円滑に卸売販売業者から調達ができるよう、事前に供給協力協定を締結しておく。

3 医薬品等が不足する場合の体制整備

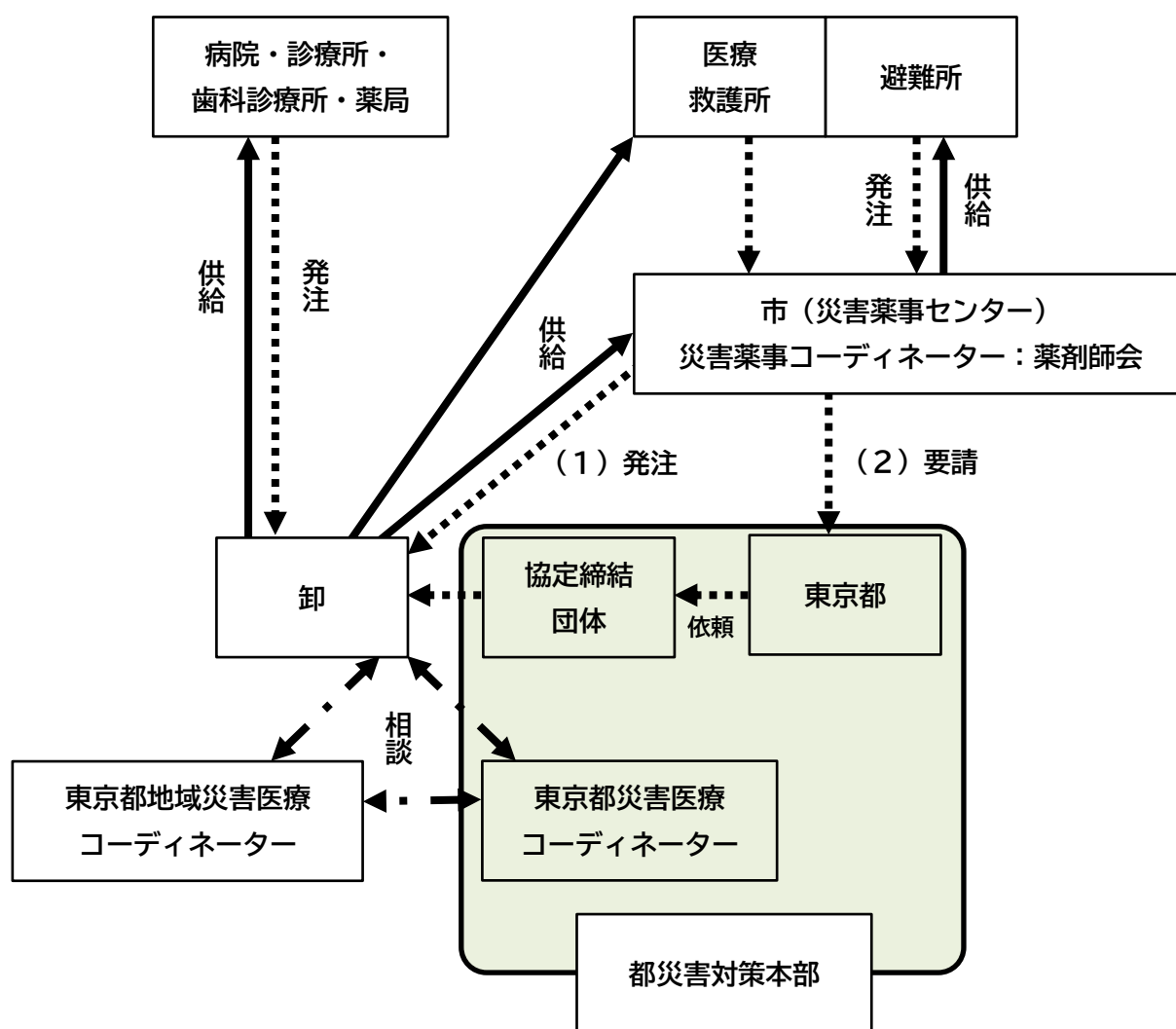
必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合、都、西多摩医師会、協定締結市区町村等に医薬品の供給要請を行うため、それらの関係機関との体制の整備に努める。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

＜市が使用する医薬品等の調達手順＞



〈卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ〉



- (1) 市は、卸売販売業者へ必要な医薬品等を発注し、卸売販売業者が市へ納品する。
- (2) 市での調達が不可能な場合は、市は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が市へ納品する。
- (3) (1) (2) どちらの場合でも発注(又は調達要請)方法、及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。

ア 医療救護所

発注：市の災害薬事センター(旧称：医薬品ストックセンター)でとりまとめて発注(又は調達要請)

納品：卸が各医療救護所へ直接納品

イ 避難所

発注：市の災害薬事センター(旧称：医薬品ストックセンター)でとりまとめて発注(又は調達要請)

納品：卸は市の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各避難所へ配送

※ 協定締結団体

都薬剤師会、日本産業・医療ガス協会、東京医薬品卸業協会、大東京歯科用品商協同組合、日本

第1部	第1編	震災編
第2部	第2編	風水害編
第3部	第3編	雪害編
第4部	第4編	火山編
第5部	第5編	その他編
資料編		

第7章 医療救護・保健等対策【予防対策】

第3節 医薬品等の確保

衛生材料工業連合会、日本医療機器協会

- (4) 卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給する。ただし、東京都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応する。

第4節 防疫体制の整備

1 防疫活動組織の整備

市は、被害の程度に応じ迅速適切に防疫活動ができるよう動員体制を計画するとともに、都と災害時における防疫協力体制を整備する。

2 防疫用資機材の備蓄

市は、防疫及び保健衛生用資機材の備蓄・配布計画を策定しておく。

3 動物救護

市は、都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。

第5節 遺体の取扱体制の整備

1 対策内容

遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。

- 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項
- 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- 遺体収容所設置等に供する資機材の確保、調達、保管及び整備に関する事項

また、遺体収容所については、死者の尊厳や遺族感情への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。

- 屋内施設
- 避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設
- 検視・検案も確保可能な一定の広さを有する施設
- 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設

なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

【応急対策】

震災時には、家屋やブロック塀の倒壊、家具類の転倒、窓ガラスの落下、火災、パニック等により多数の負傷者が発生することが予想される。

そのため、地域住民、市、都、消防団、医療機関との協働により、医療情報の収集伝達、初動医療体制、負傷者等の搬送体制を確立する。

本活動に関する責任調整機関は、健康課（医療・保健活動班）とする。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
医療及び助産救護	市内の医療ニーズの把握	医療及び助産実施	他市町村・消防・医療機関・団体の支援受入れ、現地活動調整		
保健衛生		保健衛生活動の実施準備	保健衛生活動実施		
防疫		実施準備	防疫活動実施		
山間部における医療救護		山間部（孤立地区）の医療救護ニーズ把握と医療救護	山間部（孤立地区）における医療救護		

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
健康課 （医療 ・保健活動班）	市内の医療ニーズ の把握	医療及び助産実施	医療及び助産実施継続		
地域防災課 （本部班）	市の広報手段で 広報	避難所開設・災害医 療実施状況等を HP 等で広報	他市町村・消防・医療機関・団体の支援受入れ、 現地活動調整		
生活環境課 （環境班）		防疫・保健衛生活動 実施準備	防疫活動実施		
あきる野消防団 秋川消防署		応急救護・手当 医療救護、搬送	医療救護、搬送継続		
医師会等 医療機関・団体		医療活動の継続、災害医療の実施、医薬品の提供・処方指導 防疫活動実施、現地の要に応じ活動調整			

第1節 救助・救急活動

1 秋川消防署の活動

(1) 救助救護活動

生存者のいる緊急を要する被災現場を優先して、特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機(器)材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に関しては、第九消防方面本部等の消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）の出場要請を行う。

また、災害発生直後からおおむね72時間の間、多数の傷病者の発生等、被災現場において医師等が必要となる場合には、東京消防庁警防本部を通じ東京DMA Tを要請し、連携活動を行う。

(2) 迅速な調達

救助・救急活動に必要な重機等に不足が生じた場合は、市を介して関係事業者との協定等にもとづく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。

(3) 仮救護所・現場救護所の設置

救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署及び出張所等に仮救護所を設置するとともに、多数の傷病者が発生した現場に現場救護所を設置し、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資機材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。

また、必要に応じて市・医療救護班の出場や市を通じ医師の派遣を要請し、応急処置、トリアージ等を連携して行う。

(4) 傷病者の搬送

所定の基準及び医師、救急救命士等のトリアージにもとづき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、受入れ可能な医療機関へ迅速に搬送する。

なお、搬送車両の不足等、状況に応じて市、都との連携を行う。

(5) 協力体制

五日市警察署、福生警察署、自衛隊、消防団、災害時支援ボランティア、自主防災組織等と協力し、救助・救急の万全を期する。

2 五日市警察署、福生警察署の活動

(1) 救出・救助活動

救出・救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動をする被災場所を優先的に行う。

(2) 負傷者の引き継ぎ

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第7章 医療救護・保健等対策【応急対策】

第2節 医療救護等対策

救出した負傷者は、医療救護所又は医療機関に引き継ぐ。

(3) 重機类等装備資機材等の活用

救出・救助に当たっては、重機类等装備資機材等を有効に活用する。

(4) 重機类等装備資機材等の活用

秋川消防署、自衛隊、自主防災組織等と協力し、救出・救助の万全を期する。

3 あきる野市消防団の活動

(1) 災害の発生初期活動

災害の発生初期活動において、消防団員は自主防災組織及び付近の市民と協力して救助・救出活動を行う。

(2) 派遣要請

救出に困難が予想される場合又は負傷程度が大きい場合は、直ちに団本部に連絡し、消防署の特別救助隊、救急隊等の出動要請、又は医療救護班の派遣を要請するなどの措置をとる。

(3) 消防隊及び医療救護班が出動した場合の活動

消防署の救助隊及び市の医療救護班が出動した場合は、消防署隊現場責任者の指示により、担架による救出搬送、応急手当、付近の交通整理等にあたる。

4 自主防災組織の活動

第2部第2章【応急対策】第2節「地域による応急対策の実施」を準用する。

第2節 医療救護等対策

震災時には、家屋やブロック塀の倒壊、家具類の転倒、窓ガラスの落下、火災、パニック等により多数の負傷者が発生することが予想される。

本節では、医療情報の収集伝達、初動医療体制、負傷者等の搬送体制等の施策について定める。

I 情報連絡体制の確保

(1) 市の情報連絡体制

ア 市は、市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う市災害医療コーディネーターを設置する。

イ 市は、市災害医療コーディネーターが市内の被災状況や医療機関の活動状況について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。

(2) 東京都の情報連絡体制等

ア 都は、東京都地域災害医療コーディネーターが、二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。

イ 都は、二次保健医療圏を単位として地域災害医療連絡会議を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターを中心として、圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携など、地域の特性に応じた具体的な方策を検討する。

〈災害医療コーディネーター〉

名称	説明
東京都災害医療コーディネーター	都全体の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定するコーディネーター
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定するコーディネーター
市災害医療コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、市が指定するコーディネーター

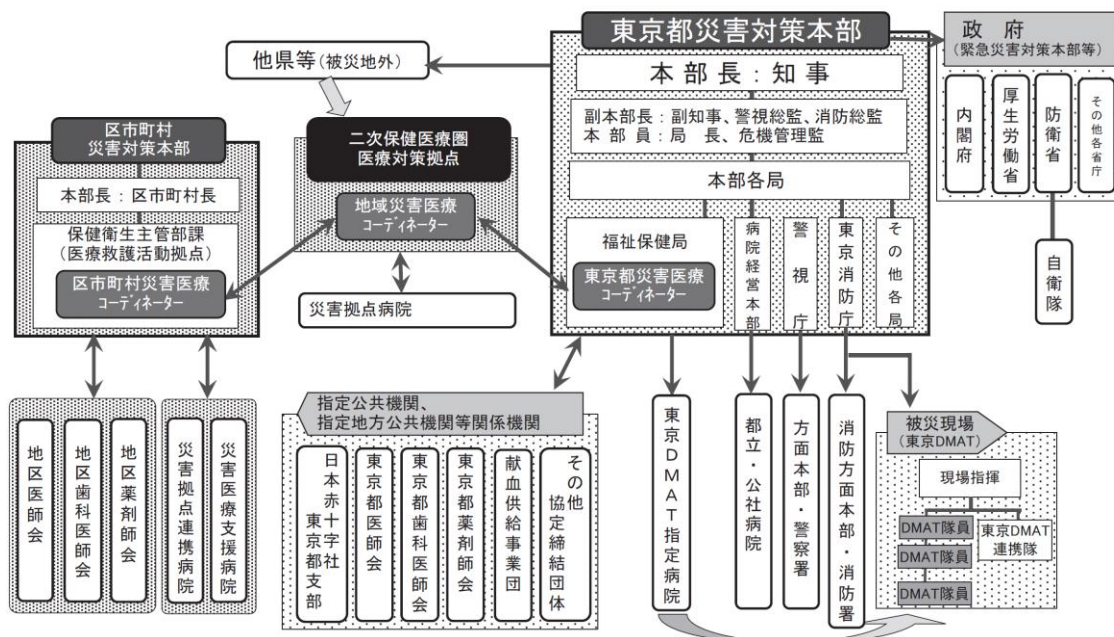
〈東京都医療対策拠点等〉

名称	説明
二次保健医療圏医療対策拠点	都が、二次保健医療圏ごとに設置する地域災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、東京都地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所
地域災害医療連携会議	都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を東京都地域災害医療コーディネーターが招集し、情報共有や災害医療に対する方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

〈発災害直後の連携体制のイメージ〉

※東京都福祉保健局災害時医療救護活動ガイドラインより抜粋



2 医療救護活動の確保

(1) 医療救護班等の確保

市は、医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等の編成など、医療救護活動体制について、市医師会、秋川歯科医師会及び西多摩薬剤師会あきる野支部あきる野薬剤師会等と連携して対応するとともに、平時から連絡体制を構築する。

(2) 医療救護所等の確保

市は、あらかじめ緊急医療救護所、避難所医療救護所及び医療救護活動拠点の設置場所の確保に努める。

ア 緊急医療救護所の設置

市は、災害拠点病院等と連携し、緊急医療救護所の設置場所を選定する。なお、市の緊急医療救護所は公立阿伎留医療センターの敷地内となる。

イ 避難所医療救護所の設置

市は、災害が発生した場合に備え、あらかじめ避難所医療救護所を選定し、設置する。

ウ 医療救護活動拠点の設置

市は、市災害医療コーディネーターを中心に医療救護所や在宅療養者の医療支援（巡回診療及び感染症対策等）に関する調整及び情報交換を行うなど医療救護活動についての方針を策定するため医療救護活動拠点を設置する。

<医療救護所等>

名称	説明
緊急医療救護所	市が、発災後速やかに、災害拠点病院等の近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に設置する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
避難所 医療救護所	市が、おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所（病院がない地域等は、おおむね超急性期までに設置）
医療救護活動 拠点	市が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所

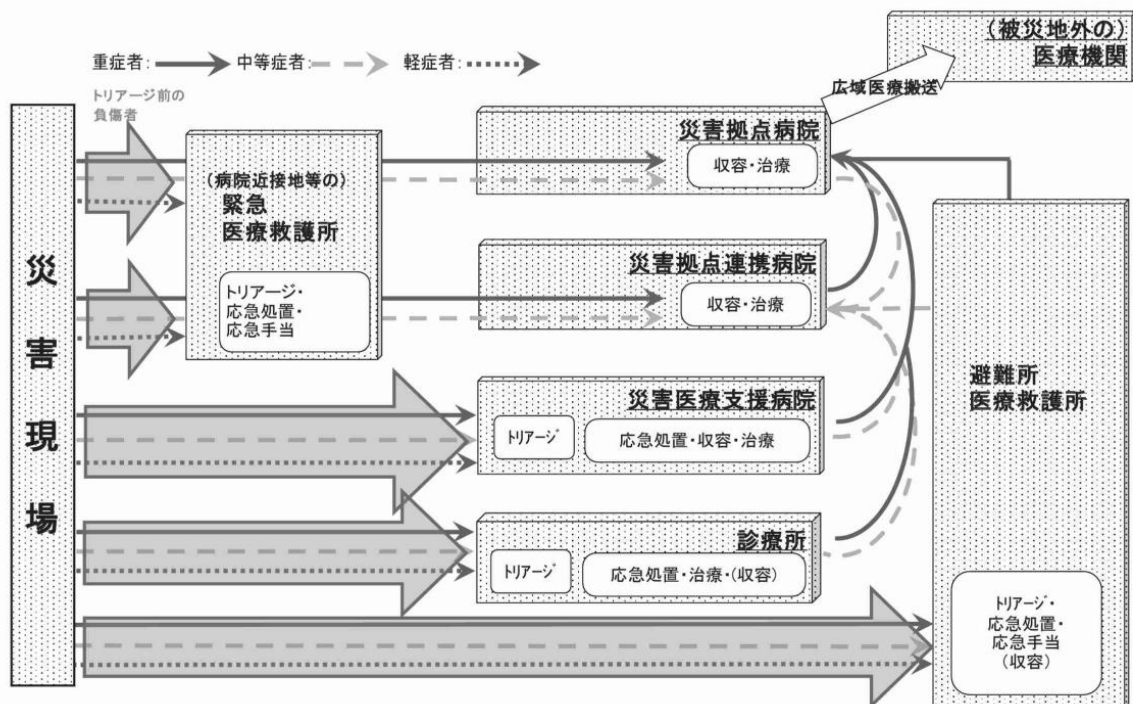
<西多摩地域災害拠点病院>

二次保健 医療圏	施設名	所在地	電話番号	病床数 (施設)	三次 救急	ヘリ 離着陸	防災 無線
西多摩	青梅市立 総合病院	青梅市東青梅 4-16-5	0428-22-3191	529	○	○	○
	公立阿伎留 医療センター	あきる野市 引田 78-1	042-558-0321	305			○
	公立福生病院	福生市加美平 1-6-1	042-551-1111	316			○

3 初動医療体制

(1) 業務手順

<災害時医療救護の流れ> ※東京都地域防災計画より抜粋



第7章 医療救護・保健等対策【応急対策】

第2節 医療救護等対策

(2) 市の役割

- ア 市は、市災害医療コーディネーターの助言を受け、緊急医療救護所及び避難所医療救護所の設置、医薬品の調達など市内の医療救護活動を統括・調整する。
- イ 市は、市医師会、秋川歯科医師会及び西多摩薬剤師会あきる野支部あきる野薬剤師会に対し、医療救護活動の実施を要請する。
- ウ 市は、医療チームや医療資源などが不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援要請する。

(3) 市医師会の活動

市医師会は、災害時に市から要請を受けた場合及び医療救護の必要があると認めた場合、医療救護班を編成し、東京都が策定した「災害時医療救護活動ガイドライン」に基づく医療救護活動を実施する。

(4) 秋川歯科医師会の活動

秋川歯科医師会は、災害時に市から要請を受けた場合は歯科医療救護班を編成し、東京都が策定した「災害時歯科医療救護活動マニュアル」に基づく医療救護活動を実施する。

(5) 西多摩薬剤師会あきる野支部あきる野薬剤師会の活動

西多摩薬剤師会あきる野支部あきる野薬剤師会は、災害時に市から要請を受けた場合は薬剤師班を編成し、東京都が策定した「災害時薬剤師班活動マニュアル」に基づく医療救護活動を実施する。

(6) 日本赤十字社東京都支部の活動

医療救護班の出動は、都の要請によることを原則とし、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、医療救護、助産活動等を行う。

<医療救護班等の活動内容>

名称	説明
医療救護班	○ 傷病者に対する応急処置 ○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療 ○ 助産救護 ○ 死亡の確認 ○ 以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力
歯科医療救護班	○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ○ 検視、検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師班	○ 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○ 医療救護所及び医薬品の集積所等における医薬品の仕分け、管理 ○ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ○ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力

(7) 秋川消防署の支援

市から医療救護所の救護活動に関する要請があった場合には、可能な範囲で救急隊を派遣し支援する。支援内容は、次のとおりとする。

- ア 傷病者の収容先医療機関の選定
- イ 災害拠点病院等の医療機関への搬送
- ウ 傷病者の応急処置

4 医薬品・医療資機材の確保

(1) 市

市では、災害時の医療救護班用として、医薬品等を備蓄するよう努める。また、不足が生じた場合は、独自で調達するとともに、都に協力要請を行う。災害薬事センターを設置し、医療機関等への医薬品等の供給拠点としての機能を果たす。

(2) 都

市から備蓄の不足等により要請を受けたときは、市に代わって医薬品・医療資機材を調達する。

(3) 日本赤十字社東京都支部

災害発生後、速やかに東京都赤十字血液センター及び事業所等の被災状況を調査し、その機能の復旧を図るとともに、東京都赤十字血液センターを中心に血液製剤確保体制をとる。

(4) 市医師会

市医師会が派遣する医療救護班は、原則として自己が携行した医薬品等を使用するものとし、この場合の費用については後日市に請求するものとする。

5 負傷者等の搬送体制

(1) 負傷者の搬送

医療救護所の責任者は、負傷者等のうち災害拠点病院等の医療機関に収容する必要がある者が発生した場合は、都福祉保健局長又は市長（本部長）に搬送を要請する。

搬送は、原則として被災現場から医療救護所までは市が対応し、医療救護所から災害拠点病院等の医療機関までは都及び市が対応する。

なお、搬送に当たっては、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受入体制を確認し搬送する。

負傷者等の災害拠点病院等の医療機関への搬送は、状況に応じて次により行う。

- ア 秋川消防署に搬送を要請する。
- イ 医療救護班が使用した自動車で搬送する。
- ウ ヘリコプター等による搬送を行う。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

(2) 医療スタッフの搬送

医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として市が派遣する医療救護班等については市が対応し、都が派遣する医療救護班等については都が対応する。

(3) 医薬品等の搬送

医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材の搬送は、原則として市が設置する医療救護所等で用いるものについては市が対応する。なお、市の備蓄等で対応できない場合は、都へ要請を行い、都が供給する場合については、都が搬送する。

6 山間部における医療救護活動

(1) 医療スタッフの派遣等

- ア 山間部においては、地震等により、道路の寸断や通信線の断線が発生し、孤立地区が生じる可能性がある。
- イ 孤立地区における負傷者への応急医療救護活動は、まずその地区内で行うが、地区内に医療施設がないなど十分な治療ができない状況も想定される。
- ウ 都は、市からの要請に応じ都立病院、東京都医師会、日本赤十字社東京都支部、災害拠点病院と調整し、医療スタッフ等を派遣する。また、都は災害の状況に応じて東京DMA Tの出場調整を行う。

(2) ヘリコプターの活用による搬送

震災による土砂崩れや橋梁被害により道路が寸断され孤立した地区からの傷病者の搬送については、ヘリコプターを活用する。

- ア 孤立地区においては、ヘリコプターの離着陸場スペースが確保できないことが想定される。このため、市や東京消防庁は、ヘリコプターのホイストが行える地点を事前に選定しておく。
- イ 都は、市から孤立地区内傷病者の搬送要請があった場合には、警視庁、東京消防庁、自衛隊などのヘリコプターを活用し、速やかに医療機関へ搬送する。都は、孤立地区へ、物資輸送等においても、市からの要請があった場合又は切迫性が高い場合には、ヘリコプターの活用を図る。

7 透析患者等への対応

(1) 透析患者への対応

断水時における透析施設への水の優先的供給、近縣市等への患者の搬送や医師会等関係機関との連携により透析可能な施設の情報提供を行うなどの体制を確立する。

- ア 都、医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災状況、透析医療の可否について情報を収集する。
- イ 透析医療機関及び患者からの問合せに対し、情報を提供する。
- ウ 透析医療機関からの要請に応じ、水の供給あるいは電気、燃料などの供給あるいは復旧について関係機関と調整する。

(2) 在宅難病患者への対応

平常時から保健所を通じて在宅難病患者の把握を行うとともに、市、医療機関及び近県市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護の体制整備に努める。

また、市は、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。

(3) 在宅人工呼吸器使用者への対応

「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

第3節 保健衛生

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショック等は、心身の健康に様々な影響を及ぼす。心身の健康障害の発生防止等を防ぐための対策が必要である。

本節では、保健師等による保健活動、メンタルヘルスケアに関する主要な施策について定める。

I 保健活動

(1) 保健活動

市救援救護部（医療・保健活動班）は、西多摩保健所と協力し、巡回健康相談等を行うため、保健師・栄養士その他必要な職種を避難所等に派遣する。

(2) 医療・保健活動班の内容

市救援救護部（医療・保健活動班）は、次の保健活動を行う。

- ア 避難所における健康・栄養相談、衛生管理及び生活環境整備
- イ 地域における巡回健康・栄養相談、健康調査
- ウ 感染症予防対策
- エ その他必要な保健活動

2 メンタルヘルスケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。被災住民に対するメンタルヘルスケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

このため、市は、西多摩保健所と協力し、精神疾患患者及び心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に据えたメンタルヘルスケア対策を行う体制の整備を図る。

第1部	第1編	震災編	第1部	第2部	第3部	第4部
第2部	第3部	第4部	第1部	第2部	第3部	
第3部	第4部	第5部	第6部	第7部	第8部	第9部
第10部	第11部	第12部	第13部	第14部	第15部	第16部
第17部	第18部	第19部	第20部	第21部	第22部	第23部
第24部	第25部	第26部	第27部	第28部	第29部	第30部
第31部	第32部	第33部	第34部	第35部	第36部	第37部
第38部	第39部	第40部	第41部	第42部	第43部	第44部
第45部	第46部	第47部	第48部	第49部	第50部	第51部
第52部	第53部	第54部	第55部	第56部	第57部	第58部
第59部	第60部	第61部	第62部	第63部	第64部	第65部
第66部	第67部	第68部	第69部	第70部	第71部	第72部
第73部	第74部	第75部	第76部	第77部	第78部	第79部
第80部	第81部	第82部	第83部	第84部	第85部	第86部
第87部	第88部	第89部	第90部	第91部	第92部	第93部
第94部	第95部	第96部	第97部	第98部	第99部	第100部
資料編						

第7章 医療救護・保健等対策【応急対策】

第4節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

第4節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

災害に際し、行方不明者や死亡者が発生したときは、その搜索、收容、検視・検案、火葬等の各段階において、市、警察署及び関係機関相互の連絡を密にして遅滞なく処理し、人心の安定を図ることが必要である。そのため、市は、行方不明者の搜索や遺体の取扱い等を行う。この際、死者への尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取扱う。

本活動に関する責任調整機関は、市民課(第2調査班)である。

《時系列活動目標のイメージ》

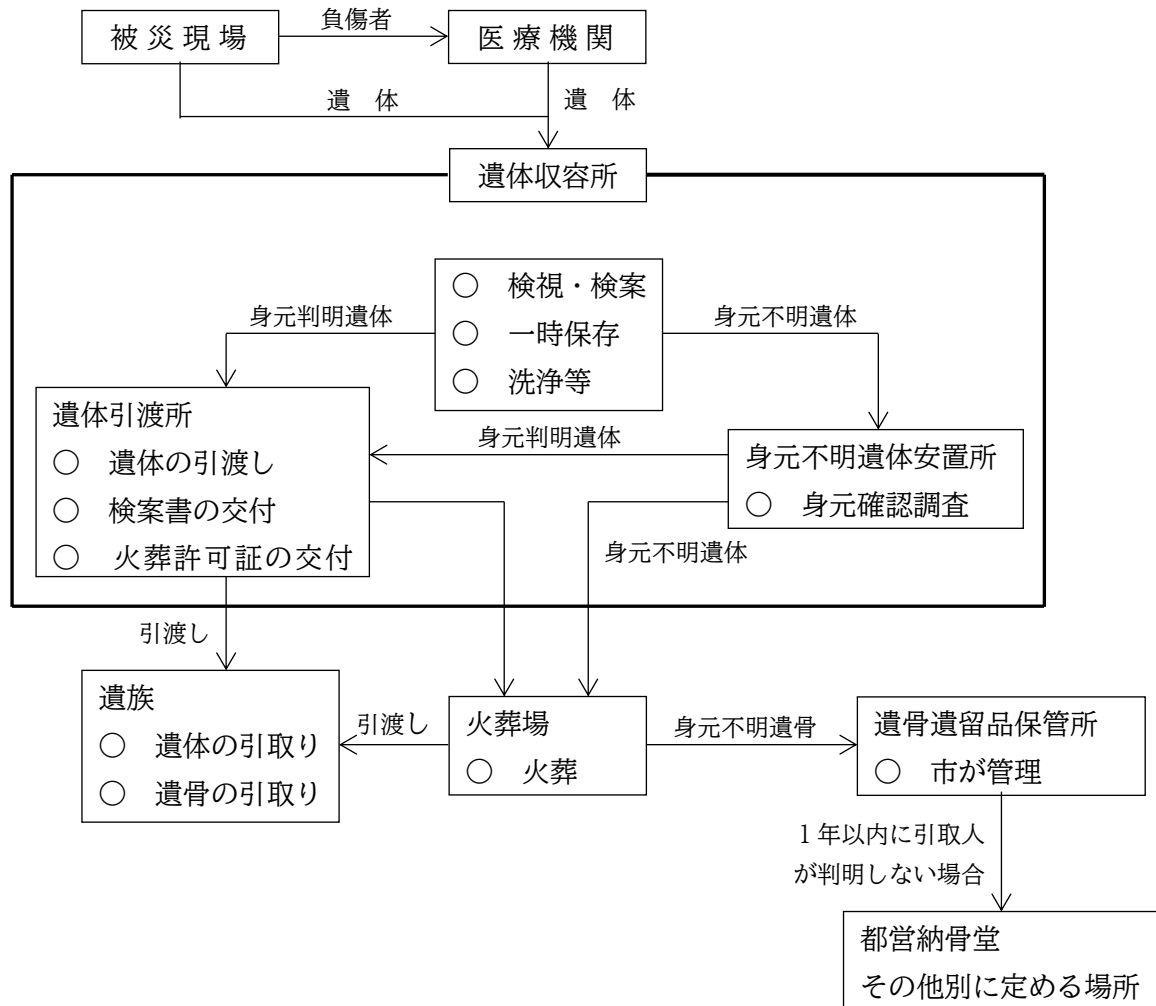
活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
遺体搜索、收容及び検視・検案	遺体搜索、收容需要把握、体制確立、災害規模確認、救助・救出実施	要救護者收容 遺体搜索・收容 遺体安置所確保	遺体搜索、收容継続、検視・検案 身元確認、身内照会		
火葬		火葬需要把握	火葬体制確立 火葬実施		

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1 日	2～3 日	4～7 日	8 日～
市民課 (第 2 調査班)	遺体搜索、 収容需要把握、 体制確立	遺体搜索、収容、 火葬手配、実施	遺体搜索、収容、火葬手配実施、 必要に応じ、他市町村、業者等の協力を得て、 現地活動調整		
地域防災課 (本部班)	遺体搜索、 収容状況把握	遺体搜索、 収容活動調整	他市町村等外部から支援を得る場合、 現地活動調整		
あきる野市 消防団	遺体搜索、 収容体制確立、 活動着手	遺体搜索、 収容実施	他市町村等外部から支援を得る場合、 現地活動調整		
市医師会、 五日市 ・福生警察署	検視・検案体制 確立	検視・検案活動実施、現地活動調整			

遺体の搜索、収容及び検視・検案並びに火葬等については、次の流れにより市及び都が協力して行う。

〈遺体取扱いの流れ〉



第1部

第1編 震災編

第2部

第3部

第4部

第1部

第2編 風水害編

第2部

第3部

第3編 雪害編

第4部

第4編 火山編

第5部

第5編 その他編

資料編

I 遺体の搜索

行方不明者のうち、周囲の事情から既に死亡していると推定される者の遺体の搜索は、次のとおりとする。

(1) 機関別活動内容

ア 市

都各部局、警察、関係機関及びその他関係機関の協力を得て、作業員の雇上げ、車両、機械器具等の借上げを行い、遺体の搜索を実施する。

イ 五日市警察署、福生警察署

市が実施する遺体の搜索に協力する。

また、各警察署において、行方不明の届け出受理の適性を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。

なお、身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し、身元の確認に努める。

(2) 搜索の期間等

ア 搜索の期間

災害発生の日から10日以内とする。

イ 期間の延長（特別基準）

災害発生の日から11日以上経過しても、なお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして都知事に申請する。

（ア）延長の期間

（イ）期間の延長を要する地域

（ウ）期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。）

（エ）その他（延長することによって搜索されるべき遺体数等）

(3) 必要帳票等の整備

市は、遺体の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

ア 救助実施記録日計票

イ 搜索用機械器具燃料受払簿

ウ 死体の搜索状況記録簿

エ 死体の搜索用関係支出証拠書類

2 遺体の搬送（遺体収容所まで）

市は、遺体収容所の管理者に連絡の上、作業員の雇上げ又は警察署等関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。

3 遺体の収容等

（1）遺体の収容

市は、死亡者の発生が予測される規模の震災が発生した際には、災害発生後速やかに遺体収容所の開設準備を行い、遺体発生時には適切に収容するとともに、開設状況について、都及び警察署に報告する。また、遺体収容所の開設・運営等に関して、市の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。

（2）遺体収容所

遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続き、遺体の引渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理することとする。

（3）遺体の一時保存

災害時の遺体は、その顔貌の形状をとどめていない場合が多く、識別を正確に行うため、遺体の一時保存を行う。

（4）遺体の洗浄等

泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは人道上好ましくないのみならず、いたずらに腐敗を早め伝染病発生の原因ともなりかねない。また、遺体の識別を容易にするためにも洗浄等の処置が必要となる。

このため市は、都福祉保健局と協議の上、必要に応じて作業員を雇上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置を実施する。

（5）遺体処置の期間

遺体処置の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

（6）期間の延長（特別基準）

11日以降も、遺体の処置を必要とする場合は、期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして都知事に申請する。

- ア 延長の期間
- イ 期間の延長を要する地域
- ウ 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。）
- エ その他（延長することによって取扱いを要する遺体数等）

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

(7) 必要帳票等の整備

市は、下記の帳票等を作成、整備する。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 死体処理台帳
- ウ 死体処理費支出関係証拠書類

4 検視・検案等

遺体は、人身の安定・遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族に引き渡す必要がある。そのため、迅速な検視・検案体制の確立が必要である。

(1) 検視・検案に関する機関別活動内容

ア 市

市長（本部長）は、関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに遺体収容所を開設して運営に当たり、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。なお、遺体収容所の開設状況について、都及び警察署に報告する。

遺体収容所の開設・運営等に関して、市の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。

イ 都福祉保健局

知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成して遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。

都福祉保健局長は、市長（本部長）の要請に基づき、迅速かつ的確に検視・検案が行えるよう、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講ずる。

ウ 五日市警察署、福生警察署

警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。

検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。

エ 市医師会

市医師会の医療救護班等は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。

オ 日本赤十字社東京都支部

日本赤十字社東京都支部の医療救護班等は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。

カ 公立阿伎留医療センター

公立阿伎留医療センターの医療救護班は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。

(2) 遺体の身元確認

ア 市

市は、遺体の身元を確認し、死体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

イ 五日市警察署、福生警察署

警察署は、行方不明者の搜索の相談に当たるとともに、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

【復旧対策】

第1節 防疫体制の確立

震災時には、水道等のライフラインの寸断やトイレの不足、避難生活の長期化等により衛生環境が悪化し、各種感染症が発生するおそれがある。

このため、家屋内外の消毒を実施するとともに、感染症の発生・まん延を防止するために、各種の検査、予防措置及び応急的救助を行うことが必要となる。

本節では、防疫活動、防疫用資機材の備蓄・調達について必要な事項を定める。

1 防疫活動

災害時における感染症患者の発生予防、早期発見及び家屋内外の消毒等の実施のため、環境班が防疫活動、医療・保健活動班が保健活動を実施する。また、西多摩保健所は食品衛生指導班、環境衛生指導班を編成し、相互に緊密な連携をとりながら防疫活動等を実施する。

(1) 市の役割

ア 市長（本部長）は、災害の種類、程度に即応した防疫活動等として、安全に飲める飲料水の確保、飲料水の消毒や避難所及び患者発生時の消毒、感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施、ねずみ族、昆虫等（※）駆除等を行うものとする。

※ ねずみ族、昆虫等：感染症を媒介とする、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等

イ 市長（本部長）は、災害により防疫活動等を必要とする場合、次の業務内容に従い、迅速かつ正確に行うものとする。

班名	業務内容
環境班 (防疫活動に関すること)	○ 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 ○ 避難所の消毒の実施及び指導 ○ 感染症予防の広報 ○ 患者発生時の消毒（指導） ○ 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理
医療・保健活動班 (保健活動に関すること)	○ 健康調査及び健康相談の実施 ○ 広報及び健康指導

ウ 市長（本部長）は、被災戸数及び防疫活動等の実施について、都福祉保健局長に対し、迅速に連絡するものとする。エ 市長（本部長）は、防疫活動等の実施に当たって、市の対応能力では十分でないと認める場合は、都福祉保健局長又はあきる野市医師会長、西多摩薬剤師会あきる野支部あきる野薬剤師会等に協力を要請するものとする。

オ 市長（本部長）は、都が実施する防疫活動について、十分協力しなければならない。

(2) 都の役割

- ア 西多摩保健所長は、市長（本部長）の防疫に関する協力要請があった場合、その他必要と認める場合は、保健所災害対策本部組織の一部を動員して協力し、又は他区市町村との調整を図るものとする。
- イ 防疫活動を実施するに当たって必要と認める場合は、都医師会又は地区医師会、都薬剤師会等に協力を要請する。
- ウ 西多摩保健所長は状況に応じて、食品衛生指導班、環境衛生指導班を編成して、出動させるものとする。業務の内容は次のとおりとする。

班名	実施担当	業務内容
食品衛生指導班	西多摩保健所	○ 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ○ 食品集積所の衛生確保 ○ 避難所の食品衛生指導 ○ その他食品に起因する危害発生の防止 ○ 食中毒発生時の対応 ○ 避難所における食品取扱管理者の設置促進等食品衛生管理体制の確立 ○ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 ○ 手洗いの励行 ○ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 ○ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 ○ 情報提供 ○ 殺菌、消毒剤の調整
環境衛生指導班	西多摩保健所	○ 飲料水の塩素による消毒の確認 ○ 市民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 ○ 市民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 ○ 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 ○ 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 ○ 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導

- エ 市が行う防疫活動を支援するとともに、必要に応じて、他県市の防疫班の出動を要請し、その連絡調整を行う。
- オ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

(3) 防疫業務の実施基準

ア 消毒の実施及び指導

環境班は、西多摩保健所の環境衛生指導班等の協力を得て患者発生時の消毒（指導）・避難所の消毒の実施及び指導を行う。

イ 避難所の防疫措置

(ア) 市長（本部長）は、避難所開設後、トイレやゴミ置場などの清掃や消毒を避難所運営者や避難者の協力を得て実施し、避難所の衛生管理に努める。以後適宜清掃や消毒を実施する。

(イ) 環境班は、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症予防のための広報及び健康相談を行う。

ウ 健康調査及び健康相談等

(ア) 医療・保健活動班は、環境班と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握し、感染拡大防止等を行う。

(イ) 医療・保健活動班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、西多摩保健所の食品衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。

(4) 消毒とその確認

ア 市長（本部長）は、被災家屋、下水及びその他要消毒場所の消毒を行い、又は消毒薬を配布して指導する。

イ 西多摩保健所長は、環境衛生指導班を避難所等に巡回させ、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか確認を行う。それ以後は、市民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が市民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

(5) 感染症予防のための広報及び健康指導

市長（本部長）は、以下の広報を行う。

ア 食品の保管方法、炊き出しの仕方について

イ 水洗トイレの使用マニュアル（消毒方法等）の周知徹底及び仮設トイレの消毒について

ウ 室内清掃、布団干し、ねずみ族、昆虫等の駆除について

エ 断水時の手洗い、うがいの方法について

オ 貯水槽やプール水の安全な活用について

2 防疫用資機材の備蓄・調達

(1) 市

- ア 防疫用資機材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておくものとする。
- イ 避難所の衛生環境を確保するためのマニュアルを作成しておくものとする。

(2) 都

- ア 市が実施する初期防疫活動において防疫用資機材が不足したときは、都福祉保健局において調達する。
- イ 都福祉保健局は、薬品等が不足した場合に備え、民間薬品会社からの受入・調達計画及び他縣市等からの受入・調達計画を策定する。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第2節 火葬等

Ⅰ 火葬

火葬は、災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害時の混乱のため、資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合に、応急的に実施する。

（１）火葬の要件

- ア 対象となる者は、災害時に死亡した者であること。災害時に死亡した者であれば、直接災害により死亡したものに限らない。
- イ 災害のため、通常の火葬を行うことが困難であること。

（２）火葬の方法

市は、「災害死体送付票」を作成の上、遺体を指定された火葬場に送付する。火葬に付した後、遺骨等を遺族に引き渡す。

遺骨及び遺留品に「遺骨及び遺留品処理票」を付し、保管所に一時保管する。

家族その他から遺骨及び遺留品引取りの希望があったときは、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上、引き渡す。

（３）火葬の期間

火葬は、災害発生の日から１０日以内に完了する。

（４）期間の延長（特別基準）

災害発生の日から１１日以降も火葬を必要とする場合は、火葬の期間内（１０日以内）に次の事項を明らかにして都知事に申請する。

- ア 延長の期間
- イ 期間の延長を要する地域
- ウ 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。）
- エ その他（延長を要する地域ごとの火葬を要する遺体数等）

（５）身元不明遺体の遺骨の取扱い

ア 市

市は、身元不明遺体の遺骨を、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、１年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

イ 五日市警察署、福生警察署

警察署は、市と協力して、身元不明遺体の遺骨の引取人を調査する。

(6) 必要帳票等の整備

市は、下記の書類・帳簿等を整理し、保存する。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 埋葬台帳
- ウ 埋葬費支出関係証拠書類

(7) 広域火葬

市は、都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、広域火葬体制の円滑な実施に努める。

- ア 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、その火葬場で火葬を行うことが困難と判断した場合には、都に広域火葬の応援・協力を要請する。
- イ 市民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。
- ウ 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。
- エ 遺体の搬送に必要な車両を確保する。
- オ 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。また、遺体収容所から受入火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。
- カ 広域火葬終了後、火葬数等の実績について都へ報告する。

2 死亡者に関する広報

市は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、市民等への情報提供を行う体制の条件整備に努めるものとする。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第8章 帰宅困難者対策

【予防対策】

第1節 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

都及び市は東京都帰宅困難者対策条例で規定した内容を実施するため、条例の内容を市民及び事業者等に周知する。（従業員の一斉帰宅抑制、3日分の水・食料等の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保など）。

Ⅰ 対策内容と役割分担

首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」「共助」「公助」による総合的な対応が不可欠である。帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制などの条例に基づく取組の内容を周知徹底する必要がある。

都及び市は、市民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例の内容について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。

機関名	内容
都総務局	○ 「東京都帰宅困難者対策実施計画」に基づく取組の推進 ○ 東京都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発 ○ 都は、国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置 ○ 各駅、地域間の連携・情報共有に資するため、広域的な立場から、都内区市町村、駅前滞留者対策協議会等が参加する東京都帰宅困難者対策フォーラムを開催 ○ 駅前に多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱防止や安全確保に努めるため地元自治体と合同で帰宅困難者対策訓練を実施
都教育庁、都生活文化スポーツ局、市教育委員会、学校等	○ 児童・生徒等の安全確保のための体制整備
都都市整備局	○ 都市開発の機会を捉え、従業員用の防災品備蓄倉庫等の整備を促進
五日市警察署及び福生警察署	○ 警察署は、計画の策定、広報及び誘導要領等に関し、駅前滞留者対策協議会等に対して必要な助言 ○ 駅前滞留者対策協議会等と連携した訓練の実施 ○ 地域版パートナーシップを活用した広報・啓発活動の推進
東京消防庁、	○ 消防署は、駅前滞留者対策協議会等に対して指導・助言を行う。

機関名	内容
秋川消防署	○ 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導
市	○ 東京都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への周知徹底 ○ 駅前滞留者対策協議会、又は帰宅困難者対策協議会の設置 ○ 駅周辺の滞留者の一時滞在場所となる誘導先を確保
事業者	○ 企業等における従業員等の一斉帰宅の抑制のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 ○ 外部の帰宅困難者を受け入れるため10%程度余分の備蓄を検討 ○ 企業等における施設内待機計画の策定と従業員等への周知
東京商工会議所、 東京経営者協会、 東京青年会議所	○ 団体及び会員企業向け啓発や対策の実施 ○ 団体における連携協力体制の整備
集客施設及び駅の 事業者	○ 集客施設及び駅における利用者保護のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 ○ 集客施設及び駅における利用者保護計画の策定と従業員等への理解の促進
市民	○ 外出時の発災に備えた必要な準備

※帰宅困難者

東京都帰宅困難者対策条例第1条によると、事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。

〈東京都帰宅困難者対策条例の概要〉

- 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- 企業等従業員の3日分の備蓄(飲料水、食料等)の努力義務化
- 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- 一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- 帰宅支援(災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等)

2 駅前滞留者対策のマニュアル策定

本市の鉄道利用状況や利用者数から、都内ターミナル駅のような滞留発生は見込めないため、駅前滞留者及び帰宅困難者発生の際の施設開放や誘導をはじめ情報提供手段などを定めた、対応マニュアルを策定し、駅を使用する主要事業者や駅周辺事業者などにも協力を得て対応する。

(1) マニュアル策定に当たっての、基本的な行動ルールは以下のとおりである。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

- 組織は組織で対応する(自助)。
- 地域内の事業者、施設、学校等は、自らの所属する組織単位ごとに、従業員、来所者、学生等に対する取組を行う。
- 地域が連携して対応する(共助)。
- 駅前滞留者対策協議会が中心となり、地域の事業者等が連携し取組を行う。
- 公的機関は地域をサポートする(公助)。
- 地元区市町村が中心となって、都、国と連携・協力して、地域の対応を支援する。

- (2) 市は、平時より図上訓練や情報連絡訓練などで検証し、マニュアルの行動ルールに反映させる。
- (3) 駅を使用する主要事業者は、平時より市が行う一時滞在施設の確保に協力する。

3 集客施設及び駅等の利用者保護

(1) 集客施設の利用者保護

- ア 事業者は、事業所防災計画等において、利用者の保護に係る計画をあらかじめ定めておく。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても、可能な範囲で計画に明記する。
- イ 事業者は、冊子等（電子媒体）により、利用者保護に係る計画を従業員等に周知し、理解の促進を図る。また、事業者は、同計画を必要な箇所に配備するなどして、発災直後から利用できるような体制の整備に努める。
- ウ 事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。
- (ア) 要配慮者、通学の小・中学生及び高校生への対応
- 事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資を検討してあらかじめ備えておくこととする。例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等を備えておく。また、可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮する。
- (イ) 外国人への対応
- 誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応や、外国人でも分かりやすいピクトグラム・「やさしい日本語」の活用を検討する。
- エ 事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修や設備類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努める。
- オ 事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストもあらかじめ計画しておく。
- カ 各事業者は、一時滞在施設の開設が遅れることも視野に入れ、施設の特性や実情に応じて、当該施設において利用者の保護に必要な水や毛布等を備えておくことが望ましい。

キ 各事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。

ク また、事業者は、訓練の結果を必ず検証し、計画等に反映させる。

ケ 訓練に当たっては、停電や通信手段の断絶など、発災時の様々な状況を想定した利用者への情報提供に関する訓練を行うことが望ましい。

(2) 駅等の利用者保護

ア 事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。

イ 事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修や設備類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努める。事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。

4 学校等における児童・生徒等の安全確保

(1) 市は、東京都帰宅困難者対策条例に規定する児童・生徒等の安全確保の趣旨を踏まえ、市立学校等において必要な措置を行う。

(2) 市立学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づくとともに、必要に応じ災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック等を参考にし、保護者等との連絡体制を平時より整備し、発災時には、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。

(3) 都立学校及び私立学校においては、所管組織で定める危機管理計画や児童・生徒等の安全管理マニュアルに即した必要な措置を行う。

5 市民における準備

外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をする。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第2節 帰宅困難者への情報通信体制整備

Ⅰ 情報通信体制に関する各機関、団体の役割

機関名	内容
都総務局	○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 ○ 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営
警視庁	○ 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資機材の整備
市	○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知
通信事業者	○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施

- 都及び市は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。
- 都のホームページにおいて帰宅困難者向けポータルサイト等を設置し、情報提供を行う。
- 通信事業者は、あらかじめ行政機関や報道機関と連携協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。
- また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用実験を実施する。

第3節 一時滞在施設の確保

1 対策の基本的な考え方

- (1) 待機場所に誘導された駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した帰宅困難者が一時的に滞在する施設を確保する。
- (2) 一時滞在施設は、公共施設や民間事業所を問わず幅広く確保する。
- (3) 一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、帰宅困難者の一時滞在に当たっては、要配慮者の受入れを優先する。

2 各機関、団体の役割

機関名	内容
市	○ 市の施設で受入れが可能な施設をあらかじめ帰宅困難者受入施設として指定する。 ○ 市内の大規模集客施設（ホール、学校など）の事業者との間で、一時滞在所の提供に関する協定を締結するよう努める。
都総務局	○ 都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知する。 ○ 国、区市町村、事業者に対して、一時滞在施設の確保について協力を求める。 ○ 東京都帰宅困難者対策実施計画に基づく対策を推進する。
都都市整備局	○ 都市開発の機を捉え、一時滞在施設の整備を促進する。
事業者団体	○ 加盟事業者に対して、一時滞在施設確保の協力を依頼
事業者、学校等	○ 事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくよう努める。 ○ 帰宅困難者の受入れにできる限り協力する。
一時滞在施設となる施設	○ 行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備

- 市は、所有・管理する施設を帰宅困難者受入施設として指定する。また、事業者等に帰宅困難者受入スペースの提供に関する協定を締結するよう求める。
- 事業者は、市の要請に応じて、管理する施設を帰宅困難者受入施設として提供することを検討し、受入可能な場合は、市と協定を締結する。
- 事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を帰宅困難者受入施設として提供することについて協力依頼を行う。
- 帰宅困難者受入施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表する。
- 民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、発災時は、地域における施設への誘導方法などと整合性を図ることにより開示する。

第8章 帰宅困難者対策【予防対策】

第3節 一時滞在施設の確保

(1) 帰宅困難者受入施設に関する普及啓発

市は、市民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努める。

ア 防災関係機関への周知

市は、帰宅困難者受入施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。

イ 民間一時滞在施設の確保に関する支援策

市は民間事情者が行う従業員等に対する帰宅困難者対策を支援するために、都の実施する補助制度等を民間事業者に周知する。

第4節 徒歩帰宅支援のための体制整備

- (1) 事業者は、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定めておく。
- ア 他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において計画に明記する。
- イ テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、企業等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。
- ウ 冊子等（電子媒体も含む。）により、施設内待機計画に係る計画を従業員等に周知する。
- (2) 発災後3日間は、救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するため、必要な水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレトペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。
- ア 備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮する。
- イ 企業等においては、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する。また、配布場所の軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法も検討する。
- ウ 備蓄量の目安は3日分となる。ただし、以下の点について留意する必要がある。
- (ア) 事業者は、震災の影響の長期化に備え、3日以上以上の備蓄についても検討していく。
- (イ) 事業者は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。
- (3) 備蓄の考え方は、下記の「一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について」のとおりとする。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

＜「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」における
一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について＞

1 対象となる企業等

国、都、区市町村等の官公庁も含む全ての事業者

2 対象となる従業員等

雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員

3 3日分の備蓄量の目安

水については、1人当たり1日3リットル、計9リットルとする。

主食については、1人当たり1日3食、計9食とする。

毛布については、1人当たり1枚とする。

その他の品目については、物資ごとに必要量を算定する。

4 備蓄品目の例示

（1）水：ペットボトル入り飲料水

（2）主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺

※ 水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。

（3）その他の物資（特に必要性が高いもの）

○ 毛布やそれに類する保温シート

○ 簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）

○ 敷物（ビニールシート等）

○ 携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池

○ 救急医療薬品類

（備考）

1 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。（例）非常用発電機、燃料、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図

2 企業等だけでなく、従業員自らも備蓄に努める。

（例）非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

（4）事業者は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。

災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。また、停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。

- (5) 事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。
- ア 外出する従業員等の所在確認を行う。
- 従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うことなどにより、発災時に企業等が従業員等の所在を把握できるような対応に努める。
- また、被災した場所から会社若しくは自宅の距離に応じて従業員等が取るべき対応を検討しておくことが望ましい。
- イ 安否確認手段安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。
- 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの
(例)災害用伝言ダイヤル171
- 固定及び携帯電話のパケット通信ネットワークを利用するもの
(例)災害用伝言板、web171、災害用音声お届けサービス、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、IP電話、専用線の確保 等
- 事業者は、従業員等に対し家族等との安否確認の訓練を行うように努める。
(例)毎月1日・15日は、災害用伝言板サービスの体験利用が可能であることを、社内報等を活用し従業員へ周知する。
- (6) 事業者は、以下のとおり帰宅ルールを設定を行う。
- ア 帰宅時間が集中しないための対応
- 日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。
- イ 帰宅状況の把握
- 従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。
- また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。
- (7) 事業者は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。
- 事業者は、年1回以上の訓練を定期的実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させる。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

【応急対策】

大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺や大規模集客施設など、乗降者数の多い都心部において混乱が想定される。事業者や学校などにおいては、従業員や児童・生徒・学生を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し、混乱を防止する必要がある。また、市の帰宅困難者について、国を中心とした広域的な応援調整が必要となる。

そのため、地震が発生した場合における帰宅困難者についての対策を示すとともに、行政機関だけではなく市民、事業者、学校など社会全体で連携し、取組を進めることにより、駅周辺をはじめとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅を実現する。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課(本部班)とし、帰宅困難者への広報については市長公室(広報班)とする。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～5日	8日～
帰宅困難者支援体制確立	帰宅困難者支援体制の状況確認	帰宅困難者対応状況、安否の確認			
駅周辺の混乱防止	駅周辺の混乱状況等把握	混乱解消、帰宅困難者移送措置			
一時滞在施設への受入れ		帰宅困難者一時受入対応	一時収容状況をHP等で広報		
事業所等による帰宅困難者支援		食料・飲料水等の供給手配	食料・飲料水等の供給		

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～5日	8日～
地域防災課(本部班)	駅周辺の混乱状況等把握	帰宅困難者対応状況、安否の確認	関係課、事業者との調整		
市長公室(広報班)	駅周辺の混乱状況を広報手段で広報	帰宅困難者対応状況等をHP等で広報	一時収容状況をHP等で広報		
市内事業者	防災機関・建設業者等の協力要請	食料・飲料水等の供給手配	食料・飲料水等の供給継続		
JR各駅、バス会社等周辺施設	駅周辺の混乱状況等把握	混乱解消、帰宅困難者移送措置	食料・飲料水等の供給		

第1節 駅周辺での混乱防止

I 対策の基本的な考え方

(1) 駅での情報提供

- ア 駅構内の乗降客や駅前の滞留者、列車の運行情報を得るために、駅に来る人などに対して、誘導場所までの情報を提供する。
- イ 構内放送を活用し、駅周辺に滞留する帰宅困難者に対して必要な情報を提供する。

(2) 誘導先の確保

- 必要に応じて、一時待機場所や適当な広さを有する屋外オープンスペースを確保し、駅周辺の滞留者を誘導し混乱を回避する。

(3) 帰宅困難者受入施設への収容

- ア 発災直後は、余震などによる二次災害のおそれがあり、代替交通手段も確保できない。
また、帰宅先が遠方の場合、震災による道路被害も想定されることから、徒歩での帰宅は困難となる。このため、帰宅可能になるまでの間、市があらかじめ指定している帰宅困難者受入施設等に収容する。
- イ 収容された滞留者は、できる範囲で受入施設への誘導や施設の運営に協力する。

(4) 帰宅情報の提供

- 受入施設では、帰宅可能地域や帰宅ルート等の情報を提供し、滞留者を安全に帰宅させる。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第8章 帰宅困難者対策【応急対策】
第2節 事業者等における帰宅困難者対策

2 各機関、団体の役割

機関名	内容
都総務局	○ 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置 ○ 帰宅困難者に対し、区市町村や報道機関等と連携して、一時滞在施設の開設状況等について情報提供
市	○ 駅周辺の滞留者の待機先を確保 ○ 滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等を受入施設へ誘導する。
五日市警察署 福生警察署	○ 駅周辺の混乱防止・犯罪防止対策市が行う滞留者の誘導や帰宅困難者の誘導を支援する。
秋川消防署	○ 市等に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援
事業者	○ 施設内に待機している利用者を保護し、情報提供 ○ 関係機関と連携し、一時滞在施設への誘導
通信事業者	○ 事業者及び帰宅困難者に対し、情報提供を行う。 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害伝言版（web171）等の利用を周知
報道機関	○ 行政機関や交通機関等からの情報について、市民・事業者に提供する。

第2節 事業者等における帰宅困難者対策

発災時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図ることが必要である。各機関は、次のような対応を行うものとする。

1 各機関、団体の役割

機関名	内容
市 国 都	○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築
都	○ 事業者に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう要請 ○ 事業者団体を通じて、事業者へ基本原則の周知徹底
東京商工会議所 東京経営者協会 東京青年会議所	○ 加盟事業者に対して、基本原則の周知徹底を要請
事業者	○ 従業員等を施設内に一定期間待機
学校等	○ 児童・生徒等を保護し、保護者へ連絡

【復旧対策】

第1節 帰宅支援

1 対策の基本的な考え方

帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、代替輸送手段の確保、徒歩帰宅者に対する沿道支援等を行う。

2 各機関、団体の役割

(1) 鉄道運行情報の提供

機関名	内容
市	○ 都等から鉄道事業者の情報を収集し、帰宅困難者に情報提供する。
都	○ 鉄道事業者からの情報を集約し、都のホームページにおける帰宅困難者対策ポータルサイト等を活用して、都民に提供する。
関東運輸局	○ 所管区域の総合的な交通情報の集約・提供を行う。
鉄道事業者	○ 折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都に提供する。
バス事業者	○ 運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。
報道機関	○ 行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者に提供する。

(2) 代替輸送手段の確保

機関名	内容
市	○ 都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。
都総務局 都建設局 都港湾局 都交通局 等	○ 国の緊急災害対策本部（緊急災害現地対策本部）で、内閣府作成の「帰宅困難者等搬送マニュアル（仮称）」に基づき、搬送オペレーションに係る総合調整を実施する。 ○ バス・船舶により代替輸送手段を確保する。
関東運輸局	○ 代替交通の認可を速やかに行う。
バス事業者	○ バス等による代替輸送手段を確保する。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第8章 帰宅困難者対策【復旧対策】

第1節 帰宅支援

(3) 徒歩帰宅者への支援

機関名	内容
都	○ 円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、市外関連情報や公共交通機関の運行情報等についてガイドライン等に則り報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて事業者や都民に提供する。 ○ 帰宅支援対象道路として指定した16路線を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて事業者や都民等に提供する。
市	○ 事業者と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅を支援する。
通信事業者	○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制を整備する。 ○ 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の普及啓発、防災訓練等における利用実験を実施する。
警 視 庁	○ 避難道路への警察官の配置、交通規制資機材を活用した誘導路の確保等を行う。 ○ 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。
日本赤十字社 東京都支部	○ 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行う。
郵 便 局	○ 郵便局（4局）に設置した災害時帰宅経路案内板により、道路被災状況等の掲出を行う。また、郵便局において、各種災害情報の提供を行う。
事業者 学校	○ 帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅を開始する。 ○ 災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。

第9章 避難者対策

【予防対策】

第1節 避難体制の整備（避難行動要支援者の支援対策を含む）

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、避難所、避難経路等の市民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、安全な避難方法について、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等を行い、都と連携を図り周知していく。

I 避難体制の整備

（1）発災時に備えた地域の実情の把握

市は、地域又は町内会・自治会単位に、防災活動の状況はそれぞれ異なる事を踏まえ、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

（2）避難指示等を行う余裕がない場合の対応の検討

市は、高齢者等避難、避難指示を行う余裕がない場合の市民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

（3）避難指示等の判断・伝達マニュアルの策定

市は、「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定する等、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。また、当該ガイドラインに記載されている避難情報、避難行動等について、日頃から市民等への周知徹底に努める。

（4）運用の準備

市は、避難住民の安全を保持し、災害時に事態の推移に即応した適切な措置をとるため、その内容及び方法等について、あらかじめの運用の準備をしておく。

内容はおおむね次のとおりである。

- ア 避難場所の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置する。
- イ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
- ウ 傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。
- エ 避難所等の衛生保全に努める。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	第3部
	第4部
第4編 火山編	第4部
	第5部
第5編 その他編	第5部
	その他編
資料編	資料編
	資料編

第9章 避難者対策【予防対策】

第1節 避難体制の整備（避難行動要支援者の支援対策を含む）

オ 避難期間に応じて、水、食糧及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。

カ 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。

（5）避難体制の整備の留意事項

ア 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等への避難を基本とする。

イ 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における市民等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

ウ 躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

エ 2以上の市町村にわたって所在する避難所又は2以上の市町村の被災住民が利用する避難所等の運用について、関係する市町村とあらかじめ協議して対処する。

オ 避難指示等が発令する際や、解除を行う際に、国又は都に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

カ 市は、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達できるように備える。

2 避難行動要支援者の支援対策

災害が発生した場合、市民は情報を迅速かつ的確に把握し、生命財産を自ら守るために安全な場所に避難する等、適切な防災行動をとる必要がある。

しかし、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者にとって適切な防災行動をとることは、必ずしも容易ではない。

平成25年6月に改正された災害対策基本法に基づき、災害が発生したときや発生するおそれがあるときの避難について特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

また、令和3年5月の改正においては、避難行動要支援者の個別避難計画の策定や計画に即した訓練の実施が市の努力義務となった。このことから、法に基づき作成した名簿に掲載する対象者に、避難時の計画作成等のため事前に市の関係部署や防災関係機関へ名簿情報を提供することについて同意を得た方のみを掲載した、同意者名簿を活用し、関係部署や機関等と連携し避難行動要支援者の避難支援体制構築を図る。

個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

市は、避難行動要支援者名簿の作成及び個別計画の策定等の活用に当たっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定）を参考にし、円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

（1）要配慮者・避難行動要支援者の定義

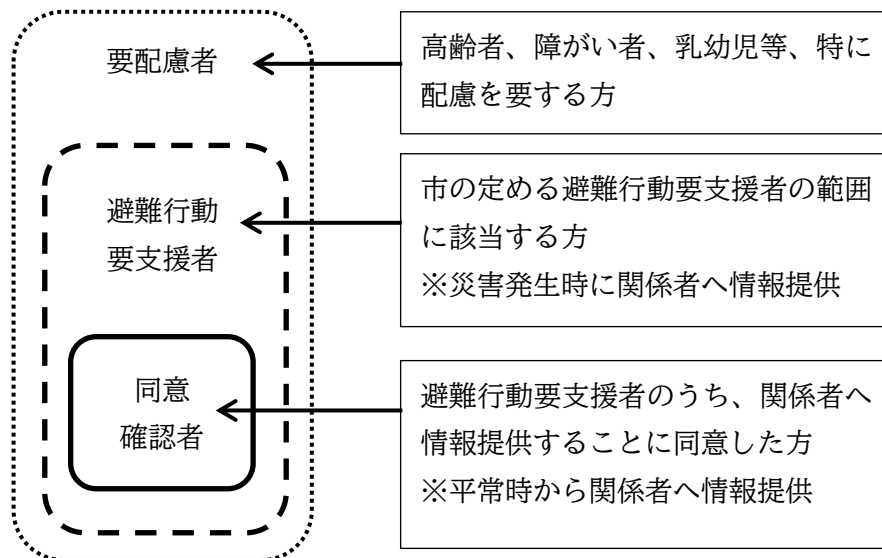
ア 要配慮者

発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などに配慮を要する者。高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定。

イ 避難行動要支援者

要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者。

〈イメージ図〉



（2）避難行動要支援者名簿

市は、本地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意又は市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。

ア 避難行動要支援者の範囲

- （ア）介護保険法に基づき要介護認定を受け、その該当する区分が要介護3から要介護5までのいずれかである者
- （イ）身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳の障害の程度が1級又は2級である者
- （ウ）東京都愛の手帳交付要綱の規定により交付を受けた愛の手帳の障害の程度が1度又は2度である者
- （エ）精神保健及び精神障害福祉法に関する法律の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳の障害の程度が1級又は2級である者

- (オ) 75歳以上で構成する世帯
- (カ) その他避難の支援が必要であると市長が認める者

イ 名簿作成の必要な個人情報及びその入手方法

(ア) 名簿作成の必要な個人情報

- a 氏名
- b ふりがな
- c 性別
- d 生年月日
- e 住所（居所）
- f 電話番号その他の連絡先
- g 対象要件（避難支援等を必要とする理由）
- h 緊急時の連絡先（氏名、ふりがな、続柄、住所、電話番号）
- i 避難支援等の実施に関し市長が認めた事項

(イ) 入手方法

- a 災害対策基本法に基づき、市の関係部署で保有する要介護高齢者や障がい者等の要配慮者の情報を集約するとともに、避難行動要支援者の要件を設定し名簿を作成する。
- b 緊急連絡先や地域の支援者等の情報は、名簿情報の外部提供に関する本人等の同意を確認する際などに、可能な範囲で情報を入手し、名簿情報の中に加える。
- c 市が把握していない情報の取得が必要な場合は、災害対策基本法に基づき都道府県知事その他の者に対して情報提供を求める。

ウ 名簿の更新に関する事項

市は、避難行動要支援者に関する情報を一元的に管理し、定期的（年1回）に名簿情報の更新を行う。

エ 避難支援等関係者への名簿情報の提供

(ア) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者から同意を得られた場合には、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な範囲で次の避難支援等関係者へ事前に必要な名簿情報を提供する。

- a 福生警察署及び五日市警察署
- b 秋川消防署
- c 防災・安心地域委員会及び地域の自主防災組織
- d あきる野市内の町内会・自治会
- e あきる野市民生・児童委員
- f あきる野市社会福祉協議会
- g あきる野市消防団
- h その他避難支援等の実施に関して市長が必要と認める関係者

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第9章 避難者対策【予防対策】

第1節 避難体制の整備（避難行動要支援者の支援対策を含む）

（イ）避難支援等関係者への災害発生時等の名簿情報の提供

市は、災害が発生又は発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者を災害から保護するために特に必要と認めたときは、避難行動要支援者から同意を得ていない場合であっても避難支援等に必要な限度で避難支援等関係者その他の者へ名簿情報を提供するものとする。

オ 避難支援等関係者による名簿情報の適正管理

適正な情報管理が図られるよう、市は次による措置を講ずる。

（ア）災害対策基本法の規定により、名簿情報を受けたもの及び受けたことがある者に守秘義務が課されていることを、十分に説明する。

（イ）避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者の組織の構成員にのみ提供するように指導する。

（ウ）避難行動要支援者名簿は、必要以上に複写せず、組織の内部で名簿情報を取扱う者を限定し、施錠可能な場所で保管するように指導する。

（エ）名簿情報は、目的外に使用しないよう指導する。

カ 要配慮者等が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
要配慮者や避難支援等を行う者に対し円滑に避難行動が行えるよう、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

キ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が本人及び家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提とした範囲において、地域の実情に応じた避難支援等が行えるよう、安全確保に十分配慮した情報伝達を行うものとする。

（3）個別避難計画

市は、本地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。

（4）要配慮者の避難支援体制の構築

災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするには、次のような施策の推進を通じて、自主防災組織や地域住民による協力、連携の体制を平常時から確立しておくことが必要である。

避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な

第1節 避難体制の整備（避難行動要支援者の支援対策を含む）

主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

ア 防災知識の普及・啓発

広報あきる野等を活用し、要配慮者、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対し、防災知識の普及・啓発を行う。

イ 避難行動要支援者を支援するための行動計画等の作成

避難行動要支援者名簿登録者を支援するため、市、避難支援等関係者は、地域の実情に応じた行動計画としてのプランの作成に努め、的確な支援を迅速に行える体制の整備を図る。

ウ 要配慮者の避難訓練等の実施

市は、都及び関係機関と協働して、自主防災組織等を中心とした要配慮者の安全対策に対する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。

エ 避難行動要支援者の避難訓練等の実施

市は作成した個別避難計画に基づき避難訓練を実施し、修正や改善を図るものとする。

オ 支援者の確保

市は個別支援計画を作成するに当たり、避難行動要支援者ごとに支援者を指定する。なお、避難行動要支援者1人に対する支援者は可能な限り複数人とし、支援者の負担軽減に配慮する。

カ 緊急通報システムの活用

市は、都と連携し、緊急通報システムを整備するとともに、震災復興期等においても一層の活用が図れるよう努める。また、寝たきり一人暮らしの在宅高齢者に対しては、市民の協力が不可欠であることから、近隣あるいは市民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制の確立を図る。都は、緊急通報システムの活用を促進し、秋川消防署は、緊急通報システムを活用する。

キ 地域が一体となった協力体制づくりの推進

市及び東京消防庁は、避難行動要支援者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。

（ア）避難行動要支援者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。

（イ）社会福祉施設等の被災に備え、町内会・自治会、自主防災組織、近隣事業者及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

（5）社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等の防災対策としては、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、市はスプリンクラーの設置、消防機関と直結する非常通報装置（ホットライン）の設置、避難路となるバルコニー等を含めた床の段差・傾斜の解消等に努めている。

今後も、市は、都や消防署と協力して次のような施策の推進を通じて施設の整備に努めるとともに、自衛消防組織等による施設自身の防災力の向上や地域との連携を図っていく。

ア 社会福祉施設等と地域の連携

施設等入居者の迅速な避難のためには、施設関係者だけでなく地域周辺の協力が不可欠である。このため、消防署、施設と周辺地域の事業者、町内会・自治会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。

イ 防災訓練の充実

市は、総合防災訓練の実施に際し、社会福祉施設における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動や初期消火訓練の実施に努める。

（6）要配慮者の安全対策

震災時においては、火災の同時多発や交通の混乱等により、救出・救護その他行政の応急対策活動は、著しく困難や制約を伴うことが予想される。そのため、市は平常時から地域の協力体制を活用するとともに、次のような施策を推進し、生活環境や医療等、必要なサービスを提供できるよう体制の整備を図る。

ア 「避難行動要支援者班」の設置

市は、関係機関、自主防災組織、地域住民等の協力を得て、避難行動要支援者のための必要な情報の一元的収集把握に努めるとともに、避難行動要支援者に対する窓口となる「避難行動要支援者班」の担当部門を設置し、安否確認や支援サービス等必要な総合的対策及び調整を行うことを検討する。

イ 福祉避難所の活用

市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅や避難所での生活が困難である要配慮者を家族の付添のもと避難させる。

あくまで、一時避難であり基準に基づく入所ではないことから、空床がなければ空きスペースに身を寄せることとなる。このため、滞在時に使用する毛布や段ボールベッドなどの事前配置など二次避難所開設時の環境整備に努める。

また、デイサービス施設や福祉作業所など、当事者のニーズなどにも配慮した新たな福祉避難所についても検討し整備に努める。

- ウ 医療等の体制
- 透析患者・在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応として、市は、関係機関等との連携による医療体制の強化に努める。また、心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行うため、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制、及び東京DPA Tによるメンタルヘルスケア体制の確保に努める。
- エ 建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅
- 市は、都が建設する建設型応急住宅若しくは賃貸型応急住宅の入居者選定に当たっては、都が策定する選定基準に基づき、要配慮者の優先に努める。
- オ 食料等の対策
- 要配慮者に配慮した食料の供給を図るため、今後も、低蛋白米等の食料の備蓄や応援協定に基づき必要な食料の購入に努める。
- カ 福祉機器等の確保
- 市は、要配慮者が避難所等で生活する上で、必要な福祉機器の確保に努める。
- (7) 外国人の安全対策
- ア 外国語による防災手引き等の充実
- 日本語が不自由な外国人が安全に行動できるよう、英語等による防災手引き等の充実を図る。
- イ 外国語による相談
- 外国語に堪能な職員及びボランティアの協力を得て、災害時においても外国人からの相談に対応する。
- ウ 外国語による情報交換ツールの充実
- 外国語会話によるコミュニケーションが困難なケースであっても、情報交換ができるよう、翻訳機若しくは翻訳機能を持たせたタブレット等の活用を検討する。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第2節 避難場所及び避難所の指定・安全化

地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が著しく高まったと予想される場合又はガス等の流出拡散により広域的に人命への危険が及ぶと予測される場合及び市民の生命、身体を災害から保護する必要があると認められるときは、これら危険地域の市民を速やかに安全な場所へ避難させる必要がある。

市は、あらかじめ避難場所及び避難所(福祉避難所含む。)を指定し、市民に周知しておく。

また、避難場所等の災害種別や避難場所と避難所の役割が違ふことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

本節においては、避難場所、避難所の指定及びこれらの安全化について定める。

I 避難場所等の定義等

(1) 一時集合場所

災害発生時に、一時的に集合する場所として地域住民が指定するものをいう。避難場所や避難所へ避難する前の中継点となる。

(2) 避難場所

大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、校庭、緑地等のオープンスペースや、風水害等の危険から逃れるため緊急に避難する施設や場所をいう。

市は、災害対策基本法の規定により、災害の種類ごとに指定緊急避難場所を指定する。

(3) 避難所

地震、風水害等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一定期間受入れ、保護するために開設する体育館、公民館等の建物をいう。

市は、災害対策基本法の規定により、適切な避難所の確保を図るため指定避難所を指定する。

(4) 福祉避難所

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等、避難生活において、何らかの配慮を要する方を対象として、必要に応じて開設する避難所をいう。

市は、市内社会福祉施設等と協定を締結し、福祉避難所を確保する。

市は、福祉避難所について、以下の点に留意する。

- 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。
- 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在

させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

- 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。
- 前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するため、市は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき、以下のとおり指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の区市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所を相互に兼ねる場合においては、特定の災害において当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から市民等へ周知徹底するよう努める。

(1) 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための施設又は場所。

- ア 災害発生時に、速やかに開放されること。
- イ 安全な構造であること。
- ウ 周辺に危険を及ぼすおそれのある物がないこと。

なお、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示した上で、標識の見方に関する周知に努める。

(2) 指定避難所

災害の危険性があり避難した市民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させるための施設

- ア 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模であること。
- イ 速やかに被災者を受入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造、設備を有すること。
- ウ 災害による影響が比較的少ない場所であること。
- エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所であること。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

(3) 避難所の事前指定

地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図る。

ア 市は、あらかじめ避難所を指定し、市民に周知しておく。

イ 指定した避難所の所在地等については、警察署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、都に報告する。

ウ 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

（ア）避難所として活用する施設は事前に指定しておくが、その施設ごとに避難する市民等を指定することはない。市民等は避難を行う際に、安全な経路で避難できる施設へ避難するものとする。なお、市担当者、防災・安心地域委員会、地域防災リーダーで避難所開設や運営を行う。あらかじめ従事する施設を割当てられた者については、移動時の安全に万全を期し、担当避難所へ向かう。

（イ）避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、公民館等）を利用する。

（ウ）避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡当たり2人とする。ただし、感染症まん延期などにおいては、単位面積をさらに広げ、ソーシャルディスタンスを確保するとともに、間仕切りなどを活用するなど、避難所内での感染拡大防止を図る。

（エ）新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考にする等、避難所が過密にならないよう努めるものとする。

エ 避難所に指定する建物については、耐震診断や耐震改修工事等が行われた耐震性のある施設を指定することで安全性を確保する。また、被災者の中には配慮を要する方もいることから、災害下でも可能な範囲でプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。

オ バリアフリートイレは全ての指定避難所に設置されていない。バリアフリートイレの活用を要する方に対しては、事前に設置施設を周知するなど、事前に避難先を選定できるように配慮する。仮設置についても検討する。

カ 地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資機材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。

キ 避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の区市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

ク 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部署や地域住民等の関係者と調整を図る。

<指定緊急避難場所及び指定避難所一覧は資料編P.1 参照>

3 帰宅困難者の受入れ

五日市地区については、多くの観光客が帰宅困難者となる可能性があることから、五日市地域交流センター、フレア五日市(令和7年7月開館)及び小宮ふるさと自然体験学校を帰宅困難者の受入施設として指定し、秋川地区においては、駅から比較的近距離にある秋川キララホール及び東部図書館エルを帰宅困難者の受入れ施設として指定する。

その他、市内の大規模なレジャー施設と帰宅困難者の受入れ等に関する協定を締結している。

4 避難所等の確保

避難所等の不足や多様化する避難形態に備え、民間施設、社会福祉施設等と協定を締結するなど、避難所等の確保に努める。

5 避難場所・避難所の安全化等

(1) 避難場所・避難所までの道路の安全化

大震火災時に市民が避難場所等へ安全に避難できるよう、市及び防災関係機関では計画的に各避難場所・避難所に通ずる主要道路の整備・改良等に努め、かつ道路沿いの施設の安全化に努めることが必要である。

- ア 指定緊急避難場所・指定避難所に通じる道路、橋りょうの整備
- イ 消防水利の整備
- ウ 避難道路沿いの施設の安全化
- エ 避難場所等を表示する標識の整備

(2) 避難所の建物の安全化及び機能の強化

指定避難所については、耐震化工事は完了し、付帯設備である非構造部材の耐震化も完了した。

各施設においては、配置する家具器具の転倒防止など、施設利用者の安全確保を図る。

避難所として使用する際は、被災者のプライバシー保護や生活環境を良好に保つよう努めるものとする。

Wi-Fi環境については、小中学校の体育館など26ある指定避難所のうち、21の施設で使用可能となっている。今後、平時における施設利用者のニーズなども踏まえ、利用可能施設の拡大に努める。さらに、停電時の対応としては、指定避難所ごとに2台の太陽光発電による蓄電池を備えるとともに、応援協定等により電気自動車等を避難所に配置し、最低限必要な電力供給を確保するよう努める。

秋川消防署は、避難所等の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況を確認し、必要に応じて行政指導を行う。

その他、指定避難所については、以下のような対策を取る。

- ア 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。
- イ 災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページや

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第9章 避難者対策【予防対策】

第2節 避難場所及び避難所の指定・安全化

アプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

ウ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、本部班、第1民生班、医療・保健活動班が連携して、必要な措置を講ずるよう努める。

エ 必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

オ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を早期に確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。

カ 備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

キ 必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

ク 避難所等に避難したホームレスについて、住民票登録の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

(3) 被災地域や被災住宅等に対する防犯強化

地震により家屋が倒壊したり、倒壊のおそれなどがある市民や避難指示が出された地域においては、市民が自宅から離れ避難所等に避難することとなる。このため、人がいなくなった地域や家屋が窃盗などの犯罪の標的にならないよう、警察や防犯組織等による被災地域の見回り等防犯体制を強化する。

6 避難道路

震災時の延焼火災から市民が避難場所等へ安全に避難するためには、火災の輻射熱等を回避できる広幅員の道路が必要である。本市の場合、指定緊急避難場所・指定避難所へ通ずる広い幅員の道路が少ないことから、特に避難道路の指定は行わない。災害発生時に安全なルートを選択し避難できるよう、日頃から複数の避難所の位置を確認しておくとともに、そのときの状況でルート選択できるよう、複数の避難ルートを確認しておくよう周知を図る。また、市は、市民が選択する避難経路を想定して、市道の拡幅、改修等、安全対策に向けた整備に努めるものとする。

第3節 避難所の管理運営体制の整備等

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

1 対策内容

- (1) 「避難所管理運営マニュアル」作成
- (2) 公立小中学校等を避難所として指定した場合の、食料備蓄や必要な資機材、台帳等の整備
- (3) 避難所の衛生管理対策の促進
- (4) 飼養動物の同行避難の体制整備
- (5) 都、関係団体等と協力した動物救護体制の整備
- (6) 仮設トイレ等の整備

2 詳細な取組内容

- (1) 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針」及び「避難所の防火安全対策」に基づき、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成している。避難所開設キットの活用を検討する。
- (2) 「避難所管理運営マニュアル」の作成や訓練等に当たっては、避難者の刻々と変化するニーズに寄り添うためにも、ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得ながら、避難者によって自主的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。
- (3) 避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等、被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- (4) 避難所の運営において、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、ニーズの違い等男女双方、多様な性の在り方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (5) 地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資機材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。
- (6) 都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、体制整備を図る。
- (7) 避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。
- (8) 福祉関連のボランティアの派遣について、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結するなど体制整備を図る。
- (9) 避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。
- (10) 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進す

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第9章 避難者対策【予防対策】

第3節 避難所の管理運営体制の整備等

る。

- (11) 都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。
- (12) 避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やWi-Fiアクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。
- (13) 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。
- (14) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (15) 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

第4節 避難所等以外への避難

都は、都における震災時の車中泊に係る基本的考え方として、以下の理由により、都内における車中泊は、原則、認めることは困難であるとしている。

なお、市は不特定多数の集団を回避するためのプライベートスペースや帯同が困難な飼育動物との同行避難など、集団や他者との交流が困難な方の身近な避難策として、車両避難は避難の選択肢の一つと考えている。ただし、以下にあるような震災時の課題や健康対策について、事前に十分な協議が必要である。また、車両避難者に対しては、避難所避難者同様に必要な食料や物資の配給を行うとともに、情報提供を行う。

さらに、脱炭素の取組から、今後電気自動車が更に普及していくことから、避難所への電力供給に関する協力を頂くなど、新たな避難所運営について検討を進める。

- (1) 東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること
- (2) 大震災発生時は、人命救助や消火活動等のため、都内では、警視庁から、新たな自動車の乗り出し自粛依頼や、大規模な交通規制が実施されること
- (3) 緊急自動車専用路（警視庁等の交通規制）の対象以外においても、道路上等における駐車が被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと
- (4) 都内では、オープンスペースは限定的で、発生時における応急活動等の用途が決定している場所が多く存在すること
- (5) エコノミークラス症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があること

そのため、市は、発生時の混乱防止に向け、以下の事項について、ホームページやツイッター、その他媒体等で、あらかじめ市民に普及啓発し意識の醸成に努めるとともに、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、日頃から避難所環境の整備等に努めていく。

啓発事項
○ 東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止） ○ 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼 ○ 緊急輸送道路以外の区市町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること ○ 都内の大規模な公園等は発生時の用途が定められていること ○ 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在していること

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

【応急対策】

地震時には、地すべり、延焼火災等が発生するおそれがあり、市民の避難を要する場合が予想されるため、市は、避難指示発令に当たっては、避難者の安全確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア、男女等の視点の違いに十分配慮し、市民が安心して避難できるよう配慮する。また、地域住民、学校、行政との協働による避難所の開設、運営を行う。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課（本部班）とする。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
避難指示等 実施体制確立	災害状況把握、 避難指示検討、実施				
市民による 避難誘導体制 確立	市民による自主 避難、避難誘導の 実施	避難遅れ等、安否 不明者搜索、確認	避難所施設の危険度判定、程度に応じ、 他施設へ移送		
避難所開設・運営 体制確立		避難所開設・運営 体制確立	避難所運営委員会等設置・運営継続		
避難所生活の 支援		食料・飲料水等の 供給手配	食料・飲料水、生活必需品・医薬品等供給		

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1 日	2～3 日	4～7 日	8 日～
地域防災課 （本部班）	災害状況把握、 避難指示検討、実施	避難遅れ等、安否 不明者搜索、確認	他市町村・消防等の支援活動、自衛隊災害派遣 受入れ、現地活動調整		
市長公室 （広報班）	避難指示実施の 場合、広報手段で 広報	避難所開設状況等 を HP 等で広報	避難所開設・運営状況を HP、SNS、 広報紙等で広報		
福祉総務課 （第 1 民生班）	防災機関等への 協力要請	食料・飲料水等の 供給手配	食料・飲料水、生活必需品・医薬品等供給		
教育総務課 （学校班）		避難所開設・運営 体制確立	避難所運営委員会等設置・運営継続		
消防団 （消防班）		避難遅れ等、安否不明者搜索、確認 避難所施設の程度に応じ、他施設へ移送			

第1節 避難誘導

地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が著しく高まったと予想される場合又はガス等の流出拡散により広域的に人命への危険が及ぶと予測される場合及び市民の生命、身体を災害から保護する必要があると認められるときは、これら危険地域の市民を速やかに安全な場所へ避難させる。

Ⅰ 避難の指示

(1) 市

- ア 市内において危険が切迫した場合には、市長（本部長）は、五日市警察署長、福生警察署長及び秋川消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて高齢者等避難の通告又は避難指示するとともに、速やかに都本部に報告する。
- イ 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長（本部長）は警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限若しくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。
- ウ 平常時から地域又は町内会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努めるものとする。
- エ 避難情報と取るべき避難行動について、高齢者や子どもにも解りやすく伝えられるような表現を工夫して周知する。

(2) 都

- ア 都知事又は、その命を受けた都職員は、水防法又は地すべり等防止法に基づく避難の指示を行う。
- イ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退指示に関する措置の全部又は一部を市長（本部長）に代わって実施する。

(3) 五日市警察署、福生警察署

- 火災の発生等の危険が切迫し、市長（本部長）が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長（本部長）から要請のあったときは、警察官が市民等に避難の指示を行う。
- この場合、直ちに市長（本部長）に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。

(4) 秋川消防署

- 消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認められ、通報する余裕がない場合は、関係機関と連携し避難指示を行う。この場合、直ちに市長（本部長）に通報する。

第1部	第1編	第2部	第3部	第4部
第1編	震災編	第1部	第2部	第3部
第2編	風水害編	第1部	第2部	第3部
第3編	雪害編			
第4編	火山編			
第5編	その他編			
資料編				

〈警戒レベル一覧表〉

避難情報等	市民等がとるべき行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	○ 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ○ 市民等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	○ 発令される状況：災害のおそれ高い ○ 市民等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)	○ 発令される状況：災害のおそれあり ○ 市民等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の市民等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 ※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設を利用する高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	○ 発表される状況：気象状況悪化 ○ 市民等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	○ 発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ○ 市民等がとるべき行動：災害への心構えを高める 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではない。立地環境や被害状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階や堅牢な構造物等に避難する方法もある。

2 避難誘導

(1) 市

避難指示を出した場合、警察署及び消防署の協力を得て、対象地域の住民をあらかじめ指定してある避難所等に誘導する。この場合、要配慮者は優先して避難させる。

避難指示を行ういとまがない場合の市民の避難について、あらかじめ検討した地域の実情や発災時の状況に応じて避難誘導する。

避難誘導については、以下の点に留意する。

ア 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等への避難を基本とする。なお、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行う。

イ 必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、市民等に対し周知徹底を図る。

- ウ 高齢者や障がい者、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、防災担当と福祉担当等との連携の下、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。
- エ 市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

(2) 教育委員会

- 教育委員会が作成する学校防災マニュアルや各学校が作成する避難計画等に基づき、校長を中心に全職員が協力して、児童・生徒等の安全確保が図れるよう、次のとおり指導を行う。
- ア マニュアルや計画の内容を、教職員に周知徹底するとともに、児童・生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施する。また、必要な事項について、保護者に周知する。
- イ 避難所、避難経路及び保護者への引渡場所については、防災機関と連絡を密にし、防災計画に即して選定する。
- ウ 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にする。
- エ 避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導等それぞれの状況に応じた対策とし、学年や障がいの程度等児童・生徒の発達段階に配慮する。
- オ 校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を確保する。
- カ 児童・生徒等の人員把握と、報告の方法を具体的に定める。

(3) 五日市警察署、福生警察署

- ア 避難誘導に当たっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報のほか、ヘリコプターによる上空からの広報活動を行う。
- イ 火災等の規模や様態等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民、事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置を講ずる。
- ウ 避難所等においては、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡の上、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難所等の秩序維持に努める。
- エ 誘導経路については、事前に検討しその安全を確認し、危険な場所には表示、縄張り等をするほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間の場合は照明を確保して誘導の安全を期するものとする。

(4) 秋川消防署

- ア 避難の指示等が出された場合には、災害の規模、道路橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を、市、警察署等に通報する。
- イ 避難が開始された場合は、消防団等の活動により、避難誘導に当たる。
- ウ 避難の指示等が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路等の安全確保に努める。

第1部	第1編	第2部	第3部	第4部
第1編	震災編	第1部	第2部	第3部
第2編	風水害編	第1部	第2部	第3部
第3編	雪害編	第1部	第2部	第3部
第4編	火山編	第1部	第2部	第3部
第5編	その他編	第1部	第2部	第3部
資料編				

3 広域避難

市は、被災状況が甚大で、被災住民を市域内で避難させることが困難であると判断した場合において、都内の他の区市町村への受入れについては当該区市町村に直接協議し、他の道府県の市町村への受入れについては都に対し当該他の道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、都知事に報告した上で、自ら他の道府県内の市町村に協議することができる事を踏まえ、状況に応じ、広域避難を検討する。

第2節 避難所の開設・運営

震災により住居等を喪失するなど、支援が必要となる者については、避難所を開設し、食料等の配布を行うなどの保護を行う。

本節では、避難所の開設、避難所の管理運営、被災者の他地区への移送について、必要な事項を定める。

1 避難所の開設

市は、災害の規模を鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

- (1) 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び五日市警察署、福生警察署、秋川消防署等関係機関に連絡する。
- (2) 都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム（D I S）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。
- (3) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- (4) 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する。
- (5) 期間延長や避難者数については東京都へ定期的に報告する。
- (6) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入施設を開設する。
- (7) なお、野外に受入施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
- (8) 野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を依頼する。
- (9) 野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。
- (10) 自家用車により避難生活を行う者については、市はその実態を可能な限り把握するとともに、避難所避難者と同様の支援を行うものとする。
- (11) 同行避難により避難所に連れて来たペットについては、可能な限りケージ等に入れ、他の

- 避難者や動物とのトラブルが生じないように、飼い主が責任をもって世話をする。ペットについては、避難所内に持ち込ませず、避難所管理者が場所を指定する。
- (12) 飼い主はふん尿の処理も責任を持って行い、都度決められた場所に処分するなど、避難所の衛生管理に協力する。
- (13) 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、都、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- (14) 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れることとする。
- (15) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (16) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。
- (17) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等を鑑み、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

2 福祉避難所の開設

- (1) 自宅や避難所に身を寄せた要配慮者に対し、配慮に必要な付帯設備などの機能を有する避難環境を提供するため、秋川ふれあいセンターや施設利用に関しての災害時応援協定締結先団体等の管理する施設等を福祉避難所として指定する。
- (2) 秋川ふれあいセンターについては、災害時にボランティアセンターとしての機能も果たすことから、福祉避難所として利用できる部分については会議室など、ボランティアセンター機能を阻害しない部分とする。
- (3) 福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えてバリアフリーを備えた建物を利用する。
- (4) 福祉避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。
- (5) 必要に応じて、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズに対応するため、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- (6) 指定避難所では、要支援者の避難生活には負担が大きいことから、多様な当事者の様々なニーズに応じられる様、市担当部署や関係機関と連携し、福祉避難所の確保に努めるものとする。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

3 避難所の管理運営

- (1) 避難所の管理運営は、防災・安心地域委員会が主体となり作成した避難所管理運営マニュアルや避難所開設キットに基づいて行う。運営に当たっては、市民、町内会・自治会、自主防災組織、ボランティア及び防災関係機関の協力を得て行う。市は、避難所の運営管理のために、救援救護部等の職員を派遣する。また、派遣職員についてはあらかじめ指定し、平時から校長や施設管理者と災害時の対応等について協議ができるよう努める。
- (2) 学校を避難所とした場合、学校職員は学校長の指示を受けて、また学校以外の施設を避難所とした場合は、施設管理者・施設勤務職員は、救援救護部の職員と協力・連携して避難所の管理を支援する。あらかじめ避難所に指定されている学校の校長は、市職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定しておくものとする。
- (3) 避難所担当職員は、避難者の住所、氏名、その他必要事項を所定様式により調査し、避難者名簿を作成する。各避難所の避難者数等については、人員を把握し、救援救護部でとりまとめて災対総務部へ報告を行う。また、食料及び物資供給その他については、担当部と連絡を行う。
- (4) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、特設公衆電話、インターネット、FAX等の整備を行う。また、Wi-Fi設備が整備された施設については、避難者が所持するスマートフォンで必要な情報を確認したり、メールなどが活用できるように解放する。
- (5) 避難所の過密状況を把握し、市民の避難所への適正誘導及び収容を行う。
- (6) 避難所の運営に当たっては、避難の長期化等必要に応じて、次のような対策に留意する。
 - ア ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求める。
 - イ 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、そのため、次のような状況について把握し、必要な措置を講ずるよう努める。
 - 食事供与の状況
 - 生活環境上必要な物品の状況
 - トイレの設置状況
 - プライバシーの確保状況
 - 段ボールベッド、パーティション等の活用状況
 - 入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度
 - 医師、保健師、看護師、栄養士等による巡回の頻度
 - 暑さ・寒さ対策の必要性
 - 食糧の確保、配食等の状況
 - し尿及びごみの処理状況
 - 立入禁止区域、土足禁止区域の設定状況
 - ウ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努める。

- エ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、本部班、第1民生班、医療・保健活動班が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、第1民生班は、本部班に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。
- オ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、ニーズの違い等男女双方、多様な性の在り方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- カ 指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DV発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについて注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- キ 自衛隊が仮設入浴設備を設置した際にも、時間帯による利用区分など必要な配慮を行うこととする。
- (7) 福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。
- (8) 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障害特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行う。
- (9) 福祉避難所の運営は、障害特性に応じた支援が必要であり、避難所から福祉避難所への移送手段についても確保する。
- (10) ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。
- (11) 公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。また、公共施設に設置するシャワー施設や入浴施設等について、被災状況の確認及び必要に応じて復旧を行い、使用可能施設から順次避難者に提供するように努める。さらに、避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

4 他地区への被災者の移送

- (1) 市長（本部長）は、市内の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉保健局）に要請する。
- (2) 被災者の他地区への移送を要請した市長（本部長）は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては、引率者を添乗させる。
- (3) 都から被災者の受入れを指示されたときに市長（本部長）は、直ちに避難所を開設し、受入体制を整備する。
- (4) 移送先避難所の運営は移送元のあきる野市が行い、被災者を受け入れた区市町村は運営に

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第9章 避難者対策【応急対策】

第2節 避難所の開設・運営

協力する。

- (5) 被災者の移送方法については、都福祉保健局が市と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、市、東京都交通局、警察署、消防署の協力を得て実施する。

5 動物救護

(1) 対策内容と役割分担

機関名	内容
都福祉保健局	○ 被災動物の保護 ○ 関係団体等との連絡調整 ○ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○ 避難所等における動物の適正飼養の指導等
市	○ 同行避難動物の飼養場所等の確保 ○ 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供 ○ 避難所等における動物の適正飼養の指導等

(2) 避難所における動物の適正な飼養

ア 都福祉保健局

市と協力をして、飼い主とともに同行避難した動物について、以下の取組を行い、適正飼養を指導する。

- (ア) 各地域の被災状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
- (イ) 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整
- (ウ) 他縣市への連絡調整及び要請

イ 市

開設した避難所施設の状況に応じて、動物の飼養場所を確保する。避難所施設敷地内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。

東京獣医師会多摩西支部との災害時における動物救護活動に関する協定に基づき、獣医師の派遣を求め、避難所への同行避難動物や車両避難者等避難所外で飼養される動物の健康管理と飼養方法指導等を行う。

また、保護した逸走動物の対応については、東京都福祉保健局の指導に基づき対応する。

6 動物愛護

市は、動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼育について、都等関係機関や獣医師会等関係団体との協力体制を確立し対応する。

(1) 被災地域における動物の保護

ア 都福祉保健局

被災動物の救護活動について、区市町村や都獣医師会をはじめとした関係団体等との連

携を強化し、動物収容施設の確保も含めた動物救護体制を検討していく。

イ 市

都、関係団体等と連携し、動物救護活動体制を整備する。

7 避難所外避難者への支援

中越地震や熊本地震では、避難所以外に自動車やテントで避難生活を送る避難者が多数いた。

避難所外の避難者に対しても、避難所避難者と同様の支援を行う必要がある。町内会・自治会や自主防災組織、関係機関等と協力して、このような避難所外避難者の把握に努め、食料・物資の提供、情報の提供、エコノミークラス症候群の予防、避難所等への移動など、必要な支援を行う。

また、今後、大型犬の帯同避難やプライベート空間の確保、感染症まん延期など他者との接触を避けるため、このような避難形態の多様化が想定されることから、校庭や大規模駐車場などを区割りした、自動車やテントで避難生活をする避難スペースの確保に努める。

第3節 ボランティアの受入れ

Ⅰ 対策内容

- (1) 「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順によるボランティアの派遣要請及び受入
- (2) 災害ボランティアセンターにおいて、必要なボランティアを派遣
(第2部第2章【応急対策】第5節「ボランティアとの連携」参照)

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	第3部
	第4部
第4編 火山編	第4部
	第5部
第5編 その他編	第5部
	第6部
資料編	

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

【予防対策】

第1節 水、食料、生活必需品等の備蓄

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

また、市は、都と連携して、発災後3日分の備蓄の確保に努める。

1 飲料水及び応急給水資機材の整備

市民は、地震発生直後から発生が想定される断水による飲料水、生活用水の供給不能に備え、各家庭において飲料水や生活用水の備蓄を図るものとする。

市は、災害発生の際断水や汚染等により飲料水が確保できない市民のため、最小限度の必要な飲料水(1人1日の必要量3リットル)を供給できるよう、飲料水の備蓄を図るものとする。

都は、応急給水に対応するため、応急給水施設、応急給水用資機材収納倉庫、応急給水用資材の整備及び応急給水用設備の整備・改良を進めていく。

2 食料及び日用品等の備蓄

市民は、地震により物流が停止したり、避難所等へ避難する時の備えとして、ローリングストック法※などを活用し、必要な食料を備蓄するとともに、必要な日用品についても備えておくよう努めるものとする。特に、医薬品やメガネなど個人の使用に特化するものは、個人の責任で備えるよう努める。

市は避難所に避難した市民等に供給する食料について、計画的に備蓄する。

また、避難所内で使用するトイレトペーパー、石鹸、ゴミ袋などの日用品やマット、間仕切りパーティション、段ボールベッドなど要支援者の受入や中・長期の避難にも対応できるよう、必要な物品を備蓄するよう努める。

3 感染症まん延期等における感染対策用品の備蓄

市は感染症まん延期などにおいて、避難所内での感染症の拡大を防止するため、体温計、マスク、手袋、消毒液などを備蓄し、避難者間の感染防止を図る。

第2節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

1 緊急輸送ネットワーク

緊急輸送ネットワークは、震災時の救助や救急、医療活動、緊急輸送を円滑に行うため、応急活動の中心となる施設（指定拠点）と指定拠点相互間を、陸・海・空・水上・地下の多ルートで結ぶネットワークである。

あきる野市内の緊急輸送路（指定拠点への輸送路又は指定拠点を相互に連絡する輸送路）については、次のとおりである。

〈あきる野市内の緊急輸送道路等〉

路線名	特定緊急輸送道路の指定	利用特性による区分	
圏央道（首都圏中央連絡自動車道）	○	第一次 緊急 輸送道路	応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、重要港湾、空港等を連絡する路線
滝山街道（国道411号線）	○		
五日市街道（主地7号杉並あきる野線）	○		
檜原街道（主地33号上野原あきる野線）	○	第二次 緊急 輸送道路	一次路線と区市町村役場、主要な防災拠点（警察、消防、医療等の初動対応機関）を連絡する路線
睦橋通り（主地7号杉並あきる野線）	—		
山田平井線（都道185号山田平井線）	○		
山田宮の前線（主地61号山田宮の前線）	—		
伊奈福生線（都道165号伊奈福生線）	—		
奥多摩あきる野線 （都道184号奥多摩あきる野線）	—		
その他1路線	—	第三次 緊急 輸送道路	その他の防災拠点（広域輸送拠点、備蓄倉庫等）を連絡する路線
秋川街道（主地31号青梅あきる野線）	—		
都道176号檜原あきる野線	—		

2 輸送拠点

市における緊急物資等の受入、配分、被災地への輸送等の拠点として、指定拠点が定められている。

〈あきる野市の指定拠点〉

施設名称	所在地
あきる野市本庁舎	あきる野市二宮350番地

3 災害時臨時離着陸場候補地の選定

災害時には、道路障害や交通混雑のため陸上輸送が困難となることも予想される。市及び都は、ヘリコプターによる救助物資や人員の緊急空輸を考慮して、あらかじめ災害時臨時離着陸場候補地を選定し、関係機関との調整を図るものとする。

4 備蓄倉庫の整備

「第2部第3章【予防対策】第1節1(2)災害備蓄施設の整備」参照

第3節 輸送体制の整備

平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。

第4節 輸送車両等の確保

調達先及び調達予定数をあきる野市地域防災計画において明確にしておくなどにより、調達体制を整える。

【応急対策】

震災時に被災者の生命や安全を確保するとともに、人心の安定を図るために、迅速な救援を実施する必要があるが、特に飲料水・食料・生活必需品等の供給は重要である。

そのため、地域住民、学校、行政との協働により、飲料水・食料・生活必需品等の確保及び供給を行う。

なお、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

本活動に関する責任調整機関は、地域防災課（本部班）とする。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
飲料水の供給	断水及び水道施設被災状況の把握	給水用資材・車両確保、給水開始	給水広報実施、応援部隊と現地活動要領等調整		給水継続
食料供給	食料供給需要の把握	食料供給方針・体制決定、供給開始	避難所運営体制に応じ、食料供給・配分を検討、供給継続		
生活必需品供給	生活必需品供給需要の把握	物資供給方針・体制決定、供給開始	避難所運営体制に応じ、物資供給・配分を検討、供給継続		

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1 日	2～3 日	4～7 日	8 日～
地域防災課 （本部班）	市民の被害や 避難状況等把握	避難遅れ等、安否 不明者搜索、確認	他市町村・消防等の支援活動受入れ、 現地活動調整		
会計課 （出納班）	市民の被害や 避難状況等把握	備蓄食料、物資 払い出し判断	食料・物資供給状況を HP、広報紙等で広報		
商工振興課 （物資管理班）	食料供給需要の 把握	食料供給方針 ・体制決定、 供給開始	食料供給・配分を検討、供給継続		
福祉総務課 （第 1 民生班）	食料供給需要の 把握	食料供給方針 ・体制決定、 供給開始	食料供給・配分を検討、供給継続		
生活排水対策課 （上下水道班）	断水及び水道 施設、下水道施設 等被災状況の把握	給水用資材 ・車両確保、 給水開始	給水広報実施、 応援部隊と現地活動要領等調整	給水継続	
学校給食課 （給食班）		避難所運営体制に応じ、食料供給・配分を検討、供給継続			

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第1節 生活必需品等の供給

災害により住家に被害を受け、日常欠くことのできない被服、寝具等を失い、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者に対して、生活必需品の給(貸)与を行う。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、調達には十分留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女双方、多様な性の在り方の視点等に配慮する。

Ⅰ 生活必需品調達計画

生活必需品の給(貸)与は、災害救助法が適用されれば都の指示に基づいて行うが、災害救助法の適用に至らない災害及び都の指示があるまでは、市が応急救助に必要な生活必需品等の確保を図るものとする。

(1) 災害救助法適用前

ア 生活必需品等の指定品目

調達品目は、「2 給与する品目等の決定」に掲げるものとし、その数量はその都度定める。

イ 必要数量の把握

市本部救援救護部長は、被害の状況及び避難所収容人員に基づき必要数量を把握し、調達する。

ウ 調達方法

市本部救援救護部長は、速やかに市内又は近隣市町村の業者から調達する。この場合、努めて同一規格かつ同一価格のものを一括購入するようにする。

市の調達数量に不足を生じたとき、又は調達不可能なときは、都福祉保健局に備蓄物資の融通等を要請する。

市本部救援救護部長は、生活必需品等の調達(予定)先をあらかじめ指定しておくなど、調達計画を立てておくものとする。

(2) 災害救助法適用後

災害救助法適用後において、生活必需品等の給(貸)与の必要が生じたときは、市長(本部長)は、状況により、都福祉保健局に物資の調達を要請するものとする。ただし、被害の状況により、現地調達が適当と見られる物資については、市長(本部長)が現地調達するものとする。

2 給与する品目等の決定

(1) 被災者に給与する品目・数量等は、被害の実情に応じて「6 生活必需品等給（貸）与基準」に定める限度額の範囲内でその都度定める。なお、災害救助法施行細則に定める衣服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、次に掲げる範囲内において、現物をもって行うこととされている。

- ア 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- イ 外衣（洋服、作業衣、子ども服等）
- ウ 肌着（下着類）
- エ 身の回り品（タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル等）
- オ 炊事用具（鍋、炊飯器、ガス器具等）
- カ 食器（茶碗、皿、はし等）
- キ 日用品（石けん、ちり紙等）※マスク等感染予防品
- ク 光熱材料（マッチ、ロウソク、カセットコンロ、LPガス等）

(2) 災害救助法適用後は、都知事（都本部長）の指示を受けて実施する。ただし、通信途絶等により指示を受けられないときは、前項により決定し、被災者に配分後、直ちに都知事（都本部長）に報告するものとする。

3 給与の範囲

生活必需品等の給与又は貸与は、主として避難所収容の被災者を対象として実施するが、車両やテント避難者、自宅残留被災者等に対しても必要に応じて実施する。なお、被災者のうち、他からの寄贈等により日常生活に特に不自由しないと認められるものについては、応急的援助物資を給与する必要がないので、他の被災者との均衡を考慮した措置をとるものとする。

4 配分

- (1) 市本部救援救護部長は、給（貸）与対象者を把握し、物資の給（貸）与場所、方法、従事者の確保その他必要な配分計画を立てる。
- (2) 給（貸）与担当者（市本部救援救護部第1民生班）は、前項の配分計画に基づき、民間協力団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に交付する。
- (3) 被災者に救援物資を給（貸）与したときは、原則として被災者から受領書を徴するものとする。受領書の様式は、次のとおりとする。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進【応急対策】
第1節 生活必需品等の供給

様式

救 援 物 資 受 領 書

区 分	品 名	数 量	区 分	品 名	数 量
(1)寝具			(5)炊事用具		
(2)外衣			(6)食器		
(3)肌衣			(7)日用品		
(4)身の回り品			(8)光熱材料		

以上のとおり受領しました。

令和 年 月 日

(住所)

(氏名)

5 被服・寝具等の調達

必要な援助物資を迅速に入手し、配分するための調達先は、市内の商工業者とする。

6 生活必需品等給（貸）与基準

（1）災害救助法適用前

災害救助法施行細則に定める内容に準じて実施する。

（2）災害救助法適用後

市長（本部長）は、都知事（都本部長）の補助機関として、都知事（都本部長）の指示する給与基準により実施するものとする。

（3）被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与基準

原則として、災害救助法施行細則に基づいて実施する。

〈災害時臨時離着陸場候補地〉※東京都地域防災計画から抜粋

施設名	所在地	現況
市民運動場	あきる野市二宮 683	グラウンド （公共等）
学校法人菅生学園初等学校校庭	あきる野市菅生 1468	小中校庭
あきる野市立小和田グラウンド	あきる野市小和田 8	グラウンド （公共等）
五日市カントリー	あきる野市網代 745	ゴルフ場
立川国際カントリー	あきる野市草花 2390	ゴルフ場
戸倉運動場	あきる野市戸倉 611-1	グラウンド
都立秋留台公園競技場	あきる野市二宮	競技場
東京サマーランド西駐車場	あきる野市上代継 600	駐車場

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	第3部
	第4部
第4編 火山編	第4部
	第5部
第5編 その他編	第5部
	第6部
資料編	資料編

第2節 食料の供給

災害の発生によって食料の配給や販売機構が一時的に混乱することが予想されることから、被災者に対し速やかに食料の配給ができるよう、災害用食料の調達、備蓄、給食基準、配分等について定める。

1 緊急食料配給

災害の発生によって、食料の配給及び販売機構は一時的にまひ状態をきたすので、日常の食料を欠くに至った被災者に対し、速やかに食料の配給ができるよう平常時から、災害用食料を備蓄するほか、緊急に食料を調達し得る措置を講じておき、食料の確保と人の安定に万全を期するよう計画するものとする。

2 食品調達

(1) 米穀類の応急対策

被災者に対する食料の供給は、市が開設する避難所等において災害救助法に定める基準に従って行う。

炊き出し等の体制が整うまでの間は、市又は都の備蓄若しくは調達する食料等を支給する。道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても整備する。

備蓄に当たっては、避難所等に備蓄倉庫の設置を検討するなどして、分散備蓄を進める。

また、企業等にも食料等の備蓄について協力を依頼するものとする。

災害の発生又はそのおそれのある場合における応急措置及び配給の取扱いについては、以下の要領の定めるところによる。

ア 市長（本部長）の講ずる応急措置

- (ア) 被災者に対する応急配給措置を講ずること。
- (イ) 市内小売販売業者の手持米数量を把握して、災害の応急配給に備えること。
- (ウ) 災害発生時における配給については、都福祉保健局長と密接な連絡を保つこと。
- (エ) 市内小売業者に対する応急措置又は災害対策について、必要な指示を行う。
- (オ) 災害時において、被災者及び救護等作業従事者に対し、調達する米穀の基準量は次のとおりとする。

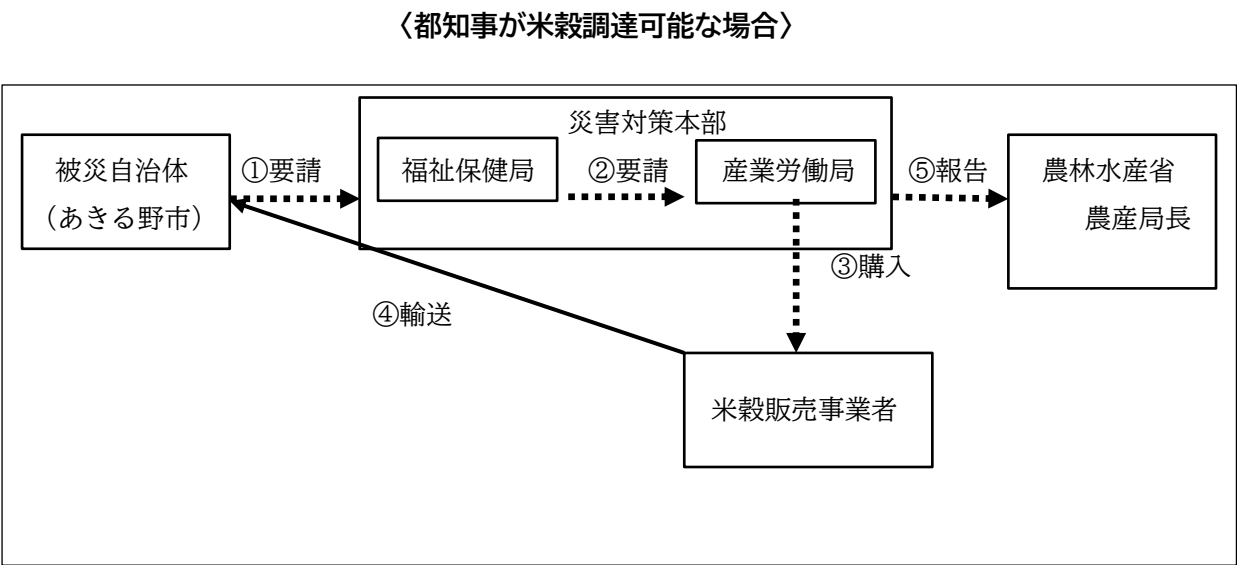
被災者及び救護等作業従事者用米穀 1食当たり 精米180g

なお、米穀を玄米で調達する場合は、とう精歩留が約90%であるので、玄米の調達量は、1食当たり200gとなる。

- イ 米穀以外の食品の購入予定先
- 市本部物資管理部（物資管理班）は、米穀以外の食品の調達（予定）先を指定しておくなど、調達の円滑化を図るものとする。
- ウ 小売商に対する防災措置
- 市長（本部長）は、卸売販売業者及び小売販売業者に対し、災害発生のおそれのあるときは、災害予防措置を講ずるよう要請することができる。

(2) 災害発生時の米穀の配給経路

- ア 都知事（都本部長）又は市長（本部長）が米穀販売事業者から米穀（精米・玄米）を調達する手順

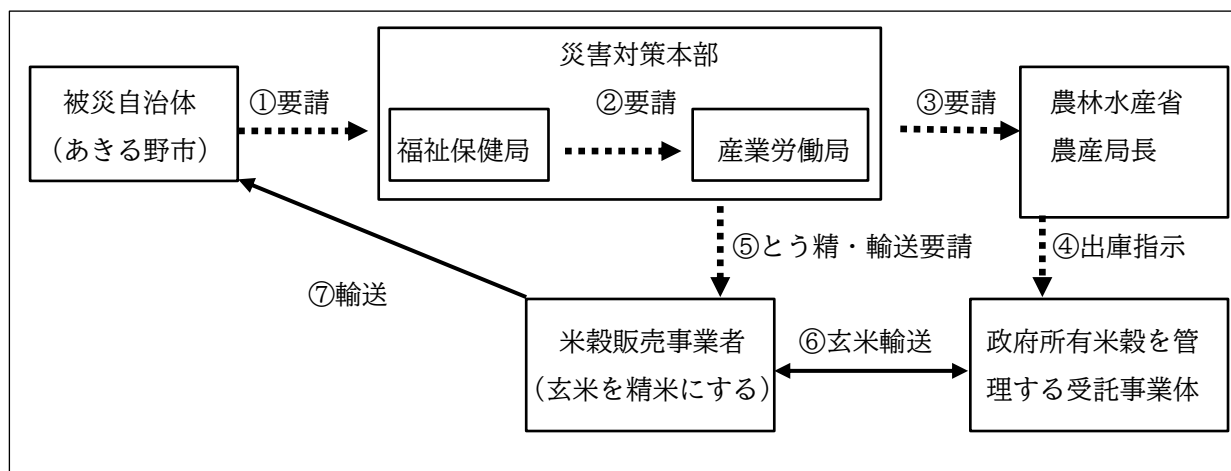


- 市長（本部長）による米穀の調達に不足がある場合、都知事は、市長の要請に基づき、米穀販売事業者から調達する。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	第1部
	第2部
第4編 火山編	第1部
	第2部
第5編 その他編	第1部
	第2部
資料編	

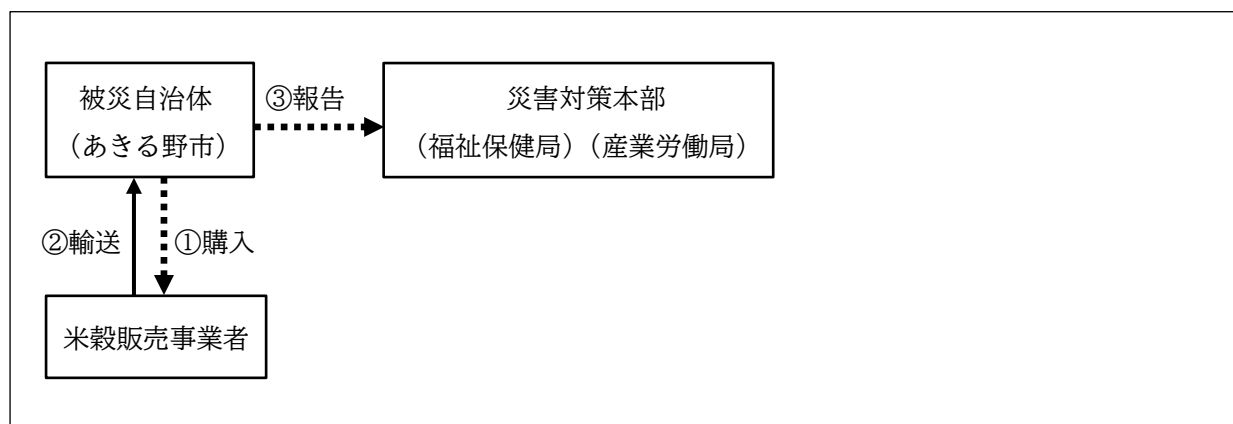
イ 都知事（都本部長）又は市長（本部長）が災害救助用米穀を調達する手順

〈都知事の米穀調達に不足がある場合〉



- 災害救助米穀を調達する場合、都知事（都本部長）は、農林水産省局長に政府所有米穀の引渡しを要請する。
- 市長（本部長）が要請する場合、市長は、農林水産省局長に政府所有米穀の引渡しを要請するとともに、都知事に報告する。

ウ 市長（本部長）が米穀販売事業者から米穀を調達する場合



- 市長（本部長）は、当該地域の米穀販売事業者から必要な精米を購入する。

（3）乳幼児の給与

被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調製粉乳を、災害発生後の最初の3日分を確保するよう努める。都は、広域的見地から市を補完するため、以後の4日分を備蓄する。

（4）副食品の備蓄と調達

米飯給食に必要な梅干し、缶詰等の副食品や、みそ等の調味料の備蓄計画及び業界等からの調達計画を定めておくものとする。

3 給与基準

(1) 市長（本部長）の講ずる措置

ア 災害救助法適用前

市長（本部長）は、市がその責任において実施する被災者に対する食品等の給与の基準を、災害救助法施行細則において定める限度以内において別に定める。

イ 災害救助法適用後

市長（本部長）は都知事（都本部長）の補助機関として都知事（都本部長）の指示する給与基準により実施するものとする。

(2) 配布基準

被災者への配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。ただし、事情により、この基準により難しい場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同時に、別途、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て定めるものとする。

4 食品の輸送

災害応急対策を実施するために必要な人員と物資の輸送は、災害対策活動の根幹をなすものである。

(1) 市長（本部長）は、都が市の指定する地域内輸送拠点まで調達業者等の協力を得て輸送した調達食品を受領し、給食地に輸送して被災者に配給する。

(2) 市長（本部長）の要請により都福祉保健局が放出する「都福祉保健局備蓄調整粉乳」は、都所有（調達）車両等により避難所に輸送・配分される。

5 災害時における食品集積地

調達した食品の集積地は、原則として次のとおりとするが、災害の状況等により交通及び連絡に便利な公共施設等を選定する。

施設名	所在地	電話
あきる野市役所本庁舎	あきる野市二宮 350 番地	042-558-1111

6 炊き出しの実施及び食品の配分

市長（本部長）は、被災者に食品等の給与を実施する場合の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等について定めるものとする。

(1) 炊き出しの実施

ア 炊き出しの実施については、原則として学校給食施設を使用する。

イ 実施に当たっては、必要に応じ、民間協力団体等の応援を要請するものとする。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	第3部
	第4部
第4編 火山編	第4部
	第5部
第5編 その他編	第5部
	第6部
資料編	資料編

(2) 食品の配分

- ア 被災者に対する給食は、原則としてアルファ化米→米の順で供給する。
- イ 被災者に対する給食は、主として避難所収容者を対象にして実施するこの際、車両やテントでの避難者や自宅残留被災者に対しても支給が及ぶよう努力する。
- ウ 避難所担当職員は、送付を受けた食品について、市本部の指示に従い配分計画をたて、実配分に当たっては、要配慮者を優先とし、収容被災者の協力を得て配分するものとする。

(3) 炊き出し等の記録及び報告

市本部災対教育部長は、炊き出し及び食品配分の状況を随時市本部長に報告するとともに、様式1により活動の状況をとりまとめ、所掌業務完了後速やかに市本部長に報告するものとする。

様式1

炊き出し給与簿

炊き出し場所		責任者			
給食年月日		給食数	実施場所	給食内容	備考
年月日	区分				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				

- 注1 炊き出しを実施した直後に責任者ごとに作成する。
 2 実施場所欄は、実際に炊き出しその他による食品の給与を実施した場所を記入する。
 3 給食内容欄は、献立を記入する。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第3節 飲料水の供給

災害発生時に見込まれる飲料水の枯渇又は汚染に対応するため、必要最小限の飲料水の給水能力、供給方法等について定める。

1 災害時の応急給水

市及び都は、震災で水道管や供給施設が被災し、安全に引用できる飲用水の供給が停止した際、飲料水を求める者に対し、応急給水の実施や備蓄飲用水などを活用し、最小限度の必要な量(1人1日の必要量3リットル)の飲料水の供給を図るものとする。

2 応急給水資機材の整備

都では、応急給水に対応するため、応急給水施設、応急給水用資機材収納倉庫、応急給水用資機材の整備及び応急給水用設備の整備・改良を進めていく。

3 応急給水活動

- (1) 都が災害時給水ステーション（給水拠点）において応急給水設備を使用し実施するとともに、応急給水に必要な資機材等を設置し、市と連携して市民等へ応急給水を行う。
- (2) 都は、災害時給水ステーション（給水拠点）から離れた地域については、給水タンク、仮設水槽等を活用し、市と連携して市民等への応急給水を行う。
- (3) 避難所応急給水栓を活用した応急給水については、市等が応急給水用資機材を接続して応急給水を行う。
- (4) 断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合は、都は仮設給水栓を設置する。
- (5) 都は、車両輸送を必要とする災害拠点病院等の医療施設等については、関係行政機関から東京都災害対策本部を通じて緊急要請があった場合、給水タンク、角形容器等の応急給水用資機材を活用し、都水道局保有車両及び雇上車両などによって輸送する。

〈市内の災害時給水ステーション（給水拠点）〉

施設名	所在地	確保推量
秋留台給水所	秋川 3-2-10	2,000
菅生給水所	菅生 683	2,000
上代継浄水所	上代継 407	200
戸倉給水所	戸倉 348-1	1,660
伊奈配水所	伊奈 372-3	130
小峰台配水所	小峰台 40	160
合計	6 箇所	6,150 m ³

第4節 支援・義援物資の取扱い

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

市及び都福祉保健局は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第5節 輸送車両の確保

震災時には、物資等の緊急輸送は、情報の収集・伝達と並んで災害応急対策活動の根幹といえる。輸送路と輸送手段が同時に確保されて、初めて効率的で円滑な緊急輸送が可能となる。

そのため、市及び都等は、国、公安委員会等と協力し、緊急物資輸送ネットワークを活用、緊急道路障害物の除去、輸送車両等の確保等について必要な措置をとるものとする。

本活動に関する責任調整機関は、建設課(第1復旧班)とする。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
緊急物資輸送ネットワーク確立	緊急物資輸送ネットワークの状況把握	緊急物資輸送路の確保			
緊急道路障害物除去	道路被害及び障害物の状況把握	障害物除去除去作業			
輸送車両等確保	保有車両及び燃料の状況把握	緊急通行車両等の確認			

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
建設課 (第1復旧班)	緊急物資輸送ネットワークの状況把握	緊急物資輸送路の確保			
総務課 (総務班)	保有車両及び燃料の状況把握	緊急通行車両等の確認			
市内事業者	道路被害及び障害物の状況把握	障害物除去除去作業			

I 緊急道路障害物除去等

地震時、道路と橋りょう等との境に段差が生じたり、落下した看板や倒壊した電柱等の障害物が道路上に散乱することが予想される。被災者の救援救護活動はもとより緊急物資の輸送にも支障が生じるおそれがある。このため、都は、緊急交通路等を確保するための緊急道路障害物除去路線を選定している。震災時、各道路管理者は、この選定路線について路上障害物の除去及び陥没や亀裂等の応急補修を優先的に行うこととする。

なお、緊急道路障害物除去とは、選定した緊急道路障害物除去路線において、原則として緊急車両の通行に要する上下各1車線の交通路の確保を図ることである。

本節においては、これら発災時の緊急道路障害物除去について定める。

(1) 緊急道路障害物除去路線等

あきる野市内の緊急道路障害物除去路線は次のとおりである。

路線名	区間
一般国道 411 号線（滝山街道）	市内全区間
主要地方道 7 号線 杉並あきる野線（五日市街道）	市内全区間
主要地方道 31 号線 青梅あきる野線	あきる野市館谷～日の出町境
主要地方道 33 号線 上野原あきる野線（檜原街道）	市内全区間
主要地方道 61 号線 山田宮の前線	あきる野市山田～上川トンネル出口
一般都道 165 号線 伊奈福生線	
一般都道 184 号線 奥多摩あきる野線	あきる野市瀬戸岡～日の出町境
一般都道 185 号線 山田平井線	あきる野市山田 538 番 1 先～日の出町境
一般都道 201 号線 十里木御嶽停車場線	あきる野市戸倉～乙津

(2) 緊急道路障害物除去作業体制

市内の緊急道路障害物除去路線は、都建設局（西多摩建設事務所）が担当する。作業に当たっては、次表のとおり関係機関及び関係業界が有機的かつ迅速な協力体制を確立して対応する。また、「緊急道路障害物除去作業計画書」に基づき、効率的な作業を行う。

なお、被害の規模や状況によっては、都知事は自衛隊に支援を要請する。

機関名	内容
都建設局 （西多摩建設事務所）	「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が道路上の障害物の除去等を実施する。
警視庁 （五日市警察署・福生警察署）	道路管理者及び関係防災機関に協力し、道路上の障害物の除去に当たる。

(3) 障害物除去用資機材の整備

西多摩建設事務所は、日頃から資機材を確保するため、使用できる建設機械等の把握を行う。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

(4) 道路障害物の除去

緊急車両の通行に要する2車線を確保するため、道路上の障害物を道路端等に寄せて除去する。なお、道路上に倒壊のおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関と協議して処理する。

機関名	内容
市	道路上の障害物の状況を調査し、都所管の道路については速やかに西多摩建設事務所に報告する。市道については、市が道路上の障害物を除去する。実施に当たっては、各関係機関と相互に密接な連絡を取り協力するものとする。
都建設局 (西多摩建設事務所)	障害物の状況報告に基づき、緊急道路障害物除去路線を優先して、所轄の路上障害物を除去する。
警視庁 (五日市警察署 ・福生警察署)	緊急交通路確保のため、放置車両対策班を編成し、緊急通行車両等の通行の妨害となっている放置車両の排除に当たるほか、倒壊建物、倒木、電線等の道路障害物については、道路管理者及び関係機関と連絡を密にし、協力して除去する。

2 輸送車両等の確保

(1) 車両の調達

災害応急対策実施のために必要な人員や物資等の輸送のための車両の数は災害の規模により異なるが、庁用車の全車両を使用しても不足を生じることが予測される場合は、市本部災対総務部（総務班）は災害応急対策活動実施の用に供する目的で、市内関係業者から車両を調達するものとする。

令和3年12月に市内に販売店のある株式会社ホンダ東京西と「災害時における自動車の貸与に関する協定」を締結しており、災害時に人員や物資の輸送に庁用自動車不足した場合、その時点の貸与可能な台数を上限に、協定に基づき借用可能となっている。今後、他の販売店に対しても協力を依頼し、災害時の輸送環境の整備に努める。

なお、市内で所要車両が調達できない場合は、都財務局へ調達あっせんを要請する。

(2) 車両の配分

車両の配分に当たっては、生命・身体に係るものを優先することを基本として、災害の状況を勘案し市長（本部長）が定める。

(3) 緊急通行車両等の確認

震災時には、地震防災応急措置及び災害応急対策の実施に必要な緊急輸送等を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止・制限され、この規制措置の下で大規模地震対策特別措置法施行令第12条に基づく緊急輸送車両及び災害対策基本法施行令第33条に基づく緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）を優先して通行させることになる。

このため、地震防災応急対策及び災害応急対策に従事する緊急通行車両等であることの確認を、次により行う。

〈確認実施機関〉

機関名	内容
警視庁	緊急通行車両等の確認
都財務局	緊急通行車両（下記4機関を除く都関係車両）等の確認
都交通局 都水道局 都下水道局 東京消防庁	緊急通行車両（所管関係車両）等の確認

（４）確認対象車両

ア 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両又は次の災害応急対策に従事する者又は同対策に必要とされる物資の緊急輸送を行う車両であること。

（ア）災害発生の警報の発令及び伝達並びに避難指示等に使用されるもの

（イ）消防、水防その他応急措置に使用されるもの

（ウ）応急の救護を要すると認められるものの救護、被災者の救難、救助その他の保護に使用されるもの

（エ）児童及び生徒の応急教育に使用されるもの

（オ）施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの

（カ）清掃、防疫その他その他の生活環境の保全及び公衆衛生に使用されるもの

（キ）犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの

（ク）緊急輸送の確保に使用されるもの

（ケ）警戒宣言発令時、地震災害が発生した場合における食料、医療品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に使用されるもの

（コ）その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に使用されるもの

イ 民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される、公安委員会の確認を受けた車両

（５）確認手続き等

ア 事前届出

震災発生時に緊急通行車両等として使用することが決定している車両については、事前届出を行うことができる。

確認機関による審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を届出者に交付する。

イ 確認手続き

（ア）届出済証の交付を受けている車両の確認手続き

届出済証の提出により確認申請書の提出に代える。確認のための審査は省略され、緊急通行車両等の標章及び確認証明書（以下「標章等」という。）の交付を受ける。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進【応急対策】

第5節 輸送車両の確保

（イ）届出済証の交付を受けていない車両の確認手続き

確認申請書を提出し、緊急通行車両等に該当するかどうかの審査を受ける。審査結果に基づき標章等が交付される。

【復旧対策】

第1節 多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。

また、要配慮者、女性、子どもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

市は、変化していく避難者ニーズの把握並びにニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用衣類の配布は女性が行うなど、物資の配布方法について配慮する。

都は、広域的見地から区市町村を補完するため、国・他道府県等からの支援物資の受入体制及び事業者からの調達体制を整えて、必要な物資の確保に努める。

企業、団体からの大口の義援物資について、上記の体制の中で受入れを検討する。

第2節 炊き出し

震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食するよう努める。

被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請する。

（第2部第10章【応急対策】第2節「食料の供給」6 炊き出しの実施及び食品の配分参照）

第3節 水の安全確保

市は、都と協力して、水の安全確保について以下の対策を行う。

Ⅰ 対策内容

- （1）市は、都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認などの指導を行う。
- （2）環境衛生指導班が、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、市民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が市民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。
- （3）ライフライン復旧後は、市民が環境衛生指導班の協力を得て給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第4節 生活用水の確保

1 対策内容（市）

市は、避難場所・避難所における生活用水の確保について、以下のような対策を行う。

（1）避難場所における対応

雨水貯留槽、非常災害用井戸等によって生活用水を確保する。

（2）避難所における対応

被災後、断水した場合には、学校のプール、非常災害用井戸等で確保した水を使用する。

2 対策内容（市民・事業者）

市民・事業者は、事業所・家庭等における生活用水の確保について、以下のような対策を行う。

（1）事業所・家庭等における対応

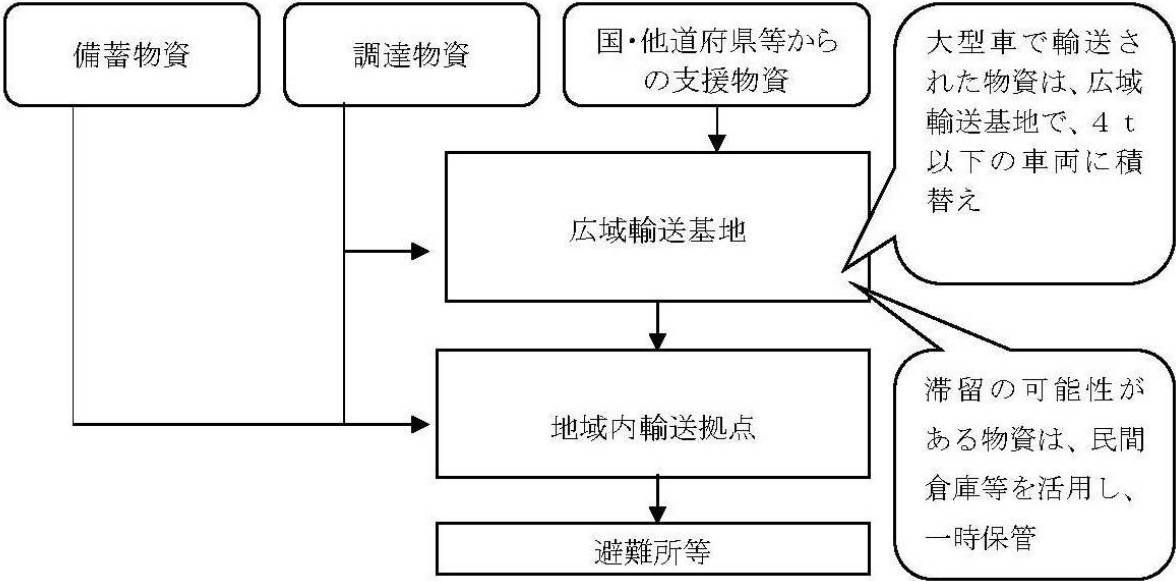
上水機能に支障が発生している場合には、くみ置き、河川水、非常災害用井戸等によって水を確保する。

第5節 物資の輸送

I 業務内容

- (1) 市が調達(都からの調達分を含む。)する食料及び生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。
- (2) 市は、地域内輸送拠点を指定し、都福祉保健局に報告する。
- (3) 市は、地域内輸送拠点で受入れた物資を避難所等へ輸送する。

〈陸上搬送概念図〉



第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第11章 市民の生活の早期再建

【予防対策】

第1節 生活再建のための事前準備

地方公共団体及びライフライン事業者は、市民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておく。

1 災害時のり災証明書交付に向けた実施体制整備

- (1) 平成29年5月に策定した「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査や、り災証明書発行体制等の庁内体制を整備するとともに、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を実施する。
- (2) 東京消防庁秋川消防署と締結した協定に基づき、事前協議等を行い、火災のり災証明書交付に係る連携体制を確立する。
- (3) 応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて住民に周知する。
- (4) 住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真(ドローンによる空撮を含む)、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

2 義援金の配分事務

義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続きを明確化する。

第2節 トイレの確保及びし尿処理

1 災害用トイレの確保・備蓄

- (1) 市は、次のとおり災害用トイレの確保に努める。
- (2) 災害発生当初は、避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。
 - ア 仮設トイレだけでなく、携帯トイレや簡易トイレ、組立てトイレ(マンホール用)など、衛生面や感染症対策も踏まえ、多様な災害用トイレを確保する。
 - イ 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。

- ウ 要配慮者も使用可能なトイレ（洋式トイレ等）の備蓄について特に配慮する。
- エ 要配慮者が使用できるバリアフリートイレを設置する公共施設を避難所として活用する。
- (3) 事業所及び家庭は、当面の目標として、3日分の災害用トイレを備蓄するように努めるものとする。

2 災害用トイレの普及啓発

- (1) 市は、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。
- (2) 災害用トイレの設置や利用等の経験は、極めて重要であり、市は災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施する。

第3節 ごみ処理

1 対策内容

- (1) 市は、発生する災害廃棄物や一般廃棄物の処理に備え、令和4年6月にあきる野市災害廃棄物処理計画を策定した。災害時はこの計画に基づき、ごみ処理に関する窓口体制を整備する。
- (2) 市は、所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保する。
- (3) 市は、都環境局と協力して、処理機能の確保策に関して市のマニュアルに示すなどの見直しを行うことで、ごみ処理体制の構築を促進する。

第4節 がれき処理

1 がれき処理方針

- (1) 市は、あきる野市災害廃棄物処理計画に基づきあらかじめ、集積場所候補地の選定を行う。
- (2) 市は、所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保する。
- (3) あきる野市災害廃棄物処理計画は、国や都の動向等を踏まえ随時修正する。

2 アスベストの飛散・ばく露防止

市は、あきる野市災害廃棄物処理計画及び都で策定している災害時におけるアスベストの飛散防止マニュアルなどの計画等との整合性を図りながら、市民の安心な生活環境を確保する。主な対策は、以下のとおり。

- (1) アスベスト使用建築物の把握
- (2) 市民へのアスベストに係る広報

第1部	第1編	震災編	第1部	第2編	風水害編	第3編	雪害編	第4編	火山編	第5編	その他編	資料編
-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----

第11章 市民の生活の早期再建【予防対策】

第5節 災害救助法等

- (3) あきる野市災害ボランティアセンターとの調整
- (4) 防じんマスクなどの資機材の確保
- (5) 教育・訓練等実施及び東京都など他団体の実施する研修や訓練などへの参加
- (6) アスベスト露出状況調査の準備

第5節 災害救助法等

1 災害救助法の適用

市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を都知事に直ちに報告しなければならないため、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

(第2部第11章【応急対策】第9節「災害救助法の適用」参照)

2 災害救助法の適用

市長は、大規模災害が発生した場合は、都知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならないことから、職員は、激甚災害指定手続き等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

(第2部第11章【応急対策】第10節「激甚災害の指定計画」参照)

【応急対策】

震災により住宅が損壊したり、火災や倒壊により失った者には、自力で住宅を確保、又は破損箇所の修理ができない者が多数予想されることから、応急住宅対策が必要となる。

市は、これらの被災者に対し、応急仮設住宅等を建設して供与し、又は破損箇所の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図る。また、被災した建築物及び被災宅地の二次災害防止のため、応急危険度判定のほか、り災証明の発行を行う。

本活動に関する責任調整機関は、建設課(第1復旧班)である。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1 日	2～3 日	4～7 日	8 日～
応急仮設住宅の 供与			応急仮設住宅の 供与需要把握	応急仮設住宅の供与用地 選定、確保、建設、調整	
住宅応急修理、 一次住宅供給		住宅応急修理、 一次供給の 需要把握	住宅応急修理、一次住宅供給		
応急危険度判定	指定避難所の応急 危険度判定実施	避難所等主要施設 の被災状況把握	被災住宅危険度判定実施、 他市町村等から支援を得る場合、 判定士の派遣要請・現地活動調整		
家屋・住家被害 状況調査	家屋・住家被害 調査実施体制確立	家屋・住家被害 調査開始 (一次調査)	家屋・住家被害調査継続 (必要に応じ、二次調査実施)		
り災証明書発行		一次調査結果集約	り災証明書 発行体制確立	被災者支援 システムに 入力	り災証明書 発行受付 開始・順次 発行

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
建設課 (第1復旧班)	住家・宅地被害調査体制確立	住家被害状況把握、住宅供給準備	応急仮設住宅の供与用地を選定、確保、建設、応急住宅対策に係る現地活動調整		
施設営繕課 (施設班)	危険度判定実施体制確立	避難所等主要施設の被災状況把握	危険度判定実施、他市町村等から支援を得る場合、判定士の派遣要請・現地活動調整		
課税課 (第1調査班)		家屋・住家被害調査開始(一次調査)	家屋・住家被害調査継続(必要に応じ、二次調査実施)		
市民課 (第2調査班)			り災証明書発行体制確立	被災者支援システムに入力	り災証明書発行受付開始・順次発行
地域防災課 (本部班)			応急住宅対策に係る庁内調整、都へ報告 賃貸型応急住宅供与の調整		

第1部	第1編	第2部	第3部	第4部
第1編	震災編	第2部	第3部	
第2編	風水害編	第2部	第3部	
第3編	雪害編			
第4編	火山編			
第5編	その他編			
	資料編			

第1節 被災建築物の応急危険度判定

1 判定制度の目的

- (1) 建築物の被害については、二次災害の防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定）を行い、必要な措置を講ずることが求められる。
- (2) 都では、平成7年5月に「東京都防災ボランティアに関する要綱」を制定し、応急危険度判定員を防災ボランティアとして位置付けた。
- (3) 応急危険度判定制度の運用については、平成14年度から判定員活動の意思確認を行う登録更新制度を開始し、実員の確保を図っている。

2 判定の実施

- (1) 地震発生後7日以内に終了することを目標とする。
- (2) 市長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- (3) 都知事は、市長が判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を行う。

3 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

第2節 被災宅地の危険度判定

1 判定制度の目的

被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次被害を軽減・防止し、市民の安全の確保を図る。

2 判定対象宅地

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物等の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

3 判定の実施

- (1) 災害対策本部長（市長）は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- (2) 東京都被災宅地危険度判定支援本部は、被災宅地危険度判定実施本部長から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けたときは、都に危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、支援措置を講ずる。

4 判定結果の表示

- (1) 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。
- (2) 当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

第3節 家屋被害状況調査等

1 調査の目的

住宅の応急修理や住宅などで使用する、り災証明を発行するための基礎資料とするため、被災直後に、家屋・住家の被害状況を把握する。

2 調査の実施

- (1) 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。
- (2) 市は、これに基づき、住家及び非住家の被害状況調査を行い、都本部に報告する。
- (3) 秋川消防署は、火災による被害状況調査を行う。

第4節 り災証明書の交付準備

1 対策内容

- (1) 住家被害認定調査の実施や、り災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。
- (2) 被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。
- (3) 住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有した上で、被害認定調査を実施する。
- (4) 火災による被害状況調査の実施に向けて、東京消防庁秋川消防署と締結した協定に基づき、

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第3編
雪害編

第4編
火山編

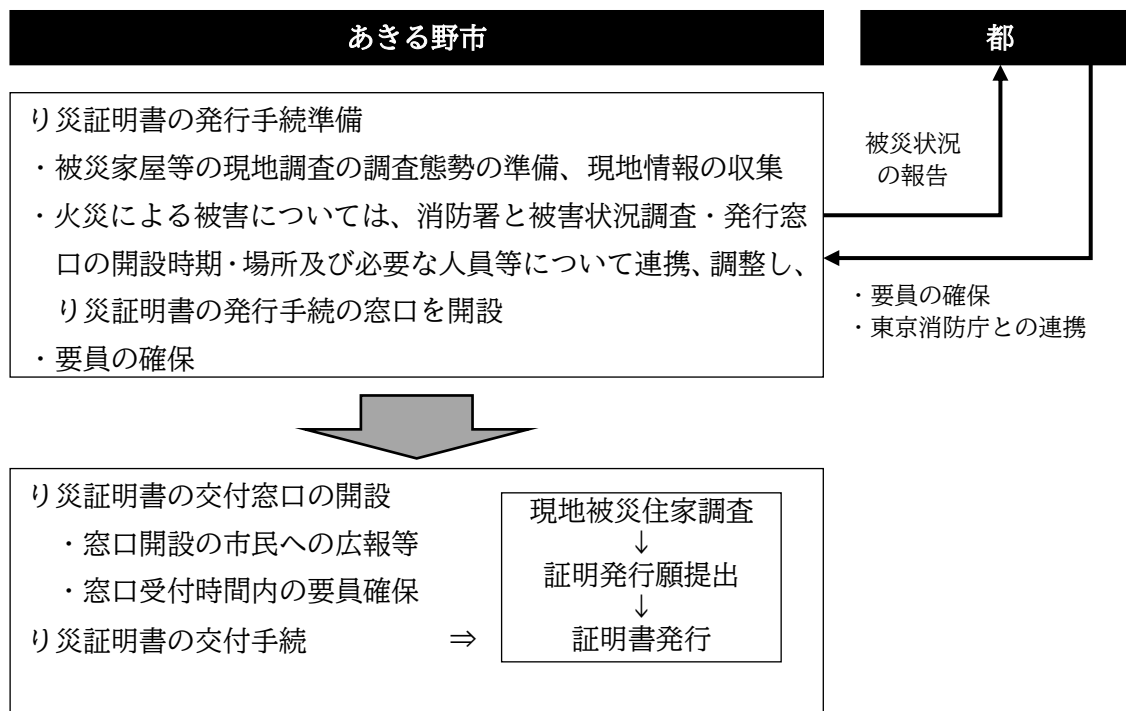
第5編
その他編

資料編

第11章 市民の生活の早期再建【応急対策】

第5節 義援金の募集・受付

連携を図り対応する。



第5節 義援金の募集・受付

被災者あての義援金品を、確実、迅速に被災者に配分するため、東京都義援金配分委員会の設置や義援金品の受付、保管、事務分担等に関する総合的な計画を定める。

1 義援金品募集の検討

都、市、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否かを検討し決定する。

2 東京都義援金配分委員会の設置

- (1) 義援金品を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、都本部に東京都義援金配分委員会（以下「都委員会」）が設置される。
- (2) 都委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - ア 被災者への義援金品の配分計画の策定
 - イ 義援金品の受付・配分等に係る広報活動
 - ウ その他義援金品の受付・配分等に関して必要な事項
- (3) 都委員会は、次の機関等の代表者により構成される。
 - ア 都

- イ 区市町村
- ウ 日本赤十字社
- エ その他関係機関

3 義援金品の受付・募集

市が行う義援金品の受付・募集については、次のとおり対応する。

(1) 義援金の配分に当たり、あさる野市義援金配分委員会（以下「市委員会」）を設置

(2) 義援金品の受付

義援金品の受付場所は、原則として市役所とし、災害の状況等必要に応じて他の公共施設等に臨時受付場所を設置する。

また、銀行等に市長（本部長）名義の普通預金口座等を開設し、振込による義援金を受け付ける。

(3) 領収書の発行

受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前期（1）の口座への振込による場合は、振込用紙をもって領収書の発行に代えることができるものとする。

(4) 委員会への報告

義援金品の受付状況について市委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、市委員会に送金するものとする。

第6節 トイレの確保及びし尿処理

地震の発生により、被災地では道路障害等により一時的に通常の体制によるごみ処理や、し尿の処理等が困難となることが予想される。排出されたごみ等が無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすだけでなく、復旧活動等の障害ともなる。また、住宅又はその周辺に大量の障害物が発生した場合、速やかにこれを除去して二次災害を防止するとともに、災害の拡大を防止し、被災者の日常生活に支障のないよう努める必要がある。

そのため、市は、ごみ処理、トイレの確保及びし尿処理、障害物の除去等を行う。

本活動に関する責任調整機関は、生活環境課（環境班）とする。

第1部	第1編	震災編
第2部	第2編	風水害編
第3部	第3編	雪害編
第4部	第4編	火山編
第5部	第5編	その他編
資料編		

第11章 市民の生活の早期再建【応急対策】

第6節 トイレの確保及びし尿処理

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
ごみ処理、清掃		ごみ処理需要を 検討、処理体制確立	ごみ処理、清掃を実施、 必要に応じ、外部の支援を得る。 現地活動調整、災害ゴミ置場の指定		
トイレの確保 及びし尿処理		し尿処理需要を 検討、処理体制確立 下水道の使用可否 について確認	トイレの確保、し尿処理を避難所等で開始 必要に応じ、外部の支援を得る。 現地活動調整		
がれき処理		がれき処理需要 検討、処理体制確立	処分場確保、がれき処理実施、 必要に応じ、業者等の協力を得る。 現地活動調整		
土石・竹木等の 除去		土石等除去需要 検討、処理体制確立	土石等除去実施、 必要に応じ、外部の支援を得る。 現地活動調整		

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
生活環境課 (環境班)		ごみ・し尿・がれき 処理体制確立	ごみ・し尿・がれき処理実施、 必要に応じ、他市町村、業者の協力を得る。 現地活動調整		
生活排水対策課 (上下水道班)		避難所での生活 用水供給 需要把握	避難所での生活用水確保、供給		
地域防災課 (本部班)		ごみ・し尿・がれき 処理需要把握	他市町村等外部から支援を得る場合、受援要請		
業者・事業所		がれき処理・土石・竹木等の除去実施			

1 実施機関

市が被災地域におけるし尿処理業務を実施する。ただし、市のみで実施することが困難な場合は、都(環境局)及び隣接市町村の応援を要請して行う。

2 生活水の確保

- (1) 市は、各避難所において避難者数に応じた生活水の確保に努める。
- (2) 事業所及び家庭においては、日頃から水のくみ置き等により生活水の確保に努める。

3 し尿の処理方法等

- (1) し尿については、被害想定1人1日1ℓの排出があるものとしてこの処理に当たる。
- (2) 震災時における被災地域のし尿の収集については、委託清掃作業員のみで対処できないときは、車両の調達及び作業員の雇上げ又は都の応援を得て、収集に当たるものとする。
- (3) 市本部災対環境部(環境班)は、短期間処理を目的に計画を策定し、迅速に収集処理する。

- (4) し尿処理に当たっては、浸水等の被害にあった地域を優先的に実施することとし、順次復帰させるものとする。
- (5) 市は、あきる野市の汚水処理機能が停止した場合に備え、八王子水再生センターへの搬入及び受入れについて都下水道局と覚書を締結している。

4 避難所や地域における対応

(1) 避難場所

避難場所のし尿処理については、延焼の状況、避難者数、水洗トイレの使用の可否等、避難場所の状況により、便槽付きの仮設トイレ等を用意して、避難場所の衛生環境を確保する。

避難場所の通常使用の状況に配慮しつつ、下水道直結のマンホールトイレや必要な資機材を収納する倉庫を避難所に設置するよう努める。

(2) 避難所

避難所は、排水設備及び取付管に可とう性継手等を採用して耐震性を強化し、震災時にも水洗トイレが使用できるようにする。発災後、断水した場合には、学校のプール等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。それでもなお、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレ等を用意する。仮設トイレ等の機種選定に当たっては、要配慮者にも配慮する。

また、災害後は需要の高まりや道路事情等により仮設トイレの設置には時間を要することが予測できることから、下水道直結のマンホールトイレや必要な資機材を収納する倉庫を避難所に設置するよう努める。

なお、市は、くみ置き水等を利用した水洗トイレ使用のマニュアルの整備を行う。

(3) 地域

ライフラインの供給停止により、住宅において従前の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレを使用できるようにするため、家庭、事業所に対し、日頃から水のくみ置き等により、断水に備えた生活用水の確保に努めるよう周知する。

第7節 ごみ処理

1 実施機関

市が被災地域における清掃業務を実施する。ただし、市のみで実施することが困難な場合は、都及び隣接市町村の応援を要請して行う。

2 ごみの処理方法

- (1) 被災地域の環境衛生の短期回復を図るため、災害発生から平常作業を中止して全能力をもって処理に当たるものとする。

第1部	第1編	震災編	第1部	第2部	第3部	第4部
第2部	第2編	風水害編	第1部	第2部	第3部	
第3部	第3編	雪害編				
第4部	第4編	火山編				
第5部	第5編	その他編				
資料編						

第11章 市民の生活の早期再建【応急対策】

第8節 がれき処理

- (2) 市本部災対環境部（環境班）は、委託清掃作業従業員だけで対処できない場合は、車両の調達及び人夫の雇上げを行い処理に当たるものとする。
- (3) 収集した生活ごみ及び避難所ごみは、できる限り現在の施設（西秋川衛生組合）において処理をする。
- (4) 災害によって発生した片付けごみについては、がれき等の仮置場に市民が自ら搬入及び分別し、民間処理施設等で再資源化する。
- (5) 前処理した可燃物に限り、西秋川衛生組合で処理する。

第8節 がれき処理

Ⅰ がれき処理

(1) 処理方針

- ア 被災地域の応急対策や復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）を分別し、再利用、適正処理を図る。
- イ 市は、策定したあきる野市災害廃棄物処理計画によりがれき処理する。

(2) 処理計画

- ア 市域における被害状況を確認し、がれきの発生量を推定し都へ報告するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。
- イ 市域におけるがれき処理推進体制を整備する。
- ウ 発災直後の様々な情報を収集・整理し、所管の区域におけるがれき処理の基本方針を明らかにしたあきる野市災害廃棄物処理計画を策定した。
- エ 市域におけるがれきの処理を行う。この際、東京都との連絡体制を確立し、建設業者等との協定に基づき、重機等の機材を用い、仮置き場（災害ゴミ置場）の選定をした上で、がれきの処理を行う。

2 土石・竹木等の除去

災害によって住宅又はその周辺に大量の障害物が発生した場合、速やかにこれを除去して二次災害を防止するとともに、災害の拡大を防止し、被災者の日常生活に支障がないよう努める。

(1) 土石・竹木等の除去

ア 市

災害救助法適用前は、民地内の土石・竹木等の被害については、市長が除去の必要を認めたものを対象として実施する。

災害救助法適用後は、法に基づく除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局（西多摩建設事務所）に報告するとともに、関係機関と協力して土石、竹木等の除去を実施する。

イ 都建設局（西多摩建設事務所）

災害救助法適用後は、都建設局（西多摩建設事務所）が市の報告に基づき、実施順位、除去物の集積地等を定め実施する。

第一次的には、市保有の器具・機械を使用する等、市と協力して実施し、労力・機械力不足の場合は、都総務局に要請し、隣接市町村からの派遣を求める。また、不足する場合は、西多摩建設業協同組合に対し、資機材、労力等の提供を求める。

（2）土石・竹木等の障害物の除去の対象となる者

ア 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者

イ 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか、又は敷地等に運び込まれているため家への出入りが困難な状態にある者

ウ 当面の日常生活が営みえない状態にある者（本宅に障害物が運び込まれても、別宅がある場合等は対象とならない）

エ 半壊又は床上浸水被害を受けた者（全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない）。

オ 原則として、救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けた者

3 アスベストの飛散・ばく露防止

市は、発災後迅速にアスベストの露出状況の把握及び応急措置を行う。主な対策は、以下のとおり。

- （1）災害対策本部及び災害復旧部からの被災情報の収集
- （2）あきる野市災害ボランティアセンターへの注意喚起
- （3）アスベスト露出状況調査及び飛散・ばく露防止対策
- （4）環境モニタリングに関する協力団体等との連絡調整

第9節 災害救助法の適用

被災状況を迅速に取りまとめ東京都に報告することで、都知事が災害救助法の適用について判断を行う。災害救助法が適用された場合、救助の実施主体は東京都となるが、市に事務委任された場合は市が実施する。市が行った救助に要した経費については、定められた基準の中で国と都が負担することとなる。

なお、災害救助法の適用がなかった場合においても、市は適用時と同様に、被災者の保護や社会秩序の保全のため救助を行う。

1 災害救助法による救助

都の地域に災害が発生し、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用基準に該当する被害が生じた場合、都知事は救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	第3部
第4編 火山編	
第5編 その他編	

第11章 市民の生活の早期再建【応急対策】

第9節 災害救助法の適用

市長(本部長)は、救助法に基づき都知事が救助に着手したときは、都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、都知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、その職権に属する救助に関する事務の一部を市長(本部長)に委任することができる。

なお、災害の事態が切迫し、都知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、市長(本部長)は救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理について都知事の指示を受けるものとする。

2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、あきる野市においては、次のいずれか1つに該当する場合、救助法を適用する。

- (1) 市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が適用基準表の基準1号以上であること。
- (2) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上あって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。
- (3) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

※あきる野市の人口：80,954人（平成30年4月27日現在 国勢調査による）

災害救助法施行令の適用基準別表「50,000人以上100,000人未満」に該当

※東京都の人口：13,515,271人（平成30年4月27日現在 国勢調査による）

災害救助法施行令の適用基準別表「3,000,000人以上」に該当

3 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

滅失住宅1世帯＝全壊(全焼・流失)住家	1世帯
＝半壊(半焼・半壊)住宅	2世帯
＝一時的に居住することができない状態となった住家	3世帯

(2) 住家の滅失等の認定

ア 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害が住家全体に占める損害割合で

表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

ウ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取扱う。

4 救助法の適用手続き

市は市域で発生した災害による被害の状況について、迅速に東京都に報告しなければならない。都知事は報告を受けた被災状況が適用条件に該当するときは、災害救助法の適用を決定する。

(1) 適用手続き

本市における災害が前記2の救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長（本部長）は、直ちにその旨を都知事に報告しなければならない。

災害の実態が急迫し、都知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、市長（本部長）は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置に関して都知事の指示を受けるものとする。

(2) 要請手続き

市長（本部長）が災害救助法の適用を都知事に要請する場合は、都総務局総合防災部に対し、次に掲げる事項について緊急やむを得ないときには、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害状況

ウ 適用を要請する理由

第1部	第1編	震災編	第1部	第3編	雪害編
第2部	第2編	風水害編	第2部	第4編	火山編
第3部	第3部	第3部	第5編	その他編	
第4部					資料編

第11章 市民の生活の早期再建【応急対策】

第10節 激甚災害の指定

- エ 必要な救助の種類
- オ 適用を必要とする期間
- カ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- キ その他必要な事項

(3) 救助法適用の公布

救助法が適用されたときは、都知事により次のとおり公布される。

公告

〇月〇日発生の〇〇災害に関し〇月〇日から〇〇区市町村の区域に
災害救助法(昭和22年法律第118号)により救助を実施する。

令和〇年〇月〇日

東京都知事 〇〇〇〇

5 救助法による救助の種類

(1) 救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の搜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救助は、現物によって行うことが原則であるが、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

第10節 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)は、著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

市内に大規模な災害が発生した場合、市としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため「激甚法」による助成援助等を受けることが必要である。

本章においては、「激甚法」に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等について定める。

〈関係法令〉

災害対策基本法(昭36法223号)第97～98条

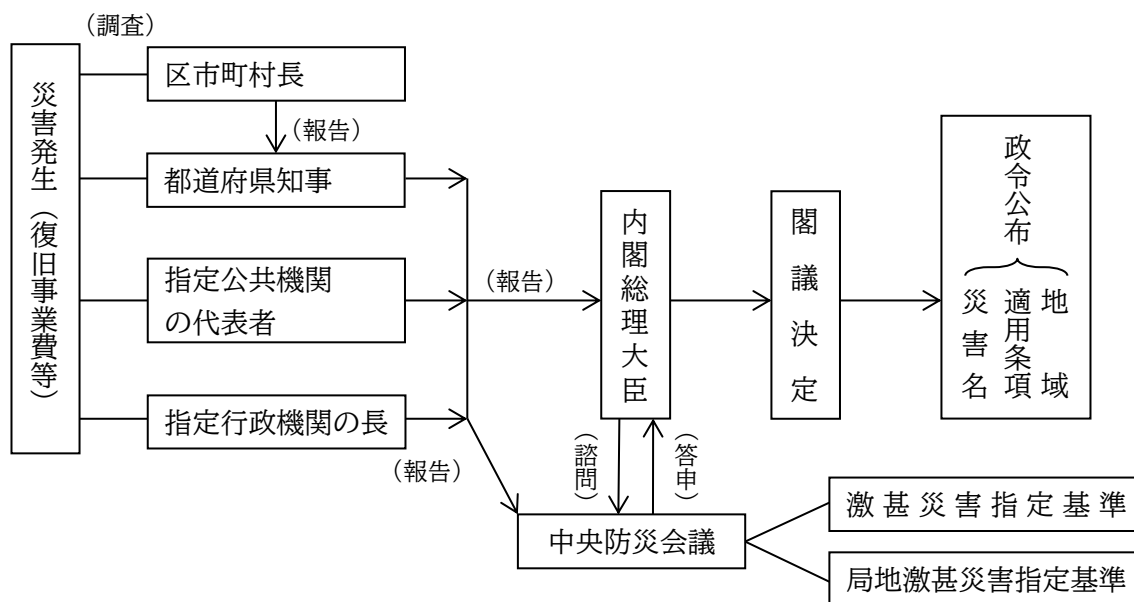
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭37法150号)

1 激甚災害指定手続き

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

この手続きを図示すると次のとおりである。



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月頃に手続きを行う。

2 激甚災害に関する調査報告

市長(本部長)は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し都知事に報告する。

- (1) 市内に大規模な災害が発生した場合、市長(本部長)は、被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業については、関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- (2) 市各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額その他激甚法に定める必要な項

第11章 市民の生活の早期再建【応急対策】

第10節 激甚災害の指定

目を速やかに調査し、市災対総務部長に提出するものとする。

- (3) 市災対総務部長は、前記各部の調査を取りまとめ、本部長室に付議し、激甚災害の指定を受ける必要があると決定した場合は、都知事に調査書を添えて申請するものとする。なお、各部長は、事業ごとに都の関係機関と連絡の上、指定の促進を図るものとする。
- (4) 市は、都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

3 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日に中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

激甚災害法 適用条項	指定基準
第2章 第3条 第4条	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5
第5条	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円
第6条	次の1及び2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の1.5であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
第8条	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の様態から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 (A基準) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3
第11条の2	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の5 (B基準) 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の60 (2) 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第11章 市民の生活の早期再建【応急対策】

第10節 激甚災害の指定

激甚災害法 適用条項	指定基準
第12条 第13条	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×100分の0.2 (B基準) 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 ただし、火災の場合又は激甚災害法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。
第16条 第17条 第19条	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
第22条	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数＞被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害、ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数＞被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内で住戸戸数の10%以上 2 滅失住宅戸数＞被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で400戸以上 (2) 一市町村の区域内で住戸戸数の20%以上
第24条	1 公共土木施設及び公立小学校施設小災害に係る措置については、激甚法第2章の措置が適用される被害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実状に応じ個別に考慮

災害を市町村段階の被害の規模で捉え、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日に中央防災会議が次のように基準を定めている。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	

市長(本部長)は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各部局に提出するものとする。

第11章 市民の生活の早期再建【応急対策】

第10節 激甚災害の指定

6 激甚法に定める事業及び関係局

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	2 公共土木施設災害関連事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育庁	
	4 公営住宅施設災害復旧事業	住宅政策本部	
	5 生活保護施設災害復旧事業	福祉保健局	救護施設、更正施設、宿泊所 医療保護施設、宿所提供施設
	6 児童福祉施設災害復旧事業	福祉保健局	
	7 老人福祉施設災害復旧事業		
	8 身体障害者更生施設災害復旧事業		
	9 精神薄弱者援護施設災害復旧事業		
	10 女性保護施設災害復旧事業		
第3条及び第19条	11 伝染病予防事業	福祉保健局	
	12 伝染病予防施設災害復旧事業		
第3条及び第9条	13 堆積土砂排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局 都市整備局 総務局	河川、道路、公園、緑地、運河、 溝渠、広場、その他の施設 公共下水道、都市下水路 林業用施設、（貯木場等） 林業用施設、漁場 上記の施設の区域外
第3条及び第10条	14 湛水排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局	
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業労働局	

第11章 市民の生活の早期再建【応急対策】
第10節 激甚災害の指定

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第5条及び第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業		
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	産業労働局	
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置		
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助		
第12条	20 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		
第14条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第16条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教 育 庁	
第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	生活文化スポーツ局	
第20条	26 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	福祉保健局	
第21条	27 水防資材費の補助の特例	建 設 局	
第22条	28 り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	住宅政策本部	
第24条	30 公共土木施設、農地及び農業用施設又は林道等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需用額への算入	建 設 局 教 育 庁 産業労働局 財 務 局	公共土木施設 公立学校 農地及び農業用地 地方債の発行及び交付税算定

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第11節 応急教育

震災時における児童・生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、学校等における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。そのため、市は、応急教育について必要な対策を講ずる。なお、各学校の防災対策については、「あきる野市学校防災マニュアル(地震災害編)」(以下「学校防災マニュアル」という。)を基に、今後、定めていくものとする。

本活動に関する責任調整機関は、教育総務課(学校班)である。

《時系列活動目標のイメージ》

活動目標	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
学校教育の 応急対策	学校施設の 被害調査	学校施設が避難所 となる場合の調整	応急教育の実施、授業再開の準備、 施設の応急修理、復旧		
児童・生徒の 避難対策	教職員非常配備、児 童・生徒避難 対策	避難誘導、待機、 保護者への引渡	被災児童・生徒の安否、状況把握		
労務確保		労務確保需要把握	被災地の対策需要に応じ、民間団体の 協力及び労務者の雇用確保、調整		

《対策実施部課・機関と主な活動》

実施担当	発災～数時間	数時間～1日	2～3日	4～7日	8日～
教育総務課 (学校班)	教職員非常配備、児 童・生徒の避難、施 設の被害調査	児童生徒の避難 誘導、引渡し、留置 教職員の安否確認 施設の安全確認 施設が避難所 となる場合の調整	被災児童・生徒の安否、状況把握施設の 被害調査及び応急修理、復旧 避難者支援、避難所運営支援 避難者受入スペースの開放と整理 応急教育の実施、授業再開の準備、 通常授業再開		
総務課 (総務班)		労務確保需要把握	被災地の対策需要に応じ、 民間団体の協力及び労務者の雇用確保、調整		

Ⅰ 学校教育の応急対策

学校施設の被災又は児童・生徒等の被災により、通常の教育に支障をきたした場合に、応急教育を実施して、教育の万全を期するものとする。

(1) 実施機関

- ア 市立の学校における災害応急教育は、市本部災対教育部(学校班)が実施する。
- イ 災害救助法が適用されたときは、市長(本部長)の補助を得て都知事(都本部長)が行うが、都知事(都本部長)から委任された場合は、都知事(都本部長)の補助機関として、市長(本部長)が教育委員会及び各学校長の協力を得て実施する。

(2) 応急教育体制

市立小・中学校は災害対策として、災害の予防、応急対策及び復旧を通じて、児童・生徒の生命の保全及び教育活動の確保を図るものとする。

ア 災害時の体制

- (ア) 学校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与えること。
- (イ) 学校長は、災害の規模、児童・生徒、教職員及び施設の被害状況を速やかに把握するとともに、市本部災対教育部と連絡し、災害対策に協力、校舎の管理に必要な教職員を確保し、万全の体制を確保する。
- (ウ) 学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、市民の協力を得るよう努める。
- (エ) 学校長は、状況に応じ、市本部災対教育部と連絡の上、臨時休校、臨時の学校編成を行う等の適切な処置をとる。
- (オ) 学校長は、応急教育実施に当たって、市本部災対教育部に報告するとともに、決定次第速やかに児童・生徒及び父兄に周知徹底を図る。
- (カ) 市教育委員会は、市長（本部長）の指示及び情報を速やかに流すとともに、適切な緊急対策を指示する。

イ 災害応急時の体制

学校長は、教職員の会議等において、次の事項の分担を決め、速やかな対策を立てるものとする。

- (ア) 児童・生徒の被害状況
- (イ) 教職員の被害状況
- (ウ) 校舎等の被害状況
- (エ) 教材器具の被害状況
- (オ) 通学路及び通学経路の安全確認
- (カ) 保健指導
- (キ) 生活指導
- (ク) 児童・生徒の訪問指導（児童・生徒の健康、安全教育、生活指導、心のケア、教科書及び学用品の状況）
- (ケ) 疎開児童・生徒の訪問指導等
- (コ) 以上の結果については、市本部災対教育部に報告すること。

ウ 学校の一部が被災した場合の応急教育の場所

- (ア) 特別教室、屋内運動場等被災を免れた場所を利用する。
- (イ) 二部授業を行う。
- (ウ) 避難者がいる場合は、避難スペースと区分けを行い実施する。

エ 学校の全部が被災した場合

- (ア) 公共施設等で避難所となっていない施設を利用する。
- (イ) 隣接学校の校舎を利用する。

第1部	第1編	第2部
	震災編	第3部
		第4部
第2部	第2編	第1部
	風水害編	第2部
		第3部
第3部	第3編	
	雪害編	
第4部	第4編	
	火山編	
第5部	第5編	
	その他編	
資料編		

オ 特定の地域全体が被災した場合

- (ア) 避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校を利用する。
- (イ) 応急仮校舎を建築する。

カ 協力を要請する場合

市内全域に大被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用する。また、状況により都に対して協力を要請するものとする。

キ 教育職員の確保

- (ア) 欠員者が少ない場合は、学校内で操作する。
- (イ) 隣接校との操作を考える。
- (ウ) 欠員（欠席）が多数のため、(ア)(イ)の方途が講じられない場合は、都教育委員会に協力を要請するものとする。

2 児童・生徒の避難対策

災害時における児童・生徒の避難については、避難の実施責任者、避難の順位、避難・誘導責任者及びその要領、措置、避難者の確認方法、児童・生徒の保護者への引渡方法等について定める。

(1) 児童・生徒の安全確保のための防災体制の整備

市教育委員会及び市内各市立学校は、学校防災マニュアルに基づき、児童・生徒の安全確保のための学校防災体制を確立するとともに、学校防災マニュアルに定める災害対応事項の周知徹底を図る。

- ア 避難場所の選定
- イ 避難経路の設定
- ウ 非常持出の確認及び担当者の決定
- エ 児童・生徒の安否確認方法
- オ 保護者との連絡体制及び児童・生徒の留置と引渡し方法の整備
- カ 指令等の伝達及び連絡、報告等の方法
- キ 校内体制の確立（指揮者の順位、関係機関等への連絡者の設定等）
- ク 勤務時間外における教職員の参集、連絡体制、役割分担
- ケ 通学路や通学経路の安全性等の把握

(2) 避難訓練の実施

災害の発生に備えて児童・生徒等の避難訓練を実施するほか、市及び地域が行う防災訓練に教職員、児童・生徒等も参加、協力する。

(3) 地域家庭への連絡方法を確立

- ア 地域単位又は学級単位で電話やメール等による連絡網を作成しておく。
- イ 地域担当教員をあらかじめ定めておく。
- ウ 家庭学習及びその期間の生活指導のため、保護者間の連絡を密にしておく。

(4) 学校給食施設の措置

- 学校給食センターは給食事業以外に災害時の応急炊き出しを務める。
- ア 平時から施設の震災対策や給食物資の安全保管に努めることとする。
 - イ 震災後は施設器具の被災状況の確認や給食物資の安全点検、調理員等の安否確認、搬送事業者の業務継続の可否確認などを行い、早期の給食機能再開に向け努めるものとする。
作業人員確保等センターの努力で対応できないものは、市本部災対教育部へ報告し指示を仰ぐ。
 - ウ 被災状況や給食機能の継続可否について、速やかに市本部災対教育部に報告する。
 - エ 学校給食センターは調理機能を発揮するもので、その施設自体が直接配布場所とならないことに留意する。
 - オ 学校給食の再開や応急炊き出しの実施については、市本部災対教育部から指示する。

3 学用品給与対策

災害により住家が被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対し、被害の実情に応じ、教科書(教材を含む。)、文房具及び通学用品を支給する。

災害救助法の適用に当たらない災害の場合においては市が実施するものとし、災害救助法適用後は都が実施し、市はこれに協力するものとする。

(1) 学用品の給与を受ける者

- ア 災害によって住家に被害を受けた児童・生徒であること。
- イ 小学校の児童及び中学校の生徒に限ること(私立学校を含む。)
- ウ 学用品がなく就学に支障を生じた児童・生徒であること。

(2) 給与の時期

災害発生の日から教科書については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。ただし、交通、通信の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、都知事(都本部長)が特に内閣府の承認を受け、必要な期間を延長する。

(3) 給与の方法

学用品は、原則として都知事(都本部長)が一括購入し、被災児童及び生徒に対する配分は、市教育委員会の協力を得て、市長(本部長)が実施するものとする。ただし、使用教科書が地域ごと、又は学校の設置者により異なるので、学用品の給与を敏速に行うため、都知事(都本部長)から職権の委任を受けた市長(本部長)が市教育委員会の協力を得て、調達から配分までの業務を行うこともできる。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第3編
雪害編

第4編
火山編

第5編
その他編

資料編

(4) 費用の限度

ア 教科書代

支給する教科書又は教材の実費

イ 文房具及び通学用品代

災害救助法施行細則で定める額

4 応急保育対策

(1) 応急保育計画の整備

ア 市本部救援救護部長は、各保育所等の立地条件等を考慮した上、必要に応じて応急保育計画を見直し、平時から災害時の保育の方法等を明確にしておくものとする。

イ 各施設長は、市本部救援救護部長と協議して、応急保育体制に備え次の事項を定めておくものとする。

(ア) 園児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法

(イ) 各機関との連絡網

(ウ) 勤務時間外における災害に備えた非常招集の方法

(2) 災害時の体制

ア 緊急避難の措置

各施設長は、状況に応じ緊急避難の措置をとらなければならない。

イ 被害状況の報告

各施設長は、災害の規模、園児、職員及び施設の被害状況を把握するとともに、市本部救援救護部（第2民生班）に報告し、施設の管理に必要な職員を確保し、万全の措置を確立すること。

ウ 臨時編成の調整

各施設長は、応急保育計画に基づき臨時の編成を行うなど、災害状況と合致するよう速やかに調整すること。

(3) 施設責任者の責務

ア 市本部救援救護部長の責務

(ア) 市本部救援救護部長は、園児の被災状況を調査し、関係機関と連絡を密にし、保育の復旧に努める。

(イ) 各施設長は、施設に対する情報及び指令の伝達について万全の措置を期すること。

(ウ) 避難所等になったため、長期間施設が使用不可能な場合は、早急に保育できるよう対策を講ずること。

(エ) 施設長は、災害の推移を把握し、平常保育に戻るよう努め、その期間を早急に保護者に連絡すること。

(オ) 市本部救援救護部長は、各施設の被災状況を確認し、市本部に報告すること。被災施設については、早急に復旧を図り、保育活動の再開に努めるものとする。

イ 各施設責任者の責務

- (ア) 各施設長は、市本部救援救護部長からの指示事項の徹底を図る。
- (イ) 応急保育計画に基づき、通園可能な園児は施設において保育する。その際、登下園の安全の確保に万全を期するよう配慮する。
- (ウ) 災害により、登下園できない園児については、地域ごとに実情を把握し必要な措置を講ずる。
- (エ) 各施設長は園舎等施設の被災状況や隣接建物や道路等の被災状況を確認し、市本部救援救護部長に報告する。施設に被災があった場合は、応急処置を施すとともに、早急に復旧を図り、安全管理に努めるものとする。

5 学童保育クラブの災害応急対策

学童保育クラブの応急対策計画については、本節各計画に準じて、策定しておくものとする。

第12節 労働力の確保

市長(本部長)は、災害時において救助活動等に労力の不足を生じたときは、あきる野市受援計画に基づき関係機関に応援を求めるとともに、民間団体の協力及び労働者の雇用を図り、労力の確保に努めるものとする。

(1) 雇上対策

災害時において、雑務・土工類似の労働に耐えうる能力のある者を迅速かつ確実に雇上げるため、その雇上げ対策は次のとおりとする。

ア 日雇労働者

公共職業安定所の日雇求職者等

イ 市内建設業者等作業員

(2) 市本部各部は、その他の労務を必要とするときは、市本部災対総務部に要請

(3) 市本部災対総務部は、各部より要請があったときは、直ちに次の事項を明示の上、関係団体に協力を要請

- ア 応援を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 従事場所
- エ 就労予定期間
- オ 労務の種別

第1部	第1編	震災編	第1部	第2編	風水害編	第3編	雪害編	第4編	火山編	第5編	その他編	資料編
-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----

第11章 市民の生活の早期再建【応急対策】

第12節 労働力の確保

カ 所要人員

キ その他必要事項

(4) 災害により、市本部で確保した労力でなお不足する場合には、東京労働局に応援を要請

(5) あきる野市受援計画

市は災害時に災害応急対策を実施するに当たり、不足する人やものについて、あらかじめ策定したあきる野市受援計画に基づき、東京都や関係機関に支援を受けるための応援依頼を行う。

【復旧対策】

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第1節 リ災証明書の交付

1 基本的な流れ

- (1) 住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、リ災証明書の交付に備える。
- (2) 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。また、都や他区市町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。
- (3) 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら、リ災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には第2次調査を実施する。
- (4) リ災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。
- (5) 火災による被害状況調査及びリ災証明書の発行について、秋川消防署と連携を図る。

2 発行手続き

リ災した世帯の再建復興のための各種手続きには、被災したことの証明が必要になる。リ災証明書の発行に当たっては、原則としてその事実の確認を行った上で発行するものとする。

市は、東京都被災者生活再建支援システムにより、迅速かつ適切なり災証明発行に向けた体制を整備するとともに、被災者台帳の作成まで一貫した体制整備に取り組む。

- (1) リ災証明書の発行は、申請者の申請により行う。リ災証明書申請書の様式は、様式-1のとおりとする。
- (2) 市は、住家被害認定調査の結果等に基づき、速やかにリ災証明書を発行する。
- (3) 秋川消防署は、市と調整し、火災による被害状況調査体制を充実する。これに当たり、発行時期や発行場所等について、協定に基づき市と調整を図り、火災のり災証明書発行に係る連携体制を確立する。

3 証明の範囲

リ災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の種類の被害とする。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第11章 市民の生活の早期再建【復旧対策】

第1節 り災証明書の交付

(1) 人的災害

- ア 死亡
- イ 行方不明
- ウ 負傷

(2) 物的被害

- ア 全壊（全焼）
- イ 大規模半壊
- ウ 中規模半壊
- エ 半壊（半焼）
- オ 準半壊
- カ 一部損壊
- キ 流出
- ク 床上浸水
- ケ 床下浸水
- コ その他の物的被害

4 発行場所

調査部第2調査班(市民部市民課)において発行する。

また、火災によるり災証明がある場合も基本的に調査部第2調査班(市民部市民課)で発行する。なお、火災による焼損程度についての問合せは、調査の実施主体である東京消防庁秋川消防署で対応する。

5 証明手数料

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

6 証明書の様式

り災証明書の様式は、様式－2のとおりとする。

様式－1

り災証明書発行願

令和 年 月 日提出

あきる野市長殿

証明 対象者	あきる野市		
	住所		
	(居所)		
	*居所は住所以外の場所に居住している場合のみ記入してください		
	氏名		
提出者 *証明対象者 本人であれ ば記載不要	住所		
	(居所)		
	*居所は住所以外の場所に居住している場合のみ記入してください		
	氏名		
	*証明書に記載してほしい対象者の氏名を全員分記入してください		
連絡先			
*日中連絡がつく連絡先を記入してください			
建物所在地を記入してください		あきる野市	
① 証明対象者の住所と同じ		② その他(	
居住の有無	① 居住物件(証明対象者本人が居住) ② 居住していない所有物件		
建物用途	・居宅 ・共同住宅 ・事務所 ・店舗 ・倉庫 ・車庫 ・物置 ・その他()		
発行部数..... 1部 or その他(部)	所有区分	持家 ・ 借家	
*原則1部となります			
り災証明書の提出先(2部以上発行する場合は記入してください)			
(		)	
備考			

職員記載欄	受付番号	対応職員	
	月 日	調査票番号	
本人確認書類	免 ・ 保 ・ パ ・ 他()	発行	済 ・ 未 ・ 二次調査へ

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

(整理番号)

り 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
追加記載事項欄①)	

り災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

あきる野市長

第2節 被災住宅の応急修理

I 住宅の応急修理の概要

(1) 応急修理の目的

災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。

取壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

(2) 対象者

震災のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び住家が大規模半壊し、生活するために欠くことできない必要最小限の復旧修理を行えば居住が可能となる者。

(3) 対象者の調査及び選定

市において被災者の資力、その他生活条件を十分調査し、市長（本部長）が発行する災害証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された市が募集・受付・審査等の事務を行う。

(4) 修理

都が、関係団体等と調整のうえ、（一社）東京建設業協会、全国建設労働組合総連合東京都連合会及び（一社）災害復旧職人派遣協会のあっせんする建設業者により、応急修理を行なうリストを作成し、市はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

応急修理は生活を再開するための原状復帰工事である。

都が市に事務を委任した場合は、市が事務を行う。

ア 経費

1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

イ 期間

原則として、災害発生の日から3か月以内に完了する。

ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了する。

(5) 帳票の作成

市は、様式第2号により応急修理記録簿を整備する。

第1部	第1編	震災編	第1部	第2部	第3部	第4部
第2部	第2編	風水害編	第1部	第2部	第3部	
第3編	雪害編					
第4編	火山編					
第5編	その他編					
資料編						

第11章 市民の生活の早期再建【復旧対策】

第2節 被災住宅の応急修理

〈様式第2号 住宅応急修理記録簿〉

住宅応急修理記録簿

住 所 住宅番号	世帯主 氏 名	職業	家族数	修理箇所 概 要	修理着工 年 月 日	修理完了 年 月 日	修理費	備考

第3節 応急仮設住宅等の供与

1 供与の目的

災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家が確保できない被災者に、応急的な住宅を供給する。

災害救助法の適用がない場合においても市長が特に必要と認めた場合は、住家を失い自己の資力で住家の確保ができないものに応急仮設住宅を供給する。

2 供与の実施

(1) 応急仮設住宅等の種類

ア 建設型応急住宅

都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。

市は、都から事務委任があった際は、この事務を実施する。

イ 公的住宅の供給

災害救助法の適用がある場合の応急仮設住宅の確保について、市の役割として市営住宅の空き家を供給する。

都は、都営住宅の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び他の地方公共団体に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

ウ 賃貸型応急住宅

都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を供給する。

市は、都から事務委任があった際は、この事務を実施する。

(2) 入居者の選定

ア 入居資格

(ア) 次の各号の全てに該当する者のほか、都知事が必要と認める者とする。

a 住家が全焼、全壊又は流失した者

b 居住する住家がない者

c 自らの住家を確保できない者

※ ただし、使用申込みは1世帯1箇所限りとする。

イ 入居の募集・選定

(ア) 都は、応急仮設住宅等の入居者の募集計画を策定し、市に住宅を割当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。

(イ) 割当てに際しては、原則として各区市町村の行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、都が区市町村との調整を踏まえ、広域的に割当てて。

(ウ) 住宅の割当てを受けた市は、当該市の被災者に対し募集を行う。

(エ) 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき当該応急仮設住宅が存する区市町村が

第1部	第1編	震災編	第1部	第2部	第3部	第4部
第2編	風水害編	第1部	第2部	第3部		
第3編	雪害編					
第4編	火山編					
第5編	その他編					
資料編						

第11章 市民の生活の早期再建【復旧対策】

第3節 応急仮設住宅等の供与

入居者の選定を行う。

- (オ) 賃貸型応急住宅については、被災者が物件を自ら探す方式により住宅の提供を行う場合には、区市町村への住宅の割当ては実施しないが、募集・申込受付等は区市町村に依頼し、区市町村において所要の事務を行う。

3 応急仮設住宅の設置

(1) 設置主体

- ア 応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用された場合は都が行い、市はこれに協力する。災害救助法適用後市長（本部長）は、建設の必要があると認めた場合、直ちに都知事（都本部長）に要請する。

ただし、都から応急仮設住宅の供与について、事務委任があった場合は、市が実施する。

- イ 災害救助法が適用されない場合又はその他の状況により市長（本部長）が特に必要と認めた場合は、市本部（災害復旧部）が建設する。

(2) 設置戸数（災害救助法適用時）

- ア 供与戸数は、都知事が決定する。
- イ 被害の程度、深刻さ、市民の経済的能力、住宅事情等により、設置戸数を引き上げる必要が認められるときは、市長（本部長）は都知事（都本部長）に要請する。

(3) 建設用地の確保

建設用地は、災害の状況に応じて災害地に近い市又は都所有の空地若しくは既設の公園等適当な場所を選定するが、あらかじめ次の点を考慮の上、建設予定地を定めておくものとする。

- ア 接道及び用地の整備状況
- イ ライフラインの状況（埋設配管）
- ウ 避難場所等としての利用の有無

(4) 建設の方法、規模及び構造

ア 建設地

- (ア) 都は、予定された建設地の中から選定する。
- (イ) 用地の選定に当たり、市域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合は、必要に応じて、区市町村相互間で融通を行う。

イ 規模及び費用

1戸当たりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。

1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。

ウ 構造

平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、

必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に適した設備・構造の住宅とする。

(5) 着工

災害発生の日から20日以内に着工する。

(6) 建設工事

建設は、都が（一社）東京建設業協会、（一社）プレハブ建築協会、（一社）全国木造建設事業協会及び（一社）日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。

なお、必要に応じ、他の建設業者にも発注する。

工事の監督は、都が行う。市はこれに協力する。ただし、これにより難しい事情がある場合には、都は市に委任する。

(7) 入居者台帳

市は、様式第1号により入居者台帳を整備し、応急仮設住宅の管理運営が円滑に進むよう関係部班を調整するものとする。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

〈様式第1号 応急仮設住宅等入居者台帳〉

応急仮設住宅等入居者台帳
(建設型応急住宅・公的住宅・賃貸型応急住宅)

設置 場所	応急仮設 住宅番号	住 所	世帯主氏名	家族数	入居年月日	敷地区分	摘要

- 注 1 設置場所を明らかにした図面を添付する。
2 住所欄は、被災前の住所を記入する。
3 敷地区分欄は、公私有別、有無償を明らかにし、有償の場合は、借地料も記入する。

第4節 被災者の生活確保

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する生活相談、災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸付、職業のあっせん等を行う。

1 生活相談

各機関の行う生活相談は、次のとおりとする。

機関名	相談の内容等
市	被災者臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等の対応を実施 設置した相談所で、要望事項を聴取し、その解決を図るほか、必要に応じて関係機関に連絡して対応を要請するものとする。
五日市警察署 福生警察署	警察署、交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たる。
秋川消防署	震後における出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署と消防出張所等に、災害の規模に応じて消防相談所を設置し、相談に当たる。 1 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 2 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 3 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 4 火災のり災証明書の申請者に対する説明対応等についての支援

2 災害弔慰金等の支給

市は、自然災害等により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、自然災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対しては、災害障害見舞金を支給する。この他、住家被害に対する災害見舞金を支給する。

また、日赤東京都支部では、災害救援金品（見舞金品）の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞金品の配分を行う。

第1部	第1編	第2部	第3部	第4部
	震災編			
第2編	風水害編	第1部	第2部	第3部
第3編	雪害編			
第4編	火山編			
第5編	その他編			
	資料編			

第11章 市民の生活の早期再建【復旧対策】

第4節 被災者の生活確保

3 災害援護資金・住宅資金等の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を、低所得者層を対象に貸し付けるほか、住宅に災害を受けた者に対して、住宅の建設又は補修に必要な資金を貸し付ける。

4 職業のあっせん

各機関の職業のあっせんに関する取扱いは、次のとおりとする。

機関名	職業あっせんの取扱い
市	災害により離職者が生じた場合は、被災者の前職等を調査の上、青梅職業安定所等へその状況を連絡し、職業のあっせんを要請するとともに、必要に応じて都に要請し、被災者の雇用の安定を図るものとする。
東京労働局	1 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災状況等を勘案の上、都内各公共職業安定所と緊密な連絡を取り、青梅職業安定所を通じ速やかにあっせんを図る。また、他府県への就職希望者については、総合的雇用情報システムの活用等により、他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。 2 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、青梅職業安定所長を通じ、次の措置を講ずるものとする。 (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 (2) 臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

5 租税等の徴収猶予及び減免等

市における租税等の徴収猶予及び減免等の措置は、次のとおりである。

(1) 方針

- ア 市は、被災者に対する市税等（市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税及び国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び介護保険サービスを含む。以下「市税等」という。）の徴収猶予及び減免等の緩和措置に関する計画を立てるものとする。
- イ 市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者」という。）及び保険料納付者に対し、地方税法、国民年金法又は市税条例により、市税等の納税（納付）緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等で、それぞれの事態に対応した適時適切な措置を講ずるものとする。

(2) 期限の延長

災害により納税義務者若しくは納付者が期限内に申告書その他書類の提出又は市税等を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害が収まった後、2か月以内に限り当該期限を延長する。

- ア 災害が広域にわたる場合、市長が職権により適用地域及び期日を指定する。
- イ その場合、災害がおさまった後30日以内に、被災納税者等により申請があったとき、市長が認定し期日を指定する。

(3) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税者等が市税等を一時に納税（納付）することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

(4) 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

(5) 減免内容

被災した納税義務者等に対し、次に掲げる税目及び保険料については、別途減免措置要領により、減免及び納税義務の免除等を行う。

- ア 市民税
- イ 固定資産税及び都市計画税
- ウ 国民健康保険税
- エ 国民年金保険料
- オ 後期高齢者医療保険料
- カ 介護保険料
- キ 介護保険サービス利用料

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

6 その他の生活確保

各機関の生活確保に関する対応は、次のとおりとする。

機関名	内容
東京労働局	- 雇用保険の失業給付に関する特別措置 災害により、失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。 - 労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延期等の措置を講ずる。 (1) 納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。 (2) 制度の周知徹底 区市町村及び労働保険事務組合等の関係団体に対して、当該適用事業主に対する制度の周知を要請する。
関東森林管理局	知事等から被災地等における木材の需給安定等について要請があった場合、その必要があると認めるときは、国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等に努める。
日本郵便(株) あきる野郵便局 あきる野市内 郵便局	災害の様態、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 - 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 - 被災者が差し出す郵便物の料金免除 - 被災地あて救助用郵便物の料金免除
日本放送協会	NHK 厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。 被災者の受信料免除 状況により避難所へ受信機を貸与する。
NTT 東日本 NTT コミュニケーションズ NTT ドコモ	- NTT 各社の規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施 - 災害救助法適応地域のお客様の電話料金の支払期限の延長 - 料金等の減免を行ったときは、ホームページ等に掲示する他、報道発表等で関係の支店等に掲示する等の方法により、その旨を周知する。

第5節 義援金の募集・受付・配分

I 義援金品の保管及び配分

市が行う義援金品の保管及び配分については、次のとおり対応する。

(1) 義援金

- ア 寄託者より受領した義援金は、市義援金配分委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。
- イ 市義援金配分委員会から送金された義援金は、被害の状況及び被災者の世帯構成（年齢、性別、学年等）を基礎として配分計画を立て、被災者に配分する。
- ウ 市は、被災者への義援金の配分状況について、市義援金配分委員会に報告する。

(2) 義援品

- ア 義援品の保管は、市庁舎の倉庫を使用するほか、必要に応じて公共施設の一部を使用するものとする。
- イ 直接受領した義援品及び都福祉保健局等から送付された義援品については、配分計画に基づき被災者に配分する。

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

〈義援金品受領書〉

市 長	副市長	部 長	課 長	係 長	係

義 援 金 品 受 領 書

¥									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

品 名	数 量	摘 要

上記のもの確かに受領しました。

令和 年 月 日

住 所
氏 名 殿

あきる野市災害対策本部長
あきる野市長

印

第6節 中小企業への融資

災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、都及び政府系金融機関は、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害からの痛手を軽減し、事業の安定を図る。

第7節 農林業関係者への融資

災害により被害を受けた農林業者又はその組合等に対し、農林業の生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金措置を迅速かつ適切に講ずる。

1 農林漁業金融公庫による融資

農林業施設等の災害復旧資金及び被災農林業者の経営維持安定に必要な資金について、農林漁業金融公庫から貸付を行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき必要な措置を講じ、又は指導する。

2 資金等の融通

農林産物の被害が一定規模以上である場合においては、天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被災農林業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずるものとする。

3 農林業団体に対する指導

市及び都産業労働局は、災害時において、被災農林業者等が緊急に必要とする資金の融通等に対し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。

第8節 がれき処理の実施

1 がれき処理方針

- (1) 所管区域内の集積場所の集積や運搬状況等を把握
- (2) 処理施設の被災状況を調査し、施設復旧策を検討、都に報告
- (3) 実態相当規模のがれきの最終処分受入場所を確保

2 アスベストの飛散・ばく露防止

- (1) 解体工事の届出受付

第1部	第1編	第2部	第3部	第4部
第1編	震災編	第2編	風水害編	第3編
第2編	風水害編	第3編	雪害編	第4編
第3編	雪害編	第4編	火山編	第5編
第4編	火山編	第5編	その他編	資料編

(2) 立入検査の実施

(3) 環境モニタリングに関する協力団体等との連絡調整

第9節 災害救助法の運用等

I 救助実施組織の整備

(1) 救助実施組織の整備

救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するため、事前に強力な救助実施組織を確立しておく必要がある。

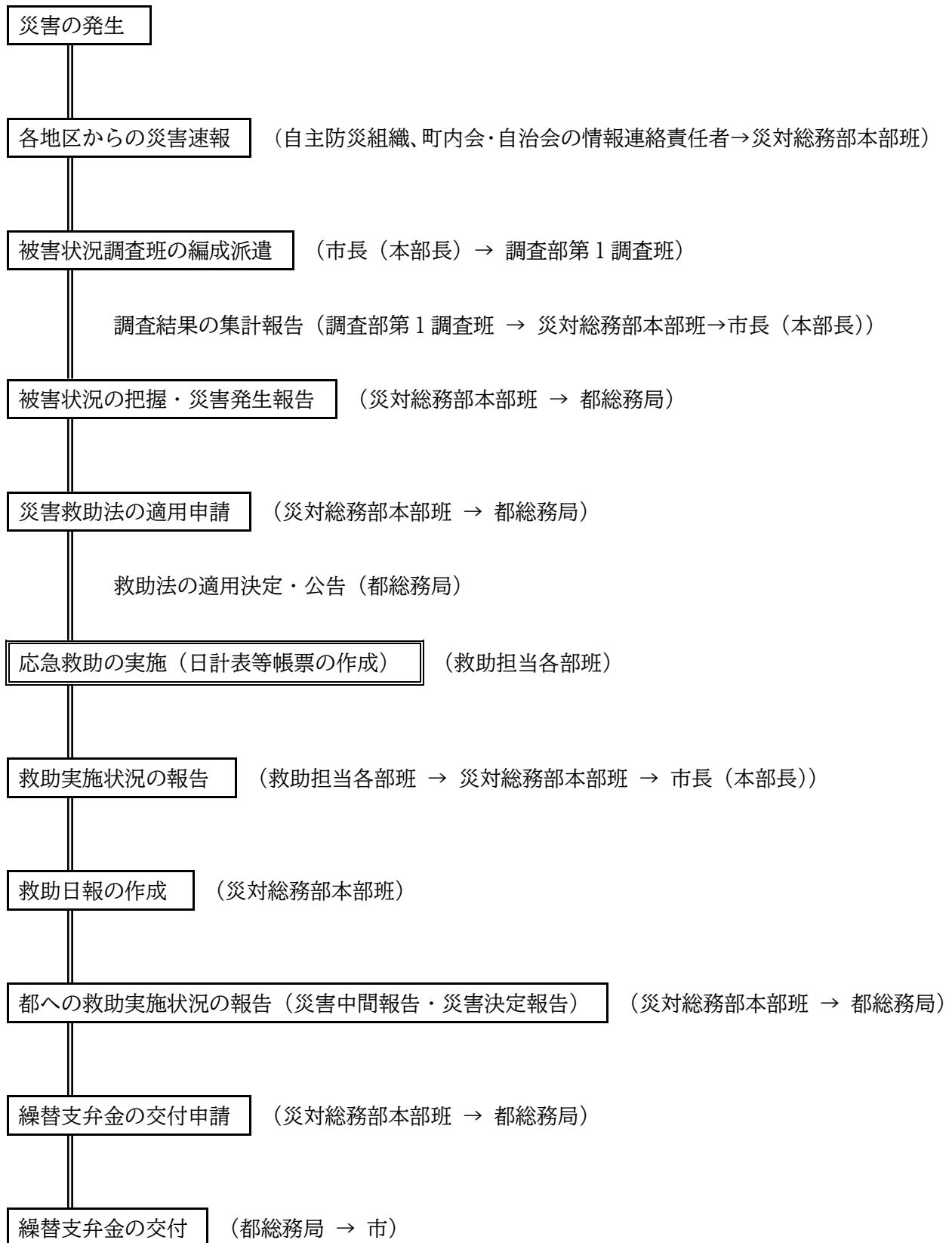
(2) 被害状況調査体制の整備

救助法を適用するに当たっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査・報告体制の整備に努める（第3部第2章第3節「被害状況等報告及び災害地調査報告」参照）。

(3) 救助の実施に必要な関係帳票の整備

救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票の作成が義務づけられている。災害時に延滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておくものとする。

〈救助法上（災害の発生から終了まで）必要な関係帳票一覧〉



第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

2 法による救助の実施

(1) 災害報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告するものとする。

(2) 災害救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録・整理し、都知事に報告する必要がある。

〈災害報告の様式（都総務局）〉

No.1 被害概況速報

地区名

災 害 の 種 類									
災害の発生区域									
災害発生年月日									
報 告 の 時 限									
報 告 責 任 者									
人 的 被 害	死 者								
	行方不明者								
	重 傷 者								
	軽 傷 者								
	計								
道 路 の 被 害	道 路 損 壊	箇所	河 川 の 被 害	河 川 決 壊	箇所	そ の 他 被 害	が け 崩 れ	箇所	
	道 路 冠 水	箇所		河 川 溢 水	箇所				
	通 行 不 能	箇所		下 水 溢 水	箇所				
その他の特記事項									

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第11章 市民の生活の早期再建【復旧対策】

第9節 災害救助法の運用等

No.2 被害状況調

区市町村名

被害の状況		地区名	地区	地区	地区	地区	計		
人的被害	死者								
	行方不明								
	負傷	重傷							
		軽傷							
		小計							
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流失							
		半壊又は半焼							
		一部破損							
		床上浸水							
		床下浸水							
	世帯及び人員	全壊・全焼又は流失	世帯						
			人員						
		半壊又は半焼	世帯						
			人員						
		一部破損	世帯						
			人員						
		床上浸水	世帯						
			人員						
		床下浸水	世帯						
			人員						
		災害発生年月日		年 月 日					

No.3 世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

区市町村名

世帯構成員別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人 世帯	7人 世帯	8人 世帯	9人 世帯	10人 世帯以上	計	小学生	中学生	高校生
全壊・全焼														
流失														
半壊・半焼														
床上浸水														

No.4 災害救助費概算額調

種 目 別 区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1 救 助 費		円	円	員数内識別表のとおり
(1) 収 容 施 設 供 与 費				
避 難 所 設 置 費	延 人			
応 急 仮 設 住 宅 設 置 費	戸			
(2) 炊出しその他による食品給与費	延 人			
(3) 飲 料 水 供 給 費	延 人			
(4) 被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	世帯			
(5) 医 療 費 及 び 助 産 費	延 人			
医 療 費	延 人			
助 産 費	延 人			
(6) 災 害 にかかった者の救出費	人			
(7) 住 宅 の 応 急 修 理 費	世帯			
(8) 生 業 資 金 の 貸 与 費	世帯			
(9) 学 用 品 の 給 与 費	人			
小 学 校 児 童	人			員数内識別表のとおり
中 学 校 生 徒	人			うち教科書 円
高 等 学 校 等 生 徒	人			うち教科書 円
(10) 埋 葬 費	体			うち教科書 円
大	体			
小	体			
(11) 死 体 の 捜 索 費	体			
(12) 死 体 の 処 理 費	体			
(13) 障 害 物 の 除 去 費	世帯			
(14) 輸 送 費				
(15) 人 夫 費				
2 実 費 弁 償 費	人			
3 扶 助 費	件			
4 損 失 補 償 費	件			
5 法 第 3 4 条 の 補 償 費				
6 法 第 3 5 条 の 求 償 対 する 支 払 費				
合 計				

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第11章 市民の生活の早期再建【復旧対策】

第9節 災害救助法の運用等

別表 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別 被害別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人 世 帯	7 人 世 帯	8 人 世 帯	9 人 世 帯	10 人 世 帯 以 上	計	小 学 生	中 学 生	高 校 生
全壊（焼）流出											世帯	円	円	円
半壊(焼)床上浸水														

〈日毎の記録を整理するために必要な書類（都総務局）〉

No.1 救助実施記録日計票

法による救助の実施は、迅速にして正確な被害状況の把握から始まるが、救助の実施状況の記録は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に整理しておかなければならない。

日毎の整理のための「救助の実施記録日計票」の様式例は次のとおりである。

救 助 の 実 施 記 録 日 計 票				
救 助 の 種 類	避 難 所	炊 出 し 等	飲 料 水	生活必需品
	医 療 救 護	助 産	仮 設 住 宅	住 宅 修 理
	救 護 班	学 用 品 等	死 体 搜 索	死 体 処 理
	本 部 班	死 体 埋 葬	障 害 物 除 去	輸 送
	労 務 供 給			
NO. _____ 月 日 時 分				
員 数 （ 世 帯 ）				
品 目 （数量・金額）				
受 入 先				
払 出 先				
場 所				
方 法				
記 事				

_____ 区市町村 _____

_____ 責任者氏名 _____ 印 _____

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第11章 市民の生活の早期再建【復旧対策】
第9節 災害救助法の運用等

〈救助総括様式〉

No.2 救助日報

報告機関				受信機関				
通信者				受信者				
報告時限		年 月 日 時現在		受信時間		年 月 日 時現在		
避難場所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活必需品給与	都より受入又は 前日よりの繰越量		点	
		閉鎖予定日	月 日					
	既存建物	箇所数	箇所		本日支給	全壊(焼)流失	世帯数 世帯数	()世帯 点
		収容人員	人			半壊半焼 床上浸水	世帯数 世帯数	()世帯 点
	野外仮設	箇所数	箇所		翌日への繰越量		点	
		収容人員	人					
炊出し	炊出期間	開始月日	月 日	医療・助産救助	医療班	医療班出動数		ヶ班
		終了予定日	月 日			救助地区		
	炊出し箇所数		箇所			診療者数	医療	人
	救出人員	朝	人				助産	人
		昼	人		医療機関	医療	施設数	箇所
		夜	人			診療人員	人	
		計	人		助産	施設数	箇所	
	供給人員		人		救助終了予定月日		月 日	
	供給水量		ℓ		救出地区			
	給水期間	開始月日	月 日		救助した人員		人	
		終了予定日	月 日		今後救助を要する人員		人	
	給水方法				救出終了予定月日		月 日	
					救出の方法			

第11章 市民の生活の早期再建【復旧対策】
第9節 災害救助法の運用等

学用品支給	都より受入又は 前日よりの繰越量			死体の処理	死体原因別人員		体
	小学生	全壊（焼）世帯	()人		死体処理	死体洗浄	体
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	()人			死体縫合	体
						死体消毒	体
	中学生	全壊（焼）世帯	()人		死体保存	既存建物利用	箇所
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	()人			仮設建物	箇所
		高校生	全壊（焼）世帯		()人	死体処理機関	
	半壊（焼）世帯 床上浸水世帯		()人		今後処理を要する死体		体
	埋葬	前日までの埋葬			体	障害物の除去	要障害物除去戸数
本日埋葬		大人	体	本日除去した戸数	(計戸) 戸		
		小人	体	今後除去する戸数	戸		
		計	体	除去終了予定月日	月 日		
翌日以降の要埋葬数		体	輸	公用車使用		台	
埋葬終了予定月日		月 日		借上車使用		台	
死体の搜索	搜索地区			救助の種類			
	死体	搜索を要する死体					体
		本日発見死体					体
		今後の要搜索死体		体	人夫雇上げ数		
	搜索の方法			人夫	従事作業		
	搜索終了予定月日		月 日		その他		
仮設住宅	着工月日	戸 月 日	備考				
	竣工月日	戸 月 日					
住宅修理	着工月日	戸 月 日					
	竣工月日	戸 月 日					

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第11章 市民の生活の早期再建【復旧対策】

第9節 災害救助法の運用等

No.3 災害救助法に基づく救助措置及び救助費報告

報告主管局	項 目	救 助 措 置				救助費（千円）		
福祉保健局	避難 所	箇所・人						
住宅政策本部	応急仮設住宅	戸						
福祉保健局	炊 出 し	箇所・人						
水道局	飲 料 水	人						
福祉保健局	被服寝具等	全壊・流失 世帯 半壊・床上 世帯						
福祉保健局	医 療	救 護 班 班 病院診療所 箇所 診療人員 人						
	助 産	箇所・人						
警 視 庁 東京消防庁	救 出	人						
住宅政策本部	住 宅 の 修 理	戸						
教 育 庁	学 用 品	教科書	小学生	人	学用品	小学生	人	
			中学生	人		中学生	人	
建設局	埋 葬	大人 体 小人 体						
総務局	死 体 捜 索							
福祉保健局	死 体 の 処 理	洗 浄 体 消 毒 体 保 存 体 検 案 体						
建設局	障害物の除去	戸						
各 局	輸 送	人						
	人 夫							
	法第34条の補償							
	事 務 費							

（注）報告主管局は、項目ごとに、毎日正午までに区市町村別に前日分を取りまとめて報告すること。

〈災害救助法による救助の程度・方法及び期間〉

救助の種類	救助の対象	費用の限度額	救助の期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	基本額 避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内とする。 加算額 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材等、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、難所避で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼、又は流出し居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者。	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定。 2 基本額 1 戸当たり 6,285,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,285,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事ができない者	1 人 1 日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から 7 日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	食品給与のための総経費を延べ給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他、生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4 月～9 月)冬季(10 月～翌年 3 月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記(※1)金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	備蓄物資の価格は年度当初の評価額 現物給付に限ること

第1編 震災編	第1部	第2部	第3部	第4部
	第1部	第2部	第3部	
第2編 風水害編	第3編 雪害編	第4編 火山編	第5編 その他編	資料編

第 1 1 章 市民の生活の早期再建【復旧対策】
第 9 節 災害救助法の運用等

医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班——使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕等の実費 2 病院又は診療所——国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者——協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	患者等の移送費は別途計上
----	----------------------	--	---	--------------

※ 1

区分		1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人以上 1 人増す 毎に加算
全 壊 全 焼 流 失	夏季	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬季	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半 壊 半 焼 床上浸水	夏季	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬季	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

第11章 市民の生活の早期再建【復旧対策】
第9節 災害救助法の運用等

救助の種類	救助の対象	費用の限度額	救助の期間	備考
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩したもので、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(半焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(半焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000 円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住宅が全半壊(全半焼)、流失、床上浸水等により、学用品の喪失又は棄損し、就学上支障の生じた小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材の実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童1人当たり4,500円以内 中学校生徒1人当たり4,800円以内 高等学校等生徒1人当たり5,200円以内	災害発生の日から1ヵ月以内(教科書) 災害発生の日から15日以内(文房具及び通学用品)	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する
埋葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬する者に棺又は棺材等の現物を支給	1 体当たり 大人(12歳以上)215,200円以内 小人(12歳未満)172,000円以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者	1 洗浄縫合消毒等の処理 1 体当たり3,500円以内 2 一時保存 ① 既存建物の借上費及びドライアイスの購入費等は、通常の実費 ② 既存建物以外は、1 体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上
障害物の除去	1 自力では除去できない者 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれて生活に支障をきたしている場合	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均137,900円以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	

第1編 震災編

第2編 風水害編

第3編 雪害編

第4編 火山編

第5編 その他編

資料編

第 1 1 章 市民の生活の早期再建【復旧対策】
第 9 節 災害救助法の運用等

救助の 種類	救助の対象	費用の限度額	救助の期間	備考
救助のための輸送 費及び賃 金職員等 雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 災害にかかった 者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整 理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認めら れる期間	

3 従事命令等

(1) 従事命令等の種類

迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、都知事に次のような権限が付与されている。なお、都知事はこれらの権限を市長に委任できる。

ア 従事命令

一定の業種の者を、救助に関する業務に従事させる権限

(例) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職 等

イ 協力命令

被災者その他近隣の者を、救助に関する業務に協力させる権限

(例) 被災者を炊き出しに協力させる 等

ウ 管理、使用、保管命令及び収用

特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限

(ア) 管理

救助を行うため特に必要があると認めるとき、都知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限。

(イ) 使用

家屋を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限。

(ウ) 保管

災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限。

(エ) 収用

災害の際、必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限。

なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。

第1部	第1編	第2部
	震災編	第3部
		第4部
第2編	風水害編	第1部
		第2部
		第3部
第3編	雪害編	
第4編	火山編	
第5編	その他編	
資料編		

(2) 従事命令を受けた者の実費弁償

区分	範囲	日当	期間	備考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師……………21,300円以内 歯科医師……………20,500円以内 薬剤師……………17,700円以内 保健師、助産師、看護師…16,600円以内 土木・建築技術者……………16,000円以内 大工……………25,300円以内 など	救助の 実施が 認めら れる期 間内	時間外勤務手当及び旅費は別途東京都規則で定める額

第3部 災害復興計画

第1編 震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
第2編 風水害編	第1部
	第2部
	第3部
第3編 雪害編	
第4編 火山編	
第5編 その他編	
資料編	

第1章 復興本部

第1節 復興本部の設置

都知事は、地震により被害を受けた地域が東京都の地域内で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、復興本部を設置する。

本部は、被災後1週間程度の早い時期に設置するものとし、震災復興基本方針及び震災復興計画（※）を早期に策定することにより、震災復興後の都市ビジョン、市民生活ビジョン、震災復興計画の到達目標、事業指針等を都民に明確に示すとともに、具体的な震災復興事業を推進していく。

あきる野市においては、災害対策本部が同様の役割を担う。

※ 震災復興計画

震災により重大な被害を受けた場合において、都市の復興並びに市民生活の再建及び安定を図るため、東京都震災対策条例第56条に基づき策定する計画

東京都震災対策条例第56条

（震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進）

第五十六条 知事は、前条に規定する場合は、広域的な復興を推進する見地から、速やかに震災復興計画を策定しなければならない。

2 知事は、前項の計画に基づいて震災復興事業の推進に努めなければならない。

3 知事は、第一項の震災復興計画の策定及び前項の震災復興事業の実施を円滑に推進するため、あらかじめ震災復興に関する施策及び手続きを定めることができる。この場合において、知事は、当該施策及び手続きを都民に周知しなければならない。

4 知事は、震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進に当たり、区市町村との調整に努めなければならない。

第2章 震災復興計画の策定

第1節 復興計画

平成7年1月の阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災の教訓は、都市が被災した場合の円滑で計画的な復興の進め方や都市像・地域像、モデルプラン等について、事前に検討研究しておくことの重要性を教えた。

復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、雇用、保健、医療、福祉などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

本節では、復興計画の基本的考え方について述べる。

Ⅰ 復興計画策定の基本方針

(1) 復興とは

震災後のまちづくりは、復旧と復興に大別される。

復旧は、市街地形態と道路・鉄道・公園・ライフライン等の都市施設をほぼ従前の状態に回復することであるのに対して、復興は市街地形態を一新して、道路・公園・ライフラインの充実・改善を図る等の都市改造を実施し、新たな社会資本の整備を行うことである。

(2) 復興計画とは

復興計画は、過去の災害の教訓を生かして次の大震災に備え、新しい理念に基づいた災害に強い都市を再構築するためのマスタープランである。

(3) 復興計画策定の基本方針

復興計画を策定するに当たっては、被災市街地の状況を的確に把握し、それに基づき、極力早い時期に、建築制限の適用地域や復旧又は復興に向けた取組みの基本方針を市民に示す。

(4) 復興モデルプラン

被災直後の混乱した非常事態の下であっては、都市とそこに住む人々の将来を方向付ける復興に向けたまちづくり計画の作成が必要である。

このため、市街地における土地利用の類型に応じて復興モデル地区を抽出し、防災の視点から、道路、公園、公共・公益施設等の望ましい施設計画について、あらかじめ復興モデルプランを検討しておく必要がある。

万一、大規模な災害が発生した場合には、このモデルプランをベースに災害状況や市民の意向及び将来における防災性等を踏まえつつ、速やかに復興まちづくりの計画案を作成する。

(5) 復興計画マニュアル

第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部

第3編
雪害編

第4編

火山編

第5編

その他編

資料編

第2章 震災復興計画の策定

第2節 特定分野計画の策定

被災直後から、迅速かつ的確に復興に取り組むため、復興の手順、都市計画的手法、復興まちづくり計画立案の指針となるモデルプラン等を検討し、取りまとめておくものである。このマニュアルに盛り込む内容については、今後検討の上、明らかにしていく必要がある。

2 復興に対する合意形成方法の検討

円滑な復興を図るため、東京都震災復興マニュアルや東日本大震災における合意形成ガイダンス等を参考に以下の点に配慮しつつ、合意形成方法のあり方について検討する。

- (1) 大規模災害の発生時には、被害者が広範囲に避難して連絡がつきにくく、縦覧や説明会等への参加もままならない状況への対応
- (2) どのようなまちに再構築するかという、復興まちづくり計画（土地利用のあり方や事業手法等）に関しての合意形成を短期日で整えるための条件整備
- (3) 「被災市街地復興特別措置法」では、最大2年間の建築制限を認めているが、広い地域の多数の市民に長い避難生活を強いておくことの妥当性等
- (4) 市民参加による計画づくりと円滑な復興の推進

第2節 特定分野計画の策定

東京都では、復興に当たり、その性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

市は、計画の内容を総合的に推進する。

1 都市の復興

- (1) 都は、被害の状況を把握し、広域的な観点からの復興都市づくりの方針等を示した「都市復興の理念、目標及び基本方針」や「震災復興グランドデザイン」を踏まえ、区市町村等と調整を図りながら、都市復興の基本的な考え方をまとめる「東京都都市復興基本方針」や、都市復興への具体的な計画をまとめる「東京都都市復興基本計画」等の作成を行う。
- (2) 都は、「被災を繰り返さない、活力とゆとりのある高度成熟都市の実現」を目指して、「都市計画区域の整備・開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を基に、被災状況に応じた「東京都都市復興基本計画(骨子案)」を被災後およそ2か月で公表する。
- (3) (1)(2)に基づき、「東京都都市復興基本計画」をおよそ6か月で作成し、地域復興協議会などの地域住民の参画を得ながら復興事業を推進し、本格的な市街地復興を進める。

2 住宅の復興

住宅復興に向けて、住宅の被害状況を的確に把握した上で、都市復興の計画と連携しつつ、住宅供給の目標やその実現のための施策の方向等を示す住宅復興計画を早期に策定する。あわせて、復興へ

の支援施策として、公的住宅の供給や被災者の自力での住まいの確保支援など、多様な住宅対策を講ずる。

3 産業の復興

- (1) 市民のくらしを震災前の状態に回復させるため、保健・医療・福祉・文化・社会教育、消費生活等に関する対策を総合的に推進する。
- (2) また、ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成する。

4 くらしの復興

- (1) 震災からの産業の復興に当たって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、あきる野市の産業振興を図る施策を進める。
- (2) 産業復興方針を策定し、中小企業施策、観光施策、農林水産業施策及び雇用・就業施策などを総合的に展開する。
- (3) 復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引等のあっせん、物流の安定など、総合的な対策を講ずる。

第3節 被災者総合相談所の設置

市は、復興対策の本格化に応じて、関係各局との連携・協力により、被災者総合相談所を設置する。

(1) 開設場所

あきる野市役所1階に開設とする。

(2) 開設時期

被災後1か月程度を目途とする。

(3) 開設決定

災害対策本部において決定する。

(4) 相談分野、相談内容

被災に関すること全般について相談を行う。

第1部	第1編 震災編	第3部
第2部	第2編 風水害編	第2部
第3部	第3編 雪害編	第3部
第4部	第4編	第4編
第5部	第5編	第5編
第6部	その他編	その他編
資料編	資料編	資料編

